

平成28年第3回伊仙町議会臨時会

第 1 日

平成28年8月16日

平成28年第3回伊仙町議会臨時会議事日程（第1号）

平成28年8月16日（火曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 承認第12号 平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第4 議案第56号 伊仙町課設置条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第5 議案第57号 伊仙町定住促進住宅条例の制定（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第6 議案第58号 平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）

1. 出席議員（14名）

| 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
|------|-------|------|--------|
| 1番 | 平博人君 | 2番 | 岡林剛也君 |
| 3番 | 牧徳久君 | 4番 | 上木千恵造君 |
| 5番 | 美山保君 | 6番 | 永田誠君 |
| 7番 | 福留達也君 | 8番 | 前徹志君 |
| 9番 | 明石秀雄君 | 10番 | 樺山一君 |
| 11番 | 永岡良一君 | 12番 | 伊藤一弘君 |
| 13番 | 琉理人君 | 14番 | 美島盛秀君 |

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂 浩一君 事務局書記 荻田恭平君

1. 説明のため出席した者の職氏名

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|----------|-------|--------|-------|
| 町長 | 大久保明君 | 副町長 | — |
| 総務課長 | 樺山誠君 | 企画課長 | 池田俊博君 |
| 税務課長 | 當吉郎君 | 町民生活課長 | 伊藤勝徳君 |
| 保健福祉課長 | 澤佐和子君 | 経済課長 | 元田健視君 |
| 建設課長 | 中熊俊也君 | 耕地課長 | 久保等君 |
| 環境課長 | 佐藤光利君 | 水道課長 | 喜昭也君 |
| 農委事務局長 | 永島均君 | 教育長 | 直章一郎君 |
| 教委総務課長 | 仲島正敏君 | 社会教育課長 | 明勝良君 |
| 学給センター所長 | 水本斉君 | ほーらい館長 | 仲武美君 |
| 選管書記長 | 鎌田重博君 | | |

△開 会（開議） 午前10時02分

○議長（琉 理人君）

ただいまから平成28年第3回伊仙町臨時会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（琉 理人君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、岡林剛也君、牧 徳久君、予備署名議員を上木千恵造君、美山 保君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

日程第2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日8月16日の1日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日8月16日の1日間と決定しました。

なお、会期日程につきましては、お配りしてあります日程表のとおりであります。

△ 日程第3 承認第12号 平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認

○議長（琉 理人君）

日程第3 承認第12号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

おはようございます。

承認第12号は、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）を地方自治法第179条第1項の規定により平成28年7月12日に専決処分しましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告して承認を求めるものであります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

承認第12号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について補足説明をいたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額54億2,281万8,000円に歳入歳出それぞれ200万円を増額し、歳入歳出予算の総額を54億2,481万8,000円とするものでございます。

3ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入からご説明いたします。

13款国庫支出金、補正前の額6億7,643万円に200万円を増額補正し、6億7,843万円とするものでございます。主な理由といたしましては、臨時福祉給付金の増額によるものでございます。

以上、歳入合計、補正前の額54億2,281万8,000円に200万円を増額補正し、54億2,481万8,000円とするものでございます。

4ページをお開きください。

歳出についてご説明をいたします。

3款民生費、補正前の額14億5,275万円に200万円を増額補正し、14億5,475万円とするものでございます。主な理由といたしましては、臨時福祉給付金の増額によるものでございます。

以上、歳出合計、補正前の額54億2,281万8,000円に200万円を増額補正し、54億2,481万8,000円とするものでございます。

以上、承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

承認第12号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

平成28年度伊仙町一般会計補正予算書(第3号)の専決処分の承認についての質疑をいたします。

歳出の6ページ、款3の民生費、目11の臨時福祉給付金事業費として、節の19の負担金及び補助及び交付金の200万、年金生活者支援臨時福祉給付金等の200万でありますけれども、これは何人分で、また何歳から何歳までか、内容の説明をお願いいたします。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

ただいまの質疑に関しましてご説明いたします。

低所得者の高齢者を対象にしました臨時福祉給付金で5月に申請をしまして、支給を6月から始めております。

当初9割で計画を上げていまして、1,578名で予算計上しておりましたが、64名分不足したところから、200万円、臨時福祉給付金1名につき3万円の給付金でございます。64名分不足しまして、192万円ということで200万円補正を出させていただきました。

7月中には支給を終わらせなければいけないということで、9月に間に合いませんので、今回、専決処分でさせていただきました。

以上でございます。

○14番（美島盛秀君）

1,578人の中の64名分の1人3万円ずつということによろしいですか。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

当初、計画が1,578人で計画しておりまして、1,578人は全員支給しまして、プラスで64名分不足したということで、200万円不足したということで、今回、補正を出させていただきました。1,642名に支給しております。

○14番（美島盛秀君）

その1人3万円という基準的な要素は、どういうところから1人3万円というふうに算出したのでしょうか。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

これは国のほうから低所得者に向けての給付金ということで3万円、5月から7月までが高齢者、10月以降に障害年金受給者等の支給も3万円であります。今回、3万円というのは国のほうで規定されてきている金額でございます。

○議長（琉理人君）

他に質疑ございませんか。

○2番（岡林剛也君）

1,578名で計画して、1,578名支給したということは100%の給付率ということですか。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

これは、対象者はもと9割で1,578人。昨年が、決定が81.75%の方に支給しておりましたので、大体9割ぐらいだろうということで、多目に見て1,578人で計上したのですけれども、この9割の人数で1,578人です。6月議会のほうでなるべくたくさんの方に支給していただいたほうがいいのではないかとということで、電話または防災広報無線等で声かけをしましたところ、その後また申請が多くありまして、予算をオーバーしたという事になりました。

○議長（琉理人君）

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第12号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第12号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を採決

します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、承認第12号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認については、承認することに決定しました。

△ 日程第4 議案第56号 伊仙町課設置条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第4 議案第56号、伊仙町課設置条例の一部を改正する条例について議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第56号は、伊仙町課設置条例を改正いたしたく提案しております。
ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

議案第56号、伊仙町課設置条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。
伊仙町課設置条例の第1条の「企画課」を「未来創生課」に、「環境課」を「きゅらまち観光課」に改めるものでございます。
なお、施行期日は平成28年9月1日とするものでございます。
ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第56号について質疑を行います。

○3番（牧 徳久君）

議案第56号、伊仙町課設置条例の一部を改正する条例について質疑を行います。
この条例につきましては、6月議会において上程されまして、手続を踏まえていないということで取り下げをしたわけですが、我々議員の中にも、以前役場職員だった方が4名おりまして、このOBの4名で執行部のほうに申し入れを行って、行政運営調査会等、こういった諮問機関を開いて、手続を踏まえてやったのか、これを再度お伺いしてみたいと思います。

○総務課長（樺山 誠君）

この案件に関しましては、いろんな形で注文がございまして、その中で我々も反省を踏まえて、7月11日に行政運営調査会にお諮りをしまして、その中の意見として、いただいた意見が非常に前向きなことじゃないかということでした。

時代に即した形の課名にするってことは、町民にわかりやすく非常にいいことだということをしていただきまして、その中で自信を持って、今回、議会に提案しているところでございます。よろしくお願いたします。

○3番（牧 徳久君）

6月議会の後、7月11日に調査会等を開いて前向きな回答をいただいたということで非常にいいことだと思います。この企画課を未来創生課に改めるわけですが、この創生課というのは、今現在、国が進める地方創生、これにちなんで考えた、課名じゃないかと思いますが、今後、この未来創生においても、これは安倍内閣が進める期間中の一時的なものでありまして、この課をつくった場合は、伊仙町が永続してこれがずっとあるわけですが、これは時代に即した名前と思っているんでしょうか。お伺いします。

○総務課長（樺山 誠君）

今回、我々職員の中でネーミングを募集して、そのネーミングを職員で投票して決定をしたわけですが、この未来創生課というのは、今、地方創生という状況の中で言われているのですけれども、地方創生じゃないのだと。今の企画は、いろんな観光だとかあるいは祭りだとか、いろんなこともするのですけれども、この企画課を、将来をつくる、計画を練る課という形で、未来をつくり上げていく計画をつくる課にしていくという意気込みで職員の皆さんが選んだということでございます。

ですから、地方創生という創生と言う言葉が入っているのですけれども、それとこの未来創生というのは、未来をつくり上げていくのだという形の考え方でいるところでございます。

○3番（牧 徳久君）

今後とも、このようにいい見本ではありますが、7月に行った行政運営調査会、こういったのも条例上まだ規定があるわけですので、今後、何か役場の内部のことに関して、条例を変えたりする場合は、ぜひ手を踏まえてから決定するように要望いたしまして、この課設置条例について終わりたいと思います。

以上です。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第56号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第56号、伊仙町課設置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第56号、伊仙町課設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに決定しました。

△ 日程第5 議案第57号 伊仙町定住促進住宅条例の制定について

○議長（琉 理人君）

日程第5 議案第57号、伊仙町定住促進住宅条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第57号は、伊仙町定住促進住宅条例を制定いたしたく提案しております。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

議案第57号、伊仙町定住促進住宅条例の制定について補足説明をいたします。

伊仙町定住促進住宅条例は、少子高齢化による人口減少を食いとめるために、民間事業者が建設した上質な賃貸住宅を伊仙町が借り上げ、当該住宅を伊仙町定住促進住宅として、町民及びUIOターナー者に対して安価でレンタルすることで、充実した生活環境を確保・支援し、入居者の将来における町内への定住を促進することを目的に制定するものでございます。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第57号について質疑を行います。

○4番（上木千恵造君）

条例7ページをお願いいたします。

28条別表第2、この住宅は、阿三定住促進住宅、阿権定住促進住宅と載っていますが、この他にも計画があるようなことを聞いていますけれども、もし他の計画が出た場合はどのような措置をするのかお伺いいたします。

○総務課長（樺山 誠君）

今議会へ提案している物件に関しましては2件でございますけれども、この他、小島地区に今、計画をしているところです。この計画が整ったときに、この条例の別表に追加していくということになりますので、この条例は、債務負担と一緒に変わっていくような状況になりますので、この条

例も変わってくるということでございます。

○4番（上木千恵造君）

住宅が新たに追加した場合や、区画造成等で条例に上げようということですね。それと公募については、いつごろから民間事業者の公募を予定しているのかお伺いをいたします。

○総務課長（樺山 誠君）

公募に関しましては、今議会の議決後に、この会議を開きまして、明日か、明後日には公募を開始しようと思っております。

○4番（上木千恵造君）

3ページが一番上のほう、2ページから3ページにかけて、2LDKが月額3万円、3LDKが3万5,000円とするとあります。そして、同居する高校生以下の子供がいる場合には、2万円を上限にして減免することができるというふうに謳われていますけれども、どのような減免措置を考えているのかお伺いをいたします。

○総務課長（樺山 誠君）

家賃の基礎額は、2LDKで3万円、3LDKで3万5,000円という基礎額を設けまして、2万円を上限に、高校生以下の子供さん1人に対して5,000円減額をするということでございます。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○14番（美島盛秀君）

伊仙町定住促進住宅条例について質疑をいたします。

1ページ目の第3条の2項、この2項で、住宅の名義及び権利を町へ移転したとき、どのようなメリットが考えられるのかお尋ねをいたします。

○総務課長（樺山 誠君）

まず、町有地に建てていただくのですが、建物が完成した後に、民間の事業者に対しましては、建物を町へ登記を移転するというようなことでもございますけれども、これに関しましては、民間事業者に事故があった場合の防止だというふうに考えていただければ結構だと思います。

○14番（美島盛秀君）

民間事業者にとっては、事故というのは倒産とかいろいろ問題等が出てくるからと思いますが、例えばこの住宅を町に移した場合、今までどおり地方交付税として措置がされるのかどうかお尋ねをいたします。

○総務課長（樺山 誠君）

住宅自体には公営住宅法に基づいた建設ではございませんので、交付税とか補填されるということとはございません。

そのかわり、もし町外から移ってきた人たちが住めば、その人たちに対しては交付税の措置はされるということでございます。

○14番（美島盛秀君）

町の住宅等には交付税措置はないというわけですか。

○総務課長（樺山 誠君）

建築に対して、この今回の定住促進住宅のものに関しては、国等の事業費をもちろんいただいているので、それに対しての措置はございません。

○14番（美島盛秀君）

この住宅、阿権と阿三、2カ所なのですが、この移住者に対しての所得税あるいは町民税、それから町に対し、どのくらいのメリットがあるのか試算をしたり、そういうことはないですか。

○総務課長（樺山 誠君）

もちろんこの住宅、はっきり申し上げて、町外から何人入ってくるだとかいう試算はしてございませんけれども、町内の住宅不足の解消だとか、あるいはこの住宅に住んでいただいて、お子さんがいっぱいいる方は減免措置も受けられますし、家賃もある程度下がっていくわけですから、町内の定住が考えられるということでやっているところでございます。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、こういう新しい事業等を取り入れて、住宅を建設するときにはどういうメリットが町内にあるのか、そういうふうなことも試算をして、今まで過去のそういうのを試算したりして、町民に、こうだからつくるのだよと納得のできるような説明等ができるように努力をしてほしいと思います。

次に、第4条と10条、11条との関連をしてお尋ねをいたします。入居の資格の件ですが、第4条では暴力団等ですよね。それから、この暴力団についてはどういうふうに暴力団であるのか、暴力団でないのかを、区別をするのか。

それから、10条と11条ですね。10条と11条、関連して、同居した人の親族以外の親族を同居させるときは、町長の承認を得なければならないということと、11条の2項、児童との養子縁組等についてですが、これは今までの町の住宅にも私は関係があると思いますけれども、今までの町の住宅でこういうのがあったのかどうか、あるいはまたあるのかどうか。

そして、私が見るには、同居しても、そこに住所がない人が一緒に同居しているというようなこと等が見受けられるのですけれども、それは調査を今までしたことがあるのかどうか、これからする予定があるのかどうかお尋ねをいたします。

○総務課長（樺山 誠君）

まず、第4条関係に関しましてですが、皆さんに説明したときに、暴力団という用語を使っているのかどうかということでもございましたけれども、これは法律では、平成3年の法律第77号に暴力団員による不当な行為の防止に関する法律というのもございますし、これは用語としては正しいということでもございます。

あと、暴力団かどうかをどうやって調べるのかということでもございますけれども、3町全部結んであるのですが、伊仙町としましては、7月22日に徳之島警察署で暴力団の情報提供に関する協

定書を調印してございます。

職業がなくて疑わしい方々というものに関しては、問い合わせをして調べていただくというものと、こういう情報提供できるように協定書を結んでいるところでございます。

あと、3ページの同居者の承認というところで、第10条、入居者は当該入居者の入居の際に、同居した親族以外の親族を同居させようとするときは町長の承認を得なければならないのでございますけれども、親族以外に、結局は結婚するからということで内縁関係にある方とか、そういう方が一緒に住むときに申請をすると、町に申請をして承認いただくというようなことでございます。

あと、第11条の世帯の異動、亡くなったときだとか、あるいは児童との養子縁組、結局は養子縁組じゃなくても、島に、この住宅に住んでいる方が都会の親戚の子供を預かるだとか、そういうことになったときに、こういうふうに異動届を提出しなさいという条項でございます。

あと、伊仙町の町営住宅の設置及び管理条例の中で、同居の承認ということで第13条にこのような実際の文言が書かれているところでございます。

○14番（美島盛秀君）

この条例については新たに設置をする条例でありますけれども、これは伊仙町の法律ですから、国の法律あるいは県、地方の条例等々、今後、職員の皆さんはこういうことを、さっき言った調査等をしっかりと進めて、こういう条例違反がないようなことを進めていただきたいと思います。

次に、第5条、6条、8条を関連してお尋ねいたします。特に、8条の件で先ほどもありましたが、3LDKが3万5,000円、2LDKが3万円ということですが、この家賃、私は高いかなと。都会に比べれば安いぐらいですけれども、島で安定した職場がないということ等を考えたときには、なかなか入りにくいだろうと。

また、今まで町の住宅であっても家賃の滞納者があると、非常に財政を圧迫しているというようなこと等から考えてみたときに、この第6条に審査会というのがありますが、この提出するときには所得証明書をつけて、これだけの所得があって大丈夫だというぐらいのしっかりとした契約をしないと、私は恐らく滞納が出たり、あるいはまた問題が生じないとも限らないと思いますので、今の町営住宅に入られている人たちの、所得証明書等をとって、きちんとした所得があるのが確認できているのかどうかお尋ねをいたします。

○総務課長（樺山 誠君）

入居者の資格の第4条にもございますけれども、家賃、敷金、その他入居に必要な経費の支払い能力があることを調査いたします。

ですから、今、議員が言ったように、所得がどれくらいあるのか、そういうのも出していただきながらやっていくということでございます。

あと、家賃に関していろいろ議論をしたのですが、まず、この家賃に関しましては、伊仙町内の家賃を鑑みますと、まずは家賃の決定に関して、家賃の基礎額というのは、2LDKが3万、3LDKで3万5,000円がいいだろうと。

そのかわり、この定住促進住宅に入居すると、高校生以下の子供さんによって減額がされていくわけですから、上限として2万円ですけれども、4名の子供さんがいる家庭に関しましては3LDKで1万5,000円ぐらいになると。ですから、そのようなことも鑑みて、基礎額を3万と3万5,000円にしたということですので、ご理解いただきたいと思っていますところでございます。

○14番（美島盛秀君）

2LDKで3万円、3LDKで3万5,000円、それで高校生以下の子供と一緒に同居すると2万円を上限として減額できると。ということは、2LDKは2万円を減額して1万円、3LDKが2万円を減額して1万5,000円というふうな説明ですけれども、これは高校生以下の場合であって、以下でないとは3万円と3万5,000円ということですが、今後、こういうような高校生以下の子供たちが同居する、研修に行ったときにも、高校生以下の同居している子供がいなかったら出ていってもらうという説明等もあったわけですが、その後はまた、もとの3万円と3万5,000円に戻していいわけですね。

続けて、23条の2項、28条をあわせてお尋ねをいたします。23条の2項は工作物を敷地内につくってはいけないということで、もちろんつくってはいけないと思うのですが、28ページの阿権住宅について、今回、4棟の計画があるようですが、敷地は大分広いです。都会あたりから移住したいという人等が定年後に来て入るときには、やはり小さな菜園とかあるいは物置、倉庫あたりをつくりたいという人も出てくるのではないかなと思います。そういうときには、そこに広い敷地がありますので、そういうところには届け出があれば許可ができるというふうに受けとめてよろしいでしょうか。

○総務課長（樺山 誠君）

23条の（2）のほうに、正当な理由なく定住促進住宅の敷地内に工作物等を設置することということですから、いろんな理由、事情があつたりできる可能性はあるということです。結局はそういう菜園をつくりたいと、あるいはちょっとした物置をつくりたいとか、そういうものに関しましては申請をしていただいたらできるということですのでございます。

あと、ペットに関しても、正当な理由なく犬とか動物を飼育することはできないのですよということ、正当な理由があれば結局はできると。盲導犬だとか、そういうことで、こういう動物を飼育することは絶対できないのですよということじゃなくて、理由があればできるということのでご理解いただきたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

この住宅において、阿権の団地、4棟の計画ですが、かなり敷地が広いです。約2反ちょっとあるのではないですかね。4棟つくってもかなりの余裕があると思いますので、今後、追加してそこに住宅を建てるということになる可能性はあると思います。それまでにその住宅を建てた残った土地、そこに家庭菜園なりあるいは建物をつくるということになれば、立ち退き等難しい問題もあると思いますけれども、そういうところを計画して予想なりをして、利用できるようなそうい

うこともぜひ考えて、今後、余裕を持って設計をしていただけるようお願いをして終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○2番（岡林剛也君）

伊仙町定住促進住宅条例について質問をいたします。

第3条で、借り上げ期間は協議して決定するとありますが、大体何年ぐらいの予定をしておりますか。

○総務課長（樺山 誠君）

債務負担行為で議決をいただいているのですけれども、大体15年を考えているところです。ですから、木造とRCの借り上げ期間、その辺もしっかり見きわめながら借り上げ期間に関しましては決定していきたいと思っているところです。

○2番（岡林剛也君）

借り上げ期間15年と説明がありましたけども、15年過ぎた後に下取りというか払い下げする場合、その場合はまた幾らかお金は発生するのですか。

○総務課長（樺山 誠君）

債務負担には、もし15年間借り上げるということになれば、15年間で建設費を賄うということでございますので、15年間切れたときに残りのお金を業者に払うというようなことはございません。ですから、15年間で済むということでございます。

○2番（岡林剛也君）

次に、入居資格第4条ですけども、4条の2に家賃、敷金、必要な経費の支払い能力があることとありますが、例えば、片親で子供がいっぱいいる場合、いろいろ手当とか、あともし生活保護などをもらっている場合、支払い能力はあると思うのですけども、そういう方も入居資格に当てはまるのでしょうか。

○総務課長（樺山 誠君）

入居の資格に関しましては、この入居資格を満たす方であれば入居できるということでございます。

○2番（岡林剛也君）

4ページの14条ですけども、敷金の運用等とありますが、「町長は敷金を安全かつ確実な方法で運用しなければならない」、第2項で「運用して得た利益金は定住促進住宅の管理に係る費用に充てるものとする」とありますが、この運用とは何ですか。

○総務課長（樺山 誠君）

この入居時の敷金に関しましては、定期だとかで運用していくのですけども、この利子をこういう修理に充てるということでございますけども、いかんせん利子が非常に少ない状況の中で、現実的にはこの敷金の利子では賄えないということでございますので、これは退去するときに返さなき

やいけないお金でございますので、ちゃんと町として別口で保管しておくのですよという意味合いの書き方でございます。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○8番（前 徹志君）

やっと念願の住宅ができるということで集落民が喜んでいるところでありますが、先月、総務課長、建設課長より集落で説明会がありまして、そのときに現在の計画は木造住宅ということになっておりましたが、集落民全員で協議した結果、RC鉄筋コンクリートで建設をしてくれないかという要望がありました。

場所的に、台風のときには、ものすごい風の影響があるということを聞いております。

若い世代、子供たちが生活するのを目的としておりますので、安心・安全で台風の時期も生活ができるように鉄筋コンクリートで、ぜひ建築してくれないかという要望であります。町長、このことについてどのように考えているのかお伺いいたします。

○総務課長（樺山 誠君）

町長の答弁の前に少し触れていきたいと思っております。

我々この住宅つくるときに、議会の皆さんからこの間、課の設置関係でも指摘があったとおり、こういう物をつくっていく中で対象者、集落とそういうことをしっかりと話し合いながら進めていけば、後々しっかりした物ができるのではないかなということで、阿権集落と阿三集落において、集落説明会というよりも、こちらから説明じゃなくて議論をする場をつくってきたいということで、議論をしてきたところでございます。

その中で集落からの要望等もございまして、阿三に関しましては、我々当初計画は鉄筋でということで考えてはいたのですけれども、いかんせん予算面から考えると木造がいいのではないかなという状況の中で、そういう説明をしてきたわけでございますけれども、やはり木造に関しましては、設置場所がヘリポートの真上でございますので、非常に風を遮るものがないということで、集落のほうから、非常に建物自体はもつかもしれないのですけれども、やはり住む側としては、2～3日暴風にさらされている中で不安が起きるのではないかなという意見等がございました。

あと、2LDKが4棟、3LDKが4棟という説明をしたのですけれども、いや、3LDKが8棟いいとかいろんな要望があったのですけれども、この要望をしっかり酌み取りながら、また再度、議論をしながら進めていかなきゃいけないというふうに思っているところでございますので、要望というか、その話し合いの結果を踏まえて、再度また町として考えてはいかなきゃいけないというふうには考えているところでございます。

○町長（大久保明君）

説明会の中で、コンクリートのほうがいいというふうな意見があったということをお聞きしております。

工法に関しまして、最近のいろんな技術革新の中で木造であっても、3階建て4階建ても可能な時代になってくるという話を県の説明会で聞いたことがあります。それは、板の走っている面を4つぐらいの層に交差していった場合に、かなり強固になるというふうな技術が今進んでおるようでございます。それは、今関係している方々の会社に聞きますと、十分可能で問題はないということでありました。

今、前議員から説明があった非常に断崖の上で風が強いだろうと、建物は大丈夫であっても不安があるということでございますが、その辺も含めて今、数にしてもいろんな要望があるようございますので、一番どうしたらいいかを含めて、最終的には、また場所等をいろいろ再考しなければならない可能性があるかもしれませんので、今の計画を専門の方々とお話をした結果、木造という形でいった経緯がありますので、住民の方々の不安を解消のための説明はしていきたいと思っておりますけれども、台風は来たらどの場所であってもものすごい風、音がするわけでありまして。特別、強風がある、場所によっては確かにあると思っておりますけれども、その辺もより細かく情報を集めて検討をして判断をしていきたいと思っております。

○8番（前 徹志君）

ぜひ、今の場所に鉄筋コンクリート住宅ができますように、集落民みんなの願いでありますので、この分を十分念じながら、不安をなくして子供たちが生活できるような環境を我々でつくっていくのが、私たちの使命だと思っておりますので、その点を十分に考えまして、ちゃんとしたのができますように要望して終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第57号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第57号、伊仙町定住促進住宅条例の制定を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第57号、伊仙町定住促進住宅条例の制定については、原案のとおり決定することに決定しました。

△ 日程第6 議案第58号 平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）

○議長（琉 理人君）

日程第6 議案第58号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）について議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第58号は、平成28年度一般会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案しております。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

議案第58号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）について補足説明をいたします。

第1条既定の歳入歳出予算の総額54億2,481万8,000円に歳入歳出それぞれ1,550万円を増額し、歳入歳出予算の総額を54億4,031万8,000円とするものでございます。

3ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入からご説明いたします。

16款寄附金、補正前の額190万2,000円に1,550万円を増額補正し、1,740万2,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、企業版ふるさと納税寄附金の増額によるものでございます。

歳入合計、補正前の額54億2,481万8,000円に1,550万円を増額補正し、54億4,031万8,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

歳出についてご説明をいたします。

2款総務費1項総務管理費18目企業版ふるさと納税事業費に關しましてご説明をいたします。

まず、賃金に關しましては、図書司書の賃金でございます。8,000円×20日×7カ月の3名分336万円を計上してございます。

需用費に關しましては、図書の購入費用でございます。

12の役務費に關しましては、企業からふるさと納税を受けるための通信運搬費を5万円、あと学習支援プログラムを実施するための広告費あるいはインターネットの回線使用料という形で、5万円と4万円を予算計上してございます。

委託料といたしましては、グランドデザイン委託料という形で今、この企業版ふるさと納税をどのようなものに使っていくかというようなデザインをしていくことをするための委託費でございます。

あと、この企業版ふるさと納税に關しましては、平成28年8月2日付で地域再生法に基づき、伊仙町に対して「生涯活躍のまち・伊仙町再生計画」の企業版ふるさと納税に關する認定書が認定さ

れておりまして、この事業を認定書に基づいて実施をしていくということでございます。

この予算に関しましては、まずは企業から企業版のふるさと納税をするという確約がとれた金額に関して実行していく、予算にあるものを1,550万円集まれば全部実行できるのですが、このうちの300万しか実行できなかった、確約がとれなかったというものに関しては、300万円の事業をするということになりますので、これから企業に関して、この企業版のふるさと納税をしっかり訴えて理解していただいて、企業版ふるさと納税をしていただくという形をとらないと、この事業を全てすることが難しいというふうに考えておりますので、全力で全庁体制で取り組んでいくということでございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第58号について質疑を行います。

○7番（福留達也君）

この予算は、今度の地方創生がらみで図書館なり自習室を設けていこうというそのことでありますか。

○企画課長（池田俊博君）

福留議員の考えているようなとおりでよろしいと思います。

○7番（福留達也君）

それに関しては、地方創生特別委員会でもいろいろ話が上がって、聞くたびになかなかわかりづらくなっていくところがありますが、地方創生に関しては、診療所跡地を農業研修センターにしていこうとか、そういう話があって、途中でまた農高跡地を利用しようという話があって、今度、この図書館に関しても、農高跡地にするか新たにつくるか、そういう話があるので、まず農高跡地をどのように活用していくのか、検討委員会を早急に立ち上げてくれという話を何回も要望を町長に出していますが、それはどうなりましたか。

○総務課長（樺山 誠君）

議会から町に対しまして、町有施設の利活用に関して、検討委員会をつくっていただきたいということで要望が来ておりまして、今、その規約等の準備をしてございまして、8月いっぱいこの検討会議を開いた中で、農業高校跡地をどうするか、あるいは診療所跡地をどうするか、あるいは歴史館跡地をどうするかというものをしっかり民間の方も含めて議論をして、同じ共通理解を得ながら進めてまいりたいと思います。ですから、今、担当部署によってどこを使いたい、あそこを使いたいという話がございますので、整理して、しっかりした方向に進んでいきたいというふうに思っているところでございます。

○7番（福留達也君）

いろんな検討委員会設けたところで、いろんな共通認識持ちながら、役場庁舎の問題もそうだし、研修センターもそう、図書館もそう、思いつき思いつきであるのを利用すると、大変なことになってということもあると思いますから、ここにランドデザイン委託料とかもあるのですけれども、

こういったものなるべくならそういった検討委員会の皆さんで十分に審議すれば、こういったのも出す必要もないのかなとか。1,000万も出して書籍購入費も考えているのだったら、これは相当な購入額ですよ。きちんとこういったのを慎重に進めて、早急に農高跡地のことなんか、わかる人を集めて、どんどんそういった審議会を設けていっていただきたいと思います。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございますか。

○3番（牧 徳久君）

先ほどこの議員からも質問がありましたが、思いつき思いつき、グランドデザインというのは業者に委託するわけですが、コンサル任せで名前はグランドという大きく見えるのですが、コンサル任せで委託するとだめになる。今さっき申し上げました農高の利用委員会かな、農高含めて各町有の、遊んでいる建物の検討委員会、これらにも図ってから委託したほうがいいのではないですか。どうでしょうか。

○総務課長（樺山 誠君）

ご指摘のとおり、この検討委員会を立ち上げまして、しっかりした議論をした中で、この事業をどうしていくかということにもなろうかと思えますけども、いかんせん地域再生計画の認定を受けている中で、予算措置をきちんとしていただきたいということ等もございましたので、まずは予算措置をしながら、この検討委員会を開いてどう進めていくかということをしっかり議論して、決定をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○3番（牧 徳久君）

それから、この1,550万、これは何社からの寄附金なのか。

それと、今後の図書館とかいろいろ目標を持っているわけですが、この企業版ふるさと納税の目標額は幾らなのか。

○企画課長（池田俊博君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今のところ、寄附金の確定した数値は持ってはいません。今現在、1社からは口頭でしていただけるということではございます。

あと、先月、関東伊仙町会に行って、企業版のふるさと納税の説明をして、好感触を得ているということでございます。

また、昨日も関西の伊仙町の連合会のほうからも、関西で起業している伊仙町の方々への説明等をしっかりしていくということで、この金額あたりまでは何とか達成できると思われまして。

また、これが4年間ずっと続いていくということですので、毎年毎年金額的に寄附を徐々に多目に集めていくのが、これから私たちの使命だということで職員一丸となって、この企業版のふるさと納税を獲得できるように頑張っていきたいと思っているところでございます。

○3番（牧 徳久君）

関西、関東伊仙町連合会でもいい感触ということではありますが、もしこの金額が集まらなければ、これはその他の費用から一般財源へとかわるわけですか。

○企画課長（池田俊博君）

寄附金が見込みから到達しない場合においては、その部分に関しては、また事業費のほうを減額するような形で、減額できるところは減額しながらやっていきたいと思っております。

○3番（牧 徳久君）

だから、予算はこれだけだけど、入らない場合は努力するということですが、企業においても非常に厳しい現況の中でこういった目標額を設けてあるわけですが、これできるのかできないのかを先行きはわからないわけですので、予算の執行については、グランドデザイン委託料とかこういったのは、自前でできるのは自前でやったほうが、見込みがあればいいんですけど、全額入れればいいんですけど、入らなければ一般財源から実施せざるを得なくなりますので、そういうふうになりまじ関係上、なるべく執行に関しては、再度注意しながら寄附金の動向を見ながら実行したほうがいいのではないかと思います、どうでしょうか。

○企画課長（池田俊博君）

これは、牧議員のおっしゃるとおりでございます。私たちも建物とかそういうもの、建築とかそういうのが改修とか入った場合においては、過疎債とかを活用した過疎債の中においても地方創生枠ということがございますので、ここ3年、4年の間にはこの地方創生枠をいかに活用できるかということが、私たちが考えていかなければならないことだと思っております。

また、寄附金が目標より集まらない場合には、事業に特に影響がないようなところの事業関係というのは、また少し考え見直していくような方向は持っていきたいと思っております。

○3番（牧 徳久君）

このふるさと納税企業版については、今後、予算執行においては慎重な精査が必要だと思われまじ。

また、この前、議員の中でも地方創生関連の会合の中での問題でありましたが、営農支援センターは診療所跡地に改修するというのを農高跡地にするから、あそこに診療所にするのか迷っているということでしたが、そういったのを含めて結果は出ているのでしょうか。

○総務課長（樺山 誠君）

それに関しまして、私もそういう状況があるというのは後で聞きまして、またそういう状況を議会としても憂慮したということで、議会のほうから公共施設の再度、農高跡地だけではなくて全体の公共施設の利用関係に関して、検討委員会をつくっていただきたいというのが来ておりまして、それを踏まえまして、先ほどから答弁しているとおおり、やはり8月いっぱいぐらいにはそういう会議をして決定をしていきたいというふうに思っています。

ですから、どこにしようか課によって迷う状況じゃなくて、町としてちゃんとどこに何をすること、ある程度決めてまいりたいと思っているところでございます。

○3番（牧 徳久君）

今の件については、来年3月までこの国庫補助の予算を消化しなければならないという大事なことがありますので、ぜひこの委員会を早急に立ち上げて、農高跡地なり診療所跡地なり決めて取りかかっていたかかないと、工期的に間に合わないということになりますので、ぜひ早急に決めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○14番（美島盛秀君）

平成28年度一般会計補正予算書（第4号）について質疑をいたします。

まず、5ページの歳入について、款16の寄附金、節の2区分で指定寄附金とありますけれども、この指定寄附金というのは、図書購入という指定寄附金でしょうか。どのような指定寄附金でしょうか。

○企画課長（池田俊博君）

ただいまの質問にお答えします。

これは、伊仙町が、6月17日に地域再生計画を内閣に提出してございます。その中で、地域再生計画の名称で「生涯活躍のまち・伊仙町再生計画」ということで、この事業に必要な寄附金ということで計上してございます。

○14番（美島盛秀君）

それでは、6ページの歳出。このふるさとの子供たちの人材育成に対して、やはり図書は必要だと、本を読ませることは必要だという、本当に島の子供たちのことを思って寄附をしていただけるものだと思っておりますので、私は以前に町の図書館をつくる必要があるということで質問をしたことがありますけれども、天城町、徳之島町では立派な図書館があります。徳之島町では冊数が6万冊、天城町で4万5,000冊、伊仙町が1万5,000冊という大体の数でした。

当時の教育長は、財政面を執行部と打ち合わせをしながら計画を立てていきますということでありましたが、今もってまだそういう計画はない。たまたま今、ふるさと地方創生、企業版ふるさと納税というようなこういう計画あって、図書館をつくろうという計画も今進んでいるみたいで、私も地方創生調査特別委員会を傍聴しまして、5億5,000万の将来的には図書館建設が必要だという説明があったと思います。

この5億5,000万を今後4年間で、このふるさと納税企業版を利用していくという計画だと思えますけれども、まあ、希望を持って取り組んでいけば、できる可能性はあるのではないかという気もいたしております。

そういうようなことで、先ほどから質疑もありましたけれども、ぜひこの企業版ふるさと納税、お金を大事に子供たちの将来の人材育成のためにも図書館を建設していただきたいと思います。

れども、今後、図書館を建設する計画は考えているのかどうかお尋ねをいたします。

○企画課長（池田俊博君）

これは、図書館の機能を持ちつつ学習支援センターという形で、簡単に言ったら、徳之島町にあるような生涯学習センターの中に図書館が併設されているというような形のイメージで考えられてもらえればよろしいかと思えます。

図書館自体とってつくるわけではなくて、図書館があってその中に学習する勉強できる場、実際スペースとかそういうところを何か所かつくとか、そういうような考え方でやっていきたいと思っています。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、総合的なそういう学習支援センター、そういう計画で子供たちの将来の人材育成のためにも頑張ってくださいと思います。

それで、6ページの歳出の1,550万、この寄附者のこれから計画、何件あるのか、先ほどもありますけども、再度これだけの寄付金額が予定されているのかどうかお願いいたします。

○企画課長（池田俊博君）

私たちの考え方として、このように予算措置をしてから寄附金の募集に入るということで、これまで計画を立てていました。

それで、8月2日でこの認定がおりたということで、一応予算の計上をして、これから1,550万円寄附金を集めるということで、これから職員一丸となって活動を始めていきたいと思っています。

ある程度、何件か既に口頭でいただいているところもございしますが、これから満額達成できるような形で寄附金の納税のほうをお願いしていきたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

今から募っていくということですが、努力をしていただきたいと思えます。

この節の中で賃金335万、図書司書をとりますけれども、2名分、8,000円の20日の2人ということでしたけれども、これは司書補の資格を持った人を予定しているのか、あるいはそういう資格を持っている人が町内にいるのかどうかお尋ねをいたします。

○企画課長（池田俊博君）

これから先この施設が完成するに当たりましては、その前段階で準備していかなければならないということで司書補免許を持っている方を予定はしております。

今、伊仙町中央公民館にあります図書室にも勤務はしているところですが、なるべく免許がある方を探していきたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

この司書補の件で8,000円の20日の3人分ですけれども、8,000円とすれば、一般の今役場の庁舎内で雇用している、これ5,300円か400円ですけど、大分差があるようにも思われますけど、そこらあたりの考え方はどうして8,000円なのかお尋ねをいたします。

○企画課長（池田俊博君）

この件に関しましては、時間的に図書の司書の場合に関しては、8時半から始まった場合に5時で終わるとか、5時から先の任務においてもまた勤務しなければならないというような考え方で、少し時間外等の計算も入れた形での総額1日8,000円ぐらいの金額で計上はしているところがございます。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、資格のある司書を雇用すると、8,000円という金額ですので、平等性ということを考えてきちんとした今後の対応等も検討していただきたいと思います。

ぜひ、この企業版ふるさと納税で5億5,000万、寄附者が募られるように、職員の皆さん一丸となって頑張っていたきたいと思います。

終わります。

○議長（琉理人君）

他に質疑ございませんか。

○11番（永岡良一君）

今までいろいろ聞いていたのですが、1,550万というのは、あくまでも見込みですよ。見込みの中で先ほど根拠等も聞いたのですが、現在まで今までのふるさと納税は平均年間どれぐらいの納税があるのかお尋ねをいたします。

○総務課長（樺山 誠君）

27年度の実績で約1,200万のふるさと納税がございました。

○11番（永岡良一君）

27年度で1,200万ということは、やはりこれは各鹿児島なり関西なり関東なり、その事業者が主だと思うのですが、果たして現在その1,550万の見込みを立てて企業版ふるさと納税をお願いして、あと、これからまた他にも個人的なふるさと納税等も考えているのですが、この何ていうのかな、企業に対して1,550万、そのあと個人的なふるさと納税っていうのですかね、そのものはどのように見込まれておられるのかお尋ねいたします。

○総務課長（樺山 誠君）

今までのふるさと納税に関しましては、進め方といたしましては、昨年度と違うところは、ふるさとチョイスだとかそういうところに登録をいたしまして、まずは伊仙を応援する方に対して幅広く集めていくと。あるいはもちろん郷友会の方たちにも呼びかけている状況でございますけども、今回の企業版ふるさと納税事業に関しましては、事業の形態からまずはどういうことをするのかということ、予算措置をしないと寄附行為をしてもらっちゃいけないというのがあるのですよね。

ですから、まず予算を決めて、こういうことをやりたいので寄附をしてくれというようなことをするというので、非常に我々もこれから苦慮していただろうとは思っていますけども、事業の形態が、まずこういうことをするというので予算措置をしてくれと、その後、見込みができた部分に

関して、予算執行して行くと思っています。

国の考えとしては、この予算を決めると全てそれをやっても構わないのですね。しかし、町の財源といたしましては、歳入に穴をあけるわけにはいきませんので、やはり見込みができた部分から、需要性の高いものから使っていくというような状況を考えておきまして、この予算を立てないと納税をいただけないというのが現状ですので、こういうような形で苦しい説明もしているところですけども、ご理解よろしくお願ひします。

○11番（永岡良一君）

ちょっと理解しがたいところもあるのですが、これからこの企業版のふるさと納税、今までの現状のふるさと納税に対しまして、専門の職員を今まで置いていると思うのですが、どのように専門職員を関西なり関東なり鹿児島なり出向いて行ったり、そういうことをやっているのか、またこれからどのようにしてやっていくのか、専門の職員をつけて、先ほどから職員一同一丸となつてとは言っているのですけれども、なかなか一丸になれないのが現状だと思うのですよ。そこをどのように対処していくのかお尋ねをいたします。

○総務課長（樺山 誠君）

28年の4月1日から、27年度は総務課のほうで兼任という形でふるさと納税関係をやっております。その中で地方創生室の中にこのふるさと納税をする部門等をつくりまして、もちろん、1人専門でやっているのですけれども、ふるさと納税が全てその職員の業務というわけではないのですけれども、このふるさと納税に関してさらに強力進めていこうということで地方創生室の中に移しまして、今進めているところでございます。

ですから、今年度、28年度においてどれだけの結果が出るか、新しい試みとして、我々職員が自分たちの同級生にふるさと納税をやってくれと言う形で、振り込み用紙だとか、出資書だとかを発送したりだとか、そういう取り組みを始めておきまして、今の状況に関して少し数字的にはつかんでないのですけれども、このふるさと納税に関しては、そういう形で昨年より強く取り組んでいるような状況でございますので、企業版のふるさと納税に関しましても同じ職員が取り組んでいくわけですが、やはり本当に専属させたほうがしっかり集まっていくと思いますので、その件も9月に課の設置条例が施行されますので、その中でまた人事等を考慮しながら決定していきたいと思っております。

○11番（永岡良一君）

ぜひ今の総務課長の説明にもあったのですが、全国同窓会とかも利用していただいて、職員一人一人が、我々もそうなのですが、都会にいる友達とかに口コミで、一人でも多くの、自分の島のことを皆さん思っていると思うのですが、なかなかそこまでできないのが現状ですので、ぜひそういうところで我々また職員も一丸となって頑張りたいと思います。終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑はありませんか。

○2番（岡林剛也君）

たびたび、また重複するかと思いますが、いまひとつ理解できないのでもう一回聞きますけれども、1,550万計上されていますけれども、もし550万しか入らなかった場合、残りの1,000万は一般財源から賄うのでしょうか。それはできないってということですか。

○企画課長（池田俊博君）

今の答えで550万しか集まらなかった場合においては、簡単に言うと、図書の購入費用を少し削るとかして、550万に合わせるというような形でやっていきたいと思っております。

○2番（岡林剛也君）

てことは、優先順位をつけてやっていくということですか。

○企画課長（池田俊博君）

優先順位というのさることながら、寄附金が集まったときにこれは買えるとか、人件費の場合には、使ったものに関しては、使わなければならないものに関しては、使わなければならないのですけど、図書の場合には、これが来年度におくらせても図書は買えるというような、そういうのにやっぱりおっしゃるように優先を考えながらやってはいきたいと思っております。

○議長（琉 理人君）

よろしいですか。他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第58号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第58号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第58号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり決定することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第3回伊仙町臨時議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 午前11時38分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 琉 理 人

伊仙町議会議員 岡 林 剛 也

伊仙町議会議員 牧 徳 久

平成28年第3回伊仙町議会定例会

会期日程

平成28年第3回伊仙町議会定例会会期日程表

平成28年9月13日開会～9月26日閉会 会期14日間

| 月 | 日 | 曜 | 会議別 | 日 程 | 備 考 |
|---|----|---|--------|---|-----|
| 9 | 13 | 火 | 本会議 | <p>○開会</p> <p>○会議録署名議員の指名</p> <p>○会期の決定</p> <p>○諸報告</p> <p>(1) 諸般の報告(議長の動静・総文・経建・生環所管事務調査報告)</p> <p>(2) 行政報告</p> <p>○陳情 1件(陳情第4号 総務文教常任委員会へ付託とする)</p> <p>○報告 2件(報告～質疑で終結)</p> <p>○諮問 1件(説明～答申)</p> <p>○議案 2件 62号～63号(提案理由説明)</p> <p>○議案 12件 58号～61号・64号～71号(提案理由説明～質疑～討論～採決)</p> <p>○認定 7件 1号～7号(提案理由説明～決算審査特別委員会設置～付託)</p> | |
| 〃 | 14 | 水 | 本会議 | ○一般質問(平議員、美山議員、牧議員 3名) | |
| 〃 | 15 | 木 | 本会議 | ○一般質問(福留議員、岡林議員 2名) | |
| | | | 本会議終了後 | ○各常任委員会(陳情)付託案件審査 | |
| 〃 | 16 | 金 | 委員会 | ○平成27年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会(現地調査) | |
| 〃 | 17 | ⊕ | 休 会 | | |
| 〃 | 18 | ⊕ | 休 会 | 各中学校体育大会 | |
| 〃 | 19 | ⊕ | 休 会 | | |
| 〃 | 20 | 火 | 委員会 | ○平成27年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会(室内審査) | |
| 〃 | 21 | 水 | 委員会 | ○平成27年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会(室内審査) | |

| | | | | | |
|---|----|---|-----|--|--|
| 9 | 22 | ㊟ | 休 会 | ※決算審査特別委員会委員長報告書作成事務他 | |
| 〃 | 23 | 金 | 休 会 | ※決算審査特別委員会委員長報告書作成事務他 | |
| 〃 | 24 | ㊦ | 休 会 | 馬根・鹿浦小学校運動会 | |
| 〃 | 25 | ㊧ | 休 会 | 各小学校運動会 | |
| 〃 | 26 | 月 | 本会議 | <p>○同意 1件（質疑～討論～採決）</p> <p>○議案 2件（質疑～討論～採決）</p> <p>※議案第62号～議案第63号までの採決を行う。</p> <p>○決算審査特別委員会審査報告（報告～質疑～討論～起立採決）</p> <p>○委員会付託案件審査報告：陳情1件（報告～質疑～討論～採決）</p> <p>○閉会中の継続審査・所管事務調査（議運・総文・経建・生環委員会）</p> <p>○閉会</p> | |

平成28年第3回伊仙町議会定例会

第 1 日

平成28年9月13日

平成28年第3回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

平成28年9月13日（火曜日） 午前10時08分 開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 諸報告

○日程第4 陳情第4号 「複式学級の解消を図るための定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求め、教育の機会均等をはかるための、2017年度政府予算に係る陳情書採択の要請について」（総務文教常任委員会へ付託）

○日程第5 報告第3号 平成27年度健全化判断比率（報告～質疑で終結）

○日程第6 報告第4号 平成27年度資金不足比率（報告～質疑で終結）

○日程第7 諮問第1号 人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについて（説明～答申）

○日程第8 議案第58号 伊仙町職員の退職管理に関する条例の制定（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第9 議案第59号 伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第10 議案第60号 伊仙町職員等の旅費等に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第11 議案第61号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第12 議案第62号 伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例（提案理由説明のみ）

○日程第13 議案第63号 高齢者等肉用牛導入基金条例の一部を改正する条例（提案理由説明のみ）

○日程第14 議案第64号 伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第15 議案第65号 農業競争力強化基盤整備事業農地整備事業分担金負担割合（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第16 議案第66号 平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）

- 日程第17 議案第67号 平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第18 議案第68号 平成28年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第19 議案第69号 平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第20 議案第70号 平成28年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第2号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第21 議案第71号 平成28年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第22 認定第1号 平成27年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託）
- 日程第23 認定第2号 平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託）
- 日程第24 認定第3号 平成27年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託）
- 日程第25 認定第4号 平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託）
- 日程第26 認定第5号 平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託）
- 日程第27 認定第6号 平成27年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託）
- 日程第28 認定第7号 平成27年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託）

1. 出席議員（14名）

| 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
|------|-------|------|--------|
| 1番 | 平博人君 | 2番 | 岡林剛也君 |
| 3番 | 牧徳久君 | 4番 | 上木千恵造君 |
| 5番 | 美山保君 | 6番 | 永田誠君 |
| 7番 | 福留達也君 | 8番 | 前徹志君 |
| 9番 | 明石秀雄君 | 10番 | 樺山一君 |
| 11番 | 永岡良一君 | 12番 | 伊藤一弘君 |
| 13番 | 琉理人君 | 14番 | 美島盛秀君 |

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂 浩一君 事務局書記 荻田恭平君

1. 説明のため出席した者の職氏名

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|------------|-------|--------|-------|
| 町長 | 大久保明君 | 副町長 | — |
| 総務課長 | 樺山誠君 | 未来創生課長 | 池田俊博君 |
| 税務課長 | 當吉郎君 | 町民生活課長 | 伊藤勝徳君 |
| 保健福祉課長 | 澤佐和子君 | 経済課長 | 元田健視君 |
| 建設課長 | 中熊俊也君 | 耕地課長 | 久保等君 |
| きゅらまち観光課長 | 佐藤光利君 | 水道課長 | 喜昭也君 |
| 農委事務局長 | 永島均君 | 教育長 | 直章一郎君 |
| 教委総務課長 | 仲島正敏君 | 社会教育課長 | 明勝良君 |
| 学給センター所長 | 水本斉君 | ほーらい館長 | 仲武美君 |
| 選挙管理委員会書記長 | 鎌田重博君 | 総務課長補佐 | 田島輝久君 |

△開 会（開議） 午前10時08分

○議長（琉 理人君）

ただいまから平成28年第3回伊仙町議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（琉 理人君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、上木千恵造君、美山 保君、予備署名議員を永田 誠君、福留達也君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（琉 理人君）

日程第2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日9月13日から9月26日までの14日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日9月13日から9月26日までの14日間と決定しました。

なお、会期日程につきましては、お配りしてあります日程表のとおりであります。

△ 日程第3 諸報告

○議長（琉 理人君）

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、議長より平成28年第2回定例会以降、本定例会までの諸般の報告を行います。

議長の動静等の報告については、皆様方のお手元に配付してあります。

したがって、主な項目だけについてご報告をいたします。

6月26日に、2016第29回トライアスロンIN徳之島開催され、多くの参加者が、スイム2km、バイク75km、ラン20km、トータル97kmに挑戦され、応援している島民に勇気と感動を与えてくれました。

次に、7月に入って、この後、経済建設常任委員長からも報告がありますが、6月29日から7月1日にかけて、県外所管事務調査で、石川県珠洲市において、空き家を利活用した定住促進政策と、地域活性化に向けた大学との連携や、観光政策を研修いたしました。金沢市においては、CCRC、生涯活躍のまちづくりにおいて、シェア金沢において研修をいたしました。

7月11日には、伊仙町行政運営調査会において、課の統合や行政運営について協議をいたしました。

7月21日には、今年の3月から試験通水が始まった徳之島用水事業の通水式が、国、県、3町などの関係者参列のもとに、天城町の第1大和城跡地区の圃場で行われ、式典後、祝賀会を天城町役場ホールに開催されました。

8月に入りまして、8月20日には、「ほーらい館」において、伊仙町合同金婚式が挙行され、結婚50年を迎えられた11組のご夫妻の参加のもとに盛大に開催されました。

8月31日には、「ほーらい館」において、JA奄美德之島地区野菜部会総会が開催され、県経済連の横峯調査役による情勢報告や、農業普及課による研修がありました。

以上で、議長の動静について、報告を終わります。

次に、伊仙町監査委員による平成28年8月分までの例月出納検査の結果、事務事業については、おおむね適正であるが、改善されるべき点も見受けられるとの報告がなされております。

また、閲覧を希望される方は、事務局に常備しておりますので、ご確認ください。

次に、所管事務調査報告であります。

前回の第2回定例会本会議において議決されました各委員会による閉会中の継続審査の申し出に基づき、総務文教常任委員会、経済建設常任委員会、生活環境常任委員会の報告を一括して求めます。

○経済建設常任委員長（明石秀雄君）

おはようございます。所管事務調査の報告を行います。

総務文教、経済建設、生活環境、各常任委員会合同で実施をした閉会中の所管事務調査事項について、平成28年6月30日から7月1日に、事務局を含め16名で、石川県珠洲市において、空き家、空き校舎の利活用及び観光政策、金沢市において、CCRC、生涯活躍のまちについて調査を行いましたので、報告いたします。

石川県珠洲市の概要についてですが、人口は1万5,408人、6,339世帯で、金沢市から車で2時間30分と地理的条件が悪く、過疎化、少子高齢化が進み、高齢化率が45.8%と特に高くなっていました。

市職員は419人、予算額は115億7,000万円で、特別会計を含めると244億4,000万円とのことで、伊仙町の2倍程度の規模であります。

市長は、現在52歳で、平成18年の就任当時の市は、財政破綻寸前でしたが、市長が民間企業出身で、積極的に財政改革を断行し、財政力指数を改善したとのことであります。

まず、珠洲市の空き校舎を活用した大学連携拠点についてですが、平成19年7月に、奥能登地域2市2町と、金沢大学、石川県立大学とで、地域づくり連携協定を締結し、珠洲市では約4,000万円をかけて空き校舎を改修して、里山里海自然学校を開校し、能登里山マイスター養成プログラムを開始しました。

平成20年8月には、この施設にNPO法人能登半島おらっちゃんの里山里海を設立し、毎年さまざまな事業を実施した結果、平成19年度から平成27年度までに128名ものマイスターが育ち、地元食材を使用した特産品の製造販売や、エコツアー開発等、さまざまな活動を行い、地域活性化につながっており、過疎や少子高齢化等、山積する地域の課題を、大学の知力と地域のマイスターとの共同で課題解決を図っているとのことであります。

次に、観光政策ですが、金沢から車で2時間半という地理的条件がネックとなってはいますが、平成27年度は北陸新幹線開業、映画「さいはてにて」の公開や、NHK朝のドラマ「まれ」の放映などで有名になり、平成27年度は約133万人の観光客が珠洲市を訪れ、平成3年度以来の100万人超えとの事でありました。

特産品は、重要無形文化財の揚げ浜式製塩の塩やお米、小豆、マツタケ、岩ガキなどがあり、また、日本一の珪藻土産地でもあり、七輪やコンロなども特産品であります。近年、需要が少なく、減少傾向とのことであります。

伝統文化では、キリコ祭りが有名で、文化庁の日本遺産に認定され、山車やみこしに大きな灯籠が飾られ、大きいもので重さ4t高さ15mになるもので、勇壮な祭りです。能登地域で7月から10月にかけて、およそ200地区で盛大に開催されています。

また、能登の里山里海が世界で9番目、日本初の世界農業遺産の認定を受けたとのことであります。

しかし、宿泊者数の減少に伴い、施設数も減少し、昭和51年の156軒から平成27年は35軒と減少しており、国民宿舎改修やコテージの建設をしておりますが、まだまだ市内の宿泊施設は不足している現状で、Wi-Fi設置や宿の改修費用の2分の1、上限100万円の補助や、能登空港利用者や、市外からのレンタカーでの宿泊者や、合宿、修学旅行者に対しても助成制度を創設しているとのことであります。

あわせて、食事や観光ガイドの英語版に対応に、インバウンドにも取り組んでいるとのことであります。

今後は、奥能登国際芸術祭の開催や、祭り、伝統、里山里海など、奥能登にしかないものを大切にして、観光の振興を図りたいとのことであります。

続いて、空き家を活用した移住、定住についての現状ですが、平成16年度に区長による空き家調査を実施し、その調査結果をもとに、平成17年度から平成18年度にかけて、市職員による空き家の現地確認を行い、利用できそうな空き家をリストアップし、所有者の調査を行い、賃貸可能な物件、約20軒を空き家情報としてホームページに掲載したとのことであります。

平成19年度には広報紙等による空き家情報の募集や、移住、定住希望者に対し、空き家を利用した短期体験事業開始、平成20年度は空き家の紹介、契約事務、管理について、石川県宅地建物取引業協会とサポート協定を締結、平成23年度からは、空き家改修費補助金制度、1軒当たり上限50万円を創設、平成27年度には上限を100万円に上げたとのことであります。

特徴的な取り組みとしては、固定資産税通知書に空き家バンクの資料も同封し、周知を図っているとのことであります。

また、このような空き家対策の計画策定も、コンサルタント委託ではなく、市職員が行っているとのことで、本町も担当課で地元に応じた計画作成が大切だと感じました。

実績としては、現在の登録件数111軒中、公開物件数は38軒、これまでの利用実績は61組の142名、そのうちU・Iターン者は29組の61名とのことで、利用者層は定年組と子育て組が半々程度とのことであります。

また、子育て世代には、市の産業振興課において、市内の就職あっせんも実施しているとのことであります。

今後の課題としては、利用実績が年間約5～6軒程度で低い事と、移住者よりも市民の利用が多いので、今後は物件の充実、傷みの少ない優良物件空き家の掘り起こし、空き家所有者が行う改修補助や、空き家の家財道具対策、集落での受入体制づくりで、短期お試し滞在体制などの検討を進めるとの事でありました。

次に、日本版C C R C、生涯活躍のまちの調査として、金沢市のシェア金沢で研修を行いました。ここは、社会福祉法人佛子園が運営しておりますが、沿革としては、行善寺が戦後の孤児を受け入れたことに始まったとのことであります。

昭和35年に児童22名から佛子園を開設したものの、行善寺が手狭になったことから、昭和41年に、松任市に定員60名の新園舎を建設し、以後、石川県内各地に多くの施設を建設、運営しているとのことであります。

シェア金沢については、総工費17億円で、国の補助金は4億5,000万円、残りの12億5,000万円を20年かけて返済していくとのことで、年間の運営費は約4億円、半分が補助金で、残りを法人が負担しているとのことですが、この施設だけでは運営が厳しいので、佛子園全体の財政運営でカバーしているとの事でありました。

また、シェア金沢は、障害者施設が基本となっておりますが、施設内にはサービス付高齢者向住宅、学生向け住宅、児童入所施設、学童保育施設や、温泉、レストラン、野菜市場、売店、コインランドリー、牧場がありました。また、民間にも施設を貸して、パブ、ボディケア、ウクレレ教室、自然学校などを展開し高齢者を含め、障害者も、健常者の老若男女も、地域の方々も交えて一緒に過ごせる仕組みづくりが大切と考えて運営しているとのことで、地域住民のよりどころになるように、地域の人でも利用できる施設を併設して、入所者や地域住民でワークシェア運営していました。

当初は、障害者施設のイメージが強く、地域住民の参加が少なかったのですが、現在は多くの方々にかかわってもらっているとのことであります。

このような施設がシェア金沢を求める姿ですので、今後とも全国に広めていきたいとのことでした。

本町においても、高齢者、障害者、健常者、若者といった区別をせず、共生できる施設や地域づ

くりが必要と感じました。

以上、項目別に報告いたしました。地方創生事業推進については、町民代表の伊仙町総合戦略有識者会議や、議会の地方創生総合戦略検討特別委員会などとの協議を重ね、住民の意見を反映した計画推進を要望し、閉会中の所管事務調査報告といたします。

平成28年9月13日、総務文教常任委員長福留達也、経済建設常任委員長明石秀雄、生活環境常任委員長伊藤一弘。

以上であります。ありがとうございます。

○議長（琉 理人君）

これで、総務文教常任委員会、経済建設委員会、生活環境常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、町長から、行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○町長（大久保明君）

おはようございます。行政報告を行ってまいります。

6月24日に、地域サロン合同交流会が、去年に引き続きまして、今年も開催されました。25集落から、そしてまた、町内のあらゆる福祉関係の事業所等から300名ほどが集まりまして、まさに今、議会の報告にあったような、シェア金沢が今、日本で、地方創生のトップランナーとして高い評価を受けております。

老若男女全ての世代があらゆる地域の方々を取り込んで、一体とした地方創生をやっていくという中で、シェア金沢ほどの規模ではありませんけれども、伊仙町も今後の地方創生の中心は、各集落になっていかなければならないと思っております。

その走りとして、今、地域さわやかサロンが行われており、これは集落の方々、移動できない方々も含めて、各集落の公民館で定期的に行っています。

このことが各集落間の連携を深め、そして、年1回のこのような盛大な開催になっていると思います。

オール集落という形で今後やっていくことが重要であると思っております。

まさに、今回の伊仙町議会が、珠洲市、そして、シェア金沢を視察したということは、伊仙町議会の先見の明といいますか、これからのまちづくりに関しまして大変示唆に富むような視察だったと思いますし、報告は大変参考になりました。

6月27日にエアコミューターの株主総会が行われまして、新しく社長の交代がございました。今までのエアコミューターを立て直して、優良会社まで立ち上げた社長から、さらに今回は地域との連携を深くしていくという形での新しい社長の表明がございました。

7月13日には、第1回の丸の内プラチナ大学の講演会を、東京のほうで行われました。これは東京駅の周辺でございます。松田智生先生を中心とした方が、集まりまして、これは、地方創生の交

付金を活用した事業でありまして、45名の方が集まりまして、約4時間ほど議論と交流会を行いました。私と、それから、Uターンで今職員である松岡さんが行って説明をいたしました。

丸の内周辺でのこのプラチナ大学で過去最高の参加者でありまして、このうち15名が自費で今度11月に来島をして交流を深めていくと、そして、2地域間居住を含めて、その方々の中から新たにIターンとして来られる方が出てくると思います。

7月19日には、県の浄化槽協議会等、各協議会がございました。また、県の港湾協会総会がございまして、これは九州地方整備局から来られた関係の方々ともいろいろ議論をいたしまして、徳之島全体における将来の港湾のあり方等について議論をいたしました。

7月21日には、徳之島ダム通水式祝賀会が、先ほど議長の報告のとおり行いまして、いよいよ待ちに待った徳之島ダムが通水を開始し、これから年次ごとに灌水が進んでいくということになります。徳之島の地域の農業が飛躍的に発展することが期待されております。

7月24日には、関東伊仙町会がございまして、この中で、企業版ふるさと納税の説明、そして、開会の前に、中野区関係の方々、それから、南郷さんたちの会社との連携をとって、中野区に伊仙町のことをアピールいたしました。今後、地方創生の中で、中野区と伊仙町が連携をとって、高齢者の方々の移住等を進めていくことになると思います。

7月27日には、福岡市において、安倍総理の講演会がございました。約45分間、総理の講演、お話を聞いて、この一億総活躍にかける思いが並々ならぬものがあるというふうに感じました。

これからは、地方創生を進めていくために、これは、昨日、KKBで石破前地方創生大臣が、伊仙町のことをかなり取り上げて発表したそうであります。各集落の地域づくり、小学校の存続ということ、石破大臣が全国の放送の中で話していたということ、今朝お聞きいたしました。

8月9日には、鹿児島県の離島行政懇談会が開催されまして、去年は台風で中止になった中で、今回は奄美群島から5つの新しい事業の新規の要望がございました。先ほど申し上げたように、面縄港を中心とした形になるべく徳之島の将来の港湾のあり方について説明をいたしました。

8月10日には、今回、永岡副議長が参加いたしまして、伊仙町を含めて12自治体と、沖縄の北部の12自治体の推進協議会がございまして、会場は名護市の名桜大学で開催されました。

これは沖縄県の北部12自治体が運営している大学でありまして、沖縄北部振興策で拡充し、そして、今、学費も非常に安いという状況の中で、奄美群島からの入学者が増えてきていると思います。現在、伊仙町からはいませんけれども、卒業生の中には町職員のご子息もかなりいるようであります。

その中で、私たちが考えたことは、この学校なりが、樟南校のあり方に関しまして、自治体が関与して新しい学校をつくっていくと、名桜大学にはかつてなかったような国際学科とか、いろんな学科をつくって、今注目をされている大学でございます。

8月23日には、第1回の徳之島空港緊急時対応計画検討委員会がございまして、これは平成20年だと思いますけど、作成して、その後見直しがなされていないということで、国のほうの指摘で急

遽開催された会合でございます。

続きまして、8月31日、これには書いてありませんけれども、西伊仙出身の樺山さんご夫婦が、ワゴン車で世界自然遺産の徳之島というパネルを3面に張って日本一周をしてきたときの報告がございました。

ここには「徳之島」と書いてあるだけで、全国の主に道の駅を中心に宿泊をしていたそうでありますが、多くの方々が駐車場に来て、伊仙町とかかわりのある方々、トライアスロンに参加したという方々など、多くの交流があり、北海道の物産展においては、鹿児島市のある自治体の市長も参加して、伊仙町世界自然遺産なる徳之島という形のパネルが相当全国に発信されたと、一夫婦の試みが、これほど大きく広がっていくのだと、改めて宣伝することの必要性を感じたところであります。

9月1日には、東京大学の西村教授一行、西村ゼミの方々14名が参加いたしまして、西村教授は特に闘牛に関心があって、以前から我々と交流がありますが、島の伝統文化、歴史、そして、いろいろと、長寿、子宝という形で、東京大学の学生14人があらゆる調査を4日間にわたって行ってきました。

このように、先ほどもあったように、いろんな大学との連携を今後強力に深めていくことが重要であると思います。

同じく9月2日には、ギニア出身の、サンコンさんも参加いたしまして、長岡造形大学と伊仙町がまず、友好の風のオブジェを建設していくということで決定いたしました。これは、100%事業の小型風力発電で得た売電費用を使用して、ギニアと徳之島の子供たちの交流を深めていこうということの第1回目の始まりでございます。

9月6日に、懸案でありました、この義ノ津を中心とした豪雨のときの冠水が課題となっておりましたけれども、地区での説明会がございまして、3回目の最終の説明会の中で、地元住民の署名活動、要請活動が功を奏して、最初、県が説明したバイパス案から、現道に沿った形のルートの説明がございました。

これは、いろんな移転を含む事業費をいろいろ考慮した結果、バイパス案よりも現道拡幅の方が事業費も少ないという説明等がございました。

以上で、行政報告を終わりたいと思います。

○議長（琉 理人君）

以上で、諸報告を終わります。

△ 日程第4 陳情第4号 「複式学級の解消を図るための定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求め、教育の機会均等をはかるための、2017年度政府予算に係る陳情書採択の要請について」

○議長（琉 理人君）

日程第4 請願第4号、「複式学級の解消を図るための定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求め、教育の機会均等をはかるための、2017年度政府予算に係る陳情書採択の要請について」の1件を議題とします。

平成28年第2回定例会後、これまで受理した請願書並びに陳情書は1件です。

したがって、お手元にお配りした請願・陳情文書一覧のとおり、請願第4号、「複式学級の解消を図るための定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求め、教育の機会均等をはかるための、2017年度政府予算に係る陳情書採択の要請について」の1件については、所管する総務文教常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

△ 日程第5 報告第3号 平成27年度健全化判断比率

△ 日程第6 報告第4号 平成27年度資金不足比率

○議長（琉 理人君）

日程第5 報告第3号、平成27年度健全化判断比率、日程第6 報告第4号、平成27年度資金不足比率の2件について、一括して議題とします。

提案者より、一括して報告を求めます。

○町長（大久保明君）

報告第3号及び報告第4号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、健全化判断比率、公営企業会計の資金不足比率を、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

健全化比率につきましては、監査委員の指摘、また、町職員の努力の結果、実質公債費比率が11.7%、将来負担率123.4%と、毎年のように改善をしております。

公営企業会計における資金不足比率については、簡易水道特別会計、上水道特別会計ともに、資金不足比率がなかったことを報告いたします。

以上でございます。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

報告第3号、平成27年度健全化判断比率について補足説明をいたします。

監査意見書の11ページをお開きください。

平成27年度決算に基づく健全化判断比率について、実質収支、または連結実質収支は黒字の場合、実質赤字比率、または連結実質赤字比率は負の値で表示されておりますので、赤字ではないということでございます。

なお、実質公債費率は11.7%でございます。

また、将来負担比率が123.4%となっており、昨年より改善されており、努力の成果が見られる、

早期健全化大体以下で、将来負担が軽減されつつあるが、後年度以降の社会情勢、特に医療費の増加や、町民所得の減少による経済状況を勘案し、将来負担比率が増加しないように、今後とも健全なる財政計画を推進していただきたいとの意見を賜っております。

今後、なお一層努力をしていきたいと考えているところでございます。

続きまして、報告第4号、平成27年度資金不足比率について補足説明をいたします。

監査意見書の26ページをお願いします。

平成27年度資金不足比率については、監査意見書のとおり、伊仙町上水道事業特別会計並びに伊仙町簡易水道事業特別会計とも資金不足がないため、黒字であるとの報告であります。

なお、経営健全化比率の基準は20%でございます。

以上、報告をいたします。

○議長（琉理人君）

報告第3号、報告第4号について、一括して質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

報告第3号、平成27年度健全化判断比率についてと、報告第4号、平成27年度資金不足比率について、あわせて質疑をいたします。

今説明があったとおり、実質公債費率が、27年度は11.7%ということであります。将来負担比率が123.4%ということでありまして、実質公債費率につきましては、26年度12.7%、25年度が13.4%と、あわせてこの3年間努力の成果が見られたということでありまして、努力をされたということは認められるわけでありましてけれども。

この数字からして、努力はしていると思いますが、この予算的な措置は、財政面については、地方債を活用していろいろやりくりをしながら努力はしているようでありましてけれども、やはり、地方債がまだまだ105億2,300万あるということで、将来負担額が105億以上もあるということで、今後、厳しい財政は避けて通れないという思いがあつて、私は、今後もこういう努力をしなければならぬわけでありましてけれども、これにしても105億以上のこういう将来負担額をつくり出したのは、町長の責任でもありますし、今後、さらにこれ以上の努力をしなければ、私は、第2の夕張の伊仙町になると、いろいろ、類似町村のこの結果等を見ても、非常に高い、まだまだ比率は高い状況であります。

ですから、今後さらに突っ込んだ努力が必要と思われるわけですが、町長の、今後、どのような努力をしていくのか、お尋ねをいたします。

○町長（大久保明君）

ただいま美島議員のご指摘のとおりでございますけれども、今後、伊仙町の財政に関しましては、平成29年、30年度に約6億の徳之島用水事業の一括償還を控えております。それもほぼ対応できる状況になってきておりますので、その後に関しましては、財政計画を、さらに計画を立てて、今後の、主な、大きなハード事業といたしましては、各小学校の改修等が残っております。

また、これは、今までは町の基金をもって、庁舎の改修が大きな問題となっております。それに対しまして、現在、このいろんな庁舎建設は、いろんな防災事業とか、あらゆる教育事業とかと関連づけた形で、全額その自治体の予算で建設するのではなくて、あらゆる事業を取り込んだ形の庁舎建設ということが今後進んでいくと思います。

また、学校に関しましては、規模は、現在の学校の規模ではなくて、かなり縮小した形で、事業費が安い形での計画でいくことになると思います。

この大きな2つのインフラ整備はしなければなりません。そういうことも含めた形で、適正な時期に進めていくと。

また、今後の住宅政策、これはC C R Cの中で伊仙町が目標としている、5年間で約50戸から100軒進めていくことも、民間のP F I 事業に絡めて進めいくことが重要であると思います。

今後また残ったインフラ整備といたしましては、町道の改修がかなり今後進めていかなければなりません。

その辺も適時予算の配分を考慮しながら、時間的、計画的にやっていけば、伊仙町の財政はさらに健全化していただろうと予測しておりますので、おっしゃるとおり、今後とも財源の努力を進めてまいりたいと思いますし、以前から、伊仙町が財政破綻するとか、第2の夕張になるということなどは、これは決してあり得ないことであると思いますので、ご心配要らないと思っております。

○14番（美島盛秀君）

今の最後の言葉で、心配は要らないと言われましたけれども、やはり、こういう今までの財政状況を見てみると、心配するわけです。心配しなかったら、議員でこういう質疑等、質問などしないでいいわけですから、そこらあたりをしっかりと、言われぬような政策、きちんと今後進めていただきたい。

私から言わせれば、これは今の伊仙町の状況は、他の市町村等と比べて、自転車操業でしかない、私の考えであります。

ですから、職員が一体となって、こういう財政面にもしっかりと緊張感を持って取り組んでいただきたいと思います。終わります。

○議長（琉 理人君）

これで、報告第3号、報告第4号の2件について終結します。

△ 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについて

○議長（琉 理人君）

日程第7 諮問第1号、人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

町長の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

諮問第1号は、人権擁護委員の任期満了に伴い、人権擁護委員法第6条第3項の規定により提案し、意見を求めるものであります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これで説明を終わります。

お諮りします。

諮問第1号は、お手元にお配りした意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りした意見のとおり答申することに決定しました。

△ 日程第8 議案第58号 伊仙町職員の退職管理に関する条例の制定

○議長（琉 理人君）

日程第8 議案第58号、伊仙町職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第58号は、退職管理の適正を図る条例制定であります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

議案第58号、伊仙町職員の退職管理に関する条例の制定について、補足説明をいたします。

この条例は、地方公務員法第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定め、制定するものでございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第58号、伊仙町職員の退職管理に関する条例の制定について、質疑を行います。

○9番（明石秀雄君）

ただいまの補足説明等ではわからないので、かみ砕いでもう少し、どういうことなのかご説明お願いします。これは、町民が聞いているので、町民にもわからせないといけない。どういうことなのかということの説明いただきたいと思います。

○総務課長（樺山 誠君）

質問にお答えいたします。

平成26年度の法律第34号において、地方公務員法、地方独立行政法人の一部を改正する法律が施

行されまして、その中で、地方公務員の管理職を務めた方に対して、退職後2年間は営利企業に就職できないとか、あるいは、就職をした場合には届け出をしてくださいというような法律ができて、それに基づく条例の制定でございます。

以上です。

○9番（明石秀雄君）

その場合、規則でその届け出事項がありますが、規則が大体わかれば、簡単なところだけでもいいですが、ご説明いただけますか。

○総務課長（樺山 誠君）

条例に従いまして、規則も施行する予定でございます。

まず、内部組織の長というものは、どういう人たちかという、会計管理者だとか、あるいは会計課の課長、あるいは議会事務局の事務局長、各課の課長、選管の書記長、農業委員会の局長、そのような方々が退職をして2年間は再就職をするというに当たって、再就職をしましたという届け出はしなきゃいけないということです。

その後、営利企業に努める者にあつては、5年間、自分が在職した、60歳で大体定年するとしたら、55歳から自分が長を務めたところには営業はかけちゃいけないだとか、そういう規則があります。

あと、届け出の処理だとか、そういうのを添えて規則を定めているところでございます。

○9番（明石秀雄君）

であるならば、もし届け出をしなかったとか、そういう違反があつた場合の罰則規定はありますか。

○総務課長（樺山 誠君）

この一部改正の法律の中で罰則規定がございまして、改正法第65条に基づき、届け出義務に違反した場合は10万円以下の過料を科するというような状況になっています。

○議長（琉 理人君）

よろしいでしょうか。

○9番（明石秀雄君）

終わります。

○議長（琉 理人君）

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第58号、伊仙町職員の退職管理に関する条例の制定について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第58号、伊仙町職員の退職管理に関する条例の制定を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第58号、伊仙町職員の退職管理に関する条例の制定は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 議案第59号 伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第9 議案第59号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第59号は、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

議案第59号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

条例第17条第3項中、勤務手当の基礎額は、「それぞれ基準日において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当及び、これに対する地域手当の月額の合計額とする」を、「それぞれ基準日において職員が受けるべき給料の月額とする」というふうに改めるものでございます。

月額、扶養手当の加算分に関して、扶養手当と地域手当を省きますというような条例でございます。

この条例を改めるに当たりましては、平成28年7月26日に、職員組合とは協議をしております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第59号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

議案第59号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

今の説明ですと、扶養手当並びに地域手当というのを省くということですが、今までの給料明細、これにはそれぞれの項目があったと思いますが、この扶養手当、そして、地域手当を省くということは、今後、扶養手当、あるいは地域手当の手当を支給しないということにつながりかねないのかどうか、お尋ねをいたします。

○総務課長（樺山 誠君）

この条例に関しましては、ボーナスの勤勉手当の部分でございまして、そのボーナスの勤勉手当に今、基準額として、鹿児島県内でも徳之島の3町だけがやっているということで指導を受けまして、地域手当というのは、もともと町にはありませんが、扶養手当を入れた額を、この勤勉手当の算定額にしているというようなことで、これだけは国の基準からも反しますのでやめていただきたいということで、これは給料のことじゃなくて、ボーナスの勤勉手当の部分の件でございまして。

○14番（美島盛秀君）

さっき、組合とは話がついているということで、職員の皆さんは十分内容については理解をしていると思われましても、私個人的に考えると、将来的にはこういうのを省いていく政策の一つじゃないかなと考えるときじゃないかという思いもあるわけですが、そこらあたりは心配要らないですか。

○総務課長（樺山 誠君）

今回のこの条例の改正に関しましては、まず、ボーナスを支給するときに、勤勉手当と期末手当と2つに分かれますが、その勤勉手当の中に、結局は、我々は、本俸以外の扶養手当とか、そういうのも合算して支給していましたが、そういうものは国の基準からしてやってはいけないというような指導を受けまして、今回、職員組合の皆さんとも協議をしながら、改めていこうというようなことでございまして。

あと、給料の扶養手当とか、そういうのに関しては、また省いていくということは、まず今のところはそういうこともないですし、これからはないと思っております。

○議長（琉 理人君）

他にございませんか。

○9番（明石秀雄君）

地域手当というのは実際にはなかった、それはわかりますけれども、すると、北海道あたりでは寒冷手当というのがあると思います。我々の時代にはありましたが、それもなくなったのかお伺いします。

○総務課長（樺山 誠君）

今回の議論に関しましては、勤勉手当の基礎額の議論をしているわけです。その中で、このもとの手当に関して、寒冷手当が今、多分あると思いますけれども、あるいはどうか確認はしてございません。そういうことですので、よろしく申し上げます。

○9番（明石秀雄君）

寒い所は寒い所なりに地域手当、これも一緒、地域手当の寒冷手当というの、そこで、我々奄美、鹿児島県も、それにかわる調整手当というのをつけていました。全てのところでこの調整手当はなくなっているということですか。

○総務課長（樺山 誠君）

今、明石議員からの質問ですが、この調整手当に関して、今、しっかりした資料を示せない状況でございますので、調べて示せたら、また連絡いたします。

○9番（明石秀雄君）

ついからです、寒冷手当があるとか、そういうのがあれば、ここは、奄美、または沖縄という所は暑いですから、それにかわる手当もつける必要があるのではないかと思ったりしている。過去にはそういうことについてあったので、今度はそれにかわるものとして調整手当でもつける方法はないのか、お伺いしたいです。

○総務課長（樺山 誠君）

これも含めて、我々、町独自でやることも大事でしょうけども、他の市町村関係もちゃんと調べながら、また、職員組合の方々ともいろんな話し合いを進めながら、職員の福利厚生に努めてまいりたいと思います。

○9番（明石秀雄君）

ぜひ、職員は、ライパイレス指数が85%であります。それと、他のところに比べる、もらっているところはいいです。他のところが100円もらうときに、こっちは85円しかもらえないと、ここは低いですから、あらゆる形で、職員にも他の市町村なみに水準を上げていく必要があると思いますので、ぜひ、今後の課題として取り上げていただきたいと思います。

終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第59号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第59号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第59号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第60号 伊仙町職員等の旅費等に関する条例の一部を改正する条例

△ 日程第11 議案第61号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第10 議案第60号、伊仙町職員等の旅費等に関する条例の一部を改正する条例、日程第11 議案第61号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の2件を一括して議題とします。

提出者より、一括して提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第60号は、伊仙町職員等の旅費等に関する条例の一部を改正する条例、議案第61号は、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

議案第60号、伊仙町職員等の旅費等に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

伊仙町職員等の旅費等に関する条例の別表第1に、「日当2,000円」を追加するものでございます。

議案第61号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の別表第2に、「日当2,000円」を追加するものでございます。

この日当の件に関しましては、6月議会での議論を踏まえまして、町職員組合とこの旅費に関して、どのような手だてをしていくかという中で、しっかり議論をして、合意をした中で、この2,000円というものを選定しようという形で決まったものを今提案しているような状況でございます。

○議長（琉 理人君）

議案第60号、伊仙町職員等の旅費等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

○3番（牧 徳久君）

伊仙町職員等の旅費等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑をいたします。

この問題については、議会全員協議会でも取り上げまして、これまで議論をしてきたわけでありますが、この日当2,000円と設定した根拠、理由、それから、他町、隣接町村と比較したのかお伺いしてみたいと思います。

○総務課長（樺山 誠君）

この日当の根拠でございますけども、まず、徳之島町、天城町の旅費規程、その辺も含めて検討をしてみいました。

その中で、最近、車を駐車すると駐車料金がかかるだとか、そういう問題についてもいろんな方面から確認をしまして、最終的に、車の駐車料金に関しましては、バス代金が空港まで出ているわけですから、駐車料金というのとはかからないはずだというような議論の中で、組合からこのぐらいではないかと、組合としても我々出張行きますと、食事に関しましては、家では食事されないわけですから、外食になります。そういうような中で、ちゃんとこの2,000円であればできますというところで、職員組合自体も、この数字でいいのではないかという状況で、しっかり議論をした中での数字でございますので、よろしくお願いします。

○3番（牧 徳久君）

組合と議論をして数字を合わせたということですが、他の町村はどのような状況なのかお伺いします。

○総務課長（樺山 誠君）

天城よりは少し低くて、徳之島町と同じぐらいの金額でございます。

天城は2,800円ぐらいの日当、徳之島町が1,000円ぐらいの日当だったと記憶していますけども、その辺も含めてしっかり組合と協議しながら進めてきたところです。

○3番（牧 徳久君）

今後、天城町が800円ほど高いわけでありますが、職員も出張行きますと、食事はもちろん、先ほどもからおっしゃるとおりもちろんですが、例えば、天文館に泊まった場合、それから県庁まで行くわけですが、そうした場合、タクシーないしバス等で行くわけですが、こういったことも旅費に含めて考え、今回は2,000円を上げた分いいわけですが、今後はまた、それでも不足という場合には、天城町並みとはいかなくても、上げる必要があると思いますが、その都度考えていくのか、お伺いします。

○総務課長（樺山 誠君）

まず、職員組合の役員さん方と話した中で、しっかり職員の方々も理解しておりまして、まずは出張地の近くに泊まると、県庁で出張であれば、鹿児島空港からバス賃1,250円で県庁前まで行っております。

あと、夜に関しては、その方の食事もその辺でとれます。夜の遊興に関しましては個人の負担でございますので、その辺も含めて、職員組合がこの辺をしっかり理解しておりまして、我々としてはこれぐらいが適切であろうと、昼食を食べたときにやっぱり1,000円ぐらいかかるだろうということ

で、我々は、ちゃんと職員がそういう認識を持っていてくれたことがありがたいなというように思って交渉に臨んでいたところでございます。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○14番（美島盛秀君）

伊仙町職員等の旅費等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑をいたします。

この日当2,000円とありますけれども、今までは、日当は全然、全く支払いはしていなかったというのですか。

○総務課長（樺山 誠君）

時期的には確かな記憶はありませんが、以前は日当の支払いはしてございました。いつからかわからないですけども、日当を支払わないという話になった記憶がございます。前は支払いをしていました。

○14番（美島盛秀君）

別表1に、この日当をつけ加えた変更であります。条例の、伊仙町職員等の旅費支給規則に、5日以上15日未満は7,000円、県外、県内が6,000円、郡内6,000円、15日以上30日以内と、500円ずつの差をした表がありますが、この条例にあわせて言えば、支給はしなければならないのでしょうか。

○総務課長（樺山 誠君）

今、美島議員が言っているのは、派遣する場合の、長期間になる場合のことを書かれている文面だと思います。

一般旅費に関しては、今までは、何年前から支払っていなかったというような状況でございます。

○14番（美島盛秀君）

それは理解ができました。

そして、例えば、他の一部組合とかにやるときも、この日当等とか、あるいは手当等は他にあるわけですか。県庁に出向するとか、あるいは一部事務組合に出向するとかいうときには、その手当として別にまた、給料以外に、伊仙町の給与条例以外にまた手当があるわけですか。

○総務課長（樺山 誠君）

今の質問でございますけども、もちろん我々職員が奄美大島だとか、県庁だとか、その辺に出向するときの旅費というのは、しっかり旅費規程に関して出しますけども、あと、向こうの給料に関しては、家賃の補填だとか、家賃としては大体2分の1ぐらいの家賃を助成しますが、その残りの部分を手当として支給するとか、そういうことはやっております。

○14番（美島盛秀君）

それでは、これはもともとの、宿泊料が7,000円、県外が9,000円、嘱託料1,800円とありますけれども、例えば、我々や、職員が旅費をもらって、兄弟の家とか、宿泊料を払わないでいい所に宿泊

したときの返納とか、そういうことは検討しないわけですか。

○総務課長（樺山 誠君）

宿泊に関しましては、自宅に宿泊したとか、友達の家泊まっただとかの場合は、返していただくことになっております。

旅費に関しては、宿泊料に関しましては、宿泊費がかからなかった場合は、返納していただくということになっております。

○14番（美島盛秀君）

そこでお尋ねをしますけれども、職員はどうかわかりませんが、町長は、鹿児島に家があると思います。家があるかないか、お尋ねをいたします。

○町長（大久保明君）

平成6年に鹿児島に家を建築いたしまして、それからまだローンを支払い中でございます。

○14番（美島盛秀君）

では、総務課長に聞きます。町長の出張したときの旅費は、宿泊料を含めて支払って、もし家で泊まったときの宿泊料は返納があったのかどうかお尋ねいたします。

○総務課長（樺山 誠君）

我々、旅費を受け取りますと、資金前渡で受け取ります。今、精算に関しては、宿泊の精算だとか、飛行機の運賃の精算だとか、領収書を添付してもらっているわけではなくて精算をしているわけですから、我々としては、どのホテルに泊まったとか、そういうふうな精算はしていませんので、これまでどの職員も、親戚の家に泊まったから、あるいは泊まりがなかったということはないと思いますが、ホテル以外に泊まって旅費がかからなかったとか、そういうような報告で返納した職員自体は、うちのほうでは記憶の中ではありません。

○14番（美島盛秀君）

今、全国でもいろんな政務調査費とか、予算、あるいは旅費等、いろんな問題等が出てきているわけでありましてけれども、例えば、町長が自宅に泊まった。鹿児島に今、家があるということを行いましたけれども、この行政報告を見ましても、3月から、あるいは6月、9月議会、12月議会、旅費等は相当な額に上ると思います。

その中で、東京や大阪だったら宿泊旅費は、ちゃんと宿泊料を払っていると思いますけれども、町長は、もし鹿児島に出張のときに自宅に泊まってということがあるかどうか、お尋ねをいたします。

○町長（大久保明君）

この件に関しましては、今、職員の手当の問題を議論しているわけでありまして、答弁は控えさせていただきます。

○14番（美島盛秀君）

職員と言いますが、この条例の中には、宿泊料、町長、副町長、教育長、県内7,000円、県外9,000円と載っています。そんな言い訳はしてもらいたくないです。

答弁は要らないです。もしあったとしたら、それは返納する気があるのかどうか、お尋ねいたします。

○町長（大久保明君）

質問外でありますので、答えることはできません。

○14番（美島盛秀君）

この条例にきちんと、町長、副町長、教育長、宿泊料、県内7,000円、県外9,000円、ちゃんと載っています。それを総務課長に聞きます。

この旅費に従って、出張のときに旅費を支払っていますか、お尋ねします。

○議長（琉理人君）

この件につきましては、監査委員のほうで監査をいたしております。また、これについて監査のほうから指導を受けて、領収書等が必要であれば添付をするという形でしたいと思います。

この、今、条例改正については、上げた分を認めるか、認めないかで質疑をお願いいたします。

今の件については、質疑以外ということで、質問を控えたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

それでは、答弁ができないということでもありますので、町長の出張旅費、あるいは、このことに関しては、職員等を含めて監査請求をしたいと思います。終わります。

○議長（琉理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第60号、伊仙町職員等の旅費等に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第60号、伊仙町職員等の旅費等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第60号、伊仙町職員等の旅費等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

議案第61号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行

います。

○11番（永岡良一君）

伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例ですが、この日当2,000円、どのような経緯で出す事になったのかお伺いします。

○総務課長（樺山 誠君）

費用弁償も含めまして、職員の旅費も含めまして、徳之島、天城町は旅費が出ているような状況でございました。それを鑑みまして、我々も今回、この議案として提案をして、10月1日から日当を出していこうというような考え方で提案してございます。

○11番（永岡良一君）

個人的な意見ですが、我々は報酬をいただいておりますので、別にこの日当に関しては、私は必要はないかと思えます。

以上です。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第61号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第61号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第61号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第12 議案第62号 伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例

△ 日程第13 議案第63号 高齢者等肉用牛導入基金条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第12 議案第62号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例、日程第13 議案第63号、高齢者等肉用牛導入基金条例の一部を改正する条例の2件を一括して議題とします。

提出者より、一括して提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第62号は、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例を、議案第63号は、高齢者等肉用牛導入基金条例を、平成27年度決算に伴い、基金の額を改正するものであります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○経済課長（元田健視君）

議案第62号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

第2条第1項中、「1億2,858万3,000円」を「1億1,815万3,000円」に改め、主な変更は、基金返還分が変更になり、減のための返還分になります。

続きまして、議案第63号、高齢者等肉用牛導入基金条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

第2条第1項中、「1,216万9,000円」を「1,217万円」に改める。主な変更は、利息分の増になっております。

以上、説明を終わります。

○議長（琉 理人君）

これで、議案第62号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例、議案第63号、高齢者等肉用牛導入基金条例の一部を改正する条例の2件の審議を中止します。

△ 日程第14 議案第64号 伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更

○議長（琉 理人君）

日程第14 議案第64号、伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題とします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第64号は、伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更について提案してあります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○未来創生課長（池田俊博君）

議案第64号、伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更について、補足説明をいたします。

1 ページ、2 ページに記載してありますが、この変更計画は、過疎自立促進市町村計画の字句の変更及び本年度事業実施を計画している徳之島愛ランド広域連合の火葬場2号炉新設工事と、奄美群島成長戦略ビジョン実現事業を新たに計上するものであり、3 ページ以降には、その事業の年度ごとの事業費等を参考として掲載してございます。

ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第64号、伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第64号、伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第64号、伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第64号、伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第15 議案第65号 農業競争力強化基盤整備事業農地整備事業分担金負担割合

○議長（琉 理人君）

日程第15 議案第65号、農業競争力強化基盤整備事業農地整備事業分担金負担割合についてを議題とします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第65号は、平成29年度新規採択希望畑地帯総合整備事業、担い手支援型西部地区の分担金の負担割合について提案しております。

ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○耕地課長（久保 等君）

議案第65号、農業競争力強化基盤整備事業農地整備事業分担金負担割合について、補足説明をいたします。

下に記してあります事業名、県営農業競争力強化基盤整備事業、農地整備事業（畑地帯担い手支援型西部地区）、施工場所が大島郡伊仙町大字小島河地地内、工期が平成29年から平成34年までの事業であります。

事業費の分担区分は、1ページのほうに記載してありますので、お目通しいただきたいと思います。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第65号、農業競争力強化基盤整備事業農地整備事業分担金負担割合について、質疑を行います。

○3番（牧 徳久君）

農業競争力強化基盤整備事業農地整備事業分担金の負担割合について、質疑をいたします。

工期が平成29年から34年までの5年間ではありますが、既に徳之島ダムは通水試験を松原のほうで行い、ダムを活用しているわけですが、この小島河地地区においても、これ工期が5年間と長いわけですが、例えば、29年度にこのスプリンクラーが設備された場合、その29年度に設備された箇所から順次、これは散水もかけていくのかお伺いします。

○耕地課長（久保 等君）

ただいまの牧議員の質問にお答えします。

管路施設等の整備が進んだ上、また、その同意箇所がブロックごとにまとまった箇所から先に、その畑の中の施設も、末端排水施設も整備していく計画になっていますので、その同意率によって、同意率が高い地区から、その畑地の中の整備もしていきますので、その同意率に従って順次水が配分されていく計画になっています。

○3番（牧 徳久君）

そうすれば、今、28年ですから、これ29年度した場合、あと2、3年以内に水が来るわけですが、この組織等はずくなくていいのか、お伺いしてみたいと思います。

○耕地課長（久保 等君）

今年度から、三崎地区でその事業が始まったわけですが、推進員とかを今、三崎地区で設定しているところであります。来年度に入り次第、小島河地地区のほうも畑かんの推進を設立して、事業を進めていきたいと考えております。

○3番（牧 徳久君）

農家は高齢化で、年をとる一方でありますので、1年でも早く水が通水できるように推進していただきたいと思います。終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○14番（美島盛秀君）

議案第65号、農業競争力強化基盤整備事業農地整備事業分担金負担割合について質疑をいたします。

この件については、過去何回か質疑をしておりますけれども、この表を見てみますと、国が67%、県が23%、町が7%、受益者が3%、地元が10%ということで、90%が国・県の補助金です。相当補助率の高い事業でありまして、この事業の推進は欠かせない事業でありますけれども。

そこで、天城町は、この受益者の負担3%というのを、受益者1%ということを知っております。これは以前にも質疑をいたしました。

そして、私が思うには、この負担の1%、町が増やして8%、そして、1%を業者にもお願いをして持たせたらどうか、あるいは、1%ぐらいにすれば、99%、受益者は同意をしてくれるのではないかと私は思っております。

今、同僚の議員からもありましたけれども、高齢化が進んで、なかなか同意をとるのが難しいです。私も推進委員になっておりますので、今取り組んでいるところですが、なかなか同意がとれない。

ということで、私も、町長にも質問で、それはできないかということを知りたいと3回ほど質疑していると思います。そこで業者さんにも何人かそういう声かけをしたことがありますけれども。

そこで、今回、伊仙町で畑地かんがい推進協議会というのが立ち上げられまして、建設業協会から50万円、伊仙町が30万円、南西糖等業から12万円、JA奄美から24万円の合計116万の支援金をいただいて推進しているところまでは何とかこぎつけられて、今、行政と、あるいは協議会一体となって取り組んでいるところですが、今からこの成果は出てくると思いますけれども、先ほども言いましたように、高齢化が進んで、あるいは都会に住所があって、なかなか同意もとれないというのが実情です。

そこで、建設業協会あたりもこれを進めていかなければいけないということで、50万の助成金をいただいたということで、感謝をしたいと思っております。

そこで、今後、行政の果たす役割もいろいろあると思います。どのような今後取り組みをしていくのか、この推進協議会を立ち上げて取り組んでいくわけでありまして、今、木之香と阿権はモデル地区をつくって水をかけて、サトウキビ、園芸で利用をしております。そういう経過等を受益者に説明をして、推進等をしていかなければならないわけですが、この推進協議会の今後の活動内容等を説明お願いいたします。

○耕地課長（久保 等君）

美島議員の質問にお答えします。

美島議員からもあったように、各種団体等から、こういった補助金をいただいて、畑地かんがいの推進、この面工事もなんです、各地区のこの事業に理解を示していただいて、事業がスムーズ

にいくように推進委員さんがいましたが、個人的なトラブル等、そういうのもあったり、同意率が少なかったりということで、過去にも難儀をかけたといえますか、そういう事例もたくさん聞いています。

都会に同意をもらわないといけないという方も何人かいて、実際に私も5月に関西のほうに同意取得に5件ほど行ってきましたが、その中でもいろんな苦情等も聞かないといけないとか、そういう難儀もありましたので、わずかですが、手当と、それから、同意の取得状況に応じた手当を推進委員さんに出していく形をとれたらということで、この協議会も設立してありますので、また、この協議会をうまく利用して、推進委員さんに頑張ってもらって、各地区のこの事業がスムーズにいくように取り計らっていただけると考えております。

○14番（美島盛秀君）

今、課長のあったとおり、これはぜひ推進をしていかなければならない事業でもありますし、町が挙げている農業生産額50億、これに向かってはどうしても欠かせない問題でもあります。

ですから、今、耕地課とか、建設課とか、決められた課だけでなく、町長が普段から言っているオール伊仙町、各課全員がそろって、都会にいる、あるいは自分の身内、親せきや、そういう人たちに声をかけて、畑かん推進を進めていかなければならないのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひ、全課が一丸となって情報収集をして、そして、このせっかくの助成金が無駄にならないような最良の努力をしていただきたいと思います。終わります。

○議長（琉理人君）

他に質疑ございませんか。

○5番（美山保君）

畑かんの件についてですが、まず、天城町では5地区、徳之島町が1地区、伊仙町が1地区ということで散水がされておりますけども、やっぱり、きちんとして同意をとるためには、組織づくりを見直して、きちんとして組織をちゃんとしてやらなければ、ただ職員だけで対応をするというのは難しいだろうと、そういう思いをしております。

それで、地区ごとに組織の再確認、再チェックをしてやっていくことが一番大切だろうと、このように思っております。終わります。

○議長（琉理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第65号、農業競争力強化基盤整備事業農地整備事業分担金負担割合について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第65号、農業競争力強化基盤整備事業農地整備事業分担金負担割合を採決します。
お諮りします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第65号、農業競争力強化基盤整備事業農地整備事業分担金負担割合は、原案のとおり可決されました。

- △ 日程第16 議案第66号 平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）
- △ 日程第17 議案第67号 平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- △ 日程第18 議案第68号 平成28年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- △ 日程第19 議案第69号 平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- △ 日程第20 議案第70号 平成28年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- △ 日程第21 議案第71号 平成28年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（琉 理人君）

日程第16 議案第66号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）、日程第17 議案第67号、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第18 議案第68号、平成28年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第19 議案第69号、平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第20 議案第70号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第2号）、日程第21 議案第71号、平成28年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）の6件を一括して議題とします。

提出者より一括して提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第66号から議案第70号までの5件の提案理由の説明をいたします。

議案第66号は、平成28年度伊仙町一般会計、議案第67号は、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計、議案第68号は、平成28年度伊仙町介護保険特別会計、議案第69号は、平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計、議案第70号は、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計のそれぞれの既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により、提案しております。

議案第71号は、平成28年度上水道事業会計の既定の予算に変更が生じたので、地方公営企業法第24条の規定により提案してあります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

ここで、しばらく休憩をいたします。午後 1 時30分より再開いたします。

休憩 午前 1 1 時 5 5 分

再開 午後 1 時 3 0 分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き、補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

議案第66号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）について補足説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額54億4,031万8,000円に、歳入歳出それぞれ1億150万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を55億4,182万円とするものでございます。

5ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入からご説明をいたします。

13款国庫支出金、補正前の額6億7,843万円に975万3,000円を増額補正し、6億8,818万3,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、伊仙馬根線整備事業交付金の増額によるものでございます。

14款県支出金、補正前の額4億6,915万9,000円に2,366万4,000円を増額補正し、4億9,282万3,000円とするものです。主な理由といたしましては、園芸産地再生産支援事業補助金の増額によるものでございます。

15款財産収入、補正前の額914万9,000円に2,410万6,000円を増額補正し、3,325万5,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、J A C株主配当金並びに土地売り払い収入によるものでございます。

16款寄附金、補正前の額1,740万2,000円に80万5,000円を増額補正し、1,820万7,000円とするものです。主な理由といたしましては、きばらでえ伊仙応援寄附金の増額によるものでございます。

18款繰越金、補正前の額1,000円に2,593万5,000円を増額補正し、2,593万6,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、前年度余剰金の繰り越しによるものでございます。

19款諸収入、補正前の額4,546万9,000円に476万7,000円を増額補正し、5,023万6,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、スポーツ振興くじ助成金の増額によるものでございます。

20款町債、補正前の額5億3,890万円に1,247万2,000円を増額補正し、5億5,137万2,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、臨時財政対策債並びに辺地対策債、公営住宅建設事業債の増額によるものでございます。

歳入合計、補正前の額54億4,031万8,000円に1億150万2,000円を増額補正し、55億4,182万円とするものでございます。

歳出についてご説明をします。6ページをお開きください。

1款議会費、補正前の額8,874万3,000円に35万6,000円を増額補正し、8,909万9,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、旅費への日当加算による増額でございます。

2款総務費、補正前の額7億4,750万9,000円に62万5,000円を減額補正し、7億4,688万4,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、人事異動による人件費の減額によるものでございます。

3款民生費、補正前の額14億5,475万円に179万9,000円を増額補正し、14億5,654万9,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、人事異動による人件費、並びに旅費への日当加算による増額でございます。

4款衛生費、補正前の額5億6,475万5,000円に1,206万1,000円を増額補正し、5億7,681万6,000円とするものです。主な理由といたしましては、人事異動による人件費の増額によるものでございます。

5款農林水産業費、補正前の額5億5,755万3,000円に5,782万2,000円を増額補正し、6億1,537万5,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、農業総務費の大型ダンプ車購入並びに園芸振興費の園芸産地再生産支援事業補助金の増額によるものでございます。

6款商工費、補正前の額2,320万7,000円に43万2,000円を増額補正し、2,363万9,000円とするものです。主な理由といたしましては、商工振興費の増額によるものでございます。

7款土木費、補正前の額5億5,273万5,000円に2,603万9,000円を増額補正し、5億7,877万4,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、道路維持費並びに社会資本整備総合交付金事業費の増額によるものでございます。

8款消防費、補正前の額1億7,997万8,000円に18万円を増額補正し、1億8,015万8,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、旅費への日当加算による増額でございます。

9款教育費、補正前の額3億6,573万5,000円に339万4,000円を増額補正し、3億6,912万9,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、社会体育費のスポーツ振興くじ助成事業の採択による増額でございます。

10款災害復旧費、補正前の額670万8,000円に4万4,000円を増額補正し、675万2,000円とするものでございます。

歳出合計、補正前の額54億4,031万8,000円に1億150万2,000円を増額補正し、55億4,182万円とするものでございます。

4ページをお開きください。

第2表地方債の補正についてご説明をいたします。

起債の目的、(2) 辺地対策事業債、補正前の限度額3,260万円に380万円を増額補正し、補正後の限度額を3,640万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。

(3) 公営住宅施設整備事業債、補正前の限度額 1 億1,810万円に700万円を増額し、補正後の限度額を 1 億2,510万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

(4) 臨時財政対策債、補正前の限度額 1 億3,000万円に167万2,000円を増額し、補正後の限度額を 1 億3,167万2,000円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。

合計、補正前の限度額 5 億3,890万円に1,247万2,000円を増額し、補正後の限度額を 5 億5,137万2,000円とするものでございます。

以上、ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

議案第67号、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について補足説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額13億4,369万8,000円に歳入歳出それぞれ1,283万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額13億5,653万1,000円とするものでございます。

5 ページをお開きください。

歳入につきまして、4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目療養給付費等負担金を100万円増額、また、高額医療費共同事業負担金、1 項国庫負担金として、また、5 款の県支出金、1 項県負担金、1 目高額医療費共同事業負担金として150万円をそれぞれ増額するものであります。

4 款国庫支出金、2 項国民健康保険助成費、1 目財政調整交付金 2 節特別調整交付金として、32 万4,000円を増額し、2 億4,573万9,000円とするものであります。

10 款 2 項基金繰入金 1 目基金繰入として612万4,000円を増額。

11 款繰越金、1 項繰越金238万5,000円を前年度繰越金として増額補正するものであります。

次に、6 ページの歳出をお開きください。主なものについてご説明いたします。

2 款の保険給付費、1 項 3 目一般被保険者療養費を100万円、2 項高額療養費 1 目一般被保険者高額療養費を300万円増額補正するものであります。

また、8 款 1 項保健事業費 2 目国保保健指導事業費13節委託料として、国保保険者努力支援制度関連事業費、ウエストサイズ大作戦情報端末システム管理費委託料32万4,000円を増額するものであります。

11 款諸支出金、1 償還金利子及び還付金加算金、3 目償還金として、平成27年度実績に基づき、特定健診特定保健指導国庫負担金及び県負担金それぞれ50万4,000円を返還するものであり、また、27年度実績に伴い、療養給付費等実績による返還金724万3,000円を国へ返還するものであり、あわせて23節償還金利子及び割引金として825万1,000円を増額するものであります。

続きまして、議案第68号、平成28年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）について補足説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額9億6,877万2,000円に歳入歳出それぞれ4,105万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を10億982万3,000円とするものであります。

5ページをお開きください。

歳入について、2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金として37万円5,000円を増額し、2項国庫補助金、1目調整交付金として15万円、2目地域支援事業費交付金、日常生活支援総合事業として60万2,000円、日常生活支援総合事業以外として44万4,000円を増額するものであります。

3款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金、現年度分として45万円を増額、2目地域支援事業支援交付金として、現年度分84万3,000円を増額するものであります。

4款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、現年度分として18万円を増額、また、2項県補助金、2目地域支援事業費交付金、日常生活支援総合事業、現年度分として37万6,000円、日常生活支援総合事業以外、現年度分として22万1,000円を増額補正するものであります。

6ページをお開きください。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、2目2節地域支援事業費繰入金、日常生活支援総合事業以外、現年度分を37万4,000円減額するものであります。

また、2項基金繰入金、1目、1、介護給付費準備基金繰入金として3,778万4,000円増額するものであります。

続きまして、歳出でございます。7ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費333万3,000円を増額するものであり、主なものとしましては、18備品購入費として、公用車の老朽化に伴い廃車が1台、また、訪問業務量拡大に伴い、軽自動車計2台を購入するものであります。19節負担金補助金及び交付金71万5,000円を、介護保険電算事務処理負担金として増額するものであります。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費2目特例居宅介護サービス給付費として、150万円増額するものであります。

3款地域支援事業費、1項介護予防生活サービス事業費、1目サービス事業費、主なものとして、19節みなしサービス負担金182万4,000円を増額。3款2項1目一般介護予防事業費、7賃金として、看護師賃金117万円を増額するものであります。

また、3款3項包括的支援事業、任意事業費、主なものとして、1目総合相談事業費、7節賃金、看護師賃金75万6,000円、社会福祉士賃金を120万円、地域包括ケア体制確立に向けて、ケアプラン作成や相談業務、または予防活動など、業務拡大のため、専門職の補充として、臨時職員、看護師1名、社会福祉士1名を増員するものであります。この雇用に伴い、3目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費、賃金、ケアマネージャー賃金90万円を減額するものであります。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目の償還金でありますけれども、過年度分としての償還金でありまして、地域支援事業過年度精算償還金として436万3,000円、介護給付費過年度精

算償還金として2,769万9,000円、合わせて3,206万2,000円の増額補正とするものであります。

続きまして、議案第69号、平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を行います。

既定の歳入歳出予算の総額1億8,807万1,000円に歳入歳出それぞれ32万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億8,839万7,000円とするものであります。

5ページ、歳入であります。

3款繰越金、1項一般会計繰入金、3目療養給付費繰入金として、31万6,000円を増額するものであります。

次の6ページをお開きください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後高齢者医療広域連合納付金として、実績に基づいての過年度分療養給付費負担金として増額するものであります。

以上、保健福祉課管轄特別会計の補正予算補足説明をいたしました。ご審議賜りますよう、よろしくお願いたします。

○水道課長（喜 昭也君）

議案第70号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について補足説明をいたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額5億6,436万3,000円に、歳入歳出それぞれ110万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を5億6,546万6,000円とするものでございます。

歳入から説明いたします。5ページをお開きください。

1款使用料及び手数料、1項使用料及び手数料、1目水道使用料、補正前の額5,243万2,000円に110万3,000円を増額補正し、5,353万5,000円とするものでございます。

次に、歳出を説明します。6ページでございます。

1款水道事業費、1項一般管理費、1目一般管理費、補正前の額5,654万円に84万3,000円を増額補正し、5,738万3,000円とするものでございます。これにつきましては、18節の備品購入費の公用車の購入費が主でございます。

次に、3項配水給水費、1目配水給水費、補正前の額539万4,000円に26万円を増額補正し、565万4,000円とするものでございます。これにつきましては、14節の使用料及び賃借料の公用車リース料でございます。

次に、4目東部地区簡易水道等改良費、これにつきましては予算の組み替えでございます。

続きまして、議案第71号、平成28年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）について補足説明をいたします。

1ページをお開きください。

まず、資本的収入及び支出の補正の収入のほうから説明させていただきます。

第1款資本的収入、既決予定額3,054万3,000万円に1,000万円を増額補正し、4,054万3,000円とす

るものでございます。これにつきましては、企業債による収入でございます。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出、5,162万8,000円に1,176万3,000円を増額補正し、6,339万1,000円とするものでございます。これにつきましては、中部浄水場の整備、または中部地区の漏水対策の老朽管布設替え工事等などでございます。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（琉 理人君）

議案第66号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）について、質疑を行います。

○3番（牧 徳久君）

平成28年度一般会計補正予算（第5号）について、質疑をいたします。

8ページをお願いします。

款15財産収入の1不動産売り払い収入として、土地売り払い収入1,735万円もらっておりますが、これはどこの土地でしょうか。

○総務課長（樺山 誠君）

質疑にお答えいたします。

財産の売り払い収入でございますけれども、役場の庁舎の横のほうの旧法務局跡地、伊仙町字コシヨネ1,847の2番地でございます。隣接地の地権者から、ここを払い下げていただきたいと、将来に向けて商業地等としてやっていきたいというような申請等がございまして、払い下げる予定で今動いているところでございます。

○3番（牧 徳久君）

そうすると、あそこの県道の拡幅をした残りですか。

○総務課長（樺山 誠君）

現在は、県道拡幅の残りの部分、残地でございますけれども、現在、旧法務局跡地を賃貸住宅として賃貸している部分でございます。住宅と空き地があるその2カ所でございます。

○3番（牧 徳久君）

5,000m²以上については議会の同意が要りますが、5,000m²以下ということだろうと思います。

次に、9ページの財産管理費に産業廃棄物手数料とか重機借り上げ料、移転補償費とか組み込まれておりますが、これは何を移転したのでしょうか。

○総務課長（樺山 誠君）

今、コシヨネ住宅という形の名称ですが、コシヨネ住宅のほうに住宅を賃貸しておりまして、あの住宅を更地にして返さなきゃいけないということで、更地にする費用でございます。

○3番（牧 徳久君）

続きまして、16ページをお願いします。

16ページの真ん中付近に、4農業総務費の備品購入費の中で、大型ダンプ車購入費として1,400

万出ておりますが、このダンプ購入したら何をするのでしょうか。

○経済課長（元田健視君）

質問にお答えいたします。

ダンプ購入費として1,400万、これは今、現堆肥センターのダンプ8トン車が古くなって、故障、動かなくなりましたので、その代替購入という形になります。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

たしか堆肥センターは委託してあると思いますが、機械が故障すれば、これは、例えば、こういうダンプとか重機とか全部町が買ってあげるわけですか。

○経済課長（元田健視君）

質問にお答えします。

ただいま堆肥センターの備品関係等は、町の備品という形になっております。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

町の備品になって、これをただで委託した業者が使っているわけですが、こうした場合、この肥料は農家に売って売り上げでもうけているわけですが、農家に対する恩恵というのはないわけですので、肥料は農家に安く売るとか、こういったのでもしないと、これは町が委託して、業者は利益を上げているわけですが、どうでしょうか。

○総務課長（樺山 誠君）

今、牧議員からのご指摘の部分もあるかもしれませんが、我々、堆肥センターを運営するに当たって、過去、堆肥生産組合というのがございまして、その後に、堆肥生産組合がなくなりまして、町直営でしていた部分がございます。

町直営でしていた部分の中でも、全て町のほうで修理をしていましたが、今回のこのダンプの購入に関しては、こういうものに関しては町で責任を持って備品はそろえてあげるといような決まり事がありまして、平成10年度購入したダンプでございまして、今回壊れたものは、その前に導入されたダンプに関しては、修理も多々かかっている状況の中で、順次新しく買いかえていく必要があるのではないかと思っているところです。

あと、経営状況にも鑑みて、その辺もまた将来的に考えていかなきゃいけない部分かなと。

全て、運営している方がもうかっているというような状況ではないと思いますので、その辺もまた含めて検討をしていかなきゃいけないかなと思っているところです。

○3番（牧 徳久君）

その契約内容がどういう内容かわかりませんが、例えば、この大型の備品に関しては、町が責任を持って補助をするという内容ということですが、このダンプがずっと一個人と契約しているわけですが、今のダンプがまた古くなって、10年ぐらいしたら、また買いかえる、これもまた町が責任

を持って買ってあげるといことですか。

○総務課長（樺山 誠君）

民間委託したときに、委託した備品が、平成3年度に購入されたダンプだとか、平成10年度に購入されたダンプ、一番新しく平成10年度に購入されたダンプだとか、ショベルだとか、そういう形でしたが、今回、ショベルに関しては、業者さんのほうでリース事業として過去に入れてもらっているいきさつもありまして、今回、このダンプに関しては、今、そういう運営する状況じゃないということで、ダンプに関して個々話し合って決めると、100万以上ぐらいの修理費に関しても町と話し合って決めていこうというような委託契約でございますので、その辺も含めて、運営者ができる部分に関しましてはリースでもやっていってもらおうというような形になっています。

今回、なぜ急がなきゃいけなかったかというと、南西糖業のハカマを処理するときに、ダンプを貸すわけですが、向こうのダンプがなくなる関係で、急いで、今2台ありますが、常時は1台でいいのですが、そのダンプを使わなきゃいけないということで、製糖の始まる前にダンプを購入しなきゃいけないということで今回、補正予算で計上してございます。

○3番（牧 徳久君）

堆肥センターについては、3町同じように、天城町にもあり、徳之島町にもあり、するわけですが、両町でも同じように民間に委託していると思いますが、その契約は伊仙町と同じように、備品については町が買ってあげているのでしょうか。

○経済課長（元田健視君）

徳之島町に関しては、伊仙町と同じような形で備品購入をされていると思います。

あと、天城町に関してはJAが運営しておりますので、天城町に関してはJAのほうで負担しているものと思います。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

伊仙町のほうも、この契約を考えて、今後は、JAにしたらJAが責任を持つということですので、この無駄金予算を使わないような方法、方向を考えたらどうでしょうか。

○経済課長（元田健視君）

ただいまの質問にお答えいたします。

天城町に関しては、堆肥センター自体がJAの持ち物という形で、町は管理していないということになります。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

でなければ、これは委託契約など破棄して、いっそのことあげた方がいいのではないかと。

○経済課長（元田健視君）

ただいまの質問にお答えします。

そういった話もあると思いますが、この管理に関して即決はできませんので、いろいろ検討をしていきたいと思います。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

今後、ずっとこのように財政をむしばむわけですので、この堆肥センターがある限り備品が古くなったら買わなければならないという状況ですので、やはりいっそのこと、あげたらいいのではないのでしょうか。これも町独自にせずに、行政調整調査会というのがありますので、そういったところにも諮問して、諮って、これを今後検討したらいいと思います。

そのページの次の8の園芸振興費、19の負担金補助及び交付金、園芸産地再生支援事業補助金2,340万9,000円、これはどこに園芸産地再生、何を補助するのでしょうか。

○経済課長（元田健視君）

ただいまの牧議員の質問にお答えします。

園芸産地再生生産支援事業というものは、27年度、28年2月にバレイショの寒風被害、全町ほとんど一円、これが115haほどの寒風被害が起こりまして、あられとか、そういうような分で、その分に関して、115haに対しての支援という形で、被害を受けた方の28年度の種芋の助成という形で行う予定にしております。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

これは全額国庫補助で出ているわけですが、ジャガイモの、については去年、あられが降ったこの被害ということですが、これは一般個人に売った方も適用するのでしょうか、農協に出した方だけですか。

○経済課長（元田健視君）

ただいまの質問にお答えします。

基本、農協の共同出荷という形になります。予定をしています。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

共販出荷の115ha分と受け取ってよろしいですか。

○経済課長（元田健視君）

はい。

○3番（牧 徳久君）

続きまして、その下の17ページ、特定地域振興生産基盤整備事業（農地整備事業費）の人夫賃金とか使用料及び賃借料、原材料費と組まれておりますが、これは、私が一般質問した糸木名地区の工事の件ですか。

○耕地課長（久保 等君）

ただいまの質疑にお答えします。

牧議員の質疑のとおり、糸木名冠水地の改善のための予算となります。

それと、あと旧農高の横に3面の水路がありますが、その3面の水路も破損をしまして、その修理も含んでおります。

○3番（牧 徳久君）

ようやく糸木名地区がこうして予算が組まれたということで、大変喜んでおりますが、工法としては、これは町道か、あれは農道ですか、あそこを横断するわけですが、あそこは水道パイプあたりも通っていると思いますが、どういった工法で行なうのか。

○耕地課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

現地を視察していると思いますが、北側にその農道があつて、南側に一番水が深くなる傾斜になっていますが、その一番高低差の低い所に飲み口部を設置して、あと、暗渠排水管でその農道の通り、ウワナル川のほうに排水する計画です。

その農道の道路に関しましては、約2.7メートル掘り下げますので、水道管はその上を通るような形になります。

○3番（牧 徳久君）

この糸木名の水没、冠水した畑の中に、土地を売らないと、河地の方で、沖縄に現在いる方がいると思いますが、その方の畑はさわらずにできるということですか。

○耕地課長（久保 等君）

そこはさわらずに河川まで通せるということです。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、こうして今回、予算が可決された場合、年内に一日でも早くこれを工事できるように、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、22ページの款9教育費の中の社会体育費、6、その中で、18備品購入費の中に300万、これは、その他ですから、宝くじの助成、レスリングマット購入費として組まれておりますが、これは何か、レスリング選手が当町に来るのでしょうか。

○社会教育課長（明 勝良君）

ただいまの牧議員の質問にお答えをいたします。

独立行政法人日本スポーツ振興会センターのスポーツ宝くじ助成ということで今回、決定通知をいただきまして、レスリングマットの購入ということでございますが、レスリングのほうが今現在、小学生を中心に、旧農業高校の校舎の中で畳を敷いて練習を行っているというふうな状況で、設立からかなり数年たっているわけですが、レスリングの競技をするのにマットがない、畳の上でせざるを得ないというふうな状況の中で、要請を受けまして、この宝くじ事業に申請をいたしました。

今後、このマットを第2体育館、旧農業高校の体育館のほうに設置をいたしまして、同競技のス

ポーツの推進と、競技力の向上を目指して行うというようなことで、導入をいたすところでございます。

○3番（牧 徳久君）

またレスリング選手が当町に来るのかと勘違いしておりましたが、伊仙町でも町内の小中学校でレスリングをやっている生徒がいますか。

○社会教育課長（明 勝良君）

先ほど申しましたとおり、今現在は旧校舎のほうで練習を週2回というふうなことで、指導者の中で、かなりレスリングの各鹿兒島の高校でのOBとか結構いらっしゃいます。

そういった方々を、OBの方が中心になって、子供たちのレスリングの指導を行っているという状況でございます。

○3番（牧 徳久君）

終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○9番（明石秀雄君）

何カ所かに重機の借上げの金額が出ていますが、3年か4年前にも、私は、重機は町で購入はできないかなどの意見を申し上げてきました。27年度にも同僚の牧議員らもこのような話をしておりましたが、平成の27年度の決算で6,260万、借入の総額です、伊仙町が借上げ上げたのが。

現在、28年度が既に1,326万、冠水のほうが23万3,000円とか25万とかありますけれども、1年間ずっと通しますと6,000万という多額の金が上がっています。

重機をもし町が買うことができれば、これが半減されるのではないかと思ったりしております。

天城町など行って作業してみますと、我々の議員はご存じのとおりですが、ダンプがあり、ショベルカーがあり、ユンボがありで、我々が草刈りなどボランティアで行ったときは、速やかに来て整理して、その場で速やかに帰ることができます。

そういうものもあるし、今回の予算の中にも入っておりますけども、河地、あの地区でも冠水、水がたまって大変だという、こういった工事をするにもユンボが要るし、また、水道課でももちろん、耕地課などでも必要だと思いますが、そういうことは考えられないのか、前の私が3年前、4年前に質問したときも、時の耕地課長は、他の関連する課とも連携をとって前向きな回答をしますということでしたが、その後の、どのようになったのかわかりませんが、また同じように多額の金が計上されているということで、何とかこういうところはやはり経費を節減するためにも必要だと思いますが、そういったところ、財政の方面からでもいいですが、お答えをいただきたい。

○総務課長（樺山 誠君）

今ご指摘にありました件に関して、我々本町といたしましては、大型機械課を廃止した経緯もございまして、この中でもユンボとか、そういうのを持っていたんですけど、多分これからちゃんと

試算していかなければならないと思っております。

平成27年度は6,200万程度の金額がかかってございまして、あと、水道課の関係が23万という形で少ないのは、水道課に小型のダンプと、あと小型のユンボが常備されているから少ないような状況になっているのかどうか、その辺も含めて検証しながら、あと、人件費も含まれてきますし、例えば、この機械を配備したら機械の整備、あるいは、これを使う人たちの人件費、雇用、その辺も含めてしっかり試算をしながら結論を出していかなきゃいけないと思いますので、これを含めて、再度の答弁になりますが、関係する課を含めて、少し議論をする時間をいただければと思います。

○9番（明石秀雄君）

前の大型機械課の廃止問題は、これは機械の問題じゃなくて、使用料が徴収されないということで廃止したと私は記憶しておりますが、人の畑を耕したら。その使用料が取れない、ユンボを使っても取れないということが、その使用料が滞納するのが非常に多いということで、その時はそういうふうにして廃止をしたというふうに記憶しておりますが。

○総務課長（樺山 誠君）

その辺のいきさつも含めて、あと、業者さんもいらっしゃいますし、その業者さんの関係のものも含めてしっかり検証していかないと、結論を出せない項目だと思いますので、しっかり議論をしてみたいです。

○9番（明石秀雄君）

このように財政が厳しくなるとすると、経費が半減、もしくは、その精査はしておりませんが、半減できれば非常に、例えば6,000万のうちの半分ですと3,000万、道路が何本整備できますか。そういったことを考えながら、もちろん効果、その検証をしていただいて、早目に、できれば来年度の新しい予算ができるころには結論を出して、今後事業をしていただければと思います。終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○4番（上木千恵造君）

19ページをお願いいたします。

19ページの下の方の公営住宅建設事業費の公有財産購入費、これは当初予算、たしか200万ほど計上されていたと思いますけれども、場所が変わったのか、それとも面積等がふえたのか、ご説明をいただきたいと思います。

○建設課長（中熊俊也君）

今の質問にお答えします。

当初の200万は、伊仙中学の前の大久保団地、あそこで現地建てかえを計画していましたが、住宅の向こう側を、その地主が刈り払いしたところ、大きな崖になっていまして、危ないということと、あと、出口が小さくて、工事にも支障があるということで、東伊仙のほうに非現地建てかえをした

らどうかということで検討をしていたところ、また、伊仙小学校からも要望が来まして、東伊仙の小学生がかなり減っているのです、東伊仙のほうにも住宅をつくれないうという要望なんかもありまして、今度は東伊仙のほうにつくったらどうかということで検討しまして、地主もまだ決まっていないうが、3カ所ぐらい検討をした結果、今、大久保団地よりも経費がかかりそうなので増額したところであります。

以上です。

○4番（上木千恵造君）

場所を、東伊仙のほうに変更する事は、非常にいいことだと思います。人口バランスからいって、東伊仙は住宅がございませぬので、ぜひ進めていただきたいと思ひます。

そういうことで、場所は今、二、三カ所に絞り込んでいるということですが、近々交渉するとか、交渉が済んだとか聞いていますけれども、交渉はどの辺は進んでいるのか、場所の選定は。

○建設課長（中熊俊也君）

用地の値段など、これから詰めていかなければなりません、どのように交渉の仕方をしていくか、少しでも安く買えないかと思ひて、いろいろ検討をして、値段の交渉まで来ているところでは。

以上です。

○4番（上木千恵造君）

ぜひ、早目に進めていただいて、住宅が早目に完成するようにお願いしたいと思ひます。

20ページのほうをお願いします。

一番上のほう、定住促進住宅建設事業費の同じく用地買収費でございませぬけれども、これはどことどこの地区を予定しているのか、お伺いをいたします。

○建設課長（中熊俊也君）

今の質問にお答えします。

400万の件だと思いますが、6月の議会の補正で、阿権地区の250万円は承認されています。それと、あと小島地区の150万を追加しまして400万、この400万ですが、前の公営住宅の建設費と、定住促進住宅の事業ということで、分けて、新たに項目を設けたもので二重になっている形になると思ひますが、わかりやすいように、定住促進のほうと、今までの公営住宅建設と分けてやったところではあります。

○4番（上木千恵造君）

分かりにくいですが、阿権の分は、用地買収は終わっているということですか。

○建設課長（中熊俊也君）

阿権のほうは役場として、農地の購入はできないので、農振地除外等をして、確約書は交わしてありますけど、契約はまだしてありませんが、250万という値段は決まっています。それプラス、今回、小島地区の150万を新たに追加して400万という金額になっています。

○4番（上木千恵造君）

この250万は多分阿権地区の事ですね。

○建設課長（中熊俊也君）

そうです。400万のうちの250万は阿権地区です。

○4番（上木千恵造君）

8月の臨時議会のときに、阿権地区は土地も買収して終わったような説明じゃなかったか、僕の勘違いかもわかりませんが。

○総務課長（樺山 誠君）

19ページの公営住宅の建設費の用地購入費は、この中に結局は阿権の部分の250万円が入りました。ここから予算の組み替えでこの3の定住促進住宅の建設事業に持ってきたということです。

当初は、結局、目が無かったが、目を中熊課長が言うには、しっかり分けて定住促進住宅と公営住宅の目を分けてやろうと、そのほうがわかりやすいだろうということで、こっちに250万を持ってきて、新たに150万円は小島分としての予算を措置していただくということでございます。

あと、今、阿権に関しましては、用地の選定と、あと、契約しますという確約書はもらっていませんが、農振除外等の手続が終わった後に購入するという方向でございます。

○4番（上木千恵造君）

勘違いしていました。250万が二重に組まれているような感じを受けたので、こういう質問をいたしました。

ぜひ、阿権のほうも早目に用地購入をしていただきたいと思います。これで終わります。

○議長（琉 理人君）

他にございませんか。

○14番（美島盛秀君）

議案第66号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）について質疑をいたします。

まず、15ページ、目5の海岸漂着物地域対策推進事業、この現在の進捗状況、どれぐらい事業が進んでいるのか、内容をお願いいたします。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの美島議員の質疑にお答えいたします。

今現在、50%ぐらい進んでおります。

それで、これが、当初3月まで予算を組んでございましたが、県のほうから75%におさめなさいという指示が来ましたので、それを12月ごろに補正でまた落とす予定にしております。

今、大体70トンぐらいのごみを収集しております。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

この件についてですが、海の日にあわせて、阿権集落では阿権浜の掃除をしましたが、漂着物等ごみがいっぱいあつまられていましたが、海岸自体のそういうごみ等の処理、あるいは回収等はや

ってありますか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ボランティア等で皆さんに本当にお世話になりました。西犬田布集落、阿権集落、東西阿三、面縄地区、それから、佐弁地区などで、海の日回収していただきまして、その翌日、回収いたしました。

○14番（美島盛秀君）

次に、15ページ、先ほどもありましたけれども、目4の農業総務費の備品購入1,400万、大型ダンプ、堆肥センターの備品と、こういうことでありましたけれども、これは、こういう大きな備品等については町が購入をするという委託契約のときに定められていると思います。

そのときに、備品購入等をするときには、町の財産だと、そして、町が資金も出すということであって契約をされているわけですが、当時、堆肥センターの1,000万余りの使い込みがあって、その回収、使い込んだ本人の納入状況等を私が質疑をしたことがありますけれども、そのときに、そのお金はどういう目的に使われているかということに対して、こういう備品や、あるいは建物の改修に使うと、そして、町長が責任を持って全額回収をするという答弁をいただいております。

その後のそういう使い込んだお金を回収すれば、こうして一般財源から1,400万も出してやる必要がないわけです。

そういう事後処理をきちんとしていないで、こういう1,400万という多額の額を計上してくる、こういうことこそ私は無駄遣いだと思っています。その件に関して、町長は、それ以降、どれぐらい回収されたのか、本人とそういう折衝があったのかどうか、お尋ねをいたします。

○町長（大久保明君）

総務課長が、経済課長のときから大変苦勞をいたしまして、鹿児島で何回か面会して回収の計画を立てて、継続してやっておりました。

近年の回収状況については、私、不覚にも最近の内容を見ておりません。

個人としては、まだ直接お願いしてお会いすることはやっていません。

○14番（美島盛秀君）

あれから10年以上もたっていると思いますが、確かに途中までは3万円月々払うということで、45万程度支払いがあったと確認をして、資料を見ればわかると思いますけれども、その後、まだまだ、10分の1も納金されていないと、こういうことに対して町長は全く感知していない。

今、連絡をとっているというような答弁でもありましたけれども、10年以上たっても全く返納がされない、後もって、いつまで納金されているのか、資料を請求したいと思っておりますけれども、そういう責任を町長はどう受けて、どうその当時答弁したのか。

全額返済させるように全責任を持つという答弁がありました。そういう軽はずみな答弁をして、またこういう財政の厳しいときにこういう備品購入を大事な予算から出していくと、片方では無駄遣いを自由にさせて、片方でまた大事に、新たにまたこういう予算を計上してくると、私はどうも

矛盾している。

これだけではないと思います。他にもたくさんあると思いますけれども、今日はたまたまこの事業が出てきましたので、質疑をしておるわけでありますけれども、ぜひ、こういう無駄遣いがないように、きちんとああい施設においては整理をして、一つ一つ片づけていけるような政策を進めていただきたいとお願いをいたしたいと思います。

それと、町の備品で買いますので、もし、災害など、そういうときには自由にこのダンプは町が借りて使用はできますか。

○経済課長（元田健視君）

ただいまの質問にお答えいたします。

一応、堆肥センターのほうと協議しまして、これは町の備品ですので、だめということはないと思いますので、そのようにしていきたいと思っています。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、町の備品である以上、町が有効に活用できるように、一緒になって、それで、今年の6月、天城町で議会の清掃活動がありましたが、そのときにはダンプとかタイヤショベルとか、町の備品を全部持ってきて取り組んでいました。

伊仙町あたりも、これからこういう作業等、あるいは公なこういう作業、あるいは災害等が発生した場合に、緊急に出さなければいけない、個人のダンプやリース事業のダンプなどもあるとは思いますが、そこらあたりをきちんと精査をして、無駄な予算が使われないような事業を進めていただきたいと思っています。

それから、その下の目8園芸振興費、先ほどもありましたけれども、寒風によるバレイショ被害ということでありましたけれども、このことに関して、役場からはがきが全農家に、種芋の半額補助というはがきが行ったと思います。私にも来ました。

そしたら、これはいい助成だということで、それができますかということで問い合わせたら、農協からとった人じゃないとできないというようなことで、内容的にも理解ができない、この事業の内容、今後、どういうことふうな事業内容を進めていくのか、説明をお願いいたします。

○経済課長（元田健視君）

ただいまの質問にお答えいたします。

この事業は平成27年度の農協の出荷、共販率等を鑑みて、どういった感じで補助をしていくかというのを今、協議中ですが、一応27年度に農協から種芋を購入して、かつその被害を受けた農家を一応対象にということで今計画しております。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

農協から種芋を買って、その寒風被害を受けたという、そういう調査等、その結果等はわかって

いますか。

○経済課長（元田健視君）

ただいまの質問についてですが、農協から種を買って、その分に関して共販出荷、どれだけできているかということと、あと、その中から農協以外のほうに流れている分も多々あるということと、それを今、精査中でございます。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

そうしますと、農協から種は購入したけど、農協に共販してない人には、ひょっとすると助成ができないと、補償ができないという考えですか。

○経済課長（元田健視君）

基本的にはそういう形になると思います。

○14番（美島盛秀君）

2,358万9,000円の補正についてですが、これだけの多額の補正をしながら、農協に出荷をしなければならぬという、そういう出荷を、共販した人じゃないと補償ができないと、そしたら、個人の業者さんも一生懸命ジャガイモを買取り、農業所得を上げるために一生懸命努力をしているわけです。

そういうことになれば、不平等な予算措置になるわけじゃないでしょうか。

ぜひ、これは平等に、その種芋を購入した量、例えば20袋なら20袋、あるいは100袋なら100袋、それに対する割合で、私は全農家に補償すべきだと思いますけれども、もし、その額で足りなかったら、これに町がもうちょっと予算を増額してでも園芸振興に努めていただきたいと思いますけれども、そういう検討はされないのか、お尋ねいたします。

○経済課長（元田健視君）

この事業が県単事業という形になりますので、一応、寒風被害を受けた農家さんへの補助という形になりますので、農家、被害を受けていない方という方には一応対象外という形で基本的にはなっております。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

その言っていることはわかります。わかりますけど、そういうことで寒風被害を受けたのかどうかという、そういうのもわからないでしょ。例えば、そうか病とか疫病とか、いろんな病気で、畑全体に病気が入って出荷ができなかったという人もいるだろうし、そういうあたりをきちんとするためには、平等にしたほうが、私はいいいのではないかと、そういうことはできないのだろうか。

あるいは、県単事業だから、県からそういう予算が出て、農協に共販したところにしか補助できないと、それは、私は矛盾すると思うのですが、県が伊仙町にこれだけ補助金を出したわけだから、その使い方については町の判断で、もしそれで足りなかったら、町がもうちょっと予算を増額して

でもやるべきだと思います。そこができるのか、できないのか、検討できるのかをお尋ねしているのですが。

○経済課長（元田健視君）

ただいまの質問にお答えいたします。

先ほども言いましたが、これは県単の被害を受けた分という形で、これを、議会等でこういった形でしかお答えができないというのが正直なところで、大体の被害地区というのが選定されていて、その枠内の入っている分が大体115haと、その中で、農協から種をとって、その被害地区に入っている所が115haという形でなっておりますので、その分に関しては、一応農協のほうと、どういった被害があったかということ、共販率など、聞き取りと調査等を踏まえて今、精査中という形になります。

○14番（美島盛秀君）

幾ら聞いても同じような内容の答弁だと思いますが、ぜひ、これは県あたりにも、あるいは農協にも交渉をして、平等にできるような、そして、その補助を受けられなかった農家からいろいろ問題等、苦情等が出ないように、きっちりとした説明を農家にさせていただきたいと思います。

19ページ、3についてはさっきありましたので、4、社会資本整備総合交付金事業の測量設計委託料、これはどこの測量、委託料でしょうか。

○建設課長（中熊俊也君）

今の質問にお答えします。

この1,170万は、今、伊仙馬根線で、馬根の中央線のほうに向かって道路改良工事を行っていますが、今度、馬根小学校の近くまで行きますと、阿権から来ている線と交わりますが、今度、阿権馬根線と道路の名前が変わりまして、中央線から阿権のほうに200メートルぐらい行ったところ、大体、中央線から1.2kmぐらい阿権のほうに行ったところまでの計画をしています。

○14番（美島盛秀君）

中央線というのは、亀津～糸木名線のことですか。

○建設課長（中熊俊也君）

はい。

○14番（美島盛秀君）

あそこの馬根入り口の所が1.2kmの測量設計。

○建設課長（中熊俊也君）

はい、そうです。

○14番（美島盛秀君）

今年、28年度中で工事は着工できるということですか。

○建設課長（中熊俊也君）

28年度は測量設計だけになっています。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、あの通りは、西部、犬田布から木之香、阿権、馬根、あのあたりの非常に交通量の多い所です。それで、亀津あたりから入ってくるいろんな車両関係も非常に多いです。

ですから、あそこから出発点にして、阿権寄りと言いましたが、馬根小学校のあそのこの3差路、伊仙に行くところと阿権に行くところ、ぜひ、阿権地区にも、あのあたり悪いですから、もうすぐ落ちそうな所もあります。あそこも、やがて私は大きな事故が発生するのではないかと思います。

大型ダンプとか、大型サトウキビ運搬車が通れば、近々大変な事故が起きるのではないかと心配しているところでもありますので、ぜひ、あそこも二、三百m延長したぐらいの予定で取り組んでいただきたいと思います。

19ページと20ページですが、先ほど上木議員のほうからも質問がありましたけれども、こんない加減な予算書で、これ議決できますか。

今聞いておって、私も場所とか聞こうと思いましたが、阿権の土地は250万、小島には150万とか、また、中身は全然金額的に合わない。

私は、この分はきちんと分けて、増額するなり、あるいは減額するなり、きちんと精査をした上での予算書でないと、これずっと残りますから、議決すれば。いつ見てもわかるような予算書でないと、私は議決するのにはちょっと難しいのではないと思うが、そこらあたりどうでしょうか。どう考えているのか。

○建設課長（中熊俊也君）

今の質問にお答えします。

従来の公営住宅建設事業と、定住促進住宅建設事業を分けたほうがわかりやすいのではないかとということで、2つに分けたとこなんですけど。

それで、阿権と阿三と、小島を行ないますが、阿三のほうは町有地でありまして、購入費は必要ないです。阿権と小島が個人の土地でありますので、2カ所は購入が必要です。

そういうことで、定住促進事業と公営住宅を分けたほうが事業的にわかりやすいのではと思って分けてあるところであります。

○14番（美島盛秀君）

今のところはわかります。今説明があるから、我々議会、議場内にいる人たちはわかると思います。また、議事録にも今の説明が残ればわかると思いますけれども、議事録を一々起こして見る人もいないだろうし、議事録は残りますので、また閲覧に来る人もいるかもしれません。

大事な議決をする要綱に、この数字だけを見て、今の説明だけ聞いて、これ理解できるでしょうかと私は言っているわけです。

だったら、ここに、中に、250万は阿権の土地代と、備考にでも、用地購入費、そして、150万は小島、そして、まだ場所も、小島もわからない、購入予定はしても、予算、先に計上して、単価が幾らになるかもわからない、阿権は250万という仮契約をしているということですが、そんな予算の

出し方、それでいいでしょうか。

私は、県のまたそういう財務調査などが入った場合、県にこの書類を持っていったら、私は必ず指摘を受けると思います。

そこらあたり、もうちょっと検討をする必要があると思いますが、どうでしょうか。

○総務課長（樺山 誠君）

指摘の件でございますけども、この説明の中に、節の部分、金額が400万という大ざっぱな書き方、合計の金額を書いておりますが、説明の部分に用地購入の小島地区と阿権地区150万と250万とか、説明のところにしっかりこれからは書いてまいりたいと思いますので、誰が見てもすぐわかるような形で、説明の部分にしっかりまた書いていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○14番（美島盛秀君）

これは、今日は議決できないと私はと思いますが、その部分を訂正してする方法はあると思いますので、これは訂正しないでこのまま議決に私はできないと思います。

○議長（琉 理人君）

しばらく休憩をいたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時24分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの美島議員の質問に対しまして、答弁をお願いします。

○総務課長（樺山 誠君）

予算書19ページの公営住宅建設事業費の中の用地購入に関しましては、前回、大久保団地の現在の場所に建てるということで、用地購入費がこれの中に含まれていますので、この付近を次の議会の中でしっかり明記したもので提案するというのと、20ページの定住促進住宅の建設事業費の説明の中に、17節の公有財産購入費、説明が400万と書いてありますが、この用地購入費のところの中に、阿権地区250万、小島地区150万という形で皆さんの予算書に書いていただいて、これからまた予算書をつくる時の説明で、わかりやすく説明してまいりたいと思いますけども、よろしく願いいたします。

○議長（琉 理人君）

14番、質疑ございませんか。

○14番（美島盛秀君）

今の説明で理解ができました。

次からは、こういうような予算書を提出するときには、十分精査をして提出して、こういうような理解ができないような予算書でなくて、今のような入れ方もいいでしょうけれども、しっかりと

した精査をして提案をしていただきたいと思います。

次に、22ページ、教育費の目5 歴史民俗資料館費の122万6,000円、これは、今の歴史民俗資料館なのか、長道にある旧歴史民俗資料館の費用なのか、お尋ねをいたします。

○社会教育課長（明 勝良君）

これは、現在の資料館の経費でございます。

○14番（美島盛秀君）

現在の農高跡地の所ですが、重機借り上げが45万1,000円とかありますけども、このところこういう重機借り上げとかいう必要があるのか、その事業の内容について、もうちょっと詳しい説明をお願いいたします。

○総務課長（樺山 誠君）

この歴史民俗資料館費の中に、重機借り上げだとか、あと人夫賃金、補修材料費というのが組みられています。これに関しては、上面縄の神社がございます。あそこに町の保存樹の大きいデイゴがありました。そのデイゴが2本枯れてしましまして、その神社に影響を及ぼすだとか、あるいは神社の下に清水さんという人がいらっしゃり、その家に影響を及ぼすだとかいうことになりました。27年度に、大木だったものですから、それを切っていただきました。重機が必要でしたので、ブロック塀がありますが、それを集落と話しをして、除去して、そこに入って作業をしたという状況でございました。

その作業をして、残りの木がありますが、今回はその残りの木の片づけと、そのブロック塀の修復を最終しなきゃいけないということで、この予算を、歴民館の中に町の保存樹関係がありましたので、そこに予算措置をしているところでございます。

○14番（美島盛秀君）

この上面縄に関して、町の認定した木の撤去作業に必要な予算と、その他ありますけれども、わかりました。

それと、あと、旧歴史民俗資料館の跡地利用、この跡地利用について、今、検討などはしているでしょうか。あのままほったらかしておくわけにもいかないと思いますが。

○総務課長（樺山 誠君）

今現在、町有施設利活用検討委員会という名称で、町のあいている施設を有効利用しようという形で、議会の皆さん、あるいは町の有識者の皆さん等をお願いをしまして、こういう議論をしています。

現在、前回の利活用検討委員会の中では、地方創生の予算として、農業研修センターの整備をしていこうというのがございまして、この場所をどこにするかと言うことが主な議題であります。その中で、今の教育委員会の後ろのほうをもちろん使っていこうという形で、その検討委員会の中で決定しましたので、そこを農業研修施設として今、改修しようという形で進めているところでございますけども、その中で、歴民館という候補も上がりましたが、やはり、建設課サイドの強い意

向もありまして、将来的に研修センターは農場に近いほうがいいだろうということになりまして、農業高校跡地の一角を改修してやろうということに決まりましたので、今現在、旧資料館に関しては、どう使うという計画はないような状況でございます。

○14番（美島盛秀君）

今後は、ああいう建物の跡地利用等々、皆さんの知恵が必要だと考えますので、最善の努力をして、財政難の折、有効活用ができるような検討をしていただきたいと、そして、スピーディー、早目にそういう解決をしていけるようお願いをいたしたいと思います。

それと、その下の社会体育費、先ほどありましたけれども、そういう予算的にも特定財源で262万円も助成をいただいているわけでありますので、こういういい機会をチャンスにして、今、世界でもレスリングはオリンピックの華でありますし、日本のすばらしいスポーツでありますので、そういうのを生かし、例えば、監督だった栄さんは笠利町出身です。

ですから、そういう人を呼んでオープニングセレモニーをやるとか、大々的にして島の宣伝につながると思いますので、ぜひ頑張って、レスリングの第1号が伊仙町から出られるようにまた努力をしていただきたいと思います。終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第66号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第66号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第66号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第67号、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第67号、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第67号、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号、平成28年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第68号、平成28年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第68号、平成28年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第68号、平成28年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号、平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第69号、平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第69号、平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第69号、平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第70号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第70号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第70号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号、平成28年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第71号、平成28年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第71号、平成28年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）について、採決しま

す。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第71号、平成28年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第22 認定第1号 平成27年度伊仙町一般会計歳入歳出決算

△ 日程第23 認定第2号 平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

△ 日程第24 認定第3号 平成27年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算

△ 日程第25 認定第4号 平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

△ 日程第26 認定第5号 平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算

△ 日程第27 認定第6号 平成27年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算

△ 日程第28 認定第7号 平成27年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算

○議長（琉 理人君）

日程第22 認定第1号、平成27年度伊仙町一般会計歳入歳出決算、日程第23 認定第2号、平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、日程第24 認定第3号、平成27年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算、日程第25 認定第4号、平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、日程第26 認定第5号、平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算、日程第27 認定第6号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算、日程第28 認定第7号、平成27年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算の7件を議題とします。

提出者より、一括して提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

認定第1号から第7号までは、平成27年度伊仙町一般会計歳入歳出決算、平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成27年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算、平成27年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算を作成いたしましたので、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これで、提案理由の説明を終わります。

質疑に入る前に、提案理由のあった7件については、後ほど決算審査特別委員会に付託する関係

上、1回1項目の質疑を行います。

○1番（平 博人君）

決算書の126ページ、こちらに有価証券株券2,900万円の現在高があると記載されておりますけど、こちらの会社名と、それぞれの金額を教えてくださいと思います。

○総務課長（樺山 誠君）

有価証券決算残高合計が2,900万ございまして、徳之島空港ビルの株が2万株、2,000万円でございまして。日本エアコンピューター160株、800万円でございまして。徳之島ビジョン20株、100万円でございまして。合計で2,900万円の有価証券があるということでございまして。

○議長（琉 理人君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております日程第22 認定第1号、平成27年度伊仙町一般会計歳入歳出決算から日程第28 認定第7号、平成27年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算までの7件については、議長並びに議会選出監査委員を除く12名の委員で構成する平成27年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、日程第22 認定第1号、平成27年度伊仙町一般会計歳入歳出決算から日程第28 認定第7号、平成27年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算までの7件については、議長並びに議会選出監査委員を除く12名の委員で構成する平成27年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

これから平成27年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選を行っていただきます。

ここで、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 3時50分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

平成27年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員長に福留達也君、副委員長に明石秀雄君が互選されましたので、ご報告申し上げます。

これで、本日の日程は全部終了しました。

本日はお疲れさまでした。散会をいたします。

次の会議は、9月14日午前10時から開きます。

議事日程は、一般質問であります。

皆様、お疲れさまでございました。

散 会 午後 3時52分

平成28年第3回伊仙町議会定例会

第 2 日

平成28年9月14日

平成28年第3回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

平成28年9月14日（水曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問（平 博人議員、美山 保議員、牧 徳久議員）3名

1. 出席議員（14名）

| 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
|------|-------|------|--------|
| 1番 | 平博人君 | 2番 | 岡林剛也君 |
| 3番 | 牧徳久君 | 4番 | 上木千恵造君 |
| 5番 | 美山保君 | 6番 | 永田誠君 |
| 7番 | 福留達也君 | 8番 | 前徹志君 |
| 9番 | 明石秀雄君 | 10番 | 樺山一君 |
| 11番 | 永岡良一君 | 12番 | 伊藤一弘君 |
| 13番 | 琉理人君 | 14番 | 美島盛秀君 |

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂 浩一君 事務局書記 荻田恭平君

1. 説明のため出席した者の職氏名

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|------------|-------|--------|-------|
| 町長 | 大久保明君 | 副町長 | — |
| 総務課長 | 樺山誠君 | 未来創生課長 | 池田俊博君 |
| 税務課長 | 當吉郎君 | 町民生活課長 | 伊藤勝徳君 |
| 保健福祉課長 | 澤佐和子君 | 経済課長 | 元田健視君 |
| 建設課長 | 中熊俊也君 | 耕地課長 | 久保等君 |
| きゅらまち観光課長 | 佐藤光利君 | 水道課長 | 喜昭也君 |
| 農委事務局長 | 永島均君 | 教育長 | 直章一郎君 |
| 教委総務課長 | 仲島正敏君 | 社会教育課長 | 明勝良君 |
| 学給センター所長 | 水本斉君 | ほーらい館長 | 仲武美君 |
| 選挙管理委員会書記長 | 鎌田重博君 | 総務課長補佐 | 田島輝久君 |

平成28年 第3回伊仙町議会定例議会一般質問通告一覧表

| 順位 | 質問者 | 質問事項 | 質問の要旨 | 質問相手 |
|----|-----------------|--------------------------------|--|------|
| 1 | 平 博人 (議席番号1) | 1. ふるさと納税について | ① 平成27年度のふるさと納税の状況では、徳之島3カ町の中でも本町が972万3千円と一番多く納税いただいている。返礼費に関しては、県平均でも44.8%となっているが、本町では54万円(5.6%)ともっとも低くなっている。このようなことを鑑みたくえで、今後ふるさと納税に対してどのように取り組んでいくのか問う。 | 町 長 |
| | | | ② 現在、本町では「子宝日本一の町伊仙町へ学習支援センターを」という名目で、企業版ふるさと納税を推進していくということだが、現在の進捗状況並びに、今後の展望について問う。 | 町 長 |
| 2 | 美山 保 (議席番号5) | 1. 徳之島愛ランドクリーンセンター(ごみ処理施設)について | ① ごみ処理施設用地として購入した面積、そのうち現在利用されている面積と利用されていない面積はどれだけあるのか問う。 | 町 長 |
| | | | ② 施設周辺に集落から温水プール、ビニールハウス施設、宿泊施設、ソフトボール場、グラウンドゴルフ場、多目的ホール、健康ランド、周辺の道路整備等、要望しましたが何一つ実施されずに長年放置されていますが今後どのように要望に答えるのか問う。 | 町 長 |
| | | | ③ ごみ処理施設の耐用年数が15年ですが施設の改修費用の基金積み立てはされているのか問う。 | 町 長 |
| | | | ④ 焼却灰の埋め立て地について今後どうするのか、また関係集落にごみ処理施設についての経緯を説明する考えはないのか問う。 | 町 長 |

| | | | | |
|---|------------------|---------------------|---|-----|
| 3 | 牧 徳久 (議席番号3) | 1. 次期町長選挙への出馬について | 平成13年10月の町長選挙で初当選以来、4期連続当選を果し、任期中大島郡町村会長を歴任するなど町政はもちろん奄美群島全体の発展にも寄与され、今任期も終盤へと近づいて参りました。就任当初の頃は激しい対立の構図の中であって、奄美群島内でも特に伊仙町の選挙騒動はマスコミ等の過熱報道などで全国から注目の的となり、この混乱が結果的に町政を推進する上でも阻害要因の一つになっていたと思います。これも大久保町長の政治手腕と時代の変遷と共にやがて薄れ、昨今では「闘牛や長寿と子宝の町」として有名になって参りました。今後も少子高齢化と過疎化が進行する中、政府が進める地方創生関連事業の推進や、2年後の世界自然遺産登録実現に向けた取組みなど課題は山積していると思うが、次期町長選挙へ出馬する考えはあるのか見解を問う。 | 町 長 |
| | | 2. 各集落の駐在員について | 現在、各集落の駐在員がいない集落はどの集落なのか、報酬が他町と比較して安くないのか、その原因と理由について問う。また、駐在員や各種役員が不在の集落は、各集落の伝統行事や、年の祝いなど地域に根ざした活動が行えず寂しい思いや、クリーン作戦など集落の美化活動も出来ずに困っていると聞く。町長は小規模校の存続も考えていますが、これも集落の活性化あってだと思ふ。早急な人材確保が望まれると考えるが町長の見解を問う。 | 町 長 |
| | | 3. 有害鳥獣(カラス)の駆除について | 最近、またカラスが増えて農作物や、生ゴミを食い散らかし、牛舎では牛の飼料を食べたりする被害が増えている。以前、補助事業でカラスの捕獲を目的に大型捕獲箱を東部、中部、西部の3地区に設置してありましたが、現在の活用状況を示せ。また隣町の西阿木名集落のウワナル川沿いの小島側にも天城町が大型カラス捕獲箱を設置してあるがその効果はどうか。カラスは集団で移動する習性があるので今後は、3町で連携して広域的に捕獲する必要もあると思うが見解を問う。 | 町 長 |
| 4 | 福留 達也 (議席番号7) | 1. 地方創生事業の取組みについて | 企業版ふるさと納税制度を活用しての事業実施が決定した、「学習支援センター設置構想」について、今後の取組み内容(事業内容、実施場所、企業からの寄附の目途等)を問う。 | 町 長 |

| | | | | | |
|---|------------------|--------------------------|---|---|---|
| 4 | 福留 達也 (議席番号7) | 2. 世界自然遺産登録を見据えた各種政策について | ① 平成30年度には世界自然遺産登録が実現する運びではありますが、登録に向けての現状や課題(野ネコ、外来種の撲滅、ごみの不法投棄対策等)について問う。 | 町 | 長 |
| | | | ② 世界自然遺産登録後、来島者の受け入れ準備態勢の現状と、今後の取組み(交通手段、宿泊施設の充実、体験場所の整備等)について問う。 | 町 | 長 |
| 5 | 岡林 剛也 (議席番号2) | 1. 面縄新港建設事業について | ① 建設理由を問う。 | 町 | 長 |
| | | | ② 建設事業の概要について問う。 | 町 | 長 |
| | | | ③ 事業の実現性と今後の展望について問う。 | 町 | 長 |

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（琉 理人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（琉 理人君）

日程第1 一般質問を行います。

初めに、平 博人君の一般質問を許します。

○1番（平 博人君）

皆さん、おはようございます。1番、平 博人でございます。今回も一般質問を通しまして、町執行部の皆様方と政策論議を交わし、暮らしに優しいまちづくりに全力で取り組んでいこうと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、第3回定例会におきまして、ただいま一般質問の許可がございましたので、通告書に従いまして順次質問をさせていただきたいと思っております。答弁者の皆様方の明解なる答弁をお願い申し上げます。

ふるさと納税について質問させていただきます。

まず1つ目、平成27年度のふるさと納税の状況では、徳之島3カ町の中でも、本町が972万3,000円と一番多く納税をいただいておりますが、返礼品費に関しましては、県平均で44.8%となっているようでございますが、本町では54万円、5.6%と3カ町の中で最も低くなっているようでございます。このようなことを鑑みた上で、今後、ふるさと納税に対し、どのように取り組んでいくのかお伺いさせていただきます。

続きまして、現在、本町では、「子宝日本一の町伊仙町へ学習支援センターを！」という名目で、企業版ふるさと納税を推進していくということでございますが、現在の進捗状況並びに今後の展望についてお伺いさせていただきます。

1回目の質問を終わります。2回目から自席にて行いたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○町長（大久保明君）

平 博人議員の質問にお答えいたします。

まず、1番のふるさと納税の中身に関しまして、詳細については、今回新しく創設されました未来創生課長のほうから具体的に答弁をさせていただきます。

いろいろ報道等を見ますと、今、宮崎県の都城市は、2連続40億以上のふるさと納税が来たということで評判になっております。県内においても、20億以上のふるさと納税を獲得している自治体が出てまいりました。その中で、伊仙町は、郡内においては、かなりふるさと納税の額は多いようですが、瀬戸内町、そして奄美市のほうは更に伊仙町より多くなっております。それは、いろんな

特産品、クロマグロやマンゴーなどが功を奏している状況でございますけれども、伊仙町において、今後、返礼品に関しましての議論は必要だと思っております。

また、この問題がある意味では社会問題化しております。要するに、いろんな特産物、黒牛とか、いろんな特産物がある地域とない地域の歴然とした格差が生じてきたということと、また、受けられる方々のいろんな競争が生じてきたなどが今後大きな課題となっていきます。

その中で、先般、菅官房長官のお話を聞く機会がありましたけれども、これは、菅官房長官の肝いりでふるさと納税は、前安倍政権の第一次安倍政権のときの総務大臣のときに、田舎の出身である菅当時の総務大臣は、強力にこのふるさと納税を推進してまいりました。今回は、内閣府の中心である官房長官という立場の中で、今回は、ふるさと納税の今メリット、デメリットを改善していくためには、企業版ふるさと納税という形をつくり上げました。これは、返礼品は一切しないという条件のもとで、各企業が、例えば、伊仙町は今回、企業版「子宝日本一の町伊仙町へ」というふうな申請をしたところ、全国で107自治体が許可を得ることが、申請が認められました。目標を決めて、人材育成のための伊仙町に今足りない教育システム、図書館がないとか、そういうものを解決するために、この企業版ふるさと納税で学習支援センターということを立ち上げたら、評価をされたということですので、これを今後推進していくことになると思います。

詳細については、また担当課長のほうから答弁をしていただきたいと思います。

以上でございます。

○未来創生課長（池田俊博君）

平議員の質問に、町長の補足いたしたいと思えます。

まず、ふるさと納税の状況についてですが、平成27年度歳入歳出決算における主要施策の成果説明書の21ページで、寄附金について詳細に記載してございますが、伊仙町へ直接寄附をいただきました、ぎばらでえ伊仙応援寄附金の件数は62件、金額として1,242万3,000円、県を通じて寄附をいただいた、かごしま応援寄附金の件数が11件、50万8,000円、合わせまして73件、1,293万1,000円あります。

また、返礼費に関しましては、決算書22ページ、2目ぎばらでえ伊仙応援基金事業で支出されています。報償費は、これは品物の代金ですけど、報償費とそれに伴う役務費、通信運搬費でございますが、合わせまして47万2,739円あります。率にしますと3.65%ということで、さらに低い状態でございます。

また、この捉え方として、年度締めと年締めで少し数字的に変更、差異があると思っております。

以上、数字だけのご説明いたしましたが、返礼費の額が少なくても、これだけ伊仙町においてはふるさと納税をしていただける。これは、この寄附に対しての本来の目的であります、市町村を応援していただける有志の方、出身者の方が伊仙町には大勢いるということであり、大変ありがたく、感謝している次第でございます。

また、現在の取り組みとしては、インターネットのふるさと納税寄附サイト、ふるさとチョイス

という最大手のポータルサイトへ伊仙町も登録をしており、寄附額に応じたお礼の品、これは寄附額に応じて20%程度を予定して、伊仙町を知らなかった人からも多くの寄附をいただいているところでございます。

これからの取り組みといたしましては、返礼品に関しましては、町の特産品でありますマンゴーやパッションフルーツ、黒糖焼酎など、あくまでも地元産の旬の商品にこだわっておりますが、これまで出身者からは帰省時の宿泊のクーポンや移動費の助成など、ふるさとを思い、寄附される方の希望をかなえてほしいという声もたくさんいただいております。多くの選択肢を持てるような工夫をしてまいりたいと思っております。

また、島の特産品が欲しい、ふるさとへ貢献したいなど、さまざまな動機でふるさと納税をされる方がおり、それぞれの方々が一番寄附をしやすいような宣伝や送金の方法を工夫して、即時に返礼等を行い、お礼の気持ちを伝えるようにしてまいりたいと思っております。

○1番（平 博人君）

本当に今のお話によりますと、今年度も73件で1,293万1,000円と、毎年納税については増えて、大変うれしい限りでございますが、本当にこれは町の財源としても、非常に重要なことでございますので、一生懸命取り組んでいただきたいと思います。

また、先ほど課長のほうからもございましたが、ふるさとチョイス、こちらのほうも観覧させていただきましたが、登録自治体が1,788団体、その中に伊仙町のほうも登録しているということで、本当にふるさと納税に関しては、一生懸命取り組んでいるのではないかと思います。

その中で、先ほど課長のほうも、伊仙町のことを思う有志の方々から寄附をいただいているということでもございましたが、ふるさと納税に関しましては、納税した方々が使い道のほうを指名できると、どのように使ってくださいというような項目がございますが、また、このふるさとチョイスの中でも、我が町伊仙町は、選べる使い道に関して、特産品開発に関する事業、健康増進に関する事業、環境保全に関する事業、文化の保全継承に関する事業、子育て支援に関する事業、青少年育成に関する事業、観光及び定住促進に関する事業というふうな項目で、このふるさとチョイスの中で掲載されておりますが、今回、このふるさとチョイスを使って納税された方々がまた何件いるのか、また、このような使い道でどのような項目に寄附がされているのか、そのような明細がわかれば教えていただきたいと思います。

○未来創生課長（池田俊博君）

昨年までは、まだふるさとチョイスのほうをやっておらず、まだそれほど統計はとってはいませんが、今年の予定、ふるさとチョイスでどれだけかという個別においての数字はまだつかまえてはいませんが、今現在37件で、344万5,000円を寄附としていただいているところでございます。

○1番（平 博人君）

この37件の344万円っていうのは、このサイトからの金額ということでよろしいでしょうか。

○未来創生課長（池田俊博君）

これは総計でございまして、ふるさとチョイスのみということではございません。これは、あと、統計をとるように、これからやっていきたいと思っております。

○1番（平 博人君）

このような選べる使い道というふうな形で掲載されている中で、この伊仙町を思い、伊仙町に納税をしてくださる県外に住まれている方々も、どのような形で伊仙町を支援していくかというこのようなことも統計としてとることが、今後のまちづくりにも大きく反映していくのではないかとこのように考えておりますので、ぜひともそちらのほうもお願いいたしたいと思えます。

それともう1件、このサイトのほうからご質問をさせていただきますが、今年も、現在で合計73件の寄附をいただいているようでございますが、伊仙町の返礼品っていうのは、大体インターネットに掲載されている分やら、商品は決まっていると思いますが、サイトの中でも人気の商品は、1万円納税いただいた方にはパッションフルーツ、2万円はマンゴー、3万円は“きゅっきゅ”便の夏便というような感じで掲載されていると思いますが、インターネット等でも、大体品切れになっているようでございます。去年が56件で970万3,000円ってことでございますが、56件のふるさと納税をいただいて、品切れがその項目で出てくるということは、ほぼその商品しかお客様は選んでないようなそういうような感じも受け取れますが、たくさんの商品がある中で、全く動いてない商品等もあるような感じでございます。もちろん、これ、皆様方の好みでお客様が選ばれるわけですが、いろいろあると思うのですが、今後、全く選ばれない商品とかそのような商品も、もうちょっとお客様の納税の意欲を湧かせるようなことも考えて見直していく考えはあるのかどうかお伺いいたします。

○未来創生課長（池田俊博君）

寄附をしていただける方におきましては、伊仙町の場合においては、マンゴーというのがものすごい人気がある商品でございました。

それで、他の商品等もございますが、これをさらに付加価値をつけながら、寄附していただいた方が他の商品も選べられるような方策等も考えながら、特産品、いろんな意味でのサイトへの掲載等を行っていききたいと思っております。

○1番（平 博人君）

見ていて、楽しくなるような、納税したくなるようなこういったことに力を入れていってほしいと思います。

それと、あともう1件、今、ふるさと納税の中で、いろいろ項目はございますが、中に災害支援に対する寄附というようなこともうたっている自治体があるようでございます。北海道北見市、8月17日から3度にわたる台風に見舞われた地域がございまして、こちらの地域は災害支援に、ふるさと納税の項目の中で、災害支援という形で寄附をお願いしているようでございます。本当に、この災害支援の寄附については、返礼品も要らないというようなことでありますので、また、台風常襲地域の我が町も、ぜひともこのようなことも含めて、今後、このふるさと納税のサイトだけではな

くて、多方面にもいろいろと力を入れて取り組んでいていただきたいとこのように思うところでございます。

1回目の質問を終わります。

町長、2番目の項目について、ふるさとチョイス含めて答えましたが、もう1回答えますか、2番目の。

○町長（大久保明君）

この戦略的に、これはこの前の新聞で読みましたが、都城市が飛躍的に伸びたのは、いろんな多くの選択肢があったが、それを2つに絞ったということでありました。要するに、黒霧島とそれから黒毛和牛2つに、もうそれだけに絞ったと、そうしていろいろ戦略的にアピール、発信したというのが飛躍的に伸びた要因だということだと書いておりました。

ですから、伊仙町の場合、戦略品目を1つに決めるかどうかなど、やっぱりそれだけの需要と供給ができるかどうかなどを含めて、やっぱり今後検討していかなければならないとは思いますが。

企業版ふるさと納税の今後の展望について、今打ち出したばかりでございます。例えば、今、クラウドファンディングということが話題になっております。これは、ある自治体がこういう事業をやっていききたいと、例えば、この商店街の復活のためには、皆さん方企業の有利になるような店舗を提供しますよと、そういうことを打ち出していけば、そこに、例えば、部屋はどのくらいであるとか、家賃は自治体が補助するとか、そういう形をやって、多くの寄附金を集めていくという手法が、かなり今後広まっていくというふうに思います。

ですから、そのために、伊仙町は、学習支援センターをつくっていくということで、いろんなまずは出身の会社など、これは郷友会も含めてたくさんあります。私も、今後、企業版ふるさと納税のために、多くの名刺を調べてみたら、企業の方々との人脈、信頼関係を築いてきた全国の企業に、このふるさと納税の目的と、そして、会社に対するメリット、例えば、これは、1,000万、会社が自治体に企業版ふるさと納税してもらえると、そのうちの600万がこれは課税が免除されますので、その分だけは企業にとって有利であると。

しかし、企業の出し入れは減るわけですが、ただ、その企業が学習支援センターのために貢献したっていうことは、これは内閣府の管轄下にあるわけですから、そのことを評価していただけると、企業の社会貢献ということに対しては、非常にメリットがあるというふうに今は考えております。

そして、先ほど申し上げたように、政府が考えているのは、返礼品の過当競争は、余りにも行き過ぎて、やっぱりある程度、規制がかかってくるというふうに考えているようですので、そのかわりに、真の、先ほど課長が話したように、そのお金がその地域のために、目的を決めた形で有効に活用できていけるというふうになることが重要であるし、これは国税ですので、市町村には余り影響がないような形の法人税を各自治体に配分するということになるわけですから、東京近辺の自治体が損をするということはないということになると思いますので、そういうことも含めて、積極的

に企業版ふるさと納税をまさにトップセールとして営業をしていきたいと考えているし、情報発信を徹底してやっていくこと、そして、そこにクラウドファンディング等で集めていくということを目標としてやっていけると考えております。

○未来創生課長（池田俊博君）

平議員の2番目の質問にお答えいたします。

伊仙町学習支援センターということで、さきの臨時議会においては、補正予算を可決いただきましてありがとうございます。

これまでの取り組みといたしまして、今、町長のからも話されました全国の企業に、地方創生応援税制企業版ふるさと納税のことに、伊仙町へ学習支援センターをとという趣旨及びまた企業のメリット等を説明したダイレクトメールを送る予定としており、今考えているのは、東証一部上場企業のほうへも、直接ダイレクトメールを送るような取り組みをやっているところでございます。

また、今月に入りまして、6日の職員朝礼や調査委員会においても、制度及び事業の説明を行いました。

さらに、伊仙町の広報紙9月号におきましても、この事業の趣旨説明及び協力の依頼を掲載してございます。

そこで、町民の方から地元出身者で企業を起こしている方を紹介していただき、さらに、職員においても、起業家の方と名刺交換をされている方もございます。その名刺を頂戴いたしまして、未来創生課のほうで一元管理をして、その企業へもダイレクトメールを送る計画でございます。

また、関西伊仙町会においても、郷友会自体で伊仙町のこの取り組みにおいて応援していただけるという申し出がございました。そこで、関東、中部、さらには鹿児島のほうへも賛同いただけるように、これからは取り組んでまいりたいと思っております。

企業のメリットとしては、先ほど町長が申されたように、これまで市町村等への寄附においては、3割の税制の優遇措置がございました。それがこの企業版のふるさと納税に関しましては、その倍、6割の優遇措置であるという点と、さらには、これが地域貢献にもものすごく役立っているということで、その企業の出資とか、そういうのが物すごく好感度が上がるということで、これが物すごくあるものだと思います。

また、この寄附額に関しまして、1企業当たり10万円以上ということになっておりますので、これから4年間でございますが、この4年間の間で志のある企業に寄附を申し入れて、事業を成功させていきたいと思っております。

○1番（平 博人君）

本当にこの企業版ふるさと納税っていいものは、本当に寄附金額の約6割が実質税金を納めたことになるということで、企業側も少ない負担で地方創生を推進する地方を応援できると、また、CSR企業の社会的責任、このような取り組みにも企業のほうがつながって、非常にイメージアッ

プも図れる。企業側に対しては、大変ありがたい制度になっているのではないかとこのように思っております。

本当に今後、企業に対しての営業活動っていうのは、非常に重要なことだと、本当に頑張っていたきたいと思うわけですが、今回の地方創生応援税制度、これは、たしか決められた範囲内までの事業というふうに聞いていますが、このように今後、伊仙町が4年間かけて一生懸命営業活動を、先ほどお話しがありましたとおり、郷友会の方を通したりとか、東証一部の方々にダイレクトメールを送ったりとか、このような営業努力を続けていくと、本当に設定した金額は、4年間もかからずに行くのではないかとこのように思うところですが、この範囲を超えた分の納税に関しては、今後一般会計のほうに切りかえるなり、でも、企業側としては、一般のふるさと納税より、この企業版のほうをしたほうがメリッ特的にもあるわけですので、このようなことは今後どのように対応していくのか、お伺いさせていただきます。

○未来創生課長（池田俊博君）

この地方再生計画の中においては、決められた額、これで事業を進めていくということになってはおります。おっしゃるとおりでございますが、それはそれとして、企業様が寄附をしていただけるといふのを、こちらとしては、とめるということはありませんので、この4年間の間で集められるだけ集め、それは基金に積み立てして、あと、この学習支援センターの維持管理経費等のほうに、あとは使わせていただきたいと思っています。

また、これは、12月議会か3月議会の中においてでも、基金条例等を皆様にお諮りできるように、努力してまいりたいと思っております。

○1番（平 博人君）

今お話にありましたとおり、集めるだけ集めると、このような努力が今後の町の発展につながっていくのではないかとこのように考えております。

地方創生の取り組みの実効性を高めていくには、町の施策にプラス民間資金の活用が本当に大事だとこのように思っておりますので、今後も、ぜひとも力を入れて、また、企業の方々とも説明をして、伊仙町に企業版のふるさと納税をたくさん、たくさんって言ったらまた言い方は語弊があるかもしれないですけど、町のためですので、集めていただきたいとこのようにお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（琉 理人君）

これで、平 博人君の一般質問を終了します。

次に、美山 保君の一般質問を許します。

○5番（美山 保君）

おはようございます。5番、美山 保です。9月議会第3回定例議会において、一般質問の通告どおり、許可をいただきましたので、町民の声として一般質問を行います。答弁者の明解なる答弁を期待します。

1、徳之島愛ランドクリーンセンターごみ処理場において、ごみ処理場施設用地として稼働してから14年目になります。建設計画の地元説明会では、賛成、反対の大きな問題となり、裁判に至った経緯があります。その中で、伊仙町に集落から要望が出されましたが、何一つ果たされていない状況について質問いたします。

①ごみ処理場施設用地として購入した面積、そのうち利用されている面積、利用されていない面積はどれだけあるのか問う。

②施設周辺に集落から温水プール、ビニールハウス施設、宿泊施設、ソフトボール場、グラウンドゴルフ場、多目的ホール、健康ランド周辺の道路整備等、要望しましたが、何一つ実施されずに長年放置されていますが、今後どのように要望に応えるのか問う。

③ごみ処理場施設の耐用年数が15年ありますが、施設の改修費用の基金積み立てについてはなされているのか問う。

④焼却灰の埋立地について、今後どうするのか、また、関係集落にごみ処理場施設についての経緯を説明する考えはないのか問う。

2回目からは、自席にて質問いたします。

○町長（大久保明君）

美山 保議員の質問にお答えいたします。

伊仙町にずっと焼却炉がないっていう状況があった中で、徳之島3町で広域連合をつかって、その中で場所の選定等を行って、最終的に今の西目手久地区になったという経緯があります。

そういった中で、そのころの社会状況は、例えば、ダイオキシン問題などで、大変な反対運動が出た状況であります。そういった中で、平成15年から稼働することになりました。

当時の主ないろんな資料を見ますと、焼却年数が15年という形でありました。そして、多額の経費を要したわけでありまして。約65億を徳之島広域連合のほうで事業として、当時は、伊仙町が連合長という形で、その後も、2年ローテーションで各3町の首長が連合長となるという経緯の中で、いろんな今後の維持管理に関する問題など、大変な大きな問題があったわけでありまして。

そういった中で、目手久地区の住民の方々に、あそこから白い煙が出ている、黒い煙が出ていると、あれはダイオキシンであるのではないかなどというふうな、非常にナーバスな状況の中で進展して、その経過の中で、維持管理のための重油の燃料の中で、熔融炉にかなりの事業費に係るわけでありまして、そういった経過の中で、ダイオキシンを完全に消滅する必要はないのではないかなどというふうに、大体、時代の中で変化してまいりました。今は熔融炉を稼働はしてないわけですが、してなくても、国は、監査の中で、特に何も今指摘はされておりません。

今は、最終処分場の埋め立てが13年目になりますけれども、今、65%ぐらいであります。そして、今後、焼却炉をどのように維持管理していくかっていうことで、来年度からは、建設した会社が維持管理をずっとしていった中で、入札制度に持っていくと、そうすれば、かなり予算が低減されるだろうというふうに今は考えていった中で、広域連合議会の中で、おっしゃるとおり、次の焼却炉

をどうするかという問題と、それから、焼却炉の前に、あと数年、今65%か7割ですから、焼却する量を減らしていくような努力などしたときに、もっとも満杯になるまでは時間かかるということなどを広域連合の中で議論をしています。美山議員も、連合議会の議長としてそのような経緯はご存じだと思います。

そういう経緯の中で、この面積に関しましては、後ほどきゅらまち観光課長のほうから具体的な数字を説明していただきますけれども、全体は約5haがありますけれども、まだまだ利用されていない土地が相当あります。それは、この前、今まで見たことがなかったその当時の、この質問の②のいろんな施設の具体的な設計図というか、見取り図を環境課内探して、広域連合を中探したら、その資料が初めて出てまいりまして、本当にこれだけの施設を受け入れるためには、このぐらいの対価を払わなければ、地元の方々が納得しないという中での交渉の中で出てきた施設だと思います。

全てが解決されてないということですが、周辺の道路に関しましては、西下線が約1.23kmで開通をしています。

健康ランドに関しましては、今、ほーらい館で健康増進施設ができていますので、このことは目手久じゃありませんけれども、町内にはできたということになるのではないかと思います、温水プール等も。

ですから、今後、あそこにこれだけの施設をつくるというふうな要望書があったわけです。要望書があって、それを私も含めて、その前の樺山資敏町長も、連合長も含めて、3自治体の首長がこれを認めたというふうな文書がまだ見つかっていませんので、その辺を今後確認していかなければならないと思っております。

もう2まで説明しましたので、以上でございます。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの一般質問の①をお答えいたします。

伊仙町の購入用地は、4万8,455m²であります。そして、利用面積といたしましては、徳之島愛ランド広域連合廃棄物処理施設用地賃貸契約を平成15年の2月17日に、3万8,735.5m²を締結してございます。

利用されていない面積は9,722.5m²で、約1ha利用されていない状況でございます。

○議長（琉理人君）

しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

○議長（琉理人君）

議員の皆さんには字図が3枚と、A3の地図と、また見取り図が配付されていると思いますが、これを参考に美山議員の質問を続けていきたいと思っております。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

お手元の資料のまず、多目的設備全体見取り図はございますか。

多目的設備全体見取り図でございます。これが目手久集落の皆様方の要望書でございます。

2枚目が、この写真のほうでございますが、この真ん中に大きな施設がございます。これが愛ランドの今利用している面積、そして、その上側にありますのが最終処分場でございます、それから、右側のほうにいきますと、何かこう犬のような形がありますが、ここまでの伊仙町が取得している面積でございます。

そして、一番上の字図が、番号は後からまた説明いたしますけれども、ちょっとこの黒く塗ってある部分が、今、愛ランドが利用している面積でございます。

そして、A4のほうを見ていただきたいと思います。徳之島愛ランド広域連合施設の契約書でございます。これが利用面積で3万8,732.5m²、利用面積でございます。

そして、2枚目にありますのが、今現在、伊仙町で財産管理台帳に載っている面積でございます。これが4万8,455m²で、この左のほうに1番、2番、番号振ってありますけれども、これが番号振って、字図に番号を私のほうで振ってありますので、これが伊仙町の取得面積であります。

そして、ここに黒く塗られていないところが、今利用されてない面積でございます。

以上です。

○5番（美山 保君）

今、説明を受けましたけれども、実際に使用している面積が3万8,000と、そして、残地が恐らくこれは3万近くあると思うのは、今図面を見ただけでも、ちょうど倍ぐらいの面積があります。ということは、3万余りの膨大な町有地を購入して、そのまま残地にして放置していることは、町民を無視していることになるのではないかと。借金も100億円近くありながら、町民にどのように説明をされますか。お答えください。

○総務課長（樺山 誠君）

ただいま観光課長のほうから説明がありましたように、平成13年度に、大体13年の3月から4月にかけて、徳之島愛ランドの、今用地として購入して町に登記されている部分が12筆、4万8,455m²ということでございます。あと、そのうちで、8筆に関して、8筆、3万8,732.5m²を愛ランドと賃貸の契約をしているということの説明であったということです。

あと、そのうちの愛ランドに貸してない土地が4筆、9,722.5m²あるというふうに我々としては認識をしてございまして、今、美山議員が指摘したように、約3町歩当たりぐらいの面積があるはずだということでございますので、我々としては、この指摘を受けまして、しっかり調査をして報告をしていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、この調査、当時からのちょっと検証や、あと当時の資料をくまなく探したりとかしながら、しっかりさせなきゃいけないと思っておりますので、今議会が済み次第、この調査をしっかりして、また皆さんにお答えできるような形を

とりたいと思っております。

以上です。

○5番（美山 保君）

今、総務課長からお話がありましたけども、やっぱり町有地をきちっと町が管理して、そして活用できるようにきちっとしてください。

そして、2番目に移ります。

残地について、当時計画された土地利用について、温水を利用し、いろいろな施設を計画して、実現することを約束して、地元住民を納得させてごみ処理施設を建設しました。その後、ごみ処理施設を工事したときに、ごみ処理施設内に温水器1号、2号機が建設されています。それも、残地に関係する徳之島愛ランド施設内に温水器施設の活用を目的に建設されたものだと判断ができます。町として、温水器1号機、2号機が建設されていることは確認されていますか。これだけの立派な施設を整備しながら、14年間放置されていますが、今後もそのまま放置されるのか、今後活用することは考えられないのか伺う。

そして、建設当時は、残地に温水施設を活用して、施設整備を行う予定があったが、今後、残地の活用をきちっと考えて、集落住民に納得できるように説明をする考えはできないのか伺います。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの②の質問にお答えいたします。

平成13年の7月5日に、徳之島愛ランド広域連合長宛てに、目手久地区ごみ処理建設促進協議会より、ごみ処理施設建設に伴う附帯設備の整備に関する要望書が提出されております。

現在、徳之島3町のごみ処理施設へのごみの搬入道路、また、リサイクルごみの搬出道路として全長1.04km、そして幅員7mの町道第二西下線が22年度から着工いたしまして、27年度に完成しております。幅員も広く、急カーブも、急勾配も克服され、町にとっては、極めて重要な生活道路となりました。

要望書について、徳之島愛ランドクリーンセンターも、平成15年に稼働いたしまして、14年の歳月を経てまいりました。老朽化による修理の繰り返いで、関係機関の町の負担は、財政難で重いものがあります。

要望に対しましては、厳しい状況に置かれていますが、今後、検証いたし、精査していきたいと思えます。

○議長（琉 理人君）

温水器1号、2号があるということを知っていますかという内容がありましたので、その点もお願いいたします。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

それは聞いていないです。

○議長（琉 理人君）

把握してないということですね。

○町長（大久保明君）

焼却炉を冷却して、それが温水となって、温水としていろんなプールとかいうことであると思いますが、第1、第2温水器という話は、私はまだ見たこともないし、聞いたこともない状況です。

○5番（美山 保君）

見てもいないと言われれば、非常に私も困りますが、こういう立派な施設をつくって、そして、その今、下のほうの残地にいろいろな温水施設をつくるということで建設をされているわけです。それを活用できなかったということは、本当に町民に対しても、集落に対しても、本当に無視された状態になると思います。

今後、継続するなら、活用することを考えてしなければ、あれだけ立派な施設をつくって、それをそのまま放置しておくというのは、いかがなものかと思うように思います。

今後、そういう活用をできるようなことをできるのかどうかお答えください。

○町長（大久保明君）

目手久地区と過去、ダイオキシンの問題は、説明会など、何回か開催して、このことは、本当に施設を受け入れるためにこれだけ、西目手久集落をまとめるためには、こういう状況の要望書を出さざるを得なかったということでもあります。

今後、あの施設の中に温水器を設置するなどは、非常に厳しい状況であると思います。

この前、集落から出た要望の一つが、西下線から県道までの道路の拡幅の要望がありました。このことは美山議員ともお話しをして、今はガードレールがありますけれども、その辺の道が非常に狭いということと、それから、西下線と横線、農道の交差しているところから下のほうには、かなりの部分の土地改良の道路がございます。この道路を活用して、県道から直接西下線に行けるような状況の要望がございました。そのことに関しましては、危険な地域をいかに安全に通れるかということを考えてみた場合に、県道からその横線まで全てを補修するのではなくて、危険な地域を除いていくという形と、それから、いろんな離合等ができるような形のことは、今後、やっぱり集落民との当時のいろんな約束があるわけですから、そういうことを含めて話し合いを今後していくことは必要だと思っております。

○5番（美山 保君）

道路も、以前の議会のほうでも要望したり、いろいろしましたけども、やっぱりせつかくごみ処理場を目手久につくって、そして、目手久の人たちが本当に裁判して賛成、反対、そして、いろいろ集落の中でも、集落の防災マップ作ったり、いろいろされております。そういう地域のことも考えながら、やっぱり対応していかなければ、そのまま土地を放置しておくのは忍びない。本当にもったいない。そして、町の財産であり、そして、そういう財産を無駄にしてそのまま放置するのはいかがなものかと思うように思っております。今後、町自体がそういうのも考えながら、きちっと対応するようにしていただきたいと思います。

次、3番目、③ごみ処理施設の着工当時、説明会では、15年の耐用年数であることから、他地区へ移転するとの説明がありましたが、今後、伊仙町ではどう対応するのか伺います。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

今の3番に対してですけれども、怒号、喫緊はしてないですね。

○議長（琉理人君）

そちらは、先ほどのこのごみ処理場の耐用年数15年ですが、施設の改修用積立基金はされているのか、まずそのお答えからいただきます。

○町長（大久保明君）

広域連合議会で、今後の焼却炉をどのようにしていくかということは、もう数年前から議論しています。その中で、いろんな選択肢がありまして、広域連合議会も、リサイクルという時代の燃す制度の中で、思い切った形でリサイクルという形にしていかなどという議論と、それから、それまでの間、今の焼却炉をいかに延命していくような対応をしていこうかということでもあります。

そういった中で、次、焼却炉をどこに移していくかということに関しましては、いまだに議論の域までは達しておりません。今後、維持管理費も増大していく中で、いろんな調べた結果、熔融炉だけだったらあと十数年はもてるだろう、耐えていけるだろうというふうな状況などもありますので、その辺も含めて、今後いかに延命していくかと、どこまで延命できるかということがある程度見通しがついたときに、では、新しく焼却炉を他の地域につくっていくという当初の確約書があると思います。それに従った形でやっていきますけれども、15年という最初の耐用年数は、大幅に延長できる状況の中で、修繕改修費用といいますのは、今は維持管理の費用は、毎年3町から約6億、その維持管理、人件も含めて、それとまた、起債の返納も含めて係っているわけでありまして、これは、新しく移すための積立基金ということに対する議論はなされてないし、各町でそのような目的の基金を今のところ創設はしておりません。

○5番（美山保君）

いずれにしても、延命をするということで今話をされておりますけれども、そして、もうやっぱりいろいろと最後は崩して、焼却場を潰さなければいけない、そういう事態になる。そうして、また、他の地域に移すのであれば、必ずやっぱり予算が伴います。それで、日ごろからやっぱりそういう基金を積み立てする、そういうことを考えておかなければ、今後どうにも対応できなくなる。そういうことで非常に困る。そういうことで、耐用年数を専門コンサルタント業者に、何年ぐらい耐用年数があるのか、そういうのを業者に委託する、そういうことを町から広域のほうに、また要望していただけないでしょうか。お願いします。

○町長（大久保明君）

広域連合議会でこのことを連合長、副連合長、そして広域議員の中で提案をいたしまして、早急に、コンサルタントというふうに、いろんな専門家の意見を聞きながら検討していきたいと思えます。

○5番（美山 保君）

4番目、広域連合の説明会では、焼却灰については、約60か65%今埋まっているという説明でしたが、今後、どのように伊仙町では、その土地自体を対応していくのか。15年で結局は期限切れになると、そして、広域との伊仙町との契約、そういうのも変えなければできない状態になると思います。そういうことを考え、やっぱりあの焼却灰を処分している土地、その土地をどう対応していくのか、活用していくのか、説明をお願いします。

○町長（大久保明君）

先ほどの耐用年数の調査も含めて、あと最終処分場が満杯、もう徐々になっていくわけですので、広域連合長と相談して、このことも同時に考えていく対象だと思いますので、そのことをある程度の方向性、いろんな方法を出して、住民の方々に説明をしていきたいと思います。

場合によっては、先ほど申していた焼却炉の耐用年数がかなり延びるという結果が出た場合に、じゃあ、その最終処分場をもう1つそばにつくっていくことになるか、リサイクルっていう形になっていくか、他の場所に移転するかなどは、議論をしていきたいと思いますので、その内容に関しまして、ある程度の方向性というか、いろんな選択肢を含めた中で、住民へのしっかりした説明は、これは私が今副連合長ですので、連合長と話をして、伊仙町長が目手久の集落へ副連合長として説明していくということであれば、そういうことは許可も得てやっていきたいと思います。

○5番（美山 保君）

このごみ処理の施設については、やっぱり広域連合とも関係しますので、今後、広域のほうでも一般質問をしていきたいと思います。そういうことで、今後、やっぱり町民、集落民からいろいろ疑問のないように、そしてまた、本当に誠意のあることをぜひやっていただきたいと思います。そうしなければ、やっぱり今15年経って、今度契約するときになって、また、ああだ、こうだ、いろいろ問題が生じます。そういうことのないように十分心してやってください。お願いします。

終わります。

○議長（琉 理人君）

これで、美山 保君の一般質問を終了します。

時間の都合で、しばらく休憩いたします。午後は1時から、議員の皆様は、ただいまから10分程度、事務局案内がありますので、委員会室のほうにお集まりください。

休憩 午前11時34分

再開 午後 1時00分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、牧 徳久君の一般質問を許します。

○3番（牧 徳久君）

町民の皆さん、傍聴の皆さん、こんにちは。3番、牧 徳久でございます。平成28年第3回伊仙町議会定例会において、ただいま議長から一般質問の許可がありましたので、一般質問通告書に従いまして順次質問をいたします。答弁者の簡潔かつ明解なる答弁をお願いいたします。

今年は、7月まで台風が1個も発生しませんでした。8月からは頻繁に発生しまして、一気に16号まで発生いたしました。海水温の高いところを進み、勢力を落とさず、本土にも接近いたしました。これが連続して日本列島を横断しまして、豪雨などにより岩手県や北海道地方にも、甚大なる被害を与えました。犠牲になられた方々には、心からご冥福をお祈り申し上げます。世界的に見ても異常気象と言われる気象条件のもと、地理的にも台風常襲地帯の島々に暮らす我々は、災害に対し、細心の注意を払い、常日ごろからの備えと対策が必要であります。

それでは、通告してある質問に入りたいと思います。

まず、大きな1番目に、次期町長選挙への出馬についてお伺い申し上げます。

平成13年10月の町長選挙初当選以来、4期連続当選を果たし、任期中、大島郡町村会長を歴任するなど、町政はもちろん、奄美群島全体の発展にも寄与され、今任期も終盤へと近づいてまいりました。

就任当初のころは、激しい対立の構図の中にあつて、奄美群島内でも、特に伊仙町の選挙騒動はマスコミ等の過熱報道などで全国から注目の的となり、この混乱が結果的には町政を推進する上でも、阻害要因の一つであったと思います。これも、大久保町長の政治手腕と時代の変遷とともにやがて薄れ、昨今では、闘牛や長寿と子宝の町として有名になってまいりました。今後も、少子高齢化と過疎化が進行する中であつて、政府が進める地方創生関連事業の推進や2年後の世界自然遺産登録実現に向けた取り組みなど、課題は山積していると思いますが、次期町長選挙へ出馬する考えはあるのか、見解をお伺いします。

次に、大きな2番目に、各集落の駐在について。

現在、各集落の駐在員がいない集落はどの集落なのか。報酬が他町と比較して安くはないのか。その原因と理由についてお伺いします。

また、駐在員や各種役員など、不在の集落においては、各集落の伝統行事や年の祝いなど、地域に根差した活動が行えず、寂しい思いがあります。クリーン作戦など、集落の美化活動もできず、困っていると聞きます。

町長は、小規模校の存続も考えているようですが、これも集落の活性化あつてこそだと思えます。早急な人材確保が望まれると考えるが、町長の見解をお伺い申し上げます。

次に、大きな3番目の有害駆除、カラスの駆除についてお伺い申し上げます。

最近、またカラスが増え、農作物や生ごみを食い散らかし、牛舎では、牛の飼料を食べたりと、被害が増えていると聞きます。

以前、補助事業でカラスの捕獲を目的とし、大型捕獲箱を東部、中部、西部の3地区に設置してありましたが、現在の活用状況を示していただきたいと思えます。

また、隣の町である西阿木名集落のウワナル川沿いの小島側にも、天城町が大型カラス捕獲箱を設置してありますが、その効果は聞いたことがありますか。

カラスは集団で移動する習性がありまして、今後は、3カ町連携して広域的にカラスの捕獲をする必要もあると思いますが、町当局の見解をお伺い申し上げます。

以上、3項目にわたりまして質問いたしますが、2回目からは自席のほうで質問いたします。

○町長（大久保明君）

牧議員の質問にお答えいたします。

結論から申し上げますと、次期町長選挙には、強い気持ちで出馬をしたいと思っております。以下、その理由と私の思いなどを申し上げていきたいと思っております。

私は、平成13年に伊仙町長選挙に立候補したのは、伊仙町が、牧議員からも指摘があったとおり、大変混乱した状況の中におりました。それを県議会議員という立場、それ以前も、島内の医療機関で多くの島民の方々を見ている中で、私は、島の医療をよくするために帰ってきた。しかし、そこにいろんな確執があって、島民の対立があるということは、平成3年の選挙戦も、目の当たりにしました。そのときに、誰もがこれではいけないと思ったと思います。そのときに、たまたま伊仙町長選挙に出馬する機会を得ました。

私は、民間のいろんなノウハウを用いて、町長なりの改革を断行していきまされたけれども、しかし、公務員文化というのは、簡単には変えることはできませんでした。

そういった中から、2期目に当選したときに、政争から政策の町を打ち出しました。このことは、当初は、なかなか理解していただけませんでしたけれども、伊仙町議会の方々ほとんどが、政争から政策の町ということ述べるようになってまいりました。

そういった中で、これも今指摘あったとおり、伊仙町のあらゆる政策、これは、いろんなチャンスがあったけれども、そのチャンスを逸してしまうような対立があったことは、私はいろいろ調べた結果、わかりますけれども、そういうことを町民が一体となってい事業を推進していくと、道路事業、土地改良事業、あらゆる事業等、おくれたことは否めない事実であります。それをみんなが結集していけば、必ずこの町は大きく発展していくということを確認しておりました。

そういった中で、まずは、犬田布岬の慰霊塔の問題がございました。これを解決するために、みんながこの慰霊塔をみんなの力で修復していこうということで、我が議会が徐々にまとまってまいりました。そのことをしている間に、いろんな人脈形成をすることもできました。

そして、長寿と子宝ということが明らかになってまいりました。このことを政策に打ち出していこうということ、それは、小規模校を存続することが全てであります。ですから、そのためには、今、住宅政策をどんどん推進していくと、そして、そこには、農業をしたい若者も、また定年した方々も、出身者でない方々も帰ってくるようなまちづくりを、それだけ魅力のある島だと、町だということをアピールしていくと、そのような地域力があるからこの町は長生きするし、そして、みんなの力で、地域力で子供たちを育てていこうという力がどこよりもあるわけであります。

このような宝をぜひ生かしていかなければいけないということで、まさに私たちが考えていた課題を国が言い出しました。東京一極集中は間違いであると。それは、ひいては日本の急速な人口減少、そして、国力の低下につながっていくことは、誰が見ても明らかな問題であります。ですから、私たち伊仙町という町は、それを新しく価値観を変えていくだけの力を持っていると。50周年の記念式典のときに、あれは南海日日新聞が、大きく、独立不羈の町ということを言いました。この町の人たちは、権力には徹底して、悪い権力、圧力には負けないと、そして、自分たちの生きざまを見せていこうという力があるというお褒めの言葉をいただきました。

そういった中で、いろいろこれからは企業誘致や、障がいのある方々、そして、高齢者の方々を各集落に呼び込んでいこうということをやっていくと。それは一朝一夕でできる問題じゃありません。長期的視野に立った戦略を立てて、そして、私もいろんな形で、県・国の方々との人脈、いろんな幸運な面もあって築いてまいりました。町村会長のときは、命がけでこの交付金事業に、私は地元のことを要請いたしてまいりました。そして、伝統文化である闘牛を行なう、なくさみ館をつくるっていうことは、これは国・県もあり得ない話です。これは、国の道路事業を使って、効果促進事業でやっていこうってことを牧議員が中心となってやってまいりました。そして、何よりも、鹿児島銀行が撤退したと、農業高校がなくなったと、そのときに上木議員を中心に、あの健康増進施設をつくっていこうと、まちづくり交付金事業という、鹿児島県で初めての交付金事業をやったのも、議会、町民の力であります。そういうことを実現していきながら、まさにこれからは、伊仙町は大きく飛躍していくと、それは全町民がそのような気持ちでやっていけば、どこにも負けないまちづくりをできると。

今、この前も喜念のログハウスに、東京大学の学生が14人も来て、この町の伝統文化、カムイヤキとか歴史、文化、慰霊塔に大変な関心を持っていただきました。そのような追い風が吹いております。自然遺産を中心に、あむとうには芝浦工業大学の学生が来て、まちづくりを共にやっていこうというふうな流れも出ております。

地方創生の交付金を伊仙町ほど取った町はございません。それは、皆さん方、町の職員の戦略、そして、議会の理解があって交付金、そして、速効型交付金をつくりました。その中で、農業研修センターも完成していくと、そして、来月も、東京のほうでプラチナ大学という、大手町のいろんな方々を集めて、伊仙町の説明をします。前回あったときに、45人のあらゆる知識人、いろんな出身者が集まって、伊仙町のことを説明したら、ぜひ行ってみたいと、協力していきたいと、ともに島づくりをやっていきたいということをあえて述べていただきました。その方々がまた島にやってまいります。第2回目を今度行いますけれども、そういったまちづくりをしていかなければなりません。これは、単に私が幾らほえても、できることではありません。議会の方々の深い理解と、何よりも町民の一致団結と、そして、この町を誇り高い町にしていくという決意があれば、絶対にできると思っております。

私は、町民の方々に、この15年間、いろいろお世話になりました。そして、町民の方々、不満の

ある方々もいっぱいいらっしゃいます。しかし、まだまだ町民が私を支えてきたその恩返しをして、十分したとは思っておりません。これからは、今まで以上に、支えてくれた方々に恩返しすることが、今、伊仙町は、この3年間、全国でも例のないぐらい社会的人口増加になってまいりました。それをさらに加速するために、日本マルコという会社をつくりました。いよいよ9月から、民間の募集が20名始まります。ご存じのとおり、高校生はなかなかあそこで働こうとしません。戦略を変えて、そして、これから多くの方々に働いてもらえるような仕組みが今やっとできてまいりました。そのことを、いろんなことをこれから実現するためにも、今ある未来創生課という、そして、きゅらまち観光課という、これは、世界自然遺産に登録されることは間違いない状況の中で、何回も説明しましたけれども、世界自然遺産のコアゾーンに、初めて環境省が環境文化交流ゾーンというのを伊仙町内に設置することになっております。そうすれば、私たちが考えられないような多くの方々がこの島にやっけてまいります。暗川から小原、犬田布岬、そして、阿権川、鹿浦川からカムイヤキ、そして喜念浜、そして、面縄の暗川もありますけれども、子宝として象徴になっていくような新田神社もあります。そういうものを今こそ生かしていけば、あらゆる政策が実現できます。私は、このような町をもっともっとよくしていこうという、抑え切れないぐらいの情熱が、考えれば考えるほど燃え上がってまいります。

そして、多くの方々、中でも町民の方々、出身者の方々に、このことをよく理解していただいて、ふるさと納税、ましてや企業版ふるさと納税を、またこれを全国に先駆けてやっけてまいりたいと思います。

そして、今、小規模校政策が功を奏して、鹿浦小学校、犬田布小学校、面縄小学校、喜念小学校ともに子供が増えてきました。阿権は、県がいろんな政策を8,000万かけて観光地づくりをやっています。河地は、今、さっき指摘あったとおり、駐在員がいませんけれども、初めて、牧議員がいつも言っていたんですが、小島に住宅がなかったと、そのことも断行をしていきたいと思っております。

そして、改革すべきところは、みんなの力で変えていくと、間違いは間違いで変えていくと、そういう新しい伊仙町を、どこにも負けない伊仙町は必ずつくれると思っておりますので、話が長くなりましたけれども、あらゆる政策をこれからはみんなの力で実現していきたいと思うし、いろいろ指摘されているとおり、職員の資質向上に関しても、もっともっと厳しく断行していきたいと思っております。

私の本当に心からの気持ちを今この10分間ぐらいの間で述べましたけれども、どうか町民の方々もご理解をいただきまして、私は、自分が死ぬことを何とも思いません。町のためならいつ死んでもいいと思います。そのぐらいの覚悟でやっけていきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

大久保町長におかれましては、平成13年に県議から就任しまして、早4期経過したわけですが、この中でも、先ほどから述べておりますとおり、ほーらい館やなくさみ館、ひいてはまた各種観光地の喜念浜から瀬田海、犬田布岬、こういったのに含めて、各学校の増新築、いろいろありとあらゆることをやっているわけですが、今後、またこの政争から政策の町へ転換したということでおっしゃっていましたが、今後は、過去には伊仙町においてヤギ汁選挙、ステテコ選挙、こういった対立の中がいっぱいあったわけですが、これを払拭する意味からも、この対立の構図は、今後伊仙町には持ち込んでほらないという思いがあると思っておりますが、町長の見解をお伺いします。

○町長（大久保明君）

対立、いろんな政治の場においても、いろんな企業経営においても、異なる意見があるのは当然であります。この伊仙町は、過去を簡単に言えば、対立のための対立であったと思っております。ですから、これからは、政策論争、そして、政策を通じて議論をしていくということが大事であります。ですから、私は、これは伊仙町が平和で、そして安定した町であり続けるためには、私は、今、行政が町の執行部が考えていることを町民の方々としっかりと語り合っていくということが一番重要であります。

国の選挙、県の選挙、あらゆる選挙において、これは、例えば、アメリカの大統領選挙とか、EUの離脱選挙とか、いろんな選挙を見た場合、これは本当に議論をしているのかと、この2つの勢力がぶつかり合っているだけではないかというふうな気すらします。私は、この伊仙町は、一度だけ無投票というのが伊仙村の時代にありました。それが伊仙町になってからは、常に選挙は行われております。この2回は激しい選挙ではありませんでした。そうすることが、余りにも激しくなり、対立が進むと政策が進まなくなってくるわけありますので、私は、この選挙は、これは個人個人の問題ですから、出馬する気持ちのある人がおれば、それは選挙になります。激しい選挙にならないことが最も重要であると思っております。

○3番（牧 徳久君）

誰でもやっぱり考えは同じだと思います。町民においても、激しい対立は、親、兄弟、血を分けた兄弟においても、こういった対立は望まないと思っているわけあります。

先ほど町長がおっしゃった語らいが大事だということですが、知事においても、この前、新しい知事が就任しまして、語らいを奄美大島2カ所で行なったという新聞報道がありました。この語らいについて、町長は、平成13年に就任以来、各集落において集落座談会とかいろいろやってきたわけですが、今年あたりからこれも再開する必要があると思っておりますが、どうでしょうか。

○町長（大久保明君）

15年の間に約10回、町民集落座談会を行ってまいりました。今年はまだ行っておりません。去年は、いろんな意見がありまして、19地区をずっと回るの、いろいろ担当も大変だと、そして、出てくる方々は大体同じメンバーだと、意見も要望も一緒だということで、去年は、終盤において、各種団体との意見交換会を行いました。そこでは、若手の農業青年、商工会の方々、地域女性連の

方々とのいろんな意見交換会を行ってまいりました。この中で、新しい考え方などを述べてまいりました。

今年も、各集落において、先ほど話したようなことは、強力に推進をいきたいと思っております。

そして、町民の方々の参加を募っていきたいと思います。今、集落担当職員がいろいろしていますけれども、例年、たまには小さい、小さいって語弊ありますけど、小規模校区なんかに行くと職員のほうが多かたりしますので、こういうことを動員するという形を職員がしていくと、それも仕事の一部であると思うし、ですから、みんなでこの町をさらによくするように推進していこうということであれば、動員ということは非常に重要だと思います。各種協議会がいろいろありますけれども、手紙を出したり放送をただけでは、人はほとんど来ませんので、動員する活動をするのが大きな仕事になると思いますので、そのような手法を用いてやっていきたいとも考えております。

○3番（牧 徳久君）

町民6,000人いるわけですが、この町民一人一人、本来ならば語らって、町政を推進するのが本来の姿でありまして、町民一人一人がおってこそ伊仙町があるわけですから、こういったことも今後は考えながら、各種団体の長だけじゃなくて、一人の町民でも救ってあげる、こういう考えを持ちながら、今後はしていただきたいと思います。

いろいろ町長の話も聞きまして、次に4期目を終えまして、5期目出馬するということをお聞きしましたので、今後は、私が出馬についてお伺いしましたこの地方創生関連事業、これが一番大事でありまして、この事業を推進しながら、2年後に迫りました世界自然遺産登録、これを含めまして、さらなる明るい伊仙町づくりに邁進していただきたいと考えております。

1番目については終わります。

次、2番目をお願いします。

○町長（大久保明君）

各集落の駐在に関しましては、今、河地地区と木之香地区が不在の状況であります。

木之香地区は、長年やっていた川本さんが大分やったということで、今、他の人を推薦してくるということでございます。

河地地区に関しましては、今、長期、約1年以上の不在がございますので、この前、河地住宅の状況等もいろいろ聞きました。そして、新しい方を地区から上がってくるのを待っている状況ですけれども、早急に我々も関与して決めていきたいと思います。

おっしゃるとおり、クリーン作戦だけでなく、これからは、地方創生の中で目玉となる地域包括ケアシステム、さわやかサロンなどが重要になってきます。各集落に住宅をつくって、そして、そこに若い人たちを呼んで、そしてまた、この住宅政策の一環として、地方創生の移住する方々も、小規模校を中心に来ていただくということを考えていますので、そのためにも今まで以上に駐在員の役割は大きくなると思います。

今、東部地区を中心に若手の方々が出て、本当に精力的に頑張っている地区もありますので、若手も含めて、木之香地区、そして、河地地区に関しましては、お願いをしていきたいと思えます。

○総務課長（樺山 誠君）

牧議員の質問にお答えしてまいりたいと思えます。

駐在員を町として設置しているわけでございますけれども、町の町政においての集落への伝達役、あるいは広報紙の配布、あるいは災害時の状況の調査、その辺が主な業務として駐在員を設置してございます。

その中で、本町、現在、26集落ございまして、ただいま町長のほうからも説明があったとおり、2集落、駐在員が不在な状態でございます。これに関しましては、現在、文書配布等に関しては、集落担当職員が文書を小組合長に配布をして小組合長が配布をするというような状況を行っているわけでございますけれども、各集落において集落担当員の方々にお願いしている件に関しては、早期に駐在員を探してくれということをお願いしてございます。なかなか決まらない集落もあるわけでございますけれども、こういう集落に関しては、我々総務の担当課として、また集落に入り込んでしっかりお願いをしていかなければと思えているところでございます。

あと、報酬の関係、報酬に関して、他の町と比較して安くないかと。他の町の比較いたしまして、他の町っていうと天城町、伊仙、徳之島町でございますけれども、本町の報酬でございますけれども、均等割で、1万8,000円の均等割プラス集落の世帯割、大体世帯1世帯について160円ぐらいの世帯割で駐在の報酬が決まってきます。あと、徳之島町においては、均等割が3万円だと、それとあと、集落の世帯数によってまた加算、プラスされていくと。天城町においても、天城町は、均等割が6万4,000円で、1から50世帯が2,000円だとか、そのような世帯割でやはりやっているところでございますけれども、いかんせん本町においては26集落、徳之島町においては30集落、天城町においては15集落ということでございまして、今、まさに、駐在員会の中で、この報酬の議論をしているところでございます。報酬の議論をした後に、駐在員さんの今意見を聞いているところでございます。業務の内容等を含めて、意見を聞いた後、ある程度の結論が出れば、報酬審議会、その辺も開いてどうかということになってこようかと思えますけれども、今の状況は、駐在員さんの中でちょっと話し合いをしているという状況でございますので、来年に、29年度の報酬からどうなるか、その議論次第で結論が出ていくものじゃないかなと思えているところでございます。

あと、牧議員がおっしゃるように、我々町の発展は、集落活性化がもとだということもございまして、今、駐在員さん方に求めていることが、集落活性化のために、集落内の規約をちゃんとつくっていただきたいと、また、役員をちゃんと選定をして設置していただきたいということの中で、現在、集落活性化事業の申請が5集落から上がってきていますが、まだまだ上がってきてない集落もございまして、その辺も含めて、駐在員会の中で議論をしながら、この事業を各集落で取得していただいて、集落活性化のために使っていただきたいというふうに思っていますので、まずはこれからやらなきゃいけないことは、駐在員の研修会も、昨年度は、上花徳集落の駐在員を呼んで、

上花徳集落の活性化っていう形でどういう取り組みをしているかということ等も含めて研修をしてきたのですが、今年度も、またいろんな講師呼んだり、あるいは、必要があれば、その地域を見たりとかそういう研修も進めてまいりたいと思っているところでございます。

○3番（牧 徳久君）

駐在員のいない集落においては、現在、河地集落と木之香集落ということですが、木之香集落においては最近だと思いますが、河地集落では1年近くなるということですが、河地集落の場合、糸木名小学校区でありまして、この糸木名小学校においては小規模校ということで、小島集落と河地集落だけでこの学校が持たれて、学校が運営されているということですので、生徒数も12名しかいない状況の中で、河地と小島半分半分ぐらいいるわけですが、ここの区長が、駐在員がいないということで、先ほどから申し上げているとおり、クリーン作戦もできない、また、小島集落では、年の祝いとかいろいろ敬老祝い、時期に合わせていろいろ区長がいる関係で行なっているが、河地集落だけは公民館が全然活用もされずに、草ぼうぼう、道路においても草ぼうぼう、大変な状況に陥っているのを見て、この糸木名小学校の生徒も、クリーン作戦のときには河地は行なっていないので、小島に来て一緒に缶拾いなどを行っている状況で、一刻も早い駐在員の設置が望まれるわけですが、駐在員としては、これは町に駐在員設置条例がある以上は、町のほうでも強力に推進する義務があると思いますが、今後、集落内で話がかたなければ、我々議員も応援はしますが、ぜひともこの集落活性化事業ですかね、これ30万円だったですかね、こういったのも取れなくなるし、それこそますますその集落が廃れていくのではないかと心配している状況ですので、ぜひとも駐在員は設置していただきたいと思います。

報酬に関して低いのではないかとということですが、徳之島町が30集落で均等割が3万円、1人1集落3万円、天城町が6万4,000円、15集落ということで、伊仙町は1万8,000円、これについても、誰が考えてもおのずとわかるとおり、ボランティアぐらいの給料しかない、もう使い道3万円ぐらいの、それで、集落の区長は大変なわけですよ。いろいろ年の祝いとか、集落の行事は、全部取り仕切らなければならない、クリーン作戦も含めて。こういった状況の中で、他の天城町、徳之島町では、町の駐在員の報酬以外に、区費の中からも10万か十何万出ている。それをプラスしますと、我々議員の給料より多いと。区長を競争でするぐらい希望者がいるという話も聞いておりますが、こういった話も含めて、試しに徳之島町あたり、私が聞いた範囲内では、南区と轟木じゃなかったかと思いますが、こういった区費プラス今の報酬を併せたら、どれぐらい額になるのか、こういうことも聞いてこの報酬審議会にも諮ってみてはどうかと思いますが、今後参考にされるのかお伺いします。

○総務課長（樺山 誠君）

区費に関しましては、集落内で、伊仙町の集落、大体が会費を納めてない、会費を徴収してない集落が多いわけです。その中で、我々町としては、集落の会費は集めてくださいと。それぞれの集落世帯で、大小はあると思いますが、納めた中の運営をされている集落じゃないと、我々、集落活

性化事業の対象集落としては認めませんよということがございまして、その区費の中から区長さんがどれぐらいの報酬をもらうかは、その集落の自由でございまして。その中で、町の集落の区長さんを主に町としては駐在員として任命をしていっているわけでございますから、区長さんと駐在員がダブると、ほとんどの集落がダブっているような状況でございます。

我々も、まず議論の中で、各集落の駐在員さんが区費から幾ら手当をもらっているのか、その辺も調べまして、他の町も調べまして、区費と駐在員の報酬だけはしっかり分けた議論をしないと、それが一緒になる議論をすると方向性が違ってきますので、その辺も含めて、しっかり調査をしてデータとしてちゃんと示しながら議論をしてまいりたいと思っております。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、次年度から、この報酬についても、そのような差があると、他の町村では区費も含めますとすごい額になっているということをご参考にながら、この町の報酬も考えていただきたいと思っております。

はい、3番、お願いします。

○町長（大久保明君）

牧議員の質問にお答えいたします。

以前は、イノシシに関しまして、牧議員から質問がありまして、そのこともしっかりと政策に移るようになってまいりました。

今回は、カラスに関しましては、ウワナル川周辺でございます。広域的な発想ということでございますので、町境に関しましては、当然そのような理解と協力は必要だと思っております。

町の方針に関しましては、経済課長のほうから答弁をさせていただきます。

○経済課長（元田健視君）

牧議員の質問にお答えいたします。

第1点目、伊仙町内にある捕獲箱の現在の活用状況ということで、西部地区に26年、27年中盤までは2基設置してありましたが、これも諸事情によりまして、去年は移動という形で、犬田布地区と中部地区のほうに移動したため、去年の実績がありませんでした。今後、おとり等を使って運用していきたいと今考えております。

あと2点目、隣町の大型カラス捕獲箱の設置の効果ですが、隣町に聞いたところ、平成27年12月に新しく設置したということで、28年、今年の8月より運用しているということです。現在、約1カ月で50羽ほどの捕獲済みということをお聞きしております。

あと3点目ですが、3町で連携して広域的に捕獲する必要があると思うが、見解を問うということですが、今年10月に、3町と大島支庁との担当者会を開きまして、その中で、カラス等被害等の部分も協議していきたいと思っております。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

26年、27年にあったものを、犬田布ですか、犬田布と中部に移転したということですか。

○経済課長（元田健視君）

はい。

○3番（牧 徳久君）

これは、以前の経済課長の発想で大型の、喜念にも今あったと思いますが、議員みんなで見ただけですが、全然活用した形跡がありません。補助事業で取りながら、そのままほったらかして、最初の1年ぐらいはしきりにやっておったような、経済課の職員で管理しておったような気もしますが、その後、あれは豚の肉かな、あれを入れる関係で、腐れてもうそばに寄りつけないということで、職員が嫌がってしなくなったということですが、今でもこれはそのようにほったらかしているわけですか。

○経済課長（元田健視君）

ほったらかしということじゃなくて、今回、昨年12月に、昨年、犬田布地区にあった分が民家の近くにあったので、臭い等で活用できなかったということもあり、今回ちょっと離れたところに移動しまして、その分で一応これから活用していきたいと考えております。

○3番（牧 徳久君）

有害駆除ですので、イノシシの場合、捕獲料が1万ぐらい出ていますが、カラスについても、捕獲そういった補助金も出ていると思いますが、これは毎年活用しなくても支払っていますか。支払い実績はどうなっていますか。

○経済課長（元田健視君）

カラスの捕獲について、1羽に対して1,000円という捕獲料があります。ですが、この分に関して、一応伊仙町で26年度までは少しずつありましたが、27年に関しては、そういった実績がありません。以上です。

○3番（牧 徳久君）

全然27年度は実績がないということは、これは活用してないということになりますので、今後、せっかくのこの補助事業で取った東部、中部、西部の3つの捕獲箱があるわけですので、猟友会なり民間に委託して今、組まれていると思いますが、そういう考えはないのかお伺いします。

○経済課長（元田健視君）

民間委託について、この分、一応、うまく活用する方がおられましたら、そういった分で活用してもらってもいいかなと考えております。何せ、前回、1回募集を行なった経緯もありますが、なかなかそういった募集に手を挙げてくれる方がいないで、今、町が運営しているということになります。

○3番（牧 徳久君）

隣の天城町では、27年12月というと、年末から始めて、今10カ月かな、これで50羽捕獲しているということですので、天城町ができるものを伊仙町はしないということでほったらかしたら大変で

すので、ぜひ今後は補助事業で取ったあれですので、有効に活用するように努力できるのかお伺いします。

○経済課長（元田健視君）

有効というと、今後、天城町のほうからおとりを一応持ってきて、入れて運用する予定にしております。

○3番（牧 徳久君）

ぜひそのように、天城町が50羽も捕獲していますので、連携をとりながら、おとりをいただいて、伊仙町のほうでも、1羽でも有害であるカラスが少なくなるよう努力していただきたい。

また、天城町は、このように小島近くに箱がありましたが、徳之島町は、このような箱は準備してないわけですか。

○経済課長（元田健視君）

徳之島町のほうも、伊仙町のわなよりちょっと小さ目のやつを何基か入れております。ですが、それにはほとんど一応かかってないという形で、徳之島町は、一般の猟友会の方が一応カラスを鉄砲で駆除しているという形になります。

○3番（牧 徳久君）

であれば、天城町と緊密に連絡をとりまして、おとりを交互に交換したりしながら、害獣でありますから、牛の飼料を食べたり、農作物を荒らしたり大変ですので、これから先もどんどんふえる一方ですので、1羽でも捕獲して処理していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（琉 理人君）

これで、牧 徳久君の一般質問を終了します。

本日はこれで散会いたします。

次の議会は9月15日木曜日午前10時から開きます。

日程は本会議、一般質問です。

お疲れさまでございました。

散 会 午後 1時55分

平成28年第3回伊仙町議会定例会

第 3 日

平成28年9月15日

平成28年第3回伊仙町議会定例会議事日程（第3号）

平成28年9月15日（木曜日） 午前10時05分 開議

1. 議事日程（第3号）

○日程第1 一般質問（福留達也議員、岡林剛也議員）2名

1. 出席議員（14名）

| 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
|------|-------|------|--------|
| 1番 | 平博人君 | 2番 | 岡林剛也君 |
| 3番 | 牧徳久君 | 4番 | 上木千恵造君 |
| 5番 | 美山保君 | 6番 | 永田誠君 |
| 7番 | 福留達也君 | 8番 | 前徹志君 |
| 9番 | 明石秀雄君 | 10番 | 樺山一君 |
| 11番 | 永岡良一君 | 12番 | 伊藤一弘君 |
| 13番 | 琉理人君 | 14番 | 美島盛秀君 |

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂 浩一君 事務局書記 荻田恭平君

1. 説明のため出席した者の職氏名

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|------------|-------|--------|-------|
| 町長 | 大久保明君 | 副町長 | — |
| 総務課長 | 樺山誠君 | 未来創生課長 | 池田俊博君 |
| 税務課長 | 當吉郎君 | 町民生活課長 | 伊藤勝徳君 |
| 保健福祉課長 | 澤佐和子君 | 経済課長 | 元田健視君 |
| 建設課長 | 中熊俊也君 | 耕地課長 | 久保等君 |
| きゅらまち観光課長 | 佐藤光利君 | 水道課長 | 喜昭也君 |
| 農委事務局長 | 永島均君 | 教育長 | 直章一郎君 |
| 教委総務課長 | 仲島正敏君 | 社会教育課長 | 明勝良君 |
| 学給センター所長 | 水本斉君 | ほーらい館長 | 仲武美君 |
| 選挙管理委員会書記長 | 鎌田重博君 | 総務課長補佐 | 田島輝久君 |

△開 会（開議） 午前10時05分

○議長（琉 理人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（琉 理人君）

日程第1 一般質問を行います。

初めに、福留達也君の一般質問を許します。7番、福留達也君。

○7番（福留達也君）

皆さん、おはようございます。7番、福留でございます。ただいま議長の許可がありましたので、平成28年第3回定例会において一般質問を行いたいと思います。

まず、通告してありました1点目の地方創生の取り組みについて伺います。8月の臨時議会において説明のなされた企業版ふるさと納税制度を活用して計画されている学習支援センター設置構想の具体的な内容について伺いたいと思います。

この事業における支援内容として、どのような世代に、どのような学習支援を行うのか、そして、最終的に目指していることはどのような教育環境なのか、そのことによって伊仙町の将来を担っていくであろう、どのような人材育成の姿を考えているのか、具体的な説明をお願いしたいと思います。

その他学習支援センターを設置する場所はどこなのか。今後4年間にわたり企業からの寄附金1億8,800万円を見込んでおりますが、寄附依頼を行うに当たりどのような活動を行い、寄附金を獲得していくつもりなのか。昨日の平議員の質問内容とも重なりますが、改めて具体的な活動計画などもあわせて伺いたいと思います。

2点目に、世界自然遺産登録を見据えた各種政策について伺いたいと思います。

ユネスコによる認定作業が予定どおりに進むと、平成30年夏には、世界自然遺産登録が実現する運びであります。

この世界自然遺産登録の話が持ち上がってからは、行政を初め各種の団体により認定に向けてさまざまな取り組みがなされております。

例えば、アマミノクロウサギやトクノシマトゲネズミ、これらを捕食していた野猫対策や外来種の撲滅作業、ごみの不法投棄対策、住民の意識啓発活動、こういったことであろうかと思われま。

これ以外にもさまざまな取り組みがなされていると思いますが、それらの取り組みの現状とこれからの課題等、これらについての説明をお願いしたいと思います。

次に、世界自然遺産登録が実現した後のことについて伺いたいと思います。世界自然遺産登録が実現した暁には、国内外を問わず数多くの旅行者が観光や体験に訪れ、あるいは訪れたいと思うはずであります。そのような事態に備えての対策を伺います。

この数年間の奄美群島への入り込み客の推移を見ても明らかなおおり、奄美大島本島のひとり勝ちという状況であると思います。奄振予算による航路・航空運賃の低減化政策は等しく奄美群島全体に波及している政策なのであり、この航空運賃の低減化政策のみをもって大島本島の現在を語ることはできないと思われます。奄美大島本島ひとり勝ちの状況をつくり出しているのは、奄美市名瀬という奄美群島の政治経済の中心地を抱えていることも大きいかとは思いますが、それ以上に、関東あるいは関西からの直行便や格安航空バニラエアの就航、そして、大島本島の方々のもてなしの意識や努力による効果が大きいと思われます。奄美群島内の一つの町であるこの伊仙町として、この現状をどのように捉え、今後どのように改善していこうと考えているのか伺いたいと思います。

最後に、徳之島に訪れた方に対しては、宿泊施設の整備、そして世界自然遺産登録や徳之島の風土を満喫できるような体験ゾーンの整備、エコツアーガイドの要請、こういった山積した課題が目の前に迫っていると思われます。

これらの課題に対しても、執行部として今後どのように対処していくつもりなのか、今後の取り組み計画を伺い、1回目の質問を終わります。

○町長（大久保明君）

福留議員の質問にお答えいたします。

1番の地方創生事業の取り組みの中の企業版ふるさと納税制度の件でございますけれども、昨日、平議員の質問にあったように、伊仙町に今まで図書館、大規模な図書館機能が劣悪であるというふうな批評、指摘がございました。それを改善するためにも、今回の企業版ふるさと納税で学習支援センターをつくっていこうということであります。

子供たちの教育、人材育成、それは、ふるさとに対する愛情であるとか、そして、今、社会が非常に教育格差、そして地域格差が拡大していく中で、伊仙町においても、奄美群島全体が学力低下しているということを教育長の弁でも時々出ております。そういうときにこそ、地方創生の中で教育問題を打ち出していこうということの一環でございます。場所等具体的な状況については、未来創生課長のほうから答弁をしていただきたいと思います。

○未来創生課長（池田俊博君）

福留議員の質問にお答えします。

このふるさと納税企業版は、6月に国に申請し、8月初旬に認定を受け、さきの第3回臨時会において事業の補正を可決いただきました。この事業は、企業からの寄附行為に対する税制優遇のある4年間、平成31年度までですが、この間において、伊仙町にこれまで存在しない学習スペース、図書館、そして学習支援体制を整えるための事業となります。

これまで他町への学習支援体制の聞き取り、徳之島高校への聞き取り、先日、調査で滞在した東大生からの提案を受け、今秋中にも伊仙町の学習支援協議会を立ち上げ、ハード整備を行う前に、できることから始めるように考えております。

具体的には、今、施設はありませんが、東部、中部、西部の公民館やほーらい館など既存の施設

を利用し、教員OB、OG、教員免許助手保持者、特殊技能者を、技能を持った有志を募り、小学生から高校生までの基礎学力アップ講座を開講したり、ネット回線をつなぎ島外にいる大学生や出身者による大学の内容や職業に関して講義をしてもらったり、また、ふるさと徳之島を知るための徳之島学の構築を目指すための事業費として、企業からの寄附金を募っていく予定であります。

内容的に言いますと、改修事業等もありますが、ICT教育推進事業、生徒や教員用のパソコンの購入等、あと、未就学児向けの読み聞かせや出張読み聞かせ、英検や漢検受験希望生徒への指導または旅費扶助等または図書館の図書を購入、あとそれと、徳之島学の講座開講、島にいる小学生、中学生、また、伊仙町の本当の魅力あることが住んでいる人にはなかなか理解が難しいということで、そういったような徳之島学の講義等を行いたいと思っております。

あと、実施場所としては、当面は先ほど申し上げたとおり、東部、中部、西部の公民館等を活用して実施していきたいと思っておりますが、将来的には図書館併設の学習支援センターの整備を実現したく、町有施設利活用検討委員会が先月、立ち上げられておりますので、その委員会の中で検討を重ね、場所の選定またはどの既存施設を利用するか、それとも新設のほうがいいのかというようなことを、検討を重ねながら決定していく予定としております。

企業からの寄附のめどではありますが、現在2社ほどから相当額の寄附の申し出があり、昨日、平議員への答弁もしたとおりであります。島出身者の企業、この事業趣旨に賛同いただける企業、これまで伊仙町とかかわりのあった企業への営業をかけていく予定であります。

また、今、全国においても注目を浴びている伊仙町ですので、今、全国離島振興協議会の理事としても全国を駆け回っている町長においては、都市圏のほうへ出張する機会も多々あります。そこで、町長にはトップセールスをお願いして、汗をかいていただきたい。私たち職員のほうもまた努力をいたしますが、トップセールスのほうでも努力していきたいと思っております。

○7番（福留達也君）

企業版ふるさと納税の寄附の依頼として、広報いせんの9月号にお願いが掲載されておりました。内容としては、伊仙町には多くの子供を産み育てる地域力があると。けれども、子供の成長に伴い、高校生ともなると校外で教わる場所がなく、学校以外での学びの場が脆弱であり、学習支援体制は十分でない。その結果、中学進学から親元を離れ、進学校へ進む生徒が出現している。

これでは、類まれな地域力や子育て力を持つ徳之島に生まれたとしても、郷土を思い、郷土のために還元しようとする心は育ちにくく、単なる優秀な人材の流出となっているだけである。こういった現状を打破しようということで、今回の学習支援センターと図書館の複合施設の整備を行い、伊仙町で育つ子供たちの学習支援をバックアップすると。このような、このことによりきめ細かな支援を行い、将来的に島の未来を担う人材の育成を行う。こういった内容での寄附依頼でありました。

伊仙町の教育の現状を的確に捉え、改善していこうという非常に画期的であり、素晴らしい取り組みであり、ぜひ確実なものに仕上げたいと、そういった思いで幾つか尋ねていき

いと思います。

具体的な教育内容として、今、未来創生課長、おっしゃっていましたが、まず、これはどういった世代を中心に、どういった支援をしていくのか、そこを聞きたいわけですが、今の説明だと低学年から大学受験を控えている、そこまでもひっくるめた、そういった教育をいきなりしようとしているのか、そういう感じを受けましたが、そこはどうですか。

○未来創生課長（池田俊博君）

事業の趣旨として、こういうような答弁の仕方にはなりますが、今、中学校を卒業して島外のほうの高校のほうに進学していく方々が多々おられます。

島の高校における教育水準というのに少し疑問というか、より以上の教育を受けようという方々が都会のほうにどうか、鹿児島市のほうに出ていく方々がいらっしゃいます。

その部分の解消も含めまして、さらには、高校から大学のほうへ進む進学者または専門学校に行く方々等のために、将来の職業選択までかかわれるような感じで事業のほうを今、計画している段階であり、徳之島高校や樟南第二高校の進路指導の先生方とも協議を行って、どういった方向がいいのかというのは、これからまた、さらに協議を深めていく形となってきますが、島にいる今の高校生、自分の将来の職業を、どういう職業がいいのか、適した職業があるのか、いろんな職業がありますが、その仕事を、内容と、都会にいる大学生や出身者の方々からの講義等を受けて、将来の目標が選択できるような形で行っていきたいと思っております。

○7番（福留達也君）

確かに、うまく軌道に乗っていけば最終的にはそういった形になっていくものだと思います。そのような取り組みをずっと最終的にやっていただきたいと思っております。

この地域再生計画、ホームページで公表されておりましたのでちょっと見ましたけれども、27年度の事業内容として、学習支援センターのスタッフを募集すると、そして、プログラムを策定すると、そういうふうになっておりますから、このプログラムとか、こういったのがどういうものか、まず、取っかかりのプログラムをどういったのをつくるのか。いきなりもう全ての、低学年の子供から大学受験を控えている、そういったところまでっていうのは、いきなりはできないと思っておりますが、そこをどこから進めるのか、そこを聞きたいと思っております。

○未来創生課長（池田俊博君）

今の段階においては、事業を行うということで国の認可を受けたということで、先ほどの答弁にもいたしましたように、今秋中、10月あたりから学習支援の協議会を立ち上げて、その中でどういったのが一番適当なのか、そういうカリキュラム等の策定等もこの協議会の中で議論を深めてやっていきたいと思っております。

○7番（福留達也君）

立ち上げ当初はいろいろ難しいと思っておりますが、最終的な方向としてそのようになっていただきたいなと思っております。

先日、ニュースを見ていたら、沖縄の子供の貧困というニュースが全国の倍だと、全国は6人に1人が子供の貧困の問題で苦しんでいると、沖縄はそれの倍だと言われております。沖縄がそれぐらいであれば徳之島はまたそれぐらいか非常に厳しい、子供の貧困の問題っていうのは現実的に非常に厳しいのかなと思いましたが、そういった中での沖縄の取り組みが、貧困層の家庭の約3割が、子供が小学校に入学したその時点で大学の進学を親が諦めていると。義務教育の入り口に入った時点で親がそういうふうに考えている現実があって、これから教育を受けて自分の人生をどうしているか、いろんな幅を広げ、自分の豊かな人生を切り開いていこうという、その入り口で親がそういうふうに思うと、直接言わなくても日ごろの日常の家庭の中での会話で何となくわかって自分の人生どうしたものかなと思っていくと思います。

そのニュースを聞きながら、今回のこういった学習支援センターの話があって非常にうれしい、ぜひこれ成功させていただきたいなと思いました。

そこでの取り組みが、行政とNPOと民間企業、そういったものがタッグを組んでやっていましたが、当初はこういった学習支援を、そういった貧しい家庭の子供にもきちんとした学習を行おうと無料で民間の塾を行なったようです。勉強したい子には幾らでも勉強させようと。だけれども、じゃ、場を提供しますよっていったぐらいではなかなか現実的に厳しかったと、10年ぐらいかけてやっと軌道に乗ったとのことですが、それは何かというと、手づくりの下駄箱をつくって、そこに自分の名前を書いて、その塾に行って毎日その下駄箱に自分の靴を入れて勉強したければする、したくなければカウンセラーの人がいていろんな相談や、とにかく行くだけで、そういった習慣をつけるだけでもいいということで、そういったことが、居場所があるという、そういったのをつくることによってやっといろんなことが軌道に乗り始めた。

ですから、今回の学習支援センターも、ただ、こういった教育プログラムありますよ、こういった研修していきますよ、それだけじゃなくて、学校が終わってそこに行って、自分の居場所があるとか、当たり前場所だとか、そういった環境の提供というのも考えていただきたいと思いますが、そこらあたりはどうか。

○未来創生課長（池田俊博君）

確かに、福留議員のおっしゃるとおりでございます。徳之島においては、昔から貧困層、貧困というか貧困率は高いと思います。私たちが、自分は昭和34年生まれですが、そのときは、父親は農業をして自分なんかを大学のほうに送っていただきました。そのときの収入といいますと、本当の農業、サトウキビだけの収入です。他には収入的なものはございませんでした。そういった風土がこの徳之島にはあります。教育に関してはものすごく熱心なところでもあります。ですから、そういう風土もあり、さらに、そこに町行政のほうから何らかの支援、ほんの少しだけの支援でもいいと思います。そうすれば、各家庭においても親御さんのほうでは、そういう風土があるこの徳之島で子供たちの生活支援ができる、教育の水準を少しでも高められるということができると思います。また、先ほど言われました居場所をつくる、これだけでも本当に十分いいと思います。

昔、テレビのほうで見たことがあります。勉強をする、そういう環境の中において、最初に机に座る、机に座った、そうすると少し集中力ができ、学習意欲が湧いてくる、そういうことを聞いたこともございます。ですから、支援センターとして1カ所、中央につくるのも、また、これは必要なことだと思います。また、その分館的な技能を東部公民館、西の公民館のほうにもまたできるような形づくりというのもこれから先は必要だと思います。また、そういうようにできるように町行政としても支援をしていくつもりでございます。

○7番（福留達也君）

今、課長のおっしゃった、本当にこの地域には本当に貧しくても子供が大学に行きたいとか言えば、もう借金をしたりとか畑を売ったりとか、そうやって学資を工面して送り出しているという話は幾らでも聞きます。それも一つの大きな地域力なのかなと今、思ったりしております。ぜひこういった地域力というのか、貧しくてもそういったすばらしい心意気っていうのだけは残していける、そういった町であってほしいと思います。

今の話で、3カ所に分けながらの、確かにそれも必要だと思いますけれども、今、課長がおっしゃったように自習室みたいなものは、やはりどんと大きなところで、ああ、みんなが頑張っているから、頑張らなきゃいけない。そういった外からの強制力みたいなのがあればやっていくという、自分の経験上もそういったことでありますから、そこいらあたりも含めてぜひ行ってほしいと思います。

学ぶということは、子供の人間性を養い、可能性を広げ、幸せな将来をつくり上げていく、こういったことに他ならないと思います。地域で育てている子供に対して、貧富の差に関係なく平等に教育を受け、自分の可能性を広げるチャンスを提供する、こういったのが我々の大きな役割でありますから自覚していきたいと思います。

最後に、その地域が永続的に発展していけるかは、いろんな事業計画、事業も大事であります、最終的には、その地域の発展を真剣に考えている人材がどれだけ輩出されたか、そこにかかっていると思っておりますので、真っ当な方向に向ける政策をどんどん行ってほしいと思います。

次に、学習支援センターの設置する場所について、この設置委員会は実際に設けて、もう走り出しているということですか。

○未来創生課長（池田俊博君）

いえ、今のところまだ設置委員会、協議会のほうはまだ立ち上げているわけではございませんが、町施設の利活用検討委員会の中において、場所のほう等の設定等はこれから行っていきたいと思っております。

○7番（福留達也君）

正式には遊休施設の利活用委員会というと思いますが、農高跡地活用委員会と、はしょって言いますけれども、これは、今度の学習支援センターと図書館だけではなくて、今後控えているだろう、

伊仙町の庁舎の問題、大島郡内ではもう和泊の次に古いと言われて、近いうちに建てかえなり移転を検討していかなきゃいけないと、大きな事業が控えていると思います。それプラス農業研修センター、これも地方創生の補助金をもらって、3,000万ぐらいもらって今年度中に仕上げるということですが、もろもろ含めて、きちんとあの大きな農高跡地をうまく活用していく、そういったのをどんどん進めていっていただきたいと。地方創生特別委員会においても、それ何回も要望していますが、それ実際に、今、立ち上げて走っているということですね。

○未来創生課長（池田俊博君）

施設の場所、規模等においては、今年度、来年度あたりをめどとして、どういった施設、つくるのであれば図書館併設の支援センターということで、複合施設的な形になると思います。そういうことの策定の委員会みたいな形で、来年度いっぱい検討を重ねていきたいというふうに思っております。施設自体の建設におきましては、31年度までで何とか実現できるように計画を綿密に練っていききたいと思っているところであります。

○7番（福留達也君）

ちょっとずれるかもしれませんが、農高跡地、あれの今後の利活用計画、そういった委員会というのがありますか。あったら、どういったメンバーでやって、どういったことを今、検討しているのか、そこまで、あれば教えていただきたいと思います。

○総務課長（樺山 誠君）

お答えします。

旧農業高校跡地に関してどのようにしていくかというような委員会を設けて社会教育課で行なっていましたが、あの当時の教育委員会が移った中で、その委員会に関しましては休止しているような状況でございます。

その中で、今、町内にある町固有の施設、町有施設利活用検討委員会を8月の25日に立ち上げまして、その中でいろんな懸案事項が出てきた場合、それに関して検討していこうという話でございまして、8月25日に話し合いをして、議論をして決定している事項が、営農研修センターの設置場所に関しまして決定いたしまして、その場合、営農研修センターの場合は、農高跡地の今教育委員会が使っている後ろの1階の校舎を利用しようと。そこを改修して研修センターにしようというふうに結論を得ております。

その中で学習支援センターに関しては、営農研修センターですから教室的なものもつくりまして、そういうことを一緒にやっていけばいいのではないかと、軌道に乗るまで一緒にやっていると。あと、職員室だとか、そういうのも出てきますので、そこも供用、一緒にやって、しばらくは供用で使っていくと。あと、必要に応じて東部、西部に広げるとか、そういう議論をやっていくために、まずは始めることが先決だろうということで、ある程度供用して使うと。農業高校跡地の部分だけというのは、今、中止している状態でやめようと思っているところですけども、それに応じて全体的な部分を考えて今、議論をしていこうということで、農業高校を今、どうするとかじゃなくて、こう

いう場面になったらどこを使って進めていくということも考えておきまして、それを議論するのが町施設の利活用検討委員会だというふうに思っています。

あと、庁舎の問題ですけれども、やっぱそろそろしっかりした庁舎、昭和37年にできまして半世紀以上の年月がたっていますが、その中で、我々としても庁舎の建設をどうしていくか、将来的に向かってどうするか、それを含めてやっぱ検討する委員会をしっかり立ち上げて議論していかないと、防災関係も含まれてきますので、今、そのように考えて、ちょっと委員会を立ち上げる準備をしなきゃいけないなという考えを持っているところでございます。

○7番（福留達也君）

ありがとうございました。この委員会で庁舎問題も考えるのであれば、本当にあそこを活用していくのであれば、大きなのはやっぱ庁舎の問題です。そうであれば、そこをメインに捉えて、じゃ、あとどこを農業研修センターにしていこう、学習支援センターにしていこうと、そういう大きな構想を持ちながら進めないと、いざ庁舎を持っていこうとなれば、あれこれやっぱり、何ていうのか、やりづらい、使いづらい、そういったことになってくると思いますので、そこいらも考慮しながら進めていっていただきたいと思います。

次に、企業からの寄附の件について伺いたいと思います。

先月の臨時議会で、今年度の1,550万、未来創生課長の説明があったときにいろんな質問があったと思いますが、これ、28年度は1,550万ですけれども、今後4年間で1億8,800万、企業から予定して、この地域再生計画の中で総額は2億350万の事業を計画されております。差額が1,550万出ますが、この前の説明では、昨日の平議員の質問の中では、寄附が集まり過ぎて、基金にでも積み立てて、それをまた運営資金に回せる、そういった話がありました。理想はそうですが、後ろ向きな議論ではありませんが、心配っていうのか、仮に集まらなかった場合、そうなった場合は、この前、一般財源からの繰り入れはしない、いろんな需用費を削る、そういった話をしていましたが、そこいらあたりもう一度お願いします。

○未来創生課長（池田俊博君）

おっしゃるとおり、この4年間において2億350万、実質これぐらいの計画で進んでいくということではあるところでございます。また、この金額に達しない場合におきましては、図書を購入費用とか、そういう費用を少し減らしていったら、その寄附額に合わせるとかというような形でやっていきたいと思っております。また、図書に関しましても、新たに購入するという手もございまして、しかし、この図書に関しても寄附という手だけでもございまして、そういった、何とか財政に負担が行かないような形でやっていければと思いつつながらやっているとございまして。

○7番（福留達也君）

確かに財政が厳しくてそういうふうな考えもあるとは思いますが、これ、これだけの事業をして、学習支援センターなり図書館を建設して地域の子育てを応援していきますと。そういったことを掲げてこういった地域再生計画を書いて、寄附のお願いをし、それで全然集まらなかった場合は最初

に寄附をしようとした人に対して背信行為にならないですか、これは。

○町長（大久保明君）

先ほど未来創生課長から答弁あったとおり、今、伊仙町なり、特に高校進学が島外に出る子供たちが増えております。そして、今、徳之島高校、樟南第二高校の定員割れで、ほとんどの子供たちが入学できるような状況の中で、特に中学3年生になったときの学力低下が甚だしい、教育長から具体的にまた報告していただけたらよろしいのですが、そういった状況を考えてみたときに、目的はやはり島内の高等学校に進学できるような、それだけの学力を身につけるためにはどうしたらいいかっていうことでありますので、これ、今、東京大学の学生14名来たとか、芝浦工大が来たとか。また、2週間後、また、どっかの大学の教授が10人ぐらい学生を連れてきますけれども、子供たちがそういう学生と接する機会を例えば増やしていけば、もっともっとあのようになりたいとかいうチャンスを我々はつくるのも大きな、これは何も施設つくるわけでもなくて、そういう発信をしていくということが非常に大事だと思います。これを、この学習支援センターということをつつしたきっかけは、これ何回か申し上げたと思いますが、隠岐の島地域の海士町にある、中ノ島という島にある島前高校という高校が、生徒がどんどん減ってきて25人まで減ったと。それで、県立高校ですから県は廃止しようとしたときに、海士町を総力挙げて維持するために学習支援センターというのをつくって、そして、子供たちの教育をいろんな優秀なIターンの方々を呼んで、たまたま海士町に来て学ぶように、教えるようになってきたということで、だんだん子供たちの学力が上がってきて、何年かそういう努力をした結果、島前高校の進学率が異常に、進学数がよくなったということで、逆に本土からそういう人たちが海士町に移住してくると。母親と子供たちだけで移住してくるといような成功例を考えてみたときに、樟南第二高校は、この前、新校舎を設立いたしました。そして、3町で新校舎の予算を補填してほしいという話の中で、そういう話をやっぱり全国で唯一の離島の私立の高校というのは、それだけあらゆる科を設置しやすいと、世界自然遺産になるのであれば、世界自然遺産科とか観光科とか、ガイドを養成する学校とか、また、いろいろ私たちが今、目指している、この地域に多くの高齢者が来たときのCCRCとか、そういうことも含めた科を設置していただけないかということをおは今、要請をしています。そういった大きい目的を実現するために、先ほどから話のあった亀津の方々の学士村、やんきちしきばんという物すごい伝統があります。そういうものを伊仙町もやっていかなければならないっていう状況の中で出発したときに、今、企業版ふるさと納税で、これは2億を集めるという強い決意で発信をしていけば、物すごく、今、伊仙町、徳之島に対する長寿と子宝の町だと、出生率が高いと、あそこはそんなに町民所得も高くないけれども、地域力で子供たちを育てていくと。そのプラスの面をどんどん発信して、子宝の島でもっともっと教育を充実していこうということを私たちはアピールしていく中で、今回は画期的な形での企業版ふるさと納税に挑戦していくということであります。ですから、これを学校がなくなろうとした海士町は危機感を持って、それを島民、出身者一体となってあそこまで立ち上げたわけでありまして、教育力は教育委員会、地域の方々も、オール伊仙町で今、子供の

教育力低下、いろんな学校格差の問題など、解決していこうということを訴えながら、学習支援センターの企業版ふるさと納税を進めていくことが重要ではないかと思っております。

○議長（琉 理人君）

一問一答で、先ほどの7番、福留議員の、寄附が最初の計画に満たない場合の、最初の寄附の方に対することをどうするのかという、この答弁をお願いします。

○町長（大久保明君）

先ほど課長が申し上げたとおり、図書の購入費というものがかなり計上されておりますので、足りない場合は、そういうところを削っていくということになるかもしれませんが、それでは、この事業は推進していきませんので、何が何でも2億集めると、これだけ国が肝いりでやっている、内閣がやっている事業を政府にも働きかけて、私たちはあらゆる英知を結集して、そして、あらゆる行動をしてなし遂げたいと考えております。

○7番（福留達也君）

町長の熱い思いは確かにわかって、確かにそのとおりだと思います。だけれども、万が一集まらなかった場合の補填はどうするのでしょうか。それ以上に強い思いがあれば、一般財源からその補填はする、それぐらいでいいと思いますが、そこは、図書購入費の削減とか、そういったことじゃなくて、もしも集まらなかった場合、これだけ2億余りの、こういった計画を立てて寄附をお願いしていますと言った以上は、それぐらいするべきじゃないですか。

○町長（大久保明君）

おっしゃるとおりでございます。熱い思いは持ち続けていきたいと思っております。そして、このことをやはりより多く発信していくと。発信していくためにこれだけの目標をつくったわけでありますので、その目標を、最大限に努力をしていくということが大前提であります。万が一、足りない場合は、それは一般財源を用いてやっていかなければならないと思っております。予算のいろんな重点配分などは、いろいろ考慮していかなければなりません。

○7番（福留達也君）

ぜひ熱い思いで進めた事業、我々も大賛成でありますから、途中で半分ぐらいカットとか、そういったことはなくて、きちんと軌道に乗せて永続的に進む、進めていく、そういった事業に是非していただきたいと思っております。

○議長（琉 理人君）

答弁のほうで、2番目の世界自然遺産登録を見据えた各種政策についての答弁をお願いします。

○町長（大久保明君）

平成30年度に実現する予定であります。今年の9月中旬に大島本島の土地問題が解決しなければ、また1年延びるリスクも今、出てきておりますけれども、いろんな関係の先生方が今、努力をしているところであります。今、自然遺産に対する猫対策、外来種の対策と不法投棄に関しまして、以前よりは町民の意識も相当改善してきていると思っております。

具体的には、きゅらまち観光課長に答弁をしていただきます。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

福留議員の第2の質問にお答えいたします。

お答えする前に1点だけご理解をいただきたいと思います。先般の臨時議会におかれましては、議員の皆様方の貴重な審議におきまして、きゅらまち観光課が発足をいたしまして、観光、商工、世界自然遺産を受けることになりました。5月1日よりスタートいたしまして、現在、引き継ぎの途中でございまして、十分な質疑応答に困った場合には、前池田課長に応援を得ながら質疑応答していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

質問にあるように、世界自然遺産登録に向けて手の届くところまでなりました。いろんな活動を通して多くの町民の心、心情を動かしてきたと思います。今年度も遺産登録に向けて、登録の重みを心に刻み、島の特性を十分に生かした第5次伊仙町総合計画に沿って施策を展開してまいりたいと思います。

登録に向けての現状と課題について、まず、野猫と野良猫の違いですが、野猫は山奥に生息する野生化している猫で、野良猫は住居付近に生息する猫です。質問の野猫は環境省が現在捕獲して、天城町のニャンダーランドで収容して里親を探しております。野良猫については、地方創生加速化交付金を活用いたしまして、世界自然遺産に向けた広域連携3町猫対策協議会を立ち上げて、野良猫を捕獲して避妊・去勢を行い、捕獲場所へ放す事業で、現在、伊仙町では300匹に対して250匹を捕獲しております。

外来種の撲滅については、職員のパトロール及び住民の通報によってその都度処理している次第であります。

ごみの不法対策については、年々、減少傾向であります。本年度は3カ所、手がけており、2カ所を回収して、1カ所を残しております。これは、後日、現地視察のほうで案内したいと思います。

課題として、野良猫に対しては、雄、雌2匹で年間2回出産することで10匹増え、子からまた増えて年間50匹から60匹と、対策を講じないと、もどおりになってまいります。この事業は1年限りの事業であり町単独事業では、とても厳しい状況であって、今後の課題であります。

外来種については、種類が多いため区別がわからないのが現状であります。職員としてもこのガイドラインをもとに外来種を見て、今、撲滅している次第であります。住民のほうもこれから啓発して外来種を教えてまいりたいと思っております。

不法投棄については減少傾向ではあるが、豊かな自然に気づかず、ごみのポイ捨て、道端に捨てる方や、また不法投棄が後を絶たないのが現状であります。

以上です。

○7番（福留達也君）

現在の取り組みと課題を丁寧の一つ一つ、どうもありがとうございました。

野猫問題に対して、平成25年の12月議会で猫条例が制定されています。正式な名称は、伊仙町飼

い猫の適正な飼養及び管理に関する条例、これを定めて猫対策に取り組んでいます。これ、この前、猫問題を研究しているという神奈川大学の諸坂先生という方、この人の話によると、これ新聞に載っていましたが、世界自然遺産登録に際しては、ユネスコの厳しい審査をクリアしなければならないが、その最も重要なポイントは、特別天然記念物のアマミノクロウサギなどの世界的にも類を見ない、希少な動植物、自然形態を将来の世代まで傳承すべく、保護保全できる体制づくりができるかにかかっているということであり、こういった観点から奄美大島本島あるいは徳之島3町、それから自然遺産登録に向けて、この猫条例を全て、ほぼ同時に制定したようですが、ほとんど実効性が薄いと。理由は、禁止規定や罰則が非常に少ないと。この先生は、沖縄の竹富町というところでこういった猫条例をつくって、罰則規定をいろんな、何ていうのか、即効性のある条例というのか、ここの場合は努力規定とか、そういうふうに猫をなるべく屋内で飼育するように努力してください、登録をするように努力してください、マイクロチップを装着するように努力してくださいと、そういった努力規定であって、罰則も2万程度の罰則はあるようですが、全然効果がないと。今後こういった条例をつくる時には、こういった専門家の知見というのか、こういったのも借りながらやっていくのも一つ大きな、大事なところなのかなと。今、外来種の撲滅作業に関してその成果、課長がおっしゃったように種類が多くて、どれが外来種か本来の在来種かわからずに困っていると。そういったときに、専門家の知見を借りる。こういった努力というのは検討しておりますか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

今のところ、そういう専門家の講習等、いろいろ検討はしてございますが、今後そういう講習等も行っていきたいと思えます。また、特に住民の方にもこの外来種がどういうものか、講習専門の先生を呼んで講習をしてまいりたいと思えます。

○7番（福留達也君）

ぜひ、そういった専門家の知見、島に、また虹の会など積極的に活動して、また、学者並みに詳しい方もいらっしゃいますので、そういった方たちの力も借りながらどんどん進めていっていただきたいと思えます。

じゃ、次の問題、お願いします。

○議長（琉理人君）

2番目、答弁をお願いします。

○町長（大久保明君）

世界自然遺産の受け入れ態勢でございますけれども、これ、大島本島に比べてかなり遅れております。これ、奄美大島ひとり勝ちという話がございましたけれども、奄美大島広域事務組合も含めて、いろんなLCCの誘致など、そして、いろんな看板の設置など、また、外国を含めた看板等を進めております。宿泊施設もかなり進んでいます。もう、それでも今、バニラエア効果で全く宿泊ができない状況もありますけれども、奄美大島本島の場合は、とにかく奄美大島本島が生き延びる

ためには、もう観光しかないという、もうそれに島の将来をかけてきている、その意気込みが徳之島と他の島々と少し違うような気もいたします。我々は徳之島も、奄美大島の山岳と同じように、コアゾーンになるわけであります。世界中の自然遺産の中で、これだけ民家、人口集中地域の中にコアゾーンがあると。そして、中心地域と境界域、バッファゾーンというものが非常に狭いのは、この徳之島だけですので、このことが、クロウサギが少なくなっていることが危惧されますけれども、環境省の努力、そして、さくら猫という形のいろんなボランティアでのフリー対応などが功を奏して少しは増えてきております。こういった保護という面においては、かなり進展してきたと思えますけれども、宿泊施設、交通手段、今のところ、新しい民間のLCCを誘致はしている状況でございますし、宿泊施設等は島内において個々の民家を使用した民泊などはかなり進展してきている状況でありますので、伊仙町が民泊において、今、特化していますが、そういった形での方々がもっともっと生まれてくるような啓発活動っていうか、やっていくことも必要だし、公園整備事業では、犬田布岬の改修をし、それから、喜念のログハウスもかなりの方々が使用するようにはなってきていますので、あらゆる手段を尽くして、皆さんの意見を聞きながら、民間の会社などと連携をとって、伊仙町にもしっかりした宿泊施設ができるようには努力をしていきたいと思っております。

○未来創生課長（池田俊博君）

福留議員の質問にお答えします。

今の交通に関しては、奄美群島振興交付金事業を活用して航路運賃の低減、また、観光のPR事業と、順にやっているところであります。それから、奄美大島本島のみ効果がある、徳之島のほうにはその効果がないという、そういうご指摘等は、南三島と喜界町あたりは、もう十分そういうところは広域事務組合、国や県のほうにも十分伝えているところではございます。

その中においても、やっぱり交通の移動手段であります。今、徳之島においても空港利用促進協議会を核として行政活動のほうは続けているところでございますが、なかなか進捗が見受けられない状況であります。さらに、これをずっと継続して続けていく。前回においても、観光連盟のほうで要望書や署名活動を県の県知事のほうにも提出して、また、さらには国のほうにも提出しているところでございますが、また今度、民間のほうの観光連盟を中心として、またLCCの誘致促進協議会的な協議会を立ち上げ、今、模索しているところであるみたいです。民間の活力を利用しながら誘致活動等、協力できるところはやっていきたいと思っております。

また、宿泊施設に関しましては、今、徳之島全体のほうで1,100室ほどの許容ができるという届けがございまして、数的に言って受け入れはできると思えますが、伊仙町のほうにおいては宿泊施設というのがないというのが現状で、そうなりますと、両町に比べて、自然遺産になった場合には効果が少ないということも考えられます。そこで、やはり伊仙町のほうにおいても、先ほど町長が答弁されたとおり民泊等の施設の充実等と、さらには、ホテル等の誘致等をこれからも鋭意努めていきたいと思っております。

また、体験場所等に関して、環境省から徳之島における世界自然遺産拠点整備が指名されている

ところであります。本町においては、義名山、阿権地区や阿三地区、銀竜洞までを含む環境文化体験フィールドとして、カムイヤキ窯跡や義名山一帯に徳之島の自然と文化を一体に体験できるゾーンを設定してございます。このゾーンは、多人数が手軽に照葉樹の森や遺跡を探勝できる歩道等の整備を行うものであります。

また、海岸域においては、展望施設等の景観探勝ができる施設を計画されているところであります。徳之島で言いますと、伊仙の場合には、犬田布岬、天城では、犬の門蓋、徳之島町では、金見の展望台、こういうところは各町で整備をしました。しかし、環境省のほうにおいても整備をやるということでありますので、伊仙町の場合においては、また、小原の海岸のところなどを、また環境省のほうには要請してまいりたいと思っております。

また、本年度から始まっている県営の事業ですけど、魅力ある観光地づくり事業で、阿権地区の平屋敷を中心とした町歩きゾーン等の整備も行っていく予定であります。

それと、県のほうで策定されております奄美群島自然持続的観光マスタープランによって、奄美世界遺産トレイルというのを、県が各島にどうか、各町にトレイル施設を整備していくということで、本年度において伊仙町と、あと沖永良部や、伊仙町においては、モデルコースを選定している作業中でございます。

それとあと、加速化交付金において、今、地域文化財利活用事業で施設の整備作業の策定をやろうと計画している。これは、カムイヤキの跡をどう活用していくかということで、これは環境省のほうの体験フィールドともまた合致しながら、計画をまた進めていけるようにできたらいいと思っております。

以上のように、国と県と町がそれぞれの分野でよりよい施設をつくりながら観光客の受け入れ態勢をこれからやっていくようにしてまいります。

○7番（福留達也君）

話を聞いていると、受け入れ態勢の伊仙町でできる取り組みに関しては、ほぼ、ものすごい努力をしてやっているだろうな。例えば、伊仙訪ねて体験なり、観光で訪ねてきた人は、本当に満足して帰られるぐらいのものを提供できるだろうなというふうな思いで聞いておりました。だけれども、ちょっと想像してほしいが、いろんな人が来ます、体験なり旅行で。ただ、やっぱり素通りをして伊仙に経済的な効果っていうのがそれほど、今と変わらないのではないか、そういうふうに思いませんか。

そして、例の交通手段の件です。バニラエアに対しては、奄振予算の中、二十数億入れていると思いますが、それは大島郡全体が平等に分配されるというのか、享受する、そういった予算であるということをもうちょっと町村会なり、町長もそれは引退なされて県の理事のほうになっていきますが、そういったところでも、もうちょっと強く発言なり推すべきじゃないですか。

○町長（大久保明君）

LCCに関しては、我々は相当の努力をしてきていると思います。2年前も、琉議長も含めて、

私はあえて3町長と議長と知事直談判に行きました。当時、伊藤知事の時、非常に厳しい意見をいただきまして、その後、関西と、徳之島とは直行便という形で島の商工会を中心とした方々が要請活動をしたときに、いろいろ思ったことは、奄美全体の広域事務組合のリードの仕方は徳之島で勝手にしないでくれと、これは広域事務組合で奄美群島観光物産一元化というのをつくったから、徳之島の要請活動は全自治体が了解しないとできないとかいう、全く理不尽なことを平気で言っている組織でありました。

しかしながら、島の商工会の方々に、観光連盟を含めて署名活動が非常に重要であるということで、これも私は、航空路対策協議会の会長は天城町長でありますので大久町長にも相談をして、署名活動をやる時にもなかなか3町が足並みをそろわないケースがまれにあったと思います。しかし、今、我々はもう背に腹はかえられない状況の中で関西の方々も含めて、今年4月には、菅官房長官が来鹿したときに約2万2,000人分の署名を持ってLCCの要請を、前伊藤知事の前で官房長官にお渡しするような戦略も立てたりしてきております。ですから、このことは卵が先か鶏が先かという議論まで前知事としましたけれども、新しい三反園知事にも改めてそのことを、前回の署名も含めて、近いうちに3町で要請活動をする必要だと思っております。

そうした場合にやはり弱点となるのが、宿泊施設がまだまだ不十分であるということを会社の側も言われるし、それから、それだけ費用対効果があるかということなども言われておりますけれども、近年、民間のほう、この数カ月の間に大きな進展になるかもしれませんけれども、徳之島出身の方が機材を購入して徳之島、奄美大島、伊丹、鹿児島ルートをつくっていきたいという提案がこの1カ月ほどなされておりますので、その方と今、3町、大久町長も間もなく面会することになりますけれども、面会をしていくと。そのときの、やはり奄振の中から我々は強い意志でそのこと、今、バニラに1億円、それから、東京奄美のJAL、奄美大阪のJALにも補填しているわけですから、そのことを含めて強く要望をしていくことが必要であるし、やはり今回思ったのは、2万2,000人という署名の効果であります。そのことを今度の新しい知事にもやっぱり要請しなければいけないとは考えておりますので、このことは、天城町の松山議員が来られています、3町が本当に足並みをそろえて同じ方向に向かうということが非常に基本的には重要なことだと思っておりますので、広域連合議会など、また3町の議員大会での主要テーマに、常に上げていただくと。我々はもちろん行動しますが、議会も含めた、一体となった行動が今まで以上に重要だと思っております。

○7番（福留達也君）

確かに、もうこの島が発展していくためにはどうすればいいか。そういった課題っていうのはもうほぼ見えてきて、それを解決していくか、そういった段階になってきていると思います。航空運賃、交通の便にしろ宿泊施設の件にしろ、本当に、さっきおっしゃったように3町がまとまって何か、いがみ合いではなく、まとまれば相乗効果というのが波及してくる。そういった意識を3町とも持ちながら、もう見えている、宿泊施設の整備とか交通手段の便利さとか、そういったことを解

決していくところはわかっているわけですから、それに向けてどん取り組んでいってほしいと思います。

先ほどの発表で、平成30年にはNHKで西郷隆盛も放送されると。従来どおりの明治維新の立役者的な、そういった描き方だけではなくて、女性問題じゃなくて島に流された、そういったときでの触れ合いとか、そういったのを各島々にもかなり時間を割いて放送していくと、そういったことであると思います。これまでのNHKの大河ドラマの効果としたら、やはり物すごい効果があつて客が訪れてくると。だから、平成30年、世界自然遺産なりNHKの放送なり、そういったのを見据えたと、平成30年から数年間っていうのは想像以上に人も来るだろうし、来たいと思っている人もいるだろうし、そこいらを見据えて、じっくりと島が豊かになれることは何か考えつつ、我々も考えつつ、ともに取り組んでいけたらと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（琉 理人君）

これで福留達也君の一般質問を終了します。

次に、岡林剛也君の一般質問を許します。

○2番（岡林剛也君）

町民の皆様、議会傍聴に来られている皆様、こんにちは。2番、岡林剛也でございます。ただいま許可がありましたので、通告書どおり一般質問に入りたいと思います。

町長は、今現在、町の管理である漁港の面縄港を整備して商港に格上げするよう県や国に要望しているようであるが、このことについては、議会の全員協議会及び経済建設常任委員会でも何回か議論はされているものの、いかんせん莫大な費用がかかり、町の負担も相当なものになると考えられ、すぐには結論を出すことができないために継続調査となつてはおりますが、一番の問題だと思われるのは、これほどの大きな事業であるにもかかわらず、町民の誰ひとりというのは大げさかもしれないかもしれませんが、それぐらいほとんどの町民が知らない。しかも、確かに平成27年から平成36年度、10年間の第5次伊仙町総合計画の中の港湾漁港施策の概要で、面縄港については、面縄から徳之島町大原を貫通する五ラン線が平成26年に開通したこと、天城町三京にある競り市場へ町内からのアクセスが便利になり、そのため牛の出荷時、速やかに移送できるよう、漁港や祭り開催の利用にとどまっている面縄港を商業用貨物船が停泊できる港に整備できないか国に要望を行っており、今後も実現に向け要望活動を続けていきますと書かれていますが、前回の経済建設常任委員会での説明では、港の改修は新設よりも事業費がかかること、今現在の面縄港の東側に新しく新設する計画を国、県に要望していくということになりました。しかも、事業申請をするならば、今年度中に計画を策定し、財政的な裏づけをもって、平成29年6月、来年の6月までに総工費50億円、15年間の新規事業として申請しなければならないと。これを踏まえて、面縄港改修計画改め、面縄新港建設計画事業とでも言うべきですか、このことについてお尋ねします。

1、なぜ改修やら建設やらを計画するに至ったのか。その理由をお伺いします。2、建設事業の

概要についてお伺いします。3、建設事業の実現性とその後の港の、また港周辺の展望についてお伺いいたします。

○町長（大久保明君）

岡林剛也議員の質問にお答えいたします。

1番の建設理由について、この面縄港の商港化っていう要請活動は、私が町長になる以前から伊仙町議会のほうで何回か離島振興協議会、そして、県議会への要請活動、要望書を提出しております。いずれも継続審査ということでありました。それから、もう20年近い歳月が流れております。その間に徳之島の港湾全体を考えてみたときに、天城の平土野港も、徳之島の亀徳港もかなり老朽化もしてきているし、それから、いろいろ安全面の問題、そして、アクセスの問題、バックヤードの規模など、いろいろ考えてみたときに、将来徳之島には新しい港が必要ではないかというふうに考えております。そういった目的のために、今まではいろいろアクセスの問題とか、面縄港は、非常に厳しい状況でしたが、整備されてきたということなどを考えてみた場合と、それからもう一つは、奄振の予算が、土地改良事業の中でのダムの工事が、徳之島ダムは計650億ぐらいかかりましたけれども、これがおさまっていくと奄振全体で、次の事業がないっていうことを常に先生方からも言われております。それは、奄美群島全体の港湾状況を考えますと、徳之島には他の島に比べてかなり大規模の港湾がないという状況などを考えますと、これは、私はこの前、県の離島振興協議会であえてこのことを両町とも話をしながら提案をいたしました。それは世界自然遺産にこの島々になるということと、それから、いろんなこれから災害等も含めた場合に、徳之島にも大規模な港湾が必要になるのしょうと。そのためには、今、既存の港湾を改修ということはさらに予算がつくような状況ですので、そのことを申し上げたわけでありまして。常に県の港湾課長とも話をしている中で、一番の鍵は、いかにして、ハードルが高いといいますけれども、県管理に持つていくということが大前提でありますので、これはいろいろ議論をして、国交省の人たちとも話をした中で、そんなに県管理に持つていくことは難しいこともないし、あとは、県の決断にかかっている状況ですので、そのようなことですから、この前、県議会議員が50人いる中で、私はそのことをあえて提案したわけでありまして。そういう意味では、建設理由でありますので、集落説明会などで話をしてないとかいうことは、今回、やっぱり長期的な視野での考え方でありまして、挙げ続けていくということは、これは非常に重要だと思います。また、松山議員の前で言いにくいですが、天城町も新しく別の土地に新しい港をつくっていこうということも、今、また、計画するようになってきていますので、そこは島全体のバランス、地域の公平性なども含めて、いろいろ今後、議論していくことが重要ではないかと思っておりますので、来年6月までの要望書の提案ということも、絶対条件が県管理に持つていけるようにしていくということですので、そのためにあらゆる努力をして説得をしていくことも重要だと思っております、そのことが最も重要だと思っております。

○建設課長（中熊俊也君）

今、町長からの答弁がありました。ほとんど同じですが、平成元年に今の美山議員、そして、20

年に上木議員が建設課在任中に要望書出ていまして、また、今年になってから、県の徳之島所長宛て、そして、内閣官房長官宛てに要望書が出しまして、その内容を抜粋して答弁書をつくっておりますので、ちょっと読み上げさせていただきます。

現在、徳之島で生産される農産物や畜産加工、肉用牛の本土への出荷は、亀徳港、平土野港で荷役されており、当町で生産された農産物などは、運搬費用や移動時間において大きな負担となっております。畜産の移送につきましては、競り市場の再編移転や町道の整備により島を縦断する町道五ラン線で、競り市場の面縄港までの移動時間が大幅に短縮されて、アクセスすることが可能となり、横持ち運賃の削減が見込まれます。平成30年には、世界自然遺産登録が予定されており、両町へのチャーター船や客船の入港も増えることが予想され、観光産業の活性化も期待されます。その際、悪天候による緊急避難港としても活用が可能となります。将来、徳之島全域における農業の拡大及び6次産業化、観光産業推進による雇用の創出においても面縄港の商港化に向けての事業推進は必要不可欠なものであると思います。

以上です。

○2番（岡林剛也君）

町長は、国、県に要望していくと、あらゆる努力をしていくと言っていますが、この事業主体は町になりますか、県になりますか、または国になりますか。

○町長（大久保明君）

今は町の管理でありますけれども、まずは、県管理という形に持っていくことが大前提だということですので、そしたら県の管理になるわけであります。

○2番（岡林剛也君）

平成20年に出した要望書の中で、県からの回答として、こういうことはどうなっていますかという、地元で整理してくださいというのが幾つかありますが、まず1つ目に、整備の必要性和緊急性です。そして、2つ目が費用対効果です。そして、3つ目が地元の要望、4つ目が、波の穏やかさ、静穏度解析とか、いろいろ出ていますが、整備の必要性和緊急性はどうですか。

○議長（琉 理人君）

一問一答で、必要性から、まずお願いします。

○建設課長（中熊俊也君）

整備の必要性というのは、先ほどの目的でもありますように、緊急避難時の寄港する港やら、横持ち運賃の削減、そういうのが必要性になると思います。

○2番（岡林剛也君）

緊急性っていうのを、今も発生していますが、スーパー台風、これから大変な台風も上ってくるからわかりますけども、それにしても2番目の費用対効果、今、そのとき20年の要望では、亀徳港、平土野港が、用地が狭くて出荷時には輻輳、調整等を進めている、が余儀なくされると。それは平成20年ですけども、今はジャガイモの出荷量とか牛の頭数とかはどれぐらいありますか。

○経済課長（元田健視君）

ジャガイモの出荷量ですが、27年度で約6,594トン、あと、畜産のほう、生産牛については、子牛が2,008頭出荷いたしております。

以上です。

○2番（岡林剛也君）

平成20年が2万トン、牛の出荷量は3,000頭と言っていますが、何か逆に減っていて、亀徳港、平土野港でも間に合っているような感じがしますが。

○経済課長（元田健視君）

先ほどのトン数と頭数ですが、これ伊仙町のみのトン数と頭数になります。約これの3倍と考えてもらえればよろしいかと思えます。

○2番（岡林剛也君）

これの3倍ですか。それで今、まだ出荷時には港では困っている状況ですか。

○建設課長（中熊俊也君）

今は困ってるいいいますか、積み込み時間がずれたりして、かなり時間的なので遅れをとったりしてる状況のようであります。

○2番（岡林剛也君）

県の回答としては、こう書いてありますが、島内の貨物は、約8割が亀徳港を利用しており、農水産品は3万トン前後で大きな変化はないと。肉用牛についてはフェリーを利用しており、詳細は把握できませんが、用地が足りない状況とは考えにくい。また、亀徳港と平土野港でほぼ対応できているとあって、余り何か乗り気じゃないみたいですが、それについてはどう考えておりますか。

○町長（大久保明君）

いろいろ旅客に関しましても、いろいろ抜港等が生じております。それから、変更等、天気が悪いときには非常に船が接岸するのも難しいような状況等が、先ほど言ったスーパー台風などが今後ますます多くなっていく中で予想されます。確かに、牛の頭数は島内で1万頭近くあった頭数が、もう今、8,000頭台、8,000頭後半ですけれども、減ってはきております。そういった状況は、県は理由にならないということでもありますので、しかし、先ほど申し上げたように、長期的な視野の中で、すぐこれは実現するわけではありませぬので、10年後、30年後を見据えた形で要望をしていくということをおの前の、県のほうでも説明しましたので、ですから、調査費等をまずは組んでもらうということがございます。そして、その場合には、先ほど申し上げた県管理ということをおクリアする努力をしていくということでもありますので、これはいろんな物資の輸送だけでなく、今、平土野港が亀徳港の代港としてやっていますが、距離的にも近いということなどいろいろ含めて、これから新しい時代には、このような大規模なやっぱり港湾が必要になってくるだろうっていうふうなことでの説明でありますので、平成20年、もう今から8年前には、確かに議論すらできないような状況でしたけれども、国交省のほうでは何とかしたいというふうな話は、我々にはしておりますの

で、その辺を検討し、もっとゆっくりと交渉しながらやっていくことが重要だと思っております。

○2番（岡林剛也君）

僕が一番重要だと思うのは、先ほども言いましたけども、地元の要望、全く港が欲しいっていう町民なり島民なりの話を聞きませんが、それについてはどうですか。

○町長（大久保明君）

町民の方々の要望ということは、署名活動などは現実にはないわけでありましてけれども、奄振関係で、次の要請っていう形は、いろんな先生方のほうからとにかく上げてくれというふうな話ではあるし、それから、九州地方整備局のほうでもそのような話があります。また、地元の何人かのいろんな関係のある方々からはお話は聞いておりますし、東部地区でのいろんな議論の中では、数回この話は出てきております。

○2番（岡林剛也君）

地元の数名の方からはそういう話があると言いますが、多分その方っていうのは、多分利害関係が出てくる方々だと思いますが、それよりも、今の土地改良とか、スプリンクラー事業みたいなかん水事業、それがもうなくなってくるから、新しい要望というなら、全島民、あと、ひいては全郡ですけども、それに今、無電柱化っていうのがありますよね。電柱、電線を地面に沈めて共同溝で、台風にも強いという、そちらのほうを一生懸命、粘り強く国に要望していったほうが、町民、島民、あと郡民の理解も非常に得られて、応援も、予算してくれると思いますが、それについてはどう思いますか。

○町長（大久保明君）

台風常襲地域であると、スーパー台風というのがフィリピンあたりで発生していると、また、温暖化で、今年、去年あたりから台風の発生する場所も大分変化していますが、電柱の地中化に関しましては2通りの方法があるようです。大きな枠を埋めて、その中にあらゆる電線から水道管から全部まとめていくという工法をした場合は、相当数の経費がかかるというふうに聞いております。そんな中で、新しい手法として、イギリスなんかで始まった、もう一本一本個別に埋没していくということであれば、そんなに大きな予算はかからないのではないかというふうに、具体的な額はちょっと今、記憶にありませんけれども、そういった説明会など、町村会のほうでも一度メーカーの人が来て説明をしていただきました。また、このことは金子先生がかなり強い意志で我々に進めて、要望書を出すようお願いをされております。

また一方、それは非常に、本当に効果があるのかどうかなどの検証がなされていないというふうな意見もありますので、そういうことも含めて、いろんな、先ほど言った専門家の意見なども聞きながら、奄美群島にとってみたら、特に光ファイバーなどの補修費というのは膨大な予算がかかるわけですので、そういうことも含めて、将来的にはそうならないかざるを得ないとは思っております。岡林議員の質問が非常にいい質問だと思います。これをまずはいろんな郡内での会議などで進めていきたいと思っておりますけれども、今のところ要望書が全くない状況ですので、これを県、そ

して、国と色々な情報交換しながら強力に進めていくことは、今の時点においては大変重要であると思います。

○議長（琉 理人君）

2番の岡林君の質問の中に、展望まで答弁が出ておりますが、今、電柱の地中化というのは質問外にはなっておりますが、もう3番まで終えたということであれば、電柱の件も次の要望として受けませんが、よろしいですか。

○2番（岡林剛也君）

町長の義兄弟であります金子先生も一生懸命推進しているので、これから議会としてもこれから頑張っていきたいと思っておりますので、その点はよろしくをお願いします。

次、2番、おねがいします。

○建設課長（中熊俊也君）

面縄港の建設事業の概要についてですが、まず、外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、埠頭施設、埠頭施設用地、この5つの施設をつくるための費用が必要ですが、町でやった場合の話ですけれども、補助率が、こういうふうな事業概要にはなっています。そのぐらいの5項目の設備の整備が必要っていうことです。

○2番（岡林剛也君）

その金額とか補助率とかはないのでしょうか。

○総務課長（樺山 誠君）

今、議論していることに関して、まず初めに、建設理由、その辺から、まず、町であるのか、町が事業主体となるのかという質問の中で、町長が明言したとおり、町の立場としては、町で事業主体にはなりませんよと、県管理でお願いしていきますという陳情をこれから要望していくということです。ですから、これまで出した経緯の中で、今、建設課長が答えた施設、附属施設とかはあるのですけれども、今、新たな答弁として、町は県につくっていただきたいというふうな要望をこれから進めていくということでご理解をいただきたいなと思っております。

○2番（岡林剛也君）

ということは、県で全部やってくれる場合は、地元の負担は全くなしということですか。

○総務課長（樺山 誠君）

事業主体で違いまして、例えば、町で事業主体になる場合は、事業の1割を町が負担するだとか、9割国が出すだとか、そういうのがありますが、県が事業主体となる場合は、県が整備していくわけですから、地元は協力的なことはいろんな協力をしなきゃいけないとは思いますが、港本体をつくる場合においては、ないと考えております。その中で、港へのアクセス道路に関しては多分、地元が整備するという話にはなっていないかなとは思っています。

○2番（岡林剛也君）

わかりました。

続いて、3番ですけれども、先ほどちょっと答えもありましたけれども、ちょっと別に。かれこれもう20年ぐらい要望し続けているということで、町長になってからですか、平成20年ぐらいから要望していると思いますが、今回、また28年に、新たにまた要望していますが、この8年間の間に何か実際、港建設にかかわる何かアクションを、相当な準備期間もあったと思いますが、例えば、庁舎内でそういう会議を持つとか、あとJA、あと3町の担当とか、輸送関係とか、実現に向けてそういう努力はしてきましたか。

○町長（大久保明君）

平成20年度のときは、関係団体の方々との議論は行っております。その後は、例えば、県の港湾の総会とか、九州地方整備局の港湾関係の方々の集まりの中で、このことは推進して行ってほしいという、国の官僚の方々もいらっしゃいました。そのことを、協議会をつくってやっていくということはまだやっておりませんので、この前、私が要望したのは、過去に2回要望しています。しかし、そのころと今、状況が大きく変わってきたので、協議会をつくることなく継続審査になったのを改めて県の離島振興協議会で要望したということでありますので、今後、このことを庁舎内だけでなく、前回いろいろ聞き取りをした皆さん方も話をし、今後のいろんな、ガス問題とか、いろんな問題なども含めて議論をして、まとめていけるのではないかと考えております。

○2番（岡林剛也君）

そうですね。町の負担がない、県の管理ならば別に私も、多分町民も誰もやぶさかではないと思いますので、ぜひ頑張ってほしいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（琉理人君）

これで岡林剛也君の一般質問を終了します。

本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会をいたします。

次の議会は、9月16日金曜日、午前10時から開きます。日程は、特別委員会でございます。明日は、9時より経済建設、生活環境、両委員会を行いますのでご参集をお願いいたします。なお、この後、総務文教常任委員会を行いますので、委員の皆様は委員会室にご参集をお願いいたします。お疲れさまでした。

散 会 午後 0時00分

平成28年第3回伊仙町議会定例会

第 4 日

平成28年9月16日

平成27年度伊仙町一般会計他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会

平成28年9月16日（金曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第4号）

○日程第1 委員の派遣（目的：決算審査に関わる現地調査）

1. 出席議員（12名）

| 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
|------|-------|------|--------|
| 1番 | 平博人君 | 2番 | 岡林剛也君 |
| 3番 | 牧徳久君 | 4番 | 上木千恵造君 |
| 5番 | 美山保君 | 7番 | 福留達也君 |
| 8番 | 前徹志君 | 9番 | 明石秀雄君 |
| 10番 | 樺山一君 | 11番 | 永岡良一君 |
| 12番 | 伊藤一弘君 | 14番 | 美島盛秀君 |

1. 欠席議員（2名）

| | | | |
|----|------|-----|------|
| 6番 | 永田誠君 | 13番 | 琉理人君 |
|----|------|-----|------|

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | | | |
|--------|------|-------|-------|
| 議会事務局長 | 穂浩一君 | 事務局書記 | 荻田恭平君 |
|--------|------|-------|-------|

～平成27年度伊仙町一般会計他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午前10時00分

○決算審査特別委員長（福留達也君）

皆さん、おはようございます。ただいまから平成27年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を開会いたします。

当特別委員会は、平成28年9月13日の本会議において付託されました平成27年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算の審査を目的としており、委員会の会期は、本日9月16日から21日までの6日間を予定しております。

詳細については、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

また、委員の皆様におかれましては、同決算審査において慎重に審査を行った上で委員会報告書を提出いたしますので、効率的かつ円滑な委員会運営を行えるようご理解とご協力をお願い申し上げます。

日程第1、委員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。平成27年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算審査に関する現地調査を実施するため、伊仙町議会会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配付してある委員派遣要求書のとおり議長へ委員派遣要求書を提出してもよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

異議なしと認めます。したがって、委員の派遣については、お手元に配付してあります委員派遣要求書を議長へ提出することに決定いたしました。

本日は、これで散会いたします。

次は、9月20日火曜日午前10時より本議事堂において、平成27年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算を行いますので、午前10時までに本議事堂にご参集ください。

以上であります。

散 会 午前10時05分

平成28年第3回伊仙町議会定例会

第 5 日

平成28年9月20日

平成27年度伊仙町一般会計他 6 特別会計歳入歳出決算審査特別委員会

平成28年 9月20日（火曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第5号）

- 日程第1 認定第1号 平成27年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（補足説明～質疑～討論～起立採決）
- 日程第2 認定第2号 平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（補足説明～質疑～討論～起立採決）
- 日程第3 認定第3号 平成27年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（補足説明～質疑～討論～起立採決）
- 日程第4 認定第4号 平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（補足説明～質疑～討論～起立採決）
- 日程第5 認定第5号 平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（補足説明～質疑～討論～起立採決）
- 日程第6 認定第6号 平成27年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算（補足説明～質疑～討論～起立採決）
- 日程第7 認定第7号 平成27年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（補足説明～質疑～討論～起立採決）

1. 出席議員（12名）

| 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
|------|-------|------|--------|
| 1番 | 平博人君 | 2番 | 岡林剛也君 |
| 3番 | 牧徳久君 | 4番 | 上木千恵造君 |
| 5番 | 美山保君 | 7番 | 福留達也君 |
| 8番 | 前徹志君 | 9番 | 明石秀雄君 |
| 10番 | 樺山一君 | 11番 | 永岡良一君 |
| 12番 | 伊藤一弘君 | 14番 | 美島盛秀君 |

1. 欠席議員（2名）

| | | | |
|----|------|-----|------|
| 6番 | 永田誠君 | 13番 | 琉理人君 |
|----|------|-----|------|

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂浩一君 事務局書記 荻田恭平君

1. 説明のため出席した者の職氏名

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|------------|-------|--------|-------|
| 町長 | 大久保明君 | 副町長 | — |
| 総務課長 | 樺山誠君 | 未来創生課長 | 池田俊博君 |
| 税務課長 | 當吉郎君 | 町民生活課長 | 伊藤勝徳君 |
| 保健福祉課長 | 澤佐和子君 | 経済課長 | 元田健視君 |
| 建設課長 | 中熊俊也君 | 耕地課長 | 久保等君 |
| きゅらまち観光課長 | 佐藤光利君 | 水道課長 | 喜昭也君 |
| 農委事務局長 | 永島均君 | 教育長 | 直章一郎君 |
| 教委総務課長 | 仲島正敏君 | 社会教育課長 | 明勝良君 |
| 学給センター所長 | 水本斉君 | ほーらい館長 | 仲武美君 |
| 選挙管理委員会書記長 | 鎌田重博君 | 総務課長補佐 | 田島輝久君 |

～平成27年度伊仙町一般会計他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午前10時00分

○決算審査特別委員長（福留達也君）

平成27年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算、審査特別委員会を開会いたします。

審議を始める前に、委員並びに説明委員の皆様にお知らせいたします。

質疑並びに説明をする際は、決算書並びに主要施策の成果説明書のページ数を提示した上で、各自進めていただきたいと思います。

また、質疑や答弁をされる場合は、決算書に提示されている件について、簡潔明瞭に発言されることを心がけていただき、質疑においては、1項目3回までの質問といたします。

それ以上の質疑は、他の委員の質問に支障を来す関係上、許可いたしませんので、あらかじめ申し添えておきます。

日程第1、認定第1号、平成27年度伊仙町一般会計歳入歳出決算について議題とします。

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

平成27年度歳入歳出決算書の67ページをお開きください。

認定第1号、平成27年度伊仙町一般会計歳入歳出決算について補足説明をいたします。

実質収支に関する調書。

歳入総額59億2,236万3,000円、歳出総額58億3,880万円、歳入歳出の差し引き額が8,356万3,000円でございます。

翌年度へ繰り越すべき財源は、（2）繰越明許費、繰越額631万9,000円でございます。

実質収支額7,724万4,000円でございます。実質収支のうち、地方自治法第233条の2の規定により、基金繰入額は4,500万円でございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

これで補足説明を終わります。

認定第1号、平成27年度伊仙町一般会計歳入歳出決算の質疑を行います。

○3番（牧 徳久君）

平成27年度一般会計歳入歳出決算書についての質疑をいたします。

我々議員も町民の中から選ばれて、町の予算については監視する役目があると、こういう観点から、是は是非は非、悪いものを正していくということで、質疑をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず初めに、6ページをお願いします。

6ページの中の町民税、この中の法人税の41万4,700円未納となっておりますが、恐らく会社と思

いますが、これは業者なのか、会社なのか、お伺いします。

○税務課長（當 吉郎君）

ただいまの質疑にお答えをいたします。

法人税に関しましては、商売をしている皆さんあるいは業者の皆さんであるわけですが、我々も徴収率100%を目指して毎年請求をして、徴収率を上げる努力をしているところでございますが、中には、法人組織は立ち上げていますが、実質的には事業をほとんど行っていない業者さん等がありまして、最終的な収入がなくて、なかなか徴収に結びつかないという業者さんやあるいは事業主さん等がありまして、私どもも努力はしてきましたけれども、最終的には、徴収期限まで支払いをしていただけなかった皆さんがおります。しかしながら、また今後ともそういった皆さんにも理解をしていただき、今後また徴収に関しましては、発生している件に関しましては、今後もまた努力して徴収に励んでまいりたいと思っておりますのでございます。

○3番（牧 徳久君）

会社組織、商売しているお店とかあるってことですが、例えば、会社、建設業がこの中に入っておれば、町の指名に入っていた場合には、工事金から差し押さえすることができるわけですが、これほど商売している方が未納するとなると、一般町民に対しますと、キビで税金払う、細々とキビは植えても、ハーベスター代、燃料代、いろいろ手間賃引かれると手取りはゼロみたいな感じになっているわけです。これを考えると、商売している人を思えば、滞納することがおかしいわけでありまして、今後こういったのがないように努力されるのか、お伺いします。

○税務課長（當 吉郎君）

牧議員のご指摘のとおりだとございます。何かの機会に話した記憶はありますが、我々の徴収事務のほうは、昨年度より、徴収率向上のために法的手段等も講じて、平成26年度よりは全体的に、収入のほう徴税関係では、約1,000万円徴収を多くすることができました。それも平成26年度、27年度におきましては、いろんな滞納者の皆さんの洗い出しを行いまして、預貯金の調査や、あるいは財産等とか、あと保険関係、そのようなことの調査も行いました。そして、また、いろんな情報を得まして、例えば、町民税等を滞納している皆さんの中で給料をいただいている皆さんが結構おりまして、そういった情報を集めまして、給与の差し押さえ等も実際に27年度よりは行ってきた経緯がございます。

ちなみに、東北あたりの震災の復興に出稼ぎをしている皆さん等も数名把握することができましたので、そういった雇っている会社と交渉を行いまして、その給料の一部をまた滞納のほうに回していただきました。そういった経緯もございます。また今後とも、また、そういった情報等を得まして、今後給与の差し押さえ、また、もちろん町内の業者の皆さんでも、冬場に南西、糖業あたりに臨時で3カ月くらいですか、行って、また、それなりの給与をいただいている皆様おりましたので、そういった皆さんの中から情報を得まして、滞納のある皆さんも実際に給与の差し押さえ等も行いました。今後ともそういったことも、また継続していきたいと思っております。そして、また、多く

の滞納のある皆さんの中から特に悪質な皆さんがおりましたら、今年もまた家宅捜索なども行っていきたいと思います。これはまた1町だけでできない面もございましたので、天城町と徳之島町、両町の徴収員の皆さんと、あとまた県の皆さんも交えまして、捜査を行い、差し押さえの品物あたりがある程度集まった段階で、また公売等を行い滞納に充当していきたいと考えております。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

これから先ダムの償還等いろいろありまして、財政は非常に厳しくなる一方だと思っておりますので、ぜひ頑張っていたきたいと思っております。

続きまして、8ページの11の分担金及び負担金ですが、現年度分と滞納分を合わせると7,000万。さっきの税務課の一般町税では4,000万。いろいろ保育料とか追加で出てきますが、相当な額に上っているような気がしますが、今後の畑総事業、畑かん等西部地区も含めて推進する上で、7,000万も滞納があると町の持ち出しが、6%出てくるわけですが、これに影響はないのか、お伺いします。

○耕地課長（久保 等君）

ただいまの質疑にお答えいたします。

分担金のほうが非常に、牧議員のおっしゃるとおり滞納が多くなってきています。今現在で、その地区を推進していく上でも、これがまた、さらに増えてくるのではないかという懸念もありつつなんです。この事業が地区をよくするっていう、地区から、この事業を取り入れて、地区をよくしていくっていう考えを一番念頭に置いて、町がこの事業するから、自分たち仕方なく事業に協力してあげたみたいな、そういう雰囲気は今までも聞くところによりますと、自分たちはそれに協力したから、どうのこうのっていう答えが何件か、そういうこともありましたので、これから推進していく地区に対しましては、当地区が面工事とか、畑かんや、そういう便利さを求めて事業推進していくものだということを一番に上げて、滞納とか、こういうのが発生しないような状況を説明会等でも説明して、これ以上滞納が発生しないようなことをやっていきたいと考えております。

○3番（牧 徳久君）

今、答弁では、役場が畑総なり何なり押しつけるから仕方なくやったような答弁でしたが、これは住民の皆さんの判断だと思っておりますが、例えば、区画整理あたり、畑かんでもいいでしょう。すると、その土地がハーベスターやトラクター使うのにも便利になったわけですが、便利になった上に、また、その土地を便利になった分、収量も上がっているわけですから、それを考えないと役場が押しつけたような考え方、その考えは払拭しないと大変なことになります。そうしないと、今後は徳之島用水のダムの水が来るわけですが、これを推進する上においても、負担金3%、天城町では何だかんだ1%とか言われる中で、推進は難しくなってきますので、そういう考えは絶対させないように努力していただきたいし、また今後、この滞納者においても、土地改良したおかげで収量が上がっているわけですが、その分理解していただいて、サトウキビあたり、ジャガイモの収穫時には、ぜひ説得して、この滞納がこれ以上膨らまないようにしないと大変なことに推進上なると思っています。

ので、今後、ぜひ努力していただきたいと思います。

次に、9ページの民生費、負担金の中の私立保育所の保育費の負担金ですが、33万5,910円。この収入未済額となっておりますが、公立保育所は国・県あたりから措置費が来まして、運営上支障はないと思いますが、この収入未済額においては町が借金という形になりますので、町が大変になるわけですので、これはあってはならないこと。これはどこの保育園、何園なのか、報告をお願いします。

○町民生活課長（伊藤勝徳君）

ただいまの質問にお答えいたします。

私立保育所、いせん、わかば、幸徳の3つの園ですけど、5月時点の収入未済が33万5,910円ですが、その後に6月中に半分ほどが入りまして、現在18万6,250円が残ってまして、あと、この滞納分を10月、12月までに一応残りの分は児童手当等で支払うということで予定が全部成り立っていますので、ゼロになると思います。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、この3つの私立保育所においては、全額運営費は国から出ていると、こういう中で保育料だけが町が滞納したら、町が負担というのはおかしいわけでありまして、今後、保育所側にも、これは収入未済等にならないように厳しく伝えていただきたいと思いますが、今後はそういうこと、厳しく教えられるのか、お伺いします。

○町民生活課長（伊藤勝徳君）

27年度は残額が残りますけど、28年度に関しましては厳しく対処していきたいと思います。

○3番（牧 徳久君）

次に、10ページの土木費使用料、公営住宅の使用料についてですが、現年度分と滞納合わせると、これも、3,464万6,360円。これについても相当な額に上っているわけですが、どういう努力をしているのか、お伺いしてみたいと思います。

○建設課長（中熊俊也君）

今の質問にお答えします。

この滞納は、少しずつ減ってはいますが、転出した人がかなり多くて、半分以上占めてまして、住所に請求書を送っても戻ってきたりってということで、いろいろ住所確認したりして、何とか少しでも減らそうということで頑張っているところであります。

○3番（牧 徳久君）

転出してなくなったということですが、住宅に入るには保証人とか何か要らないわけですか。

○建設課長（中熊俊也君）

保証人2人必要になっています。その保証人等にも連絡していますが、なかなかいろんな理由つけて、いい返事が返ってこないような状態であります。

○3番（牧 徳久君）

保証人は2人いるということで、連絡しても解決策はないということですが、今後、町政においては、住宅関係は定住促進の関係であちこち新しい住宅が予定されておりますが、今後もこのように、現年度が約100万としますと、今後またさらにふえてくる可能性があります、この新しい住宅等についてもですが、この額がこれ以上ふえないように努力されるのか、お伺いします。

○建設課長（中熊俊也君）

こういった滞納の結果というか、こういう状態になっていますが、これから新しい住宅、今もやっていますが、当初の契約のときに厳しく指導して、3カ月滞納があれば出ていってもらいますよということ、保証人等も呼んで、そういう説明会をしているところでございます。

○3番（牧 徳久君）

財政のほうに聞いてみたいと思います。今言った各課の滞納額が3,000万とか、5,000万とか、いろいろあるわけですが、これ総計で、どこが幾らというのは発表できないですか。水道とか、いろいろあると思いますが。

○総務課長（樺山 誠君）

平成27年度伊仙町決算及び基金の運用状況並びに地方公営企業、監査の意見書は、監査の意見書をちょっと見ていただけませんか。監査意見書の5ページお願いします。

合計の一番下のほうの合計3段ありまして、27、26、25年度という形であります、27年度の欄の収入未済額2億9,361万3,209円ということになります。

○3番（牧 徳久君）

この意見書を見ますと、25年、26年、27年とだんだん少なくなっていくような気はいたしますが、2億9,000万円という予算の何割ですか。すごい額になると思いますが、天城、徳之島町もこのような状態ですか。同じような状態ですか。

○総務課長（樺山 誠君）

毎年、鹿児島県全体のワースト20、下から数えて20団体が県の徴収対策関係で呼ばれますが、毎年本町も入っておりますし、徳之島3町入っている状況ですけども、こういう状況を他の市町村見ますと本当に100%近く徴収されている状況でございますので、特に十島、三島あたりになると非常に高い徴収率誇っていますので、その辺を含めてしっかり我々検討しながら勉強しなければならぬと思いますので、全て、この数字は天候のせいとかじゃなくて、我々職員が努力もう少ししなきゃいけないというあらわれかなと思っていますので、また、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、財政がこれから硬直化して厳しくなる一方ですので、この徴収努力をしていただきたいと思います。

続きまして、18ページの貸付金元利金収入の収入未済額が500万となっておりますが、これはどこ

の500万でしょうか。

○経済課長（元田健視君）

ただいまの質問にお答えいたします。

未収額500万円については、百菜のほうに貸し付けした分になります。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

百菜に貸し付けの500万ということではありますが、去年は、これを500万、町に返してないが、それでもまた貸し付けしたのでしょうか。

○経済課長（元田健視君）

27年度の予算には計上してありましたが、28年度の予算には計上はしてないです。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

そうすると、28年度は貸し付けしてないということですか。わかりました。

これは監査委員から等、指摘はなかったわけですか。

○経済課長（元田健視君）

監査委員からの指摘ですが、一応、まだ未納ということで指摘を受けております。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

この意見書の中に、19ページに、ほーらい館の電気代の収入未済額は載っていますが、この500万については意見書のほうに載っていますが。19ページのほーらい館の電気代の未済額は指摘されていますが、他にこの資料として指摘された事項載っていますか。

○経済課長（元田健視君）

資料としては載っておりません。一応、口頭で、そういった形で受けております。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

監査委員がほーらい館は指摘しているわけですが、この500万だけは指摘も口頭で指摘したということですが、今後、これの回収の見込みはあるのか、ないのか。お願いします。

○経済課長（元田健視君）

今後の回収の見込みですが、ただいま百菜のほうに請求書と、あと口頭で返済の請求は一応行なっているところです。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

向こうは、百菜は民間ですけど、500万払う金もない。電気料かな。払う金もなければ、運営は普通どおり、従業員はそのまま現状維持で運営されていますか。

○経済課長（元田健視君）

運営に関しては今通常どおりやっております。

○3番（牧 徳久君）

以前、年間売り上げが1億円突破とか、2億円突破という話もありましたが、このように実際軌道に乗っているわけですか。

○経済課長（元田健視君）

売り上げに際しては1億以上売り上げてありますが、何せ出費のほうがかさんでいるということで、今のところ支払いができない状態ということを知っております。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

その従業員のパートとか、いろいろ社員とかいると思いますが、給料は支払われているのか、お伺いします。

○経済課長（元田健視君）

給料等もろもろ経費等は一応支払いされているようです。聞いたところ27年度の電気料と、あと町の貸付金のみが支払いされていないという形になります。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

自分たちの給料は取りながら町から借りた金は返さない。それはおかしいのではないのでしょうか。それと電気代。自分たちの給料は取りながら、返すのは返さない。これ、いつまで返すという約束等取りつけはできますか。

○経済課長（元田健視君）

取りつけという形ですが、今のところ、なるべく早目に返してくださいという形で、一応話をしているところでございます。

○3番（牧 徳久君）

今後、町、財政の厳しいのをわかっていたら、これを早目に回収していただきたいし、今後500万は、今後はもう貸し付けはしないということですか。

○経済課長（元田健視君）

27年度のような500万で貸し付けという形では、28年度は考えておりません。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、早急に町の支給した、貸し付けた500万は返還してもらいたい。また、電気料においても、ほーらい館が支払っているということは、町の施設でありますので、これも町が立てかえたということでもありますので、これについても早急に請求して、返還していただきたいと思います。

次に、歳出のほうに行きます。24ページお願いします。

地域消費等喚起支援等交付金事業費の賃金、21万2,000円、負担金・補助30万8,000円、大きな執行残が残っていますが、これは次の下の地方創生交付金事業費についても報償費で24万7,000円とか、大きい金額執行残残っている理由をお伺いします。

○未来創生課長（池田俊博君）

この事業でありますけど、これは26年度からの繰り越し事業でありまして、事業確定をしましたが、予算の組み替えと補正予算ができないということで、このように金額全額残るような形となりました。また、これは歳入のほうにおいても国のほうに返還してございます。

○3番（牧 徳久君）

これは補助事業であって、これは全額また国にまた返すということですか。

○未来創生課長（池田俊博君）

100%補助事業でございますので、予算執行で余った分に関しましては、国へ返還するというところでございます。

○3番（牧 徳久君）

今後は、国から100%いただいているわけですので、努力して、このように多額の予算を国にでも県でも返さないように努力していただきたい。これを消化する上で町がよくなるわけですので、ぜひ国に返さず、努力していただきたいと思います。

次、28ページの選挙費ですが、この前の新聞報道あたり見てみますと、今年の4月の参議院選から18歳選挙権になったわけですが、奄美群島では非常に投票率が悪かったと。一番下が喜界町で、伊仙町が尻から2番目という、最後尾から2番目という記事が載っていましたが、これは今後もうこういう傾向が続くと若い層の意見が反映されないということになりますので、どうして努力されるのか、お伺いします。

○選挙管理委員会書記長（鎌田重博君）

新聞報道等にもありましたように、住所を伊仙町に置いたまま、短大とか、高校に通っている人がいますので、その方が投票するには不在者投票しなきゃいけませんので、今後出ていき学校等に通う場合は、住所を移すように、そういった指導をまた町民生活課等とも話し合っていきたいと思っています。

○3番（牧 徳久君）

以前、一般質問でも教育長先生のほうにお尋ねしてありましたが、学校現場のほうでは高校生徒もできるわけですので、どういう指導をされたのか、お伺いします。

○教育長（直章一郎君）

お答えします。

高校のほうには聞いていませんけど、今後は高校との連携ということでしていかなければいけないと思います。まだ具体的聞いていません。

○3番（牧 徳久君）

国が認めて、18歳の若い方にも意見を反映させようということを認めているわけですので、ぜひ、今後は投票率が上がって、若い方の意見も反映されるように、町政でも国政でも県政でも反映されるように、我々地元にいる方が努力して、学生に指導するなりしていただきたいと今後は思います。来年あたり町長選挙も控えているし、こういったことは大事なことでありますので、今後は努力していただきたいと思っております。

次に、52ページの2の公営住宅建設事業費ですが、明繰で委託料とあり需用費、役務費となっているわけですが、これについても委託料の中に32万1,000円の不用額出ている。こういった理由お願いします。

○建設課長（中熊俊也君）

この32万1,000円の件につきましては、測量する場所が追加になる場合があるような状況にありましたので、ちょっと、これ残していたような感じになっています。不用を置いているわけじゃなくて、最終的に不用額になりましたが、変更が生じるような、いろんな地主とか、そういういろんな話がありまして、そういうので残してありました。

○3番（牧 徳久君）

そういう場合は予算で落として、また予算で組めるわけじゃなかったのでしょうか。

○建設課長（中熊俊也君）

次回から、そのようにしていきたいと思えます。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、予算の執行については気をつけていただきたいと思えます。

次に、65ページの2の道路河川等災害復旧費の15工事請負。これについても明繰で、834万9,000円、不用額が24万2,000円、工事がなっているのですが、これもおかしいじゃないですか。同じようなことですか。

○建設課長（中熊俊也君）

この件につきましては、この予算を減額する時期がおくれまして、大変申しわけありません。

○3番（牧 徳久君）

専決前に議会が何回か臨時会含めてあるわけですので、こういう予算には目配りして、間違いないように、ぜひ今後努力していただきたいと思えます。

以上で終わります。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

他にありませんか。

○14番（美島盛秀君）

平成27年度歳入歳出決算についてお尋ねをいたします。

まず、1ページの徴税についてお尋ねをいたします。

説明書の22ページですか、22ページも参考にしながらお願いいたします。

不納欠損額が468万1,680円出ておりますけれども、その差し押さえした、不納欠損にした理由。5年以上、先ほどもありましたけれども、5年以上滞納すると不納欠損で落とすということができると思いますが、この不納欠損について請求とあるいは徴収の努力をしたのかどうか。先ほどの答弁では税務課長のほうで努力した結果は見られたような気がしますけれども、この不納欠損について、これだけの額を落とすというのは額面的に多過ぎると思いますので、内容について、経緯についてお尋ねをいたします。

○税務課長（當 吉郎君）

まず、不納欠損についてなんですが、なるべく不納欠損をしないようにということで、毎年努力はしているわけですが、実質的には、請求しまして最終的に時効が成立した件数であったり、中には、また事業所の廃業であったり、あるいは相続放棄等をいたしまして、どうしても請求ができなかった場合もございます。その中で特に多い部分が固定資産税ですが、実際、伊仙町の固定資産として登記をされている箇所について、いろんな物件等について課税をするわけですが、その中で、私、確認しましたところ、年間やがて100件近くが通知を出しましても戻ってくるような状況でもありました。というのは、固定資産税等になりますと、もう既に死亡している皆さんの名義で課税をしなければいけないような状況等がありまして、先ほど確認しましたところ、年間やがて100件近くがどうしても納税通知が届かなくて、仕方なしに役場のほうで公示送達し、公にしまして課税をしましたよというような方法をとらざるを得ない皆さん等も結構ありましたので、今後、そういった皆さんも精査をして、1件でも多く実際の相続者は誰であるのか。課税は登記名義人ですが、実際は畑なりをしている皆さん等を通じて支払いをしていただけるように、鋭意また努力をしていきたいと思っております。

一番多いのが固定資産税の時効が成立した件数が一番多いような気がいたしますので、そういったことも含めまして、今後は、いろんな方法、例えば、実際、昨年度あたりは業者さんのほうで勤めている町内の、業者さんのほうで勤めている皆さんで滞納のある皆さんも何件か照会をしていただきまして、差し押さえと、給与の差し押さえ等もやっておりますので、今後も引き続きそういった努力を続けていきたいと考えております。

○14番（美島盛秀君）

6ページをお願いします。それと説明書の39ページ。

先ほども答弁がありましたけれども、関連して答弁がありましたけれど、さっき、法人税が41万4,700円収入未済額あったというときの答弁で、収入の少ない会社があると言われましたが、法人であっても、過去、入札指名等々に入っていて、役場の仕事等をもらって、そして現在指名願いなどを出してなくて、そういうときの法人税の滞納あるいは収入が全くないから払えないという、どういふふうな受け取り方をしたらいいのか、そこらあたりの説明をちょっと詳しくお尋ねいたしたいと思っております。

○税務課長（當 吉郎君）

以前の状況はわかりませんが、現在指名願い等を提出する業者さん等に関しましては、必ず税務課のほうで課税、納税証明をしていただいてから指名願いをしていくような手順を踏まえておりますので、今後、現在からまた今後にかけては、そういった、例えば、滞納している業者さんあたりが、家族も含めてですが、滞納をしているような状況ですと、指名願いあたりはしていただけないものと税務課のほうでは考えております。

○14番（美島盛秀君）

この法人税の5万円が不納欠損で落とされているわけでありまして、その他の全体で町民税、法人税、個人税入れて不納欠損が468万1,680円、全額で。これは非常に町の財政を私は圧迫する原因になっていると思っております。そういうことで、なるべく不納欠損を落とさないで徴収ができる体制をするのが皆さんの仕事だと思います。いろいろ理由は先ほども説明がありましたけれども、理由をいかにしても、不能欠損等で税収に負担がかからないような今後努力をしていただきたいと思います。

そういう関連で、財政面で非常に危機的な状況でありますので、こういうことも一つ一つ考えながら努力をしていただきたいと思います。

そこで、39ページの今の説明等々ありまして、結果説明のほうでもいろいろ項目が載っております。こういうことを努力しなければ、結果は出せないわけでありまして、ぜひ不能欠損等については、これ以外にも、もっともっと努力すること等もあると思っておりますので、ぜひ努力を続けていただきたいと思います。

この事業に影響を出すと財政のに影響を出すということで言いましたけれども、平成26年4月1日から消費税が5%から8%に上がりました。そういうことで、消費税についても町に入ってくる消費税等々ありますけれども、そういうことにも影響するわけでありまして、そういうことに関して、決算書の23ページ。23ページから24ページにかけてですけれども、目の11企業誘致促進整備対策事業費についてお尋ねをいたしますけれども、この事業費が、23ページ、24ページ、事業費が4億6,988万7,000円になっておりまして、説明書のページ15ページをお願いします。

これは借入りの状況ですが、真ん中の下のあたりの企業誘致促進整備対策事業で、3億9,250万円の借入りをいたしております、その下でこれが28年度。その下に企業誘致促進整備事業で、1,350万が借入れをしております。これは26年度の繰り越しかな。この予算については全額、私は起債と借金だと思っております、以前にも、このことに関連して質疑等々したことありますけれども、さらに、この予算等に関連して、さらに29ページ、説明書の29ページ、お願いします。企業誘致推進事業、29ページです。この工事の合計が3億7,581万。土地購入費が375万8,150円。その下の工事請負費が全部で4億171万3,550円と思っておりますけれども、この中で、以前にも言ったことありますけれども、町外業者に発注した工事、このことについてお尋ねをいたしますけれども、土地購入費が375万8,450円、新築工事3億9,139万3,200円、設計委託等々で650万です。それで4億571万3,850円となりますけれども、この中で町外業者に対する財政を圧迫するということ言いましたけれ

ども、受注した町外業者に対して消費税が含まれると思いますけども、その消費税について関連してお尋ねをいたします。

説明書の、8%の消費税でありまして、そのうちの1.7%が県税として支払われると思います。そして、その残りの6.3%が国に納められて、その分の2分の1が町の消費税として入ってくると思われまじけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

○総務課長（樺山 誠君）

すみません、成果説明書の22ページをお開きいただきたいと思います。

22ページの※印の一番下のほうでございますけども、消費税に関しての説明でございます。

平成26年4月1日より消費税が5%から8%引き上げられましたと。その中で地方消費税交付金の分でございますけども、消費税8%のうち、1.7%が地方消費税という形で県に入ります。そのうちの2分の1が市町村に交付されるというふうな説明でありますので、今、議員がおっしゃったようなことでよろしいと思います。

○14番（美島盛秀君）

その県に入る分の1.7%の2分の1が町に入ると。残りの6.3%、これは全額国のほうに行くわけですか。それともその県の半分が町に入り、また国からの消費税分として、町に2分の1が入ってくるのか。ただ、この1.7%の2分の1が町に入ってくるという受け取り方でよろしいですか。

○総務課長（樺山 誠君）

国に関しまして、今おっしゃったように、議員のおっしゃてるように、消費税8%のうち、1.7%が県に交付されると。交付された1.7%の金額を市町村に2分の1、2分の1は県の歳入になりまして、2分の1を市町村に交付しているというような理解でよろしいと思います。

○14番（美島盛秀君）

いや、僕が聞いているのは、あとの6.3%については、もう全部が国のほうに入ることかね。

○総務課長（樺山 誠君）

6.3%のほうは国のほうで……。

○14番（美島盛秀君）

わかりました。私が勘違いをしておりました。その6.3%の2分の1も町に交付税として支払われるというふうにとめておりました。そういうことで、町外業者が受けた消費税についても、年間を通しては、あるいは、長年町が業者に発注するとその消費税分が半分しか入ってこないということになりはしないかという懸念があります。例えば、その消費税の2分の1が受注した会社の本社のある地元はその2分の1は落ちるのか、あるいは、その2分の1は伊仙町に来るのか、その区別をお尋ねいたします。

○総務課長（樺山 誠君）

この消費税の配分方法でございますけども、市町村が工事発注をいたしますと、業者のほうに8%の消費税を払うわけです。その8%の消費税を事業所が国のほうに納めて、国のほうに納めると。

国がそれを納めてもらった分の1.7%を、1.7%ですよ。1.7%を県のほうに配分をすると。人口割など配分の方法がありますが、それによって配分をすると。町と県といたしましては、その配分されたものの2分の1を各市町村に配分すると。

○総務課長補佐（田島輝久君）

地方消費税に関しては、国で全国から集めた8%を国へ集めまして、そのうちの1.7%を鹿児島県に配布する。伊仙町からの分とか、どこの市町村など色分けはしませんので、全国から集めたものです。その1.7%のうちの2分の1を鹿児島県の人口割、市町村の人口割で伊仙町に交付すると。だから、伊仙町で集めた地方消費税が伊仙町に来るということはなことになります。もちろん企業のある所在地に入るといことはございます。ただ、全体で集めて、全体で交付するということになります。

○14番（美島盛秀君）

この1.7%が県に配分されると。そして、その1.7%のまた2分の1が県全体の市町村に平等に配分されると。だから、伊仙町で受注したからといって、その消費税の2分の1の分はその本社のある会社には行かないと。平等に配分するということね。わかりました。

この消費税等について、勘違いを理解がしにくかったわけでありまして、とにかく地元業者を育成するという観点からいけば、私は、町外業者に町の事業を発注するというのは考える余地があるというふうに思いますけれども、この前も16日の日に行政視察を行いまして、日本マルコの工場の視察をいたしました。当初の25年度の後半に説明があった当初からすれば、ずっとおこなっているわけですが、今年も4月1日にはオープンするという説明でありましたけれども、おこなって10月からということの説明でありますけれども、決して私は反対したわけではありません。誘致企業でありますので、当初大賛成でした。そういう意味で、私はいろいろ議論をしてきたわけでありまして、16日の日に行って視察をしてみて、あの大きな工場でたった1人で仕事していました。現在4人はいるようですが、2人は研修に出て、1人で仕事をしている姿を見て、これは大丈夫だろうかと思いましたが、つい最近、広告で、パートの募集をするということで、20名の応募があって、そのうち10名が来る予定ということをお話しておりました。しかし、それも時給750円という、1日に五、六時間不確定な時間でパートをやるという、私から言えば、余り見通しはないような雇用の条件でありますけれども、そういうことを心配しながら、いろんなことを心配しながら、ずっと私はこの経緯を見守ってまいりました。そこで私は、あの大きな4億9,600万ですか、約5億という借金をして、そんなにまで大きな工場要らないのではないかと。半分ぐらいにして、徐々に拡大できるからという、その予算を他のほうに回したらいいのではないかとずっと言ってきました。企業誘致はいいから、そのほうがいいのではないかとずっと言ってきましたが、その中で、今年になって契約がなされました。6月議会だったですか。契約議案が、契約規約が出されて、そのときにその規約の中を見ても、責めの部分がなかった。1年30万ですか、年間で360万。責めの部分がなかったので、私は、会社の経営が行き詰まったり、あるいは採算が取れなかったりしたら

引き上げる可能性があるのではないかと、その責めの部分を入れたらどうかということをやったら、町長は、今度本社から社長が来るから、そのときに話をしてみますという答弁でありました。その規約について改正する、あるいは、また、そういう話をしたのかどうか、町長にお尋ねをいたします。

○町長（大久保明君）

美島議員おっしゃるとおり、予定よりは雇用の面に関しましてはおくれております。その理由につきましては、一つは、目玉でありましたMR Jの試験飛行が1年延びたということが主な要因だと説明を聞きました。そういった中で、今回また試験飛行でいろいろトラブルができたりして、非常に懸念される場所でもありますけれども、会社としては、この前、社長とも話しまして、これは間違いなく計画どおりやっていくという力強いお言葉をいただいております。美島議員がいろいろ心配するようなことは、それはそうだと思います。工場が大き過ぎたのではないかと。拡大となれば、その都度拡大していくっていうことも可能ではなかったかということでもありますけれども、工事をして着工した中で、いかにして会社のほうとの連携をうまくとっていくかと。雇用に関しましては、今年の両高等学校の説明会をして学校に赴いて募集をしましたけれども、生徒の方々はずぐ会社に入社して、あそこで働くということは希望しない方がほとんどでありましたので、そのところが本土の工場と違う環境だったと思います。

そこで今回は、新たにパートという形で、あのような20名を募集いたしまして、しかもこの時給が安いというのは、時間も短いわけですが、その中で今5名ほどを選定して、その中で優秀な方々を正社員に持っていくというふうな今計画でいますので、いまして少し見守っていただきたいと思うし、この前見た、ハーネス、あれをコネクタ、ハーネスを本当に人の目と手先だけでつくっていくという作業は大変忍耐力も要るし、またミスが許されない状況の中での仕事でありますので、それだけパートの方々もかなり厳しく選定をしている状況だとは思っております。当初、与論工場に行った方々10名ですけれども、そのうち、5名の方々は、いろんな個人的な事情もありますけれども、技術的になかなか難しいのではないかと、視力の問題等や、適正など、なかなかハードルが高くて厳しかったような状況でありますので、私たちも頻りに工場のほうに、また会社のほうには、議会でもいろんな質問が出ているということは申し上げておりますので、今後ともうまくいくように会社のほうと連携をとっていきたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

視察をした結果、非常に見通しは暗いのではないかと受けとり方を私もしましたけれども、決して悲観的に思っているわけではありません。あれだけの企業誘致ができた町長の努力も認めるわけでもありますけれども、私、これ個人的に調査をしましたけど、平成13年、14年は、純利益が上がって、七、八千万あったわけですが、平成15年度には1,600万しかない。だんだん落ちてきたと。そういうことで、これ上場企業でないですから、個人企業みたいな感じを受けました。そういう中であれだけの施設の賃貸をするということになれば、1割は、工事の全体の1割は保証金として取って、

そして保管しておいて、それで契約するのが普通の不動産関係の取り決めだということ等を考えれば、4,000万以上の保証金はプールしなければいけないということであると申すけれども、あるいは普通のアパートでも、あるいは町のアパートでも、保証金を取るのではないのでしょうか。そういうこと等がないので、私は、2年や3年あるいは5年、10年以内に撤退、これは赤字でもたないから撤退しますと勝手に撤退された場合に、後の利用とか、問題にかかわってくるから、私は、ある程度の契約時に保証金を入れる。あるいはそういう期限内に撤退したときの、こういう条件をつけて契約をしたほうがいいということを言いたいわけですが、そこらあたりは、やってあるのか、また話をしたのかどうか、お尋ねをいたします。

○未来創生課長（池田俊博君）

契約関係に関しては、美島議員のおっしゃるそのとおりの契約をやっているところでありますが、この企業誘致に関しましては、鹿児島県と企業者様と、伊仙町の三者で企業誘致の契約書ですが、立地協定を結んでおります。ですので、そういう懸念もあると思いますが、町と県のほうとその業者さんが三者のほうで、県のほうでも、また協力していただけるものだと思っておりますので、今のところ、企業の受注のほうは少し少ない感じではありますが、これから、また、そういうのが伸びてくるという予想も会社のほうではやって、こういうように設備投資を行っているところでありますので、あともう少し長い時間をかけていただければと思っているところであります。

○14番（美島盛秀君）

いろんな観点から見ると、地方創生、これでIターン、Uターン等を受け入れるということ等に結びつけて雇用の場も広がってくると、いろんな利点もあるわけですが、今の状態、16日の視察をした状態で、何と申しましょうか、120人の目標だったが、あそこで1人だけ座って仕事している。あと半分は完全に空いているわけですね。それを見たときに、私は、この工場が120人じゃなくても、五、六十人でも雇用ができて、伊仙町に雇用の場が広がって、誘致企業のメリットがあるのでないか。あるいはその費用対効果が出てくるかなということ等を考えたときに、私は、本当にもっともっと知恵を出して、みんなで努力をしていかなければ、大変な結果を招くことになるという心配をしているわけでありまして、この5億近い起債も町民の税金でありますから、大切な税金でありますから、議会が認めたからといって無駄にするようなことになれば、大変な事態を招きかねないと思いますので、ぜひ、この誘致企業に対しては、今後もしっかりと定員が、従業員が確保できるように努力をしていただきたいと思っております。

次に、前後しますけれども、2ページに返って、19の諸収入、収入未済額の500万。先ほどもありましたけれども、この件に関しましても、6月議会、ほーらい館の電気代の未払いということが出てきて質疑をいたしましたけれども、27年度の決算書を決算報告書というのを取り寄せました。それを見てみますと代表者借り入れということで、2,517万2,912円という負債を残しております。この件に関して、代表者借り入れというのは組合長だと思いますけれども、その内容説明をお願いしたいわけですが、その前に町との委託契約を結んでいますが、その当初の百菜との契約の中に、毎

月の売り上げ決算状況を町長に報告するという条項がありましたが、その条項どおり、町長は報告を受けているのかどうか、お尋ねをします。

○経済課長（元田健視君）

ただいまの質問にお答えします。

毎月の運営状況等は、今年度4月から8月までですが、今のところ、提出はなされていません。以上です。

○14番（美島盛秀君）

これは去年も確か受けてないということで、当初のころは、一、二カ月あったということですが、後半になって、私が聞いたときには、もう受けてないと、報告なかったという答弁が確かあった記憶がありますけれども、なぜ、これ徳之島交流ひろば「農林水産物直売所」管理運営業務委託契約書ですが、この中に書いています。なぜ、そういう規約の中に謳っているのに、きちんと出てこなかったら、早く出しなさいと、あるいは呼んで請求をすとか、そういう管理責任者としてできなかったのか、その理由を町長にお尋ねします。

町長に言わせんと、あんた、経済課、今年変わったばかりでわからんでしょ。

○町長（大久保明君）

委員おっしゃるとおり、これは経済課長を通じて、この2年ほど再三請求はしてまいりました。その都度、組合の総会と組合の運営の中での決定でありますので、そのことが総会開くようにも数回ほど要望していますが、現在のところ、それがなされてないという状況でございます。

○14番（美島盛秀君）

言われるとおりということですが、町長もそういうことは以前から聞いたり見たりして分かっていたのではないのでしょうか。私は個人的にも町長に言ったこともありますよ。大変なことになっていますよと。それで、この決算書をとってみましたが、去年から総会もやってない。誰が理事なのか、誰が幹事なのかもわからない。そして、その町と契約をしたその内容とまた違って、別に百菜組合というのをつくって、その出荷組合規約というのをつくって、その中で運営をしているというようなこと等も聞いておりますけれども、町長はそのことを6月議会のときに組合長ときちんと話をするという答弁でありましたけれども、組合長を交えて話をしたのかどうか、お尋ねをいたします。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

ひとことをお願いですが、その百菜の件は決算書のどこ、百菜の件は決算書のどこにあって、ページ数を示してください。

○14番（美島盛秀君）

その500万の件で言っていますよ。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

ですから、この決算に当たって、どういったことかという話をさせていただいて、この今の百菜の

問題、非常に重要ですが、それはまた一般質問で細かな話をしていただきたい。

○14番（美島盛秀君）

さっき、百菜の内訳については牧議員に説明があったので。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

それは非常に大事なことだと思いますが、一般質問等をお願いします。

○14番（美島盛秀君）

これはもう質疑でやらないと、一般質問でもやりますが。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

では、決算書のどこですか。では、進めてください。

○14番（美島盛秀君）

2ページの19の諸収入の500万の収入未済額。

じゃあ、改めて聞き直しますけども、これ百菜の未収金ですよ。さっき、牧議員に答弁があったので、私はそこを省いて言ったわけですが、みんな同じことを繰り返して時間の無駄だと思って聞かなかったわけですが、改めて、じゃあ、百菜の未収金の貸したお金の未収金なのか、お尋ねをします。

○経済課長（元田健視君）

ただいまの質問お答えいたします。

貸付金500万に関しては、百菜に貸し付けしている50万になります。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

そのことに関して、以前にも1億2,000万から1億3,000万、4,000万売り上げれば、しっかりと運営ができるという答弁がありました。この決算書を見ても1億4,400万以上売り上げているわけです。27年度は。それと運営上は成り立っているということですが。それでも赤字を出して、500万も返納もしきれない。あるいは2,500万の組合の代表の借入金があるという不明瞭な決算書が出てきたから、私、今、町長に組合長を交えて話をしましたかということをお尋ねしているわけです。6月議会にやりますという答弁がありましたので。町長お願いします。

○経済課長（元田健視君）

ただいまの件ですが、去る8月26日に選挙管理委員会室で、百菜のほうから、原田組合長、あと、具伊さん、幸さん、ほーらい館の仲館長、あと、総務課長と私で話し合いをいたしまして、まだ27年度、28年度の百菜の総会が開かれてないということで、これに関して、今回その中で、9月中旬に2年間の総会を開くということを確認もっております。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

去年から、こういう不明瞭な決算や、総会も開かないということがあったから、ぜひ組合長と会

って話をして報告をしてくださいということを去年から私は言っています。昨日、今日言ったわけじゃありません。そういう指示を担当の課長あるいは職員に指示をしたのかどうか。また、今答弁があったように、その指示を受けて、今の話し合いをしたのか。その中に町長は出てきませんでした。最高責任者として指示をしたのか。また指示をしたその内容を聞いたのか、そういうことも答弁できないのでしょうか。きちんと答弁してください。

○総務課長（樺山 誠君）

この百菜の件に関しましては、町長のほうからしっかりとという指示で、まず町に対する貸付金500万、あるいは、ほーらい館への電気代の未収額として300万ちょいありますが、その回収方法に関しましても、どのようにして、我々返していただくかということの中で、まず百菜の組合長あるいは店長、あと経理を担当している方3名、百菜から出ていただきまして、町からは経済課長、先ほども答弁にありましたけども、経済課長、ほーらい館長、総務課長6名で、どのようにするかという状況の中で、現在の状況に関しまして、しっかり意見を事情聴取いたしまして、27年度の総会ということは、26年度の総会で27年度決算を27年度にするわけですが、26、27の総会が行われてなかったということ、2年間の総会が行われてなかったということは決算関係がしっかりされてないということになりますので、まずは総会をするのが前提だという話をしまして、その中で、今年9月までに百菜の組合としての総会をしますというのが一つ、あと百菜運営に関しての資料の精査を仕上げるというのが一つ、2点をまずやっていただきたいと。その中で、我々として、500万と300万、800万をどのように百菜から返していただけるのかというのをこれからしっかり相談をしていくというふうになりましたので、9月に総会が行われた後、決算がしっかりし次第、また返す方法について議論していかなきゃいけないのかなと思っていますところでございます。

○14番（美島盛秀君）

私は26年度にも決算がされてない、総会が開かれてないということを言っています。そのときも町長は、きちんと話をして総会を開かせるようにしますという答弁をしています。それがこうして3年も引きずっている。結果的には、その300万と500万のお金を払ってない。そして、その中に含まれているかわかりませんが、2,500万の組合長の借り入れと、代表借り入れということで決算書には載せて、お金の流れというのが全くわからない。

去年1年間の売り上げ明細書も持っていますが、何を幾ら、その月に売り上げたのか、それさえも載ってない。そういうずさんな経営をしているわけです。しかも、あの施設は町が1億4,000万だったですか、建設して、無償で貸しているわけです。こんないい条件のところないですよ。さっきのマルコもそうですけども。だから、そういうことを、自分で事業をとってきつてつくったものについて、しっかりと管理をする。そういう責任感のなさというのに対して私は意見を言いたいわけです。これだけないです。幾らでも、これはこれについてですけど、幾らでもあります。そこで、9月議会も26日に最終本会議で終わりますけれども、その議会の会期内にきちんとした総会を開いて、結果報告ができるのかどうか、お尋ねをします。

○経済課長（元田健視君）

議会会期内の総会ということですが、ちょっと先方のあることですので、私の独断で、できる、できないとは、今のところ、ちょっと話すことはちょっとできません。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

それはまた何日か残っていますし、はっきりと言えないかもしれませんが、じゃあ、町長にお尋ねします。今2,500万の赤字を出しているわけです。その金は町が弁済しなければならない。私は最終的にそう考えます。そして、今、組合が総会も開かれてない、理事も監査もないと、そういう状況の中で、今後この運営の見通しというのは立ってない。もしものことがあった場合、町長はどうしますか。また、財源注入して、繰り入れして、そして、それで再度、委託業者を探してやるのかどうか。そこらあたりの検討されているのか、どうか、今後の見通しについて、町長の見解をお尋ねいたします。

○町長（大久保明君）

総務課長、経済課長が答弁したとおり、総会が開られるのを今待っている状況でございますので、仮に開られないとか、資金繰りができない場合とか、仮の場合のことは、そのときにまた考えていかなければなりません。とにかく総会の報告をまず聞いてから、いろんなことに関して、今議員が話したことに対して、いろいろ対応していくことになると思います。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、この百菜については、伊仙町の顔です。そうじゃないですか。伊仙町の農産物をあそこで全国に販売していくと。あるいはふるさと納税のお返しの品も返礼品も“きゅっきゅ”便で返すと。あるいは新聞にいろんな経済課だより等でも大々的に広報など行なっています。そういうことをやりながら、中には、こういう抜けたといいましょうか、考えられないようなことばかり次から次に起こってくる。そういうことを私は大久保町政のマイナスの点だと思っておりますけれども、そういうことと、今後、あと任期も1年あります。きちんと整理をして、町民に開かれた行政を示していただきたい。職員の皆さんもしっかりと頑張って、また我々議会も監視をしながら、そしてチェックをしながら、きちんと町民のためにこたえていきたいと思っておりますので、ぜひ一丸となって、頑張っていけることをお願いして質疑を終わります。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

ここでしばらく休憩いたします。午後は1時から開会いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

○決算審査特別委員長（福留達也君）

会議を開きます。

質疑はございませんでしょうか。

○4番（上木千恵造君）

平成27年度歳入歳出決算書について質疑をいたします。

決算書の6ページをお願いいたします。

町民税の節2の滞納繰り越し分、当初確か目標額として、200万円計上してあったと思います。それに比べて徴収分が142万5,000円増えています。これで、この当初の予算を200万円じゃなくて、実績に合わせて組むことはできないのか。これは先般の3月議会にちょっと質疑いたしましたけれども、目標額をもうちょっと上げて、当初で計上できないのか、お伺いをいたします。

○総務課長補佐（田島輝久君）

町民税の滞納分に関しては、当初予算を200万計上して、実績で342万5,000円となっておりますが、当初の見込みをもう少しふやしてほしいということですが、年度年度によって滞納が、実際歳出に対して歳入を合わせるわけですが、予算というのはあくまで歳出見込みを考えて歳入を合わせる。できるだけ自己財源の収入に関してはなるべく低く抑えないと、どうしても今後の見込みとして、交付税を何回ふやしていったら、交付税の確定が大体7月後半ぐらいに確定しますので、その後、交付税が不足した場合は町民税の若干見込みを伸ばしていくわけですが、あくまでも町民税もしくは法人税に対しては実績でないと数字の確定はできなくなりますので、なるべく少な目に抑えて、できるだけ繰越金、余剰金として持ってきてほしいというような予算の計上の仕方を現在しております。

○4番（上木千恵造君）

予算に柔軟性を持たせるには、余裕を持って、ちょっと少な目に組んであると、そういうことだと思いますけれども、私の考えでは、努力目標をちょっと大きくして、努力すべきじゃないかと思って、この質問したわけでございますので、今後、できる得る限り当初予算で、ある程度の予算措置をしていただきたいと思います。

○総務課長補佐（田島輝久君）

議員のおっしゃるとおり、今後、前年度の実績を勘案して、今度予算として計上させていただきます。よろしく申し上げます。

○4番（上木千恵造君）

ぜひ、努力していただきたいと思います。

次に、24ページをお願いいたします。

24ページの企業誘致整備対策事業費の15の工事請負費5,800万の繰越額が出ていますけれども、先般現場視察した折にちょっと見ましたけど、まだ発注してないような状況になっているかと思いません。今後、これどのような計画で進めていくのか、答弁をお願いします。

○未来創生課長（池田俊博君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今現在、造成工事の設計のほうの間終えたばかりで、これから、造成工事のほうをこれから

実施していきたいと思っているところでもあります。造成工事にしても、これほど5,800万というような金額にはならないと思いますので、建設課とも協議しながら、周囲の側溝関係、あと水回り関係等が少し気になるところがありますので、そこら辺のところを、建設課と協議して整備できればいいというような考え方を持っているところでもあります。

○4番（上木千恵造君）

5,800万円と多額の金額ですが、私が見た限りでは、これ5,800万ぐらいまでかかるのかなと思います。そういうことで、これ過疎債で借り入れている額だと思います。そういうことで、余った分については、ぜひ、過疎債を返納していただいたら、町の負担を少ないような努力をしていただきたいと思いますが、この辺のところはどうですか。

○未来創生課長（池田俊博君）

建設課との協議もしながら、この過疎債というせっかくいただいている金額でございますので、できるだけ町の一般財源に負担にならないような形で活用していきたいと思っております。

○4番（上木千恵造君）

ぜひ、予算の節約をしていただいて、なるべく借金が少ないような形で、返納できる分については返納していただきたいと思います。

ちょっとお待ちください。45ページをお願いします。

45ページの20、農業支援センター改修事業費。これについては、先般、当初予算では、旧診療所を改修して、農業支援センターをつくるという計画でございましたけれども、その後、いろいろ変更の過程があって、農高跡地の一部の教室を利用してするという話を聞いていますが、この場所について、もう決定したのかどうか、お伺いいたします。

○経済課長（元田健視君）

場所の選定ですが、この間、町有地利活用検討委員会のほうで、農高跡地のほうに決定いたしました。

以上です。

○4番（上木千恵造君）

これについては、もう農高跡地を利用して、この金額で発注するということですか。

○経済課長（元田健視君）

農高跡地ということで、そのまま発注していきたいと思っております。

○4番（上木千恵造君）

現在の進捗状況、設計はどうなっているのか。それと発注は大体いつごろの予定をしているのか、お伺いをいたします。

○経済課長（元田健視君）

今、設計の段階に入っています。発注につきましては、終わり次第、入札等していきたいと思っております。指名委員会のほうにかけたいと思っております。

以上です。

○4番（上木千恵造君）

引き続き、51ページのほうをお願いしたいと思います。

51ページの社会資本整備交付金事業の同じく15工事請負のこの繰越額が7,200万ほどありますけれども、これについては既に発注しているのか、それとも今から発注するのか、お伺いします。

○建設課長（中熊俊也君）

この分はもう発注してあります。

○4番（上木千恵造君）

これは、確か、前、鹿浦の橋梁のかけかえ工事だと聞いていますけれども、それで間違いないですか。

○建設課長（中熊俊也君）

入札が終って契約までしまして、発注はしていますが、NTTのケーブル移設が半年ぐらい工事がかかるってということで、今、その工事の進行中ですが、11月ごろになるっていう情報が入っています。

○4番（上木千恵造君）

それは11月ごろの発注だと、工事に間に合うのかどうか、そこは既存を取り壊しますか。それで潮待ち工事とか、そういう関係で、11月ごろ発注して間に合うかどうか。先般ちょっと見に行ったら全然工事にとりかかってないような状況だったので、どうしてなのかなということで質問しているわけですが、11月ごろの発注で間に合うのでしょうか。これはもう繰り越し事業ですので。

○建設課長（中熊俊也君）

県の建設課とも相談しましたら、何とか順調に行けば間に合うってことでした。それで、最初取りつけ道路もつくってありましたが、台風や大波なんか来たら、砂が流されて、また経費がかさむということで、一応、移動して、またもとに戻した状態で、11月スタートすれば、また、その砂を使って、取りつけ道路なども設置して、業者さんにもなるべく、よろしくお願ひしますということで、お願ひをしているところであります。

○4番（上木千恵造君）

ぜひ、契約している業者の工事がおくれたりすることのないように、また業者に迷惑かけないように早目に発注していただきたいと思います。おくれれば、業者さん自分でいろいろ大変なことが起きると思いますので、なるべく業者に迷惑かけないような形で、十分手続については早目早目の対応をお願いしたいと思います。

次に、52ページ。公営住宅建設事業費の13委託料。この委託料については、もう既に、明繰の613万5,000円。これについては発注したのか。それとも今後発注するのか、お伺いします。

○建設課長（中熊俊也君）

これはもう発注済みであります。

○4番（上木千恵造君）

これは喜念住宅ですよね。喜念住宅の委託料ですよね。既に発注したということですので、ぜひ、早目に着工のほうもお願いしたいと思います。

以上、終わります。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

他に質疑ございませんでしょうか。

○11番（永岡良一君）

平成27年度歳入歳出決算書について、1点だけ質疑をさせていただきます。

先ほど牧委員の質疑で、住宅関係ですが、これは保証人等をつけているということで、保証人のほうにも連絡等しているということですが、保証人は何人通常つけているのでしょうか。

○建設課長（中熊俊也君）

保証人の数ですか。主に2人です。

○11番（永岡良一君）

2人ということですが、他に滞納等に見てみますと莫大な滞納が見られますけども、この保証人について、この保証人を必要とする、現在住宅の借り入れとか町有牛にも保証人が要ると思いますが、あと保証人等をつけられる、そういうようなものはありますか。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

住宅以外でも保証人がつける、そういったのがあるかということですか。

○11番（永岡良一君）

そうです。肉用牛もあると思います、他になれば、いいです。

○総務課長（樺山 誠君）

契約書に保証人等をつけるのを工事契約関係ぐらいしか、あとはないです。町有牛の導入事業関係と住宅関係と工事関係というふうに思っています。

○11番（永岡良一君）

その保証人についてですが、これは単なる保証人か、連帯保証人という形なのか、お願いします。

○建設課長（中熊俊也君）

住宅に入るための保証人は連帯保証人となっています。

○11番（永岡良一君）

連帯保証人ですと、先ほど建設課長お答えになったときに、保証人のほうにも連絡をしているけど、なかなかもらえないということを言われました。連帯保証人と保証人というのは別です。連帯保証人っていうのは、その支払いの義務が生じる保証人だと思いますが、それに対して、どのような、連帯保証人に対して、どのような説明しておられるのか、お尋ねをいたします。

○建設課長（中熊俊也君）

今、お話がありましたように、連帯保証人ですから、おたくにも責任はあるということ、いろい

ろ説明してお願いをしていますが、いろんな金銭的な事情とか、いろいろありまして、なかなかも
らえない状態です。保証人も弁護士を立てたあれに対象になると思いますので、弁護士にも相談し
て、法的にも進んでいかないといけないのではないかと考えているところでもあります。

○11番（永岡良一君）

これは保証人との契約のときに、経済課もそうですが、その連帯保証人の方に連帯保証人という
ことの説明、こういうふうなちゃんとした支払い義務がありますよという確認。ただ、徴税等未納
がなければ、そこで保証人としていいですよというふうに出されているのか。ちゃんとした保証人
に対して、連帯保証人ということに対して、その説明等はなされているのかどうか、お尋ねいたし
ます。

○建設課長（中熊俊也君）

連帯保証人の説明を先ほども申しましたとおり、ご本人と同じぐらいの責任が必要だよっていう
ことは、説明はしてあります。

以上です。

○経済課長（元田健視君）

経済課の町有牛に関しましても連帯保証人ということで、本人と文書のほうで確認と、あと契約
する前に、また経済課課長のほうで連帯保証人のほうに直接電話しまして、その確認を一応とって
おります。

○11番（永岡良一君）

そうしますとやはり、連帯保証人になる上には、それだけの責任が問われますので、そういうと
こを徹底して、ちゃんとして、ただ保証人になってくれ、いや、いいよって、友達だからって、こ
うやって言われたから断れなかったと、そういう感じじゃなくて、やはり、この莫大な町の滞納が
出ておりますので、そういうところをちゃんと説明をして、連帯保証人等はつけていただくように
お願いしまして、質疑終わります。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

○9番（明石秀雄君）

決算意見書の9ページを、意見書ですので、監査委員から見た感じを書かれています、9ペー
ジの中に弾力性のある財政運営を望むというふうに記載されております。現在の27年度の財政の主
な数値を見ますと、意見書に出されるような本当に苦しい運営がなされているような気がいた
します。財政経常収支を見ますと、80%の後半から90に至っている。これを解消するような手だて
はないのか、お伺いをいたします。

○総務課長（樺山 誠君）

明石議員の質問ですけれども、この監査意見書、意見書をいただいて読んでみますと、やはり監査
のほうから指摘として、第一に自主財源の確保をおっしゃっているのかなという感じでございまし

て、まず我々といたしましては、自主財源の確保を最優先しなきゃいけないと。しっかり今皆さんのほうから質疑がございますように、滞納関係あるいは現年度分の関係。今、ここ一、二年、現年度分を中心に滞納に繰り越すなど、持っていくなという形で、現年度重視をやっている中で、また、しっかり滞納分も取り組んでなきゃいけないというふうに思っております、あとは歳出の削減。大型事業のちゃんとした見直し。それも含めて我々が中長期財政計画に掲げてある事業以外を行う場合は、しっかりした精査作業をちゃんとしながら進めていかないと、安易に事業を入れてしまうと、すぐ、もとの状態に戻るといふことでもありますので、我々といたしましては、来年平成29年度から徳之島ダムの負担金の返還等も始まるので、それも重々承知しながら、しっかり事業推進あるいは自主財源の確保に努めていかなきゃいけないなと思っております。

○9番（明石秀雄君）

財政が硬直化しているという話はこの数年来ずっと言い続けていますが。しかし、一向によくなっているというのが望めないわけです。その第一段階として、先ほどの町民税の予算に早く上げなさいとか、そういう話もありました。なるべく自主財源を保留して、予算編成をしているという話もありますが、であるならば、やはり、計画性のある予算を計上して事業を組んでいただきたいと思いますが、予算全体見ますと、年度途中で大型の補正、減額補正をやるとか、または途中から大きな補正をしている現状が見受けられるわけです。果たして、それが本当に計画を立てて予算編成をしているのかなど疑問もあるわけですが、どの課とは申しませんが、そういう事例がある、それぞれの担当課においては、29年度予算編成については十分精査し、それを踏まえて計画をしていただきたい。

財政収支を、10ページですが、見ても、それぞれの課と申しますか、一般も特会も含めて全て黒字であります。しかし、実質の単年度の収支は赤字です。これをずっと繰り返している。調べてみますと5年間ずっと単年度の赤字が続いております。今の事業の進め方、それぞれの予算のこと等は、それを、一向に反省している様子もない。よくこれで持ちこたえているなど感心していますが、予算総額は、それぞれ町長やそれぞれ担当課の努力によって予算も規模も大きくなってきておりますけれども、やはり、その年その年の、プラスマイナスはちゃんと整えてもらわないと、ただ、数字上、決算において一般財源から繰り入れてしまえば、黒字になります。システムの悪用とも僕はあえて申しますが、悪いのをそのままやっちゃっている。赤字出せば格好悪いしね。黒字にしている、全部一般財源から繰り入れをして、それはシステムだから、それは許されてはいますよ。しかし、単年度の収支だけは黒字に持っていくような、実際の黒に持っていくような財政を今後やっていただきたい。これは強く要求し、また、それぞれの課においても努力をしていただきたいと思っております。

その第一の解消法と申しますと、徴収、自主財源の増加に努めなきゃならないということが出てくるわけです。特に分担金、負担金、12ページです。見たら、11の分担金、負担金、12の使用料、手数料。徴収すべき予算の2分の1、半分、50%前後にしか至ってない。これで努力しているとい

うことが言えるだろうか。この中には先ほどの住宅の問題とか、土地改良の負担金、受益者負担とか、そういうのも出てくるだろうと思いますが、関係するそれぞれのところには、なお一層の努力をしていただきたいのですが、何か対策があれば、もう一度、お願いしたいと思います。

○総務課長（樺山 誠君）

経済課の町有牛の貸し付けの状況の中の意見書がありまして、23ページ、監査結果に審査の結果及び意見というところにございます。23ページの下のほうでございますけども、伊仙町肉用牛導入基金の関係で書かれています、この肉用牛の導入基金に関しまして、無理のない返済という形で、5年間で30万、借りたお金30万を返すわけですけども、今までは一括返済をしていただきましたが、これを6万円ずつ5年間という形で今返していただいているわけですが、この畑総の分担金等も、やはり手法的にいうと、こういう手法を取り入れなきゃいけないのかなというように思っております。分担金も一挙に10万、5万円とか、これが1町歩になると50万円を一気に支払わなきゃいけないわけですけども、こういうのも含めて、どうにか分割させた形で支払う方法等も考えていかないと、その負担をする人としてしっかり話し合ったもの、しっかりやっていかないと、こういう滞納に回ってくると、いかんせん、なかなか回収が難しくなるということですので、こういう事の導入も早急に考えながらやっていきたいというふうに思っているところでございます。

○9番（明石秀雄君）

ぜひと申しますか、これは喫緊の課題だと思います。財政運営について、一つ一つ取り上げていくと時間がないので、この辺で終わりますけれども、1件だけ、成果説明の41ページのところで、2の3子育て支援事業ですが、第1子が5万円、第2子10万、第3子15万というような形でされておりますが、その事業した効果ですが、ちょっと読んでみます。「出産時やその後の育児に係る経費の負担軽減を図り、また出産の祝福、少子化高齢化対策を図る」というふうに、これは一番端っこの効果のところ、書いていますが、天城町ではもう少しこれが先日の新聞見てみると、第1子からもう10万円に思い切って上げる。こういったことはできないのかなと思ったりもしておりますが、そういう考えありませんか。増額するか。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

ただいまの質問にお答えしたいと思います。

事業効果というところでしたけれども、現状から、この効果と言えますかわかりませんが、出生数は少しずつ増え、昨年度が少し若干落ちましたが、また上がってきている状況にはあります。予算があれば、なるべく上げて、それが出生数とか、その辺につながっていけばいいかなと思いますが、その辺はまた財政のほうと、また相談して、今後検討していきたいと思います。

○9番（明石秀雄君）

できたら、少しずつ何回も上げるよりも、思い切って上げるべきものは、ぱっと上げて、また縮小したり、締めたりするところは、めりはりをつけた予算の編成をよろしくしていただければと思います。

31ページの成果説明書、26年度補正事業がずっとここであって、31ページ上のほうの真ん中、観光資源掘り起こし事業というところで、徳之島地域文化情報発信施設を地域資源として戦略的に活用するため、徳之島観光連盟と連携し、交流人口の増加と地域の活性化を図るということなのですが、今のところ、今これに載っているような徳之島文化情報発信施設で人口の増加が見込めるのか、本当に。どのような施策をやろうと思っているのか、お伺いします。

○未来創生課長（池田俊博君）

昨年行いました観光資源の掘り起こし事業ということで、なくさみ館に観光客として来る方がどこの地区、九州圏内においても福岡とか、大阪圏、東京圏あたり、どこから来ているのかというような移動経路等の調査を行って、これから、この徳之島がどこの地区に観光のアプローチをしていくのかというような、そういうようなところの調査とか、統計をとりたくてやった事業であります。また交流人口の増に関しては、これからの、このアプローチのとり方によって、交流人口のほうは増加していくものと思われまます。

○9番（明石秀雄君）

続けて、その下のふるさと留学支援事業ですが、今現在、これによって子育て支援できているという実績があればお願いをいたします。

○未来創生課長（池田俊博君）

昨年度において、一番当初目的においてのふるさと留学制度だったのですが、申し込みのほうで1件しかなかったということで、その事業で、せっかくいただいた事業でしたので、伊仙町のほうに転入していただいた方全ての方にですけど、小学校、中学校、高校にいらっしゃる方々に対して、4万円ほど程度ですけど補助金を出してきたところでございます。数字的に言うと、都会のほうから来て、親元で育てるという方々のほうもいたのですが、阿権地区とか、馬根地区に関しましては、徳之島町のほうあたりからも家族で移転してきたということで対象にならなかったような方々がいっぱいいらっしゃいました。それを補完できるような形で、児童生徒いらっしゃるところに補助金を出したというところでございます。

○9番（明石秀雄君）

監査の意見書など、毎年同じ言葉が載っているようですが、この数年見ると、少しでもよくなったと来年度は言えるような財政運営をし、また、それぞれの事業においても、今日それぞれの指摘された事項は改善され、よくなったと我々議会でも言えるような財政運営をしていただきたい。

以上、希望を申し上げまして、終わります。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

他に質疑ございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

討論なしと認めます。

これから認定第1号、平成27年度伊仙町一般会計歳入歳出決算を採決します。

この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

起立多数です。したがって、認定第1号、平成27年度伊仙町一般会計歳入歳出決算は認定することに決定いたしました。

お諮りします。伊仙町議会会議規則第25条第2項の規定により、本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

異議なしと認めます。したがって、本日は、これで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

なお、本日予定されていた残りの議事日程については、あす9月21日午前10時より開会いたします。お疲れさまでした。

延 会 午後 1時42分

平成28年第3回伊仙町議会定例会

第 6 日

平成28年9月21日

平成27年度伊仙町一般会計他 6 特別会計歳入歳出決算審査特別委員会

平成28年 9月21日（水曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第6号）

- 日程第1 認定第1号 平成27年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（補足説明～質疑～討論～起立採決）
- 日程第2 認定第2号 平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（補足説明～質疑～討論～起立採決）
- 日程第3 認定第3号 平成27年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（補足説明～質疑～討論～起立採決）
- 日程第4 認定第4号 平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（補足説明～質疑～討論～起立採決）
- 日程第5 認定第5号 平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（補足説明～質疑～討論～起立採決）
- 日程第6 認定第6号 平成27年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算（補足説明～質疑～討論～起立採決）
- 日程第7 認定第7号 平成27年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（補足説明～質疑～討論～起立採決）

1. 出席議員（12名）

| 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
|------|-------|------|--------|
| 1番 | 平博人君 | 2番 | 岡林剛也君 |
| 3番 | 牧徳久君 | 4番 | 上木千恵造君 |
| 5番 | 美山保君 | 7番 | 福留達也君 |
| 8番 | 前徹志君 | 9番 | 明石秀雄君 |
| 10番 | 樺山一君 | 11番 | 永岡良一君 |
| 12番 | 伊藤一弘君 | 14番 | 美島盛秀君 |

1. 欠席議員（2名）

| | | | |
|----|------|-----|------|
| 6番 | 永田誠君 | 13番 | 琉理人君 |
|----|------|-----|------|

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂浩一君 事務局書記 荻田恭平君

1. 説明のため出席した者の職氏名

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|------------|-------|--------|-------|
| 町長 | 大久保明君 | 副町長 | — |
| 総務課長 | 樺山誠君 | 未来創生課長 | 池田俊博君 |
| 税務課長 | 當吉郎君 | 町民生活課長 | 伊藤勝徳君 |
| 保健福祉課長 | 澤佐和子君 | 経済課長 | 元田健視君 |
| 建設課長 | 中熊俊也君 | 耕地課長 | 久保等君 |
| きゅらまち観光課長 | 佐藤光利君 | 水道課長 | 喜昭也君 |
| 農委事務局長 | 永島均君 | 教育長 | 直章一郎君 |
| 教委総務課長補佐 | 前元広紀君 | 社会教育課長 | 明勝良君 |
| 学給センター所長 | 水本斉君 | ほーらい館長 | 仲武美君 |
| 選挙管理委員会書記長 | 鎌田重博君 | 総務課長補佐 | 田島輝久君 |

△開 会（開議） 午前 10 時 00 分

○決算審査特別委員長（福留達也君）

日程第 2、認定第 2 号、平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、議題といたします。

補足説明があればこれを許します。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

認定第 2 号、平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、補足説明をいたします。決算書85ページをお開きください。成果説明書は46ページになります。

実質収支に関する調書について、歳入総額は13億5,366万円、歳出合計は13億4,627万5,000円で、歳入歳出差引額は738万5,000円、実質収支額も同額738万5,000円となっています。うち、基金繰入金は500万円となっています。

経年平価を見ますと、平成23年度から歳入総額・歳出総額とも年々減少していましたが、平成26年度を比較してみますと、歳入総額が14.9%アップの2億109万8,000円の増、歳出総額も14.7%アップの1億9,732万6,000円の増となっています。

成果報告書46ページの療養の給付費等について、説明いたします。

療養費では、46ページ、療養の給付費等について、説明をいたします。よろしいでしょうか。

療養費では、一般被保険者では、件数が876件で前年度比49.1%の増、療養費用額では679万9,858円で、前年度比94.9%の増、保険者負担金では492万7,358円で、前年度比97.4%の増、一部負担金については172万4,825円で前年度比82.4%の増、他方負担分では14万7,675円で、前年度比206%の増、1件当たり費用額については7,762円で前年度比4.3%の減になっています。

退職者被保険者も同様に、療養費が増加している状況になっています。

また、給付費におきましては、一般被保険者では件数が2万1,488件で、前年度比5.4%の増、費用額は7億7,050万4,897円で6.2%の増、保険者負担金では5億5,699万2,833円で、前年度比6.2%の増、一部負担金では1億9,641万3,007円で、前年度比6.2%の増、他方負担分は1,709万9,057円で、前年度比4.5%の減、1件当たり費用額は3万5,875円で、前年度比0.7%の増となっています。

給付費につきましても、退職者被保険者では増加している状況です。

療養費の増加の要因としましては、柔道整復等の費用が増加していきまして、請求内容や施術内容等、適切に支給の審査を行う必要があると考えています。

また、これまで減少した給付費も増加した理由につきましましては、8月に実施しました県の実地調査の中でもありましたが、調剤費が他市町村よりも割合的に増えていきまして、医療費の進歩により、これまでになかった治療薬の使用など、単価の高い薬剤が保険請求できることなど、また高額医療費も上がっていますが、がんなど高額な療養治療費を要する疾患が多かった点も考えられます。

今後の対策としましては、KDBシステム等による調剤費などの分析や、給付費の抑制に関して

はジェネリック医薬品の啓発をさらに促進し、利用促進を図ってまいりたいと思っています。

また、高額療養費を抑制するよう、予防徹底していくことが重要と考えていまして、成果報告書44ページにありますがお開きください。

保健センターのほうで健診結果からハイリスクを抽出しての重症化予防や医療費適正化に向けての取り組みを行っていますが、今後も強化するとともに、まずは特定健診の受診者を増やし、適切な保健指導を行うなど、特定健診・特定保健指導については国の基準を伊仙町は超えておりますが、今後も力を入れる必要性を痛感しております。

繰入金につきましては9,492万1,000円で、前年度比19.1%減になっています。昨年度より改善はしていますが、なるべく一般会計からの繰り入れがないよう、さらなる努力が必要と思われまして、30年度から法改正に向けて、この点も含め課題は大きく、歳出を削減できる施策について、当課ではさらに関係各部署と連携をして適正化を図っていきたいと考えております。

以上で、補足説明を終わります。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

以上で、補足説明を終わります。

認定第2号、平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

○3番（牧 徳久君）

平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書についての質疑をいたします。

まず、歳入の68ページ、国民健康保険税のところですが、一般会計のほうでも示しましたが、非常に滞納が多いと。この国保会計においても5,624万3,950円という収入未済額が出ているわけですが、監査委員の決算審査の意見書を見ますと、町全体では2億9,361万3,209円と、2億、約3億円近く滞納が、全課のものを合わせますとなっているわけですが、これが非常に財政を圧迫しているような気がしますが、今後、これを改善する意味合いからも、徴収対策には努力していただきたいわけですが、できるのか、できないのか、まずお伺いして、次に入りたいと思います。

○税務課長（當 吉郎君）

ただいまの牧議員の質疑にお答えをいたします。

ちなみに26年度は徴収率が84.8%でありました。その観点から、本年度は国保会計、国保税のほうに27年度に重点を置きまして、目標を84.8%、27年度は90%の目標を設定いたしまして、徴収対策に取り組みました。そのことにより、平成27年度の現年分に関しましては0.55%達成できなかったわけですが、89.45%達成することができました。5月31日をちょっと過ぎたあたりで90%になりましたが、その期間内では達成することができなかったのが現状であります。

しかしながら、26年度と比べると5ポイントほど徴収率は上がってきました。それはいろんな給与の差し押さや、預貯金の差し押さえ等、行った結果、これだけの上げられたものと思われまして、また国保課税に関しましては、全職員でまた取り組みをしたこともございました。平成28年度も引き続き国保税のほうに関しましては、税務課の徴収対策のほうはもちろんですが、もし徴収状況が

悪い状況でありますと、また28年度の徴収対策としまして、また全職員にも協力をいただきながら、今後とも徴収率の向上には努めてまいりたいと思います。

○3番（牧 徳久君）

職員の努力のおかげで27年度は89.45%かな、に持って行ったということではありますが、不納欠損額が27年度においても460万あまり出ているわけですが、これは毎年、増加傾向にあるようですが、どういう理由からでしょうか。

○税務課長（當 吉郎君）

不納欠損におきましては、5年を経過した段階で失効になった部分をするわけですが、いずれにせよ、過去の徴収率が悪く、そのままそれが、滞納額が多くなっている関係上、不納欠損する額が多いというふうに理解をしておりますが、今後とも徴収率を上げていけば、おのずとこの不納欠損の額も年度、年度の滞納率が少なくなりますので、少なくなっていくものと考えます。

○3番（牧 徳久君）

そうしますと、5年間で消滅するという、滞納が消滅するというわけですが、今後さらにこれが続きますと、払わなくていい人は得をするということになりますので、ぜひ不納欠損を少なくして、徴収率を上げるように努力していただきたいと思います。

徴収率については以上ですが、国保会計も非常に厳しいとは思いますが、先ほどの説明では、一般会計の中から繰り入れを少しでも抑制すると。27年度においては抑制できたということですが、今後も努力を、これはされていくのか、一般財源の健全化に向けて、繰り入れがないほうがいいので、ただ、努力できるか、できないのか、お伺いします。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

ただいまの質問に対してお答えいたします。

なるべく一般会計繰り入れをなくするというので、今後とも努力していきたいと思っています。

国保会計につきましても、30年度から法改正がありまして、県下の後期高齢の形で保険税が多分、伊仙町は上がってくると思います。そういったところもありまして、県、国の考えといたしまして、一般財源をなるべく使わないということですので、これから30年に向けて今、財政、国保徴収率、保険料の設定につきましても、県のほうでもシミュレーションとか移行に関して今、準備を進めておりますけれども、まずは一般会計、繰り入れがないように最善の努力をしていきたいというふうに思っております。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ全課、このように努力をしまして、2億9,000万あまりの滞納が、収入未済額が出ているわけですが、少しでもこれを改善できるように努力していただきたいと思います。

終わります。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

他に質疑ございませんでしょうか。

○14番（美島盛秀君）

平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、質疑をいたします。

ただいま牧議員のほうから質疑がありましたので、質疑のあった部分については省略をいたしまして、まず、歳入の68ページ、今の不納欠損の件ですけれども、どのような人たちを不納欠損にしたのか、それと463万あまりの不納欠損ですけれども、あまりにも額が多いわけですが、これ、5年以上のものだと思いますけれども、どのような人たちで、どのような徴収対策を取ったのか、お尋ねをいたします。

○税務課長（當 吉郎君）

不納欠損の対象者でありますけれども、5年の消滅時効者が来た皆さんが主なわけですが、保険税の課税ですが、あくまでもその前年度の所得に応じて、その次年度の国保税の負荷がなされるわけですが、なかなか徴収できない方々っていうのが、例えば、都会から来て、島に転入で入って来た皆さんは、必ずその前の、都会にいたときのそれなりの収入を得て島に転入してくるわけですが、そのまま島に帰って来て、またそのままそれなりの収入が得られればいいのですが、なかなか保険税は高く賦課されていますが、島ではなかなかそれを払えるような収入が得られない方々が、いくら納めていただきますが、全額納め切れなくて、要するに収入が著しく低下や、あとは病気とか、そういったのでまた収入が得られなくなるとかというような皆さんが、結局は5年かけて最終的には納めることができなかったというような皆さんが多くいらっしゃることは、事実です。

○14番（美島盛秀君）

今の説明だと、都会から来た人の退職したその前年度分の保険税に対する、そういう保険料が高いと、こういうことで、それが払えなかったと、仕事なくて、収入なくて払えないという、理解できますけれども、例えばこの徳之島で、伊仙町で、職員が退職する、あるいは教員が退職した、翌年には相当な税徴があるわけですが、そういうのに対して、恐らく退職金とか、あるいはいろいろ預金とかあるはずですが、そういうのがたまってそういうのを不納欠損したっていうのは、私は理由にならないと思いますが。そういう人たちに対して法的根拠、差し押さえとか、あるいはやった経緯があるのかどうか、お尋ねをいたします。

○税務課長（當 吉郎君）

私も昨年度から担当している関係上、以前の件に関しましてはあまり詳しくはありませんが、最近では、それなりの滞納している皆さんは、財産調査を行っております。昨年度からは徹底して預貯金、あるいは保険会社の調査を行っております。もしその滞納者の皆さんで預貯金等がありましたら、差し押さえを昨年度あたりからは実施しております。

なかなか保険税だけじゃなく、他の税に関しても、全般的に滞納、皆さんの財産調査を行うわけですが、そういった方々におかれましては、なかなかその預貯金等がないのが現状でありまして、たまたま昨年度あたりは、預貯金の差し押さえができたのが、確か2件ありました。必ず調査は昨年度から行っておりますし、今後また引き続き、そういった調査等は行っていきますし、また中

には滞納している皆さんが仕事をしている状況であれば、必ずその会社に照会をしております。そして会社に協力していただいて、給与のほうから法的差し押さえできる、限度額を差し押さえしていただくようにしております。

○14番（美島盛秀君）

今年も5,600万あまりの収入未済額があるわけですが、毎年、毎年、こういうふうに多額の額が積み重なって行っても、あとはさっきもありましたけれども、5年たったら不納欠損で、毎年落としていくと。その5年以上たった人たちに請求書を送る、こういう例えば毎年、そういう請求書等を送らなかったら、そのままにしたら、もうそのまま、もらい損ねになると。

あるいは、普通の借金であっても10年間、請求書を出したりしないと、もう10年以降はもう払わなくてもいいということなども聞きますが、これ、5年以内、5年以上、その請求書はずっと出し続けたり、徴収対策で徴収に回ったりすると、それでも5年以上たったときには、不納欠損とかそういうことですか。

○税務課長（當 吉郎君）

ちなみに、督促、催告状出すわけですが、そういった中で納税相談等行いまして、払う意思があって誓約書等が交わせる皆さんに関しましては、5年を過ぎてもそれなりに収入が得られるであろうという皆さんに関しましては、誓約書等があれば5年を過ぎても請求できるものと解釈しております。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

課長、今の話は、要するに、その消滅時効にかからないかという話だったと思いますが、ちゃんとその督促状なり、何なりを送って行けば、その5年じゃなくて、それが延びていくと言ったと思いますが、それはどうですか。

分納誓約すれば、もちろん、まだ5年過ぎてもいいと思いますが、払う意思も能力もない、そういう人たちに督促状をどんどん、どんどん、ずっと送って行けば、時効消滅事項にかかわらず、中断するのかということですか。

○税務課長（當 吉郎君）

今の件に関しましては、ちょっと私の知識不足で、分納誓約あたりをしている皆さんに関しまして、まだ5年を過ぎても徴収することができるということはわかりますけど、いずれにしろ、督促状を出して5年を過ぎた段階でも、いつまでも請求ができるかっていうのは、ちょっと確認してから、また返事を差し上げたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

こういう徴収関係も取り立ても一緒ですよ。こういうようなことに対しては、やはりいろんな過去の例から、しがらみとか、あるいはいろんな問題等々、考えられるわけです。ですから、そういう町民の人間性というか、そういうのがあって、私はこうして見ていると、あの人も保険証もないというのをよく聞きます。若いのに、働いているのに。そういう、保険代も払わないとか、働い

て、あるいはまた生活保護を受けている人たちであっても若くして働いてお金を、収入があるのにそういう税金等を払わないというのは、私は個人的には何人か見かけております、見えています。

ですから、そこらあたりをしっかりと今後、対策・対応を検討していかないと、いつまでたってもそういう流れは正していけないと。滞納は増えるばかりだという気がしますので、ぜひそこらあたりを行政審議委員会ですか、あたり、そういう委員会等もありますので、しっかりとその対応を今後、取っていただきたいと思います。

審査意見書の16ページにも書いてあります。下のほうに、何らかの策を取らなければ、町当局に重大な責任があると言わざるを得ないという、厳しい指摘がされております。こういう指摘を受けて、やっぱり職員、あるいはこの職員を指導していく町長がしっかりとこのことを認識して、今後、徴収に当たっていただきたいと思います。

この資料ですが、行財政諸資料、これは県の町村議会から出されている資料ですが、これにもその税関係の資料が載ってまして、市町村別人口1人当たりの税額の割合等も非常に低いです、伊仙町は。そういうことで、今後はこの意見書にも載っているように、今一度、国保会計の仕組みと現状を町民に周知していただき、健全運営に向けて一層の努力を必要とすると、書いてありますけれども、やはりそういうことも真剣に取り組んで、財政の健全化に取り組まなければいけないのではないかなど。4期15年間やっていますが、一向にそういう点が改善されてない、これは町長に責任があると思っております。

ですから、こういう徴収関係もしっかりと、一番大事な台所です。それをやらないで、何か知らないけども、私は今の伊仙町はパフォーマンスにしか過ぎないというふうにはしか受け取れませんので、ぜひ町長はそのあたりをしっかりと認識した上で、今後、取り組んでいただきたいと思います。

終わります。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

質疑なしと。

○4番（上木千恵造君）

以前の議会で、確か保健福祉課長が長期保険料を払ってない方はペナルティーとして保険証を交付しないと、今、美島議員と重なりますけど、この制度は今も実施しているのか、していないのか、お伺いします。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

今のご質問にお答えいたします。

基本的には発行しませんけれども、どうしても必要になった場合は、短期保険証の発行でしたりとか、資格証明書を発行しまして、一応10割負担で緊急の場合、受診していただいて、後から返済

していただくという形は取っております。

○4番（上木千恵造君）

そういう方が年間大体何名ぐらいいらっしゃるのか、数字、把握していますか。不納欠損とも関係してきますので、そういう方が大体何名ぐらいいらっしゃるのか、お伺いをいたします。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

今、すいません、手元にその数値を持っておりませんので、また調べて、27年度でよろしいでしょうか。じゃあ、また後ほどご報告させていただきます。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

討論なしと認めます。

これから認定第2号、平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

起立多数です。したがって、認定第2号、平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定いたしました。

日程第3、認定第3号、平成27年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算について、議題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

平成27年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算について、補足説明をいたします。決算書100ページをお開きください。成果報告書は48ページをお開きください。

実質収支に関する調書について、歳入総額は9億6,189万7,000円、歳出合計は9億4,676万円で、歳入歳出差引額は1,513万7,000円、実質収支額も同額1,513万7,000円となっています。うち基金繰入金を1,000万円といたしました。

概要といたしまして、成果報告書48ページになりますけれども、平成28年度3月31日現在、要介護認定者は541人となっておりまして、前年度比7.2%減となっています。

右側の成果及び問題点にありますますが、認定審査時の聞き取り調査や訪問などで、必要に応じて介

護の申請または総合事業の申請を行っていただいております。本人の状態確認を行って、申請を行っていただいたことから、認定者数も減少し、適正化につながったと思われま

また、平成27年度より徳之島3町は、県内の他の自治体にも先んじて、総合事業に推進しており、適正化につながって来たと思われ、今後も地域包括ケアシステムの構築を図ることで、総合事業の充実を図り、地方創生事業の生涯活躍の町に合わせて取り組んでいきたいと考えています。

次に、保険給付費事業につきましては、総合事業の開始や地域サロンなどの介護予防事業の活性化などで、給付費は特定入所者、介護費以外は減少しております。伊仙町は介護度の高い割合が高いのですが、この特定入所者、介護費以外は減少できていることから、今後も事業所などと連携を図り、適正化を図っていきたいと考えております。

3番目の、介護保険料につきましては、現年度分については徴収率が98.89%と、昨年度より1.36ポイント高くなっています。しかし、滞納分については亡くなった方のみので、25年度以前の過年度分として、介護保険で初めて額にして765万4,170円、不納欠損処理をさせていただきました。不納欠損額も含めた調定額で行きますと、3.77%と前年度より0.51ポイント減になっており、督促状を出したり、電話連絡や集落巡回などを行ったり、戸別訪問または夜間徴収を行うなど、徴収率を上げるよう、今後さらに努力してまいりたいと考えております。

次のページの地域支援事業です。

平成30年度からの法改正により、現状での要支援1、2の方々のサービスが総合事業に変わることから、この3年間は移行期間となっております。徳之島3町では総合事業先駆けてスタートしております。移行期間となったことから、これまでの制度や移行する新制度もあるといった点で、利用者の選択肢はたくさんあり、それぞれに試行錯誤しながら地域包括支援センター及び介護保険職員が努力しているところでございます。

地域でのサロンが活発になり、また自主サロンも増えてきて、地域で住民主体の介護予防が行われるようになってきました。今後、ますます地域が活性化し、高齢者が地域で介護を利用する前に、予防に多く参加し、または個人差もありますので、集団活動が苦手な方もいらっしゃいますが、生きがいを持った生活ができるよう、困ったときに支援ができる訪問支援体制や生活支援なども、この総合事業の中では、介護給付費ではなく、この事業費で実施することができるようになっていきます。

本町では、生涯活躍のまちづくりを推進しております。この中でも地域包括ケアシステム体制づくりを行っております。住みなれた地域で高齢者が重度の介護状態になっても、そのままその地域で暮らし続けることができる地域づくりを行っていく上で、高齢者だけでなく、地域で子供も、大人も、高齢者も、みんなが助け合って、幸せな地域図ができるよう、今後も関係各部署と連携をして、取り組んでいきたいと考えております。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

補足説明を終わります。

認定第3、平成27年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

○3番（牧 徳久君）

27年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算書について、質疑をいたします。

先ほども国保会計でも申し上げましたが、これについても3,600万余りの滞納があると。そして不納欠損として760万の初めて不納欠損をしてありますが、この制度について、社会保険の皆さんは、おのずと給料から天引きされるわけですが、そして高齢者の年金生活者の皆さんは、年金保険料から差引かれるわけですが、その他の国保の中間にいらっしゃる方々はどのように請求しているのでしょうか。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

賦課を、特別徴収です、特徴という形で年金から天引きします。

あと、国保とかまた所得の低い方に関しましては、普通徴収ということで賦課しまして、基本が今、所得に応じて保険料が設定されますが、伊仙町6,200円ですが、その所得の低い方かに関しましては低い額で設定されておりまして、本当に高齢者年金とか、それでも引けない方もいらっしゃいますので、そういった方に関しても、大変ですけども、徴収はそれで普通徴収という形で賦課をかけて請求をお願いしております。

○3番（牧 徳久君）

言いたいのは、社会保険の皆さんは、給料から引かれて役場に介護保険組合のほうに行きますが、また高齢者の方も年金から引かれますが、この中間層の、国保の方、青年層の方がいっぱい町内にいます。その方はどんなに集めているのかということですよ。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

納付書を送っているのではないですか。納付書を送付していると思いますが、役場が送っているのでしょうか。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

すいません、納付書を送っておりまして、国保税に含めて徴収をお願いしております。

○総務課長補佐（田島輝久君）

65歳以上は介護保険料として徴収しますが、65歳未満の方は国保税、決算書の72ページをごらんいただくと、介護給付金の現年度分ということで、国保と一緒に請求されることになります。

○3番（牧 徳久君）

一般の方とか高齢者は自動に引かれて滞納がないわけでありまして、この一般の方がこれ、3,600万を払ってないということですか。

○総務課長補佐（田島輝久君）

3,600万の滞納に関しては、年金からの徴収できない方が、特徴できない方の滞納分でございます。65歳以上で年金受給者、もしくは年金じゃない方、もしくは年金額が低くて年金から控除できない

方です、そういう方の滞納となります。

○3番（牧 徳久君）

年金、低い方というと、これも引けないぐらいでありますと、高齢者は食べていけないわけですよ。何も収入がないと思うので。高齢者はどうしているのでしょうか。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

確かにおっしゃるとおりですが、さっき言いました、所得に応じて保険料、設定しております、一番低い保険料で大変ですけども、窓口でお支払いしていただいたりとかしております。

○3番（牧 徳久君）

伊仙町では、この介護保険料が2年ぐらい、大分上がるだろうという懸念があったわけですが、やっぱ他の類似団体、自治体としますと、上がったのでしょうか。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

保険料に関しましては、今6,200円ということですが、大体他の自治体と同じようなところに来ています。現在6期ですが、7期に向け、なるべく上げないようにということで、努力しているところでございます。

○3番（牧 徳久君）

国保もそうですが、このように滞納が生じないように努力していただきたいし、不納欠損、これも多くならないように努力していただきたいと思います。

以上です。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

○14番（美島盛秀君）

平成27年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算について、質疑をいたします。

最近、ゆりかごから墓場までという言葉、最近は聞きませんが、以前はよくこういう言葉を耳にしたものです。

そういう観点で、成果説明書の49ページ、ここに一般介護予防事業という、費というのがありますが、予防教室を私の集落でもこのサロンを週に一度行っていますがこれ、行ってみえますと、七、八人います。他にも受けても、入ってもよさそうな方がいらっしゃいますが、行きたいけど行けない。また、さっき説明があったように、そういう社会的なところに溶け込みにくいという点などもあるようですけれども、そこらあたり、改善して行ける、年寄りが集まってにぎやかに遊んで帰れるという、そういう体制をするために、地方創生でバスを2台、買いましたね。ああいうバスを走らせて、そのときには送り迎えもできるような、そういうこと等は考えられないのか。そして、そのサロンとか、こういう事業をやるのに、どれぐらいの経費を使って、どういう運営の仕方をしているのか、お尋ねいたします。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

まずは、サロンのほうは、集落のほうで、どの集落でも実施されるようになりました。社会福祉協議会のほうに委託している事業と、あとそれぞれの集落で自主サロンということで、1回5,000円をその集落のほうにお渡ししまして、その中で例えば講師2,000円、指導員に来ていただいて、指導や、あとはその集落、それぞれで活動に使っていただいて、参加状況とかを報告いただいて、毎月請求をしているような状況です。

それぞれ今、集落のほうで活性になっておりましたので、さっき、給付にもその辺も反映できるかなと思ってはいますが、これをさらに、やはり集落の中でも公民館までいけないとか、できたら外に出て、少し筋力とか上げたほうが、そのままでは寝たきりになるのではないかと、そういう心配もあります。

そういった方をそういう活動に参加いただくのに、今、これまでは集落のサロンを重点にしておりましたが、地方創生の事業を活用しまして、ほーらい館をもっと活用しようということで、今、送迎をつけまして、そのバスも含めてです、送迎をつけまして、毎週水曜日、この9月からですけれども、これまで保健センターのほうで遊ばーデイという放送をさせていただいておりますが、月に1回から2回、教室を行っておりました。それは半日だけの筋力をつけるとかの事業ですが、これを高齢者がおうちで1人食事とかじゃなくて、交流も含めて、食事、もしくはこれからはお風呂もなかなか入れない方にはお風呂も入っていただくということで、水曜日をミニデイサービスのよな形で9月から今、実施しております。

それに関しては、送迎の必要な方は、送迎もいたします。そういった取り組みも少しずつ創生の事業も絡めまして、やって行きたいということで、その体制づくりも人材育成なども現在、推進しているところでございます。

あと、その事業費は、そちらでよろしいでしょうか。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

こういう事業等やって、健康づくりに影響できると、そういうことですがけれども、なかなかこれが周知徹底まで行かなくても、なかなか知らない人も多いと思うので、もっと地域のお年寄りに、介護を必要とする、介護になる前に必要とするような、徹底してわからせるようにお願いします。

例えば、自分も自分の健康のために行きたいのですが、遠慮する気持ちがあります。例えば、ほーらい館でいろいろ事業やる。あるいはサウナ、健康増進施設があるということ等で、健康増進を図っているということですがけれども、その集落に5,000円を払って、講師料をいくらか払うということで、会計の方と話をしたりすると、なかなかそれでは維持ができないような状況もあったりして、自分の家からいろいろこう、お菓子をつくって行ったりとか、そこでお茶飲み会をしたりとかいう、楽しくやっているようですけども、もうちょっとそういう、予算的なことも考えながら、この事業を進めて活発に取り組んでいただきたいと思います。こういうような予算的な措置は、今後、増額できる予定はありますか。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

介護保険給付費の5%以内で、この地域支援事業が設定されるということ、上限はありますので、その中の割合でも一般介護事業にいくらという割合がありますので、上限はありますけども、なるべくこういう委託じゃなくて、集落とかで自主でできるような形、最終的には自主サロンを展開していきたいと思っておりますので、もう少しは費用が回せるように努力してまいりたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

今、他町村の話なども聞いていますと、そういうのに参加すれば、いろんなこういう増進事業等に参加すると、何かポイントがつくというようなこと等も聞きますが、伊仙町はこの今、上がっている、こういう事業全部、これ、ポイント、つきますかね。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

はい、今、高齢者元気度アップポイント制度というのがありまして、参加すると1ポイントつくようになっています。どの事業に参加してもつくようになっております。上限5,000円です、商品券が返ってくるようになっております。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、この事業をもっともっと枠を広げて町民に周知徹底していただけるような住民サービスをしていただきたいと思います。

そこで、こういう健康事業、増進事業をやって、今、伊仙町の平均寿命、男子、女子、わかっていますたらお尋ねをしたいのですが。全国の平均が男で80ですかね、女で86だったですかね。伊仙町のその平均寿命というのはわかりますか。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

調べてお伝えしますけれども、平均寿命、なかなかデータが市町村と統廃合しまして、データが出にくくなっておりまして、また調べて26日でも報告でもよろしいでしょうか。

ちゃんとした数字は出ませんが、女性が86歳ぐらい、男性が79歳ぐらいだったと思います。やっぱり県内でも平均寿命としては低いところですよ。特に男性は低いところですよ。女性も6年ほど前には県内でも4位ぐらいまでには上がりましたが、最近、女性の平均寿命が下がってきているところが、伊仙町で危惧されておまして、その循環器疾患とかその辺の予防をしないとイケないというふうに思っております。

○14番（美島盛秀君）

せっかく、こういう事業等がありますので、全国的な長寿の島と、伊仙町と言われておりますので、ぜひ平均寿命が全国1位になるような、そういう取り組みに努力をしていただきたいです。

そこで、この審査意見書の17ページの下の方に、本町のキャッチコピーとして挙げる、長寿と子宝というイメージを根底から壊すことになりかねない、そういうような指摘がありますけれども、今、伊仙町で若い人たちの年齢が、死亡する年齢が下がっているというような現状等もあると思うんですけれども、そこらあたり、どう考えられますかね。若い人たちの早逝というか、早死、そう

というようなことについてはどう考えるのでしょうか。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

先ほどの平均寿命に関連しますが、平均寿命を下げている要因、長寿の方が多いので、90歳以上、100歳以上の長寿者の割合は、物すごく高いです。飛び抜けて、伊仙町の場合。100歳以上の白寿率も世論よりも高く、郡内でも抜きん出て、全国でも高いところにあります。

そういった長寿者が多い半面、この平均寿命が低いのは、若い方の早逝があるから、65歳までに亡くなり、そういうことが多いから、平均寿命を押し下げているということが指摘されておりまして、ですので、その若い方の健康づくりを強化しないといけないということで、ここ十何年来、やってきましたけれども、やはり脳卒中対策事業とかも27年度まで5年間やってまいりまして、脳卒中の早期発見とか、予防できるようにということで取り組みを行っておりますが、まだまだ30代、40代、メタボの特に健診を受けていただいて、対策を、健診は受けて60%を今、超えておりまして、保健指導も60%を超えて、国の基準を達成しておりますので、数字で見ればいいのですけれども、実際、本当にそれで予防が徹底できているかということもありますので、その辺は保健センターの活動も、これからもなお一層、努力しないといけないと思っておりますし、その辺、この例えばサロンとか、高齢者だけじゃなくて、若い方から健康づくり、60歳からとかじゃなくて、やっぱり30代、40代から食事や、運動とか、そういうところを徹底していかないと、この平均寿命を上げることもできないと思いますし、その平均寿命じゃなくて、今、言われたのは健康寿命です、健康で長生きできる期間を、年齢を上げていこうということで、その部分に関しても伊仙町は低い状況にありますので、早逝対策を含め、この辺を本当に強化していかないといけないなと思っております。

○14番（美島盛秀君）

私も60を過ぎまして、自分の健康状態を危惧、心配しているところでありまして、こういうことを質問したわけです。

もっともっと、こういう事業をみんなに周知徹底できるように、インパクトのある、町民が、みんながこう振り返って、ああ、やろうという、こう、盛り上がりができるような何かを模索をしていていただきたいと思います。ぜひ、今後、こういう事業等を増やして、健康づくりに、町民の健康増進に努力をされるようお願いして、終わります。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

討論なしと認めます。

これから認定第3号、平成27年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

起立多数です。したがって、認定第3号、平成27年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定いたしました。

日程第4、認定第4号、平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、議題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

認定第4号に入ります前に、先ほどの国保の資格証明書の交付条件についてデータがわかりましたので、3世帯4名に平成27年度、資格証明書10割を、証明書を発行して、役場負担の7割を担保するように国保税の滞納支援へ充てております。

では、認定第4号、平成27年度伊仙町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算について、補足説明をいたします。決算書108ページをお開きください。

実質収支に関する調書について。歳入総額は1億7,960万9,000円、歳出合計は1億7,903万円で、歳入歳出差引額は57万9,000円、実質収支額も同額57万9,000円となっています。基金繰入金はございません。

成果報告書50ページをお開きください。

医療費の状況を見ますと、前年度と比較して1件当たりの診療費が1,279円減になっていますが、1人当たりの診療費などは微増している状況にあります。

医療費の適正化としましては、介護予防事業の活用を進めたり、長寿健診の受診による疾病予防や重症化予防にも今後も努力していきたいと考えております。

保険料につきましては、現年度につきましても普通徴収分が1.57ポイント減少していますが、成果及び問題点にありますように、賦課年度別滞納額が増加している状況です。滞納解消に向けて制度の利用促進や納付相談の実施等、努力してまいりたいと考えております。

また、予防としての長寿健診受診勧奨、重症化予防、介護予防など、関係各部署と協力して実施していきたいと考えております。

以上で、補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

これで、補足説明を終わります。

認定第4号、平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

討論なしと認めます。

これから認定第4号、平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

起立多数です。したがって、認定第4号、平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定いたしました。

日程第5、認定第5号、平成27年度徳之島交流広場ほーらい館特別会計歳入歳出決算について、議題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

○ほーらい館長（仲 武美君）

それでは、平成27年度徳之島交流広場ほーらい館特別会計歳入歳出決算の補足説明をいたします。115ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、1歳入総額1億993万7,000円に歳出総額1億961万2,000円、歳入歳出差引額32万5,000円、実質収支額32万5,000円となっております。

109ページをお願いいたします。

4の諸収入の1雑入の319万2,151円については、百菜の電気代の未納となります。これについては6月から3月までの未納であります。また現在、28年度においては4月からきっちりした形で支払っております。

以上です。よろしくお願ひします。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

これで、補足説明を終わります。

認定第5号、平成27年度徳之島交流広場ほーらい館特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

○3番（牧 徳久君）

平成27年度徳之島交流広場ほーらい館特別会計歳入歳出決算書について、質疑をいたします。

歳入の諸収入112ページ諸収入のところの319万2,151円の電気代が未収になっているということですが、これについて6月から3月までの分、6カ月分という説明でしたが、これは今後、徴収できると思うのか、できないと思うのか。

○ほーらい館長（仲 武美君）

先日も総務課長、経済課長からもありましたが、今月、5月いっぱいまで百菜出荷組合の総会等が開かれます。この中でもこのことが議題になると、話題になるかと思いますが、そのことを踏まえまして、百菜の事務をされる方、総務課長、経済課長、または前組合長の6名で、再度、話し合っています。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

町の一般会計からの借り入れ500万があったわけですが、これを含めて今後、この800万あまりの未収金、これを徴収努力していただきたいと思います。

それと、この前、議員の皆さん全員ではほーらい館の研修に行ったわけですが、ほーらい館のほうに新しく太陽光発電が設置されておりましたが、百菜は、このほーらい館から電気を引いてるということですが、百菜にはこのような施設は今後、できないのか。これは100%の事業だという説明だったんですが、今後、百菜のほうにはこういった、電気代がまかなえるぐらいの施設はできないのか、お伺いを申し上げます。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質疑にお答えいたします。

去年、ほーらい館のほうに再生可能エネルギーを導入いたしました。私が取り付けられるのか付けられないのかは答えられませんけれども、県のほうに要望をしてみたいと思います。

○3番（牧 徳久君）

稼動しているわけですが、どれぐらいが節約になっているのか、売電して節約しているのか、お伺い申し上げます。

○ほーらい館長（仲 武美君）

現在の電気代ですが、27年度の5月からと28年度の5月から比べますと、約4万から5万の差額が出ております。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

一月に4万から5万ということですか。

4万から5万となりますと、今の設備です。今の倍にすれば10万浮くわけですから、この倍ぐらいの物を百菜のほうにぜひ設置するように、今後要望できますか。お伺い申し上げます。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

先ほどもお答えしましたように、県のほうに指導仰ぎたいと思います。

それと、ただ、ネックになるのが、去年取り付けた太陽光エネルギーは、耐用年数は10年間でございまして、その10年後にその電池を変えるのに500万から600万いるということで、その時点でその電気料とその10年後の交換を計算したらどんなもんかなと、今、試算もしているところです。

○3番（牧 徳久君）

10年後、蓄電池ですかね、600万かかるということですが、10年後、また新しいのを申請しなおすれば、またこの電池変えなくていいわけですので、この電池、それは廃棄して、また新しく申請し直せばいいわけですので、ぜひこれを、10年後は関係なく、新しいのに申請していただきたいのですが、どうでしょうか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

仙寿の里の太陽光エネルギーが今、故障してしまっていて、交換するのに、これも5、600万かかるということで、これも今の事業に導入できないかということをお打診いたしましたところ、県のほうから、これはできないということでありました。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、これから先、世界自然遺産になりますと、客が多くなります。そうしますと、徳之島の特産品、根菜類など百菜には備えてありますので、これが今後も維持できるように、節約できるような体制を整えてあげるのが町の役目でありますので、ぜひこの太陽光発電を申請できるなら、百菜のほうにもやっていただきたいと思います。

終わります。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

討論なしと認めます。

これから認定第5号、徳之島交流広場ほーらい館特別会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

起立多数です。したがって、認定第5号、平成27年度徳之島交流広場ほーらい館特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定いたしました。

日程第6、認定第6号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算について、議題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

○水道課長（喜 昭也君）

認定第6号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算について、説明をいたします。決算書の124ページをお開きください。成果説明書は68ページから71ページを参考にさせていただきたいと思えます。

実質収支額に関する調書。歳入総額2億712万3,000円、歳出総額1億9,584万9,000円で、歳入歳出差引額は1,127万4,000円でございます。これより繰越明許費、繰越額7万3,000円を差し引き、実質収支額が1,120万1,000円となりました。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

以上で、補足説明を終わります。

認定第6号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算について、質疑を行います。

○3番（牧 徳久君）

平成27年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算書について、質疑をいたします。

決算書の156ページに、使用料及び手数料、水道料についても収入未済額が5,300万あるわけですが、これについてもどのような徴収対策を講じているのか、お伺ひ申し上げます。

○水道課長（喜 昭也君）

現在、水道課といたしましては現年度を中心に徴収をしています、それで現年度に関して徴収率は若干、上がっているところでございます。

滞納分に対しても、今後、水道審議会等を開き、不納欠損等も含め、今後の徴収のあり方、仕方等、審議委員の皆さんに意見を聞き、参考にしながら、徴収に頑張っていきたいと思っているところで。

また、この徴収に対しましては、まだまだ頑張りが足りないと思っているところでございます。頑張ります。

○3番（牧 徳久君）

水道課においては、この不納欠損がないわけですが、水道料についてはこの期間が、何年ですかね。

○水道課長（喜 昭也君）

詳しいこと、また後もってお知らせします。

○3番（牧 徳久君）

これについても、滞納、なるべくつかないように、努力していただきたいと思います。

それと、この前、あそこの東部の浄水場に視察に行ったわけですが、東部ダムの下流にありまして、東部ダムの水を水道分に使うということですが、今現在、東部ダムにおいては東部の畑かん事業にも使用されていると思えますが、この夏場に入りますと、干ばつで非常にダムが干上がるということがありますので、これは大体水道分布が畑かん分いくら、農業分いくらと決まっていると思えますが、いくらぐらいですか。

○水道課長（喜 昭也君）

東部ダムにつきましては水利権がありまして、畑かん用と上水用と振り分けられていますが、畑かん用水には0.0549m³毎秒という数量、上水用には0.0115m³毎秒という水量らしいです。

○3番（牧 徳久君）

上流に示してないのでしょうか、割合について。

○水道課長（喜 昭也君）

条例の確認はしていませんが、この水利権の申請をしたときの、県に提出した、その資料がございます。資料には載っています。

○3番（牧 徳久君）

そしたら今後、干ばつはどうしても来るわけですので、これはダムの水が底をついた場合、どこを優先するのか。飲み水を優先するのか、農業用水分、東部の畑かんを優先するのか、底をついたらの話ですがね、どういう割合ですか。

○水道課長（喜 昭也君）

今、ちょうど県と協議をしているところでございまして、お互い、どれだけの量が必要なのか、ちょうど県の担当者の方も鹿児島に上がって、今、そういう話をしてるところでございます。

水道課としても、もしそのダムの水が足りない場合は、河川水、または地下水も利用できるというところでございます。ただいま協議中です。

○3番（牧 徳久君）

今後、東部ダムの場合は、上のほうが山じゃなくて、上に農地もありますし、また五ラン、大原線も走っているところの下流であって、本当の川ではないわけですよ。泉から流れている水をダムとしてせき止めてやっている関係上、水量も少ないし、また上流で畑もある関係上、除草剤等も使用する可能性もありますので、今後、そういった対策はどうされるのか、お伺いします。

○水道課長（喜 昭也君）

主な集落の上のほうでございますので、集落の駐在員さんを交えたりして、集落会議などを開いて、こういうダムができて、こうだよというのを、説明会などをしていきたいと思っております。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ集落の畑の地主の方には、この東部ダム、上のほうに畑がある方には、周知徹底いたしまして、ここからの水を自分たちが、東部の方の所有と思っておりますが、この水が自分たちの飲料水になっているということを周知していただければ、それは心配ないと思っておりますので、そのダムの近くの畑の方には十分、周知徹底していただくよう、要望いたしまして、終わります。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

○4番（上木千恵造君）

決算書の122ページをお願いいたします。西部地区基幹改良事業費764万1,000円ですかね、この13

節の委託料178万2,000円となっていますけれども、事業料に対して委託料が物すごく多いような感じがしますけれども、今後、これは改善していけるのかどうか。今見たら22%ぐらい委託料、事業費の、22%ぐらいかかっているようですが、これを今後、改善できるかをお伺いいたします。

○水道課長（喜 昭也君）

今後、担当ともちょっと打ち合わせをしながら、改善に努めたいと思います。

○4番（上木千恵造君）

その下の東部地区簡易水道事業料についても同じように委託料が事業費に対して、約1割近くになっているようですけれども、これらについても今後、ぜひ改善していただきたいと思います。前向きに検討できるのか、お伺いいたします。

○水道課長（喜 昭也君）

よく担当と話し合っています。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

他に質疑はありませんか。

○14番（美島盛秀君）

平成27年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算について、質疑をいたします。

116ページの歳入。まず、収入未済額の5,329万1,603円についてでありますけれども、審査意見書の20ページ、収入未済額があつて徴収率が50%という状況であります。過去の今までの累積の水道料の収入未済額はいくらありますかね、滞納分含めて。

○水道課長（喜 昭也君）

5,329万1,603円です。

○14番（美島盛秀君）

現在で水道料として滞納が5,329万1,603円ということですのでよろしいですね。

この滞納分についてでありますけれども、今から3年前に、いろいろ住民から監査請求が出た経緯があります。私は大いにこの水道料徴収関係には問題があると思っておりますけれども、いつの間にかそれもみ消しされて、何か知らんけど、今は何か大きなところの会長になっていると。本当に、こういうような倣いの、しがらみの多い伊仙町の現状であります。こういうようなことをなくしていかないと、伊仙町はいつまでたってもよくなりませんと私は思います。

ですから、私はどうも今のこういう滞納問題、これだけじゃなくて、他の問題もですけど、せっかく住民から監査請求を出して、水道審議委員会まで開いて、そのときに、滞納金の徴収問題等々、いろいろありました。

ですから、そういうような不自然な形で問題がいつの間にかなくなってしまうという、こういうような現状をつくり出している伊仙町の、行政の仕組みと言いましょか、倣いなそういうようなことをなくしていかないと、私はこういう滞納も徴収ができないと、増えていくばかりだと思いますので、ぜひそこらあたりをしっかりと話し合いをして、どう対応していくかということを取り

組んでいただきたいと思いますので、水道審議委員会が最近、行われているのかどうか、お尋ねをいたします。

○水道課長（喜 昭也君）

去年はいたしまして、今年はこの議会が終了し、10月ごろに予定でございます。

○14番（美島盛秀君）

水道審議委員会の任期は2年でしょうかね。それでちょうど3年前には2年ほど水道審議委員会が開かれてないということで急遽、審議委員会を立ち上げて、いろんな問題点を監査請求があった問題点等々、審議委員会の中で話し合われたようでありますけれども、当時の委員をしていた人の話によりますと、全く話にならないような委員会で、自分はもう、やめたということ等も聞きました。

ですから、そういう、委員会にはきちんとした見識のある、そういう人たちを入れて、しっかりと今後、取り組んでいかないと、私は大事な水道事業問題でありますので、今後もこういう滞納が増えていくのではないかと心配をします。

ですから、しっかりとそういう審議委員会で議論を尽くして、滞納とかでないような方向性を見出していただきたいということをお願いしたいと思います。

終わります。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

討論なしと認めます。

これから、認定第6号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

起立多数です。したがって、認定第6号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定いたしました。

日程第7、認定第7号、平成27年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算について、議題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

○水道課長（喜 昭也君）

認定第7号、平成27年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算の補足説明をいたします。決算書の3ページ財務諸表から説明をします。

営業収益が9,911万9,800円、営業費用が9,317万2,820円で、差し引いて営業利益が594万6,980円となります。

続きまして、営業外収入が2,434万2,231円、営業外費用が310万3,768円で、差し引き利益が2,123万8,463円となり、それに営業利益の594万6,980円を加算すると、経常利益が2,718万5,443円となります。

また、会計制度見直しに伴い、固定資産の整理を行った結果、過年度修正益が1,249万5,767円、過年度修正損が2億2,008万5,269円で、特別損失は2億758万9,502円となります。それにより、当年度純損失が1億8,040万4,059円となりますが、その他の未処分利益剰余金変動額の10億7,441万3,715円を充てることにより、当年度未処分利益剰余金が8億9,400万9,656円でございます。

以上、ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

以上で、補足説明を終わります。

認定第7号、平成27年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算の質疑を行います。

○3番（牧 徳久君）

平成27年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算について、質疑をいたします。

29年度にこの簡易水道事業と上水道事業が合併されるような予定であります。これは予定どおりそうなるのか、お伺いいたします。

○水道課長（喜 昭也君）

28年度で29年度までにとということだったのですが、29年度で30年度までということになっております。

○3番（牧 徳久君）

そうしますと、2カ年は29年度のもの延びたということですか。

○水道課長（喜 昭也君）

はい。

○3番（牧 徳久君）

あと1年では、今の東部の浄水場あたり工事しているわけですが、配管含めて、これが完成するということでしょうか。

○水道課長（喜 昭也君）

あと1年で完成する予定でございます。そして一応、まだ29年度までというのがありますが、まだ延びる可能性もあるという話も聞いています。今のところは29年ですが、あと1年延びるかという話もございますので。

○3番（牧 徳久君）

もし延びた場合、今の簡易水道の事業やっているわけですが、これは継続できるわけですか。

○水道課長（喜 昭也君）

延びた場合は、大丈夫だと思います。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、飲み水においては住民の生命を維持する上で一番大事な飲料水でありますので、この東部地区の浄水場事業を完成させて、おいしい水の提供をしていただきたいと思います。

終わります。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

討論なしと認めます。

これから認定第7号、伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

起立多数です。したがって、認定第7号、平成27年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算は、認定することに決定いたしました。

これで、当特別委員会に付託されました7会計歳入歳出決算審査を全て終わりました。

当特別委員会に付託されました7会計歳入歳出決算の審査結果と委員長報告については、伊仙町議会会議規則第77条の規定により、議長に提出いたします。

お諮りいたします。当特別委員会は、これをもって解散することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

異議なしと認めます。したがって、平成27年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会は、本日をもって解散することに決定いたしました。どうもお疲れさまでございました。

閉 会 午前11時40分

平成28年第3回伊仙町議会定例会

第 7 日

平成28年9月26日

平成28年第3回伊仙町議会定例会議事日程（第7号）

平成28年9月26日（月曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第7号）

- 日程第1 議案第62号 伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例（質疑～討論～採決）
- 日程第2 議案第63号 高齢者等肉用牛導入基金条例の一部を改正する条例（質疑～討論～採決）
- 日程第3 認定第1号 平成27年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～採決）
- 日程第4 認定第2号 平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～採決）
- 日程第5 認定第3号 平成27年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～採決）
- 日程第6 認定第4号 平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～採決）
- 日程第7 認定第5号 平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～採決）
- 日程第8 認定第6号 平成27年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～採決）
- 日程第9 認定第7号 平成27年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～採決）
- 日程第10 陳情第4号 「複式学級の解消を図るための定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求め、教育の機会均等をはかるための、2017年度政府予に係る陳情書採択の要請について」（総務文教常任委員会委員長報告～質疑～討論～採決）
- 日程第11 発議第4号 「複式学級の解消を図るための定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求め、教育の機会均等をはかるための、2017年度政府予算に関する意見書」（質疑～討論～採決）
- 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 追加日程第1 同意第2号 副町長の選任

1. 出席議員（13名）

| 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
|------|-----------|------|-------------|
| 1番 | 平 博 人 君 | 2番 | 岡 林 剛 也 君 |
| 3番 | 牧 徳 久 君 | 4番 | 上 木 千 恵 造 君 |
| 5番 | 美 山 保 君 | 6番 | 永 田 誠 君 |
| 7番 | 福 留 達 也 君 | 8番 | 前 徹 志 君 |
| 10番 | 樺 山 一 君 | 11番 | 永 岡 良 一 君 |
| 12番 | 伊 藤 一 弘 君 | 13番 | 琉 理 人 君 |
| 14番 | 美 島 盛 秀 君 | | |

1. 欠席議員（1名）

9番 明 石 秀 雄 君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂 浩 一 君 事務局書記 荻 田 恭 平 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|------------|-----------|--------|-----------|
| 町 長 | 大久保 明 君 | 副 町 長 | 一 |
| 総務課長 | 樺 山 誠 君 | 未来創生課長 | 池 田 俊 博 君 |
| 税務課長 | 當 吉 郎 君 | 町民生活課長 | 伊 藤 勝 徳 君 |
| 保健福祉課長 | 澤 佐 和 子 君 | 経済課長 | 元 田 健 視 君 |
| 建設課長 | 中 熊 俊 也 君 | 耕地課長 | 久 保 等 君 |
| きゅらまち観光課長 | 佐 藤 光 利 君 | 水道課長 | 喜 昭 也 君 |
| 農委事務局長 | 永 島 均 君 | 教育長 | 直 章 一 郎 君 |
| 教委総務課長 | 仲 島 正 敏 君 | 社会教育課長 | 明 勝 良 君 |
| 学給センター所長 | 水 本 齊 君 | ほーらい館長 | 仲 武 美 君 |
| 選挙管理委員会書記長 | 鎌 田 重 博 君 | 総務課長補佐 | 田 島 輝 久 君 |

△開 会（開議） 午前10時45分

○議長（琉 理人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 追加日程第1 同意第2号 副市長の選任について

○議長（琉 理人君）

お諮ります。ただいま伊仙町長から同意第2号、副市長の選任についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。同意第2号、副市長の選任についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 同意第2号、副市長の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

提案理由の説明いたします。同意第2号は、伊仙町副町長を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

同意第2号、伊仙町副町長の選任について、補足説明をいたします。

住所、鹿児島県大島郡伊仙町大字馬根230番地、氏名、稲 隆仁氏、生年月日、昭和28年12月15日生まれ、経歴についてはお手元に配付してあるとおりでございます。

地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これで補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第2号、副町長の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本件は、同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、同意第2号、副町長の選任については同意することに決定しました。

△ 日程第1 議案第62号 伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第1 議案第62号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第62号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例は、可決されました。

△ 日程第2 議案第63号 高齢者等肉用牛導入基金条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第2 議案第63号、高齢者等肉用牛導入基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号、高齢者等肉用牛導入基金条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第63号、高齢者等肉用牛導入基金条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第3 認定第1号 平成27年度伊仙町一般会計歳入歳出決算

△ 日程第4 認定第2号 平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

△ 日程第5 認定第3号 平成27年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算

△ 日程第6 認定第4号 平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

△ 日程第7 認定第5号 平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算

△ 日程第8 認定第6号 平成27年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算

△ 日程第9 認定第7号 平成27年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算

○議長（琉 理人君）

日程第3 認定第1号、平成27年度伊仙町一般会計歳入歳出決算、日程第4 認定第2号、平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、日程第5 認定第3号、平成27年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算、日程第6 認定第4号、平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、日程第7 認定第5号、平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算、日程第8 認定第6号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算、日程第9 認定第7号、平成27年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算の7件を一括して議題とします。

本件について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

平成27年度伊仙町一般会計他6特別会計歳入歳出決算、特別委員会の委員長報告をいたしたいと思います。

去る、平成28年9月13日に当特別委員会に付託されました平成27年度伊仙町一般会計他6特別会計歳入歳出決算は、9月16日金曜日から9月21日水曜日までの6日間、議長並びに議会選出監査委員を除く12名の委員で審査いたしました。

審査の概要といたしましては、9月16日金曜日に大久保町長をはじめ、担当課長及び職員出席の

もと、現地調査を実施しました。9月20日火曜日から9月21日水曜日の2日間は町長、教育長、各課長、局長が説明員として出席し、平成27年度各会計決算書、主要施策の成果説明書並びに監査意見書、施政方針を参考にし、予算の執行状況や経済効果、行政運営効果を検証し、また、町民にかわって評価するという目的に沿って慎重に審査を行いました。

以上を踏まえ、順次、報告いたします。

まず、9月16日金曜日に行われた現地調査について報告いたします。

1件目に成果説明書29ページ、決算書2款1項11目企業誘致促進対策事業費で建設されました、貸工場の現状について日本マルコ株式会社の徳田氏から説明を受けました。

操業状況については、従業員の確保が難しく、未だ、本格稼働には至っておりませんでした。

従業員については、徳之島出身者が4名おり、うち2名は横浜で研修を受けているとのことで、そのときは1名で製造から検査までを行っている状況でありました。

8月末にパート従業員20名の募集を行うも応募者は10名、年齢層は50代が半数で、現在は選考中であり、引き続き募集を行うとのことでありました。

委員から、募集に関して時給が低いことや勤務時間が4時間と少ないことが多数の応募につながらないのではないか等の意見が出されました。

航空機電子部品を1人で1日1個程度製造しており、部品の製造工程を教育するのにつきっきりで約3カ月もの時間を要することから、多数の一括採用は難しいとの説明でありました。

当面、この部品の製造を行い、将来はクリーンルームを使用し宇宙関係の精密部品の製造も予定されているとのことでありました。

この工場は雇用の面で町民が大きな期待をしていることから、給与や勤務時間、労働環境等を考慮し、従業員を確保して早期に当初計画の120名体制が実現できるよう、担当課へ要望いたします。

次に、2件目の成果説明書35ページ、決算書2款1項9目犬田布岬公園観光地連携整備事業費の展望休憩所、多目的広場、遊歩道の建設事業に関し、担当課長より説明を受けました。

この事業により天城町の犬の門蓋公園、徳之島町の金見岬公園と徳之島観光の目玉の観光地が改修され観光客に喜ばれるものですが、事業で植えられていたヤシの木が当初から枯れており、植樹業者に瑕疵保証で植えかえを指導していただきたい、また慰霊塔も腐食しており、崩落の恐れもありますので周囲のロープなど安全対策を行うこと、また、将来、慰霊塔の建てかえ等の費用も予想されることから、国営の公園にできるよう要望いたします。

次に、3件目の成果説明書56ページ、決算書4款1項5目海岸漂着物等地域対策推進費の犬田布地区の不法投棄場所について、担当課長より説明を受けました。

草の生い茂った谷間や水路に多量のごみが投棄されており、撤去作業を進めているとのことでありました。

立て看板等も必要ですが、最も大切なものは町民のマナーの問題でありますので、引き続き広報等を通じ意識改革を要望いたしたいと思っております。

次に、4件目の成果説明書56ページ、決算書4款1項6目再生可能エネルギー等導入推進基金事業、ほーらい館の太陽光発電設備及び蓄電池の利用状況について、担当課より説明を受けました。

全額補助事業とのことで、災害時の避難所として活用しているほーらい館の停電時電力の補完設備として活用されており、施設消費電力の3%程度を賄っているとのことでありましたが、蓄電池耐用年数が10年間で更新時に多額の費用を要するとの懸念がありますが、5カ月間で26万円の使用料の低減ができており、今後も有効活用するよう要望いたします。

次に、5件目の成果説明書70ページ、決算書、1款2項3目東部地区基幹改良事業費の東部浄水場の進捗状況について、担当課より説明を受けました。

現状の面縄・喜念両浄水場の水質が悪いため、この浄水場が完成すると東部地区はもとより中部地区の水量、水質も改善されるとのことで、水道課としても期待しているとのことでありました。

平成28年度工事としては、管理棟、浄水池及びろ過機の基礎部分を施工しており、鹿児島で制作中のろ過機ができ次第、据えつけ、来年度は水道管の工事を行い、平成30年度に給水する計画とのことでありました。

水道事業の統合計画に沿って計画的な事業推進を要望いたします。

続いて、9月20日火曜日から9月21日水曜日にかけて実施された各会計の審議内容について、ご報告いたします。

まず、認定第1号、平成27年度伊仙町一般会計歳入歳出決算について、補足説明を終えて質疑応答を行いました。

平成27年度一般会計歳入総額は59億2,236万3,349円、歳出総額は58億3,879万9,614円であり、歳入歳出差引額については8,356万3,735円となっています。そのうち、地方自治法第233条2の規定により4,500万円を財政調整基金積立金へ繰り入れしておりました。

次に、同会計に関する質疑においては、各種税の滞納対策についてであります。昨年度より全滞納者の貯金、保険などの財産調査を行い、財産があれば差し押さえを実施しており、また、給与所得者についても会社と交渉しながら法律の範囲内で給与の差し押さえを実施し、徴収率向上につながったとのことであります。

また、平成28年度からは県や3町と連携しながら家宅捜索を行い、差し押さえ、財産の公売会を行い、滞納に充てることも計画しているとのことであります。

不納欠損処分に関しては、法令どおり5年の時効分について処理している状況ではありますが、徹底した財産調査を行い徴収に充てるとともに、分納誓約等を交わし時効延長につなげることを要望いたします。

土地改良分担金についても、多額の滞納があります。今後さらに事業が進むと滞納額も増加することが予想されますので、事業実施時に分納誓約を結び3年程度で完納できるような文書を交わすことや、分担金以上の収入増加が期待できるメリットなども畑総事業説明会等で周知を図ることを要望いたします。

認可保育所の保育料については、町で児童手当から徴収しているとのことですが、認可保育所独自の徴収努力を行うよう厳しく指導することを要望いたします。

住宅使用料に関して、現年度分については改善していますが、滞納分に関しては徴収が進まない状況で、最近では3カ月滞納時には退去を求めるなどの対策を行っているとのことでありました。

しかし、転出して住所不明になり、徴収困難になっている事例が多いとのことでしたが、入居時に滞納者と同じ責任を負う連帯保証人を2名立てているとのことですので、弁護士等と連携を取り法令どおり連帯保証人への支払いの働きかけや差し押さえ処分等を行うよう要望いたします。

次に、百菜への貸付金500万円と電気料319万円の返済についてですが、昨年から行われていない総会を9月中に行い、会計を整理した上で、返済計画の話し合いをするとのことですが、昨年6月から電気料の未納があった時点で強く指導し契約どおりに毎月の報告を徹底し、運営について相談しておけば防げた可能性もありましたので、早期の返済と運営の健全化を要望いたします。

次に、子育て支援事業に関してですが、本町では出生祝い金として第1子が5万円、第2子が10万円、第3子が15万円の支給を行っておりますが、子宝のまちをうたっており合計特殊出生率日本一の町として、さらなる増額や子育て世代への手厚い支援を要望いたします。

地方創生関連事業は全額補助と有利な事業ですので、予算額を全額活用し商品券やふるさと留学支援事業、観光資源掘り起し事業なども推進し人口増につなげていただくよう要望いたします。

町財政におきましては、財政の硬直化が進んでおりますので、先にも申し上げたように徴収率の向上による自主財源の確保と弾力性のある財政運営、決算において多額の不用額が計上されておりますので、管理計画に基づいた適切な予算の執行管理を行い、健全な財政運営がなされるよう要望いたします。

また、農業政策につきましては、現在まで取り組まれた、まーざく・コーヒーの検証とパパイヤ、ゴマなどの推進や、徳之島用水事業の畑かんを有効利用した新規作物の導入、今年度建設予定の営農研修センターで新規就農者育成支援策を充実させ、伊仙町農業振興計画で掲げられた平成31年度の農業生産額50億円に向けた取り組みを要望いたします。

今回、問題になった、直売所百菜をはじめ、特産品開発製造販売プロジェクト事業の黒糖工場や先に述べた日本マルコ株式会社など、事業の進捗が当初の計画どおり進んでいない事業がありますが、以前の決算審査委員長報告でも触れましたが、早急にこれらの事業を検証する各課横断的な組織を立ち上げ問題点を検証し事業を計画どおり進められるよう強く要望し、認定第1号、平成27年度伊仙町一般会計歳入歳出決算について採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

続いて、認定第2号、平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてですが、歳入総額は13億5,366万805円、歳出総額は13億4,627万5,266円であり、歳入歳出差引額については738万5,539円となっております。そのうち500万円を基金積立金へ繰り入れしておりました。

国保特別会計においても、滞納額及び不納欠損額について質疑があり、現年度分を重点に徴収し

約5%改善され89.45%となりましたが、滞納分につきましては、15.11%と低く、総額5,624万円もの滞納があります。

平成30年度の県への移行もありますので、引き続き徴収対策の強化を行うとともにジェネリック薬品の使用推進など医療費の抑制に努力し、一般会計からの繰入を抑制するよう要望いたします。

続いて、認定第3号、平成27年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算についてですが、歳入総額は9億6,189万7,886円、歳出総額は9億4,676万829円であり、歳入歳出差引額については1,513万7,057円となっています。そのうち1,000万円を基金積立金へ繰り入れしておりました。

地域サロンや包括支援センターの働きにより介護予防給付費が大幅に減少しておりますが、その他給付費は横ばいでありますので、各介護事業所との連携を強化し、適正化を図り、元気度アップポイント制度も周知し、各種教室への参加を呼びかけていただくとともに、徴収体制の強化を要望いたします。

認定第4号、平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてですが、歳入総額は1億7,960万9,299円、歳出総額は1億7,902万9,603円であり、歳入歳出差引額については57万9,696円となっており、翌年度繰り越ししておりました。

滞納額の増加が著しく早急な徴収対策を強く要望し、認定第2号、平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定第3号、平成27年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算、認定第4号、平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の3件について、採決の結果、賛成多数で認定するべきものと決定いたしました。

認定第5号、平成27年度徳之島交流広場ほーらい館特別会計歳入歳出決算についてですが、歳入総額は1億993万7,153円、歳出総額は1億961万1,685円であり、歳入歳出差引額については32万5,468円となっており、翌年度繰り越ししておりました。

質疑において、百菜の電気料の未収額が319万2,151円ありますので早急に支払いを求めることと、百菜にも太陽光発電施設を導入できないか検討することを要望し、採決の結果、賛成多数で認定するべきものと決定いたしました。

続いて、認定第6号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算について、歳入総額は2億712万3,811円、歳出総額は1億9,584万8,995円であり、歳入歳出差引額については1,127万4,816円となっておりました。

認定第7号、平成27年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算については、財務諸表に基づく営業収益が9,911万9,800円、営業費用が9,317万2,820円あり、差引合計として594万6,980円ありました。

次に、営業外収益が2,434万2,231円、営業外費用が310万3,768円、差し引きとして2,123万8,463円ありましたが、これは、上水道事業会計の変更により、固定資産の償却処理をしたものとのことであります。

事業に関しては、東部浄水場の建設が進んでおり、東部地区の給水、水質改善が期待されておりますが、水源の東部ダムの水量も少ないことから、農業用水とも連携しながら適切な取水を心がけ

るようお願いいたします。

また、目前に迫った、事業統合がスムーズに行えるよう事業管理を要望いたします。

徴収に関しましては、両事業とも現年度分が改善されておりますが、滞納額も多額になっておりますので引き続き徴収対策を強化し一般会計からの繰り入れが少なくなるよう要望し、認定第6号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算、認定第7号、平成27年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算については、採決の結果それぞれ、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

最後に、今回、平成27年度決算審査においては、一般会計はもとより、特別会計においても税金や分担金、負担金、利用料、使用料、手数料、こういった住民が負担すべきものを負担していない、このことについての質疑が大半を占めました。毎年少しずつ改善されてはいるものの、約3億円もの収入未済金があるわけであります。自主財源の乏しい我が町においては貴重な財源であり、一方、住民からすれば義務として納入すべき公的負担であります。したがって、滞納が生じているとすれば、期限までに納付した善良なる住民との間に重大な不公平感が生ずることになるわけであり、このまま放置するならば、住民の納税意識がますます悪化していくと思われまます。

今回の決算審査の質疑の中で、今後の対策や取り組みに対し強い決意が各担当課長から述べられておりました。これら述べられた取り組みを着実に実行し、徴収率のさらなる向上に努められることを強く要望し、委員長報告を終わります。

平成28年9月26日。決算審査特別委員会委員長、福留達也。

○議長（琉 理人君）

これから認定第1号、平成27年度伊仙町一般会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。認定第1号、平成27年度伊仙町一般会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は認定です。認定第1号、平成27年度伊仙町一般会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、認定第1号、平成27年度伊仙町一般会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

これから認定第2号、平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。認定第2号、平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は認定です。認定第2号、平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、認定第2号、平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

これから認定第3号、平成27年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。認定第3号、平成27年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は認定です。認定第3号、平成27年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、認定第3号、平成27年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

これから認定第4号、平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。認定第4号、平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は認定です。認定第4号、平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、認定第4号、平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定いたしました。

これから認定第5号、平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。認定第5号、平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は認定です。認定第5号、平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、認定第5号、平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

これから認定第6号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。認定第6号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は認定です。認定第6号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、認定第6号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

これから認定第7号、平成27年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。認定第7号、平成27年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は認定です。認定第7号、平成27年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、認定第7号、平成27年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

△ 日程第10 陳情第4号 「複式学級の解消を図るための定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求め、教育の機会均等をはかるための、2017年度政府予算に係る陳情書採択の要請について」

○議長（琉 理人君）

日程第10 陳情第4号、「複式学級の解消を図るための定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求め、教育の機会均等をはかるための、2017年度政府予算に係る陳情書採択の要請について」を議題とします。

陳情第4号について、総務文教委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（福留達也君）

去る9月15日、本会議散会后、議会委員会室において、委員7名、事務局2名、また説明員として教育長並びに教育委員会総務課長出席のもと、陳情第4号、「複式学級の解消を図るための定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求め、教育の機会均等をはかるための、2017年度政府予算に係る陳情書採択の要請について」を慎重に審査いたしました。

同陳情は、本件では2学年の子供が1つの教室で学ぶ複式学級が多く、単式学級で学ぶ子供たちと比較したときに、憲法が要請する教育の機会均等が保障されているとは言い難いことから、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することを目的とした趣旨でありました。

これらの件について、説明員として教育長及び教育委員会、総務課長を交え、本町の町立学校の現状を伺い協議を行いました。

本町にある8小学校のうち5小学校が複式学級であり、単式学級で学ぶ子供たちと比較したとき憲法が要請する機会均等が保障されているとは言い難いという意見がありました。

しかし、仮に1名の入学生であった場合、1人では寂しい思いをするのではないかなどの意見もありましたが、一人一人の能力や可能性を引き出す教育の推進が必要であり、さらには学ぶ意欲と能力のある全ての人たちが質の高い教育を平等に受けることができる社会を実現するために、国庫負担制度の2分の1復元は必要不可欠との結論に達し、陳情第4号、「複式学級の解消を図るための定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求め、教育の機会均等をはかるための、2017年度政府予算に係る陳情書採択の要請について」は採択すべきものと決定いたしました。

平成28年9月26日。総務文教常任委員会委員長福留達也。

○議長（琉 理人君）

これから陳情第4号、「複式学級の解消を図るための定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求め、教育の機会均等をはかるための、2017年度政府予算に係る陳情書採択の要請について」の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第4号、「複式学級の解消を図るための定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求め、教育の機会均等をはかるための、2017年度政府予算に係る陳情書採択の要請について」を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情第4号について、委員長の報告は採択です。陳情第4号、「複式学級の解消を図るための定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求め、教育の機会均等をはかるための、2017年度政府予算に係る陳情書採択の要請について」を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、陳情第4号、「複式学級の解消を図るための定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求め、教育の機会均等をはかるための、2017年度政府予算に係る陳情書採択の要請について」は、採択するものと決定しました。

△ 日程第11 発議第4号 「複式学級の解消を図るための定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求め、教育の機会均等をはかるための、2017年度政府予算に関する意見書」

○議長（琉 理人君）

日程第11 発議第4号、「複式学級の解消を図るための定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求め、教育の機会均等をはかるための、2017年度政府予算に関する意見書」を議題とします。

提出者の意見書について、趣旨説明を求めます。

○総務文教常任委員長（福留達也君）

「複式学級の解消を図るための定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求め、教育の機会均等をはかるための、2017年度政府予算に関する意見書」の提出に当たって、提案理由の説明を行います。

現在の日本国内における学級規模では、児童生徒一人一人にきめ細やかな対応が不可能であります。

また、三位一体改革による義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられたことに伴い、自治体財政が圧迫され、非正規職員が増加している状況であります。

特に、鹿児島県の職員採用状況を鑑みても、奄美群島出身の教職員が激減するなど、地域にゆかりのある教職員の確保は今後の人格形成や伝統文化の伝承を担う観点から抜本的に解決されるべき課題であります。

これらの理由から、地方自治法99条の規定により、別紙意見書案のとおり、文部科学大臣宛てに意見書を提出いたしたく提案するものであります。

○議長（琉 理人君）

これから発議第4号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第4号、「複式学級の解消を図るための定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求め、教育の機会均等をはかるための、2017年度政府予算に関する意見書」を採決します。

お諮りします。発議第4号、「複式学級の解消を図るための定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求め、教育の機会均等をはかるための、2017年度政府予算に関する意見書」を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、発議第4号、「複式学級の解消を図るための定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求め、教育の機会均等をはかるための、2017年度政府予算に関する意見書」は、原案のとおり決定いたしました。

なお、ただいま原案可決された意見書については、地方自治法第99条の規定により、本日付で文部科学大臣へ送付いたしますので、報告申し上げます。

△ 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（琉 理人君）

日程第12 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本議会の会期日程、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。決定いたしました。

△ 日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（琉 理人君）

日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長、経済建設常任委員長、生活環境常任委員長から、伊仙町議会会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第3回伊仙町定例議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 午前11時35分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 琉 理 人

伊仙町議会議員 上 木 千恵造

伊仙町議会議員 美 山 保

